

平成27年2月26日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番 佐藤良一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	佐藤浩之	健康福祉課 高齢福祉室長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成26年2月26日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告  
(1) 市政の概況について  
(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成27年度～平成29年度)について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第 1号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 11 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 12 質疑
- 〃 13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第7号))
- 〃 14 議第 2号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
- 〃 15 議第 3号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 16 議第 4号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 17 議第 5号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 18 議第 6号 平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 19 議第 7号 平成27年度寒河江市一般会計予算
- 〃 20 議第 8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 21 議第 9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 22 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 23 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 24 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 25 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 26 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 27 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 28 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 29 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 30 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について

- 日程第 3 1 議第 1 9 号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 0 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 3 3 議第 2 1 号 寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 〃 3 4 議第 2 2 号 寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 〃 3 5 議第 2 3 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 3 6 議第 2 4 号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 3 7 議第 2 5 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 3 8 議第 2 6 号 寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定について
- 〃 3 9 議第 2 7 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 4 0 議第 2 8 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 4 1 議第 2 9 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 2 議第 3 0 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 3 議第 3 1 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 4 4 議第 3 2 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 4 5 議第 3 3 号 土地の取得について
- 〃 4 6 議第 3 4 号 土地の処分について
- 〃 4 7 議第 3 5 号 市道路線の認定について
- 〃 4 8 議第 3 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 4 9 請願第 1 号 消費税増税の中止を求める請願
- 〃 5 0 施政方針説明
- 〃 5 1 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、政策推進課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、9番杉沼孝司議員、10番辻登代子議員を指名いたします。

会 期 決 定

○鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成27年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から3月17日までの20日間とし、その間の会議等につきましてはお手元に配付しております日程表のとおり決定をいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの20日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成27年2月26日（木）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
2月26日(木)	午前9時30分	本 会 議	議 場

月 日	時 間	会 議			場 所
2月27日(金)		休 会 (議案調査)			
2月28日(土)		休 会			
3月 1日(日)		休 会			
3月 2日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
3月 3日(火)		休 会 (議案調査)			
3月 4日(水)		休 会 (議案調査)			
3月 5日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
3月 6日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場	
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場	
	予算特別委員会終了後	総務文教常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室	
		厚生常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室	
		建設経済常任委員会分科会	付託案件審査	第5会議室	
3月 7日(土)		休 会			
3月 8日(日)		休 会			
3月 9日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場	
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場	
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場	
	予算特別委員会終了後	総務文教常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室	
		厚生常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室	
建設経済常任委員会分科会		付託案件審査	第5会議室		
3月10日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室	
		厚生常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室	
		建設経済常任委員会分科会	付託案件審査	第5会議室	
3月11日(水)	午前9時30分	総務文教常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室	
		厚生常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室	

月 日	時 間	会 議		場 所
		建設経済常任委員会 分科会	付託案件審査	第5会議室
3月12日(木)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付託案件審査	第5会議室
3月13日(金)		休 会 (事務処理)		
3月14日(土)		休 会		
3月15日(日)		休 会		
3月16日(月)		休 会 (事務処理)		
3月17日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成27年度～平成29年度)について、市長から報告を求めます。  
佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、12月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、雇用情勢についてであります。国の2月の月例経済報告では、「景気は個人消費な

どに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」としており、1月報告と同様となっております。山形労働局が1月30日に発表した昨年12月の県内有効求人倍率は1.26倍であり、ハローワーク寒河江管内においては0.99倍で、前月比0.2ポイントの減となっております。しかし、正社員求人を見ると0.62倍と、過去最高を更新しております。また、県内の雇用情勢は5カ月連続で改善が続いているとの判断を継続しております。

一方、1月末現在での西村山管内高校新卒者の就職内定率は99%と、前年同期比プラス2ポイントとなっております。引き続き内定率100%に向けて、就業支援を促進するインターンシップ事業を初め、就職後のフォローアップ活動を行ってまいります。今後とも、社会経済情勢の変化に対応した本市の雇用対策を推進してまいります。

次に、今冬の雪対策について申し上げます。

昨シーズンは、山間部への降雪は多かったものの、平野部では比較的小雪傾向でありましたが、今シーズンは、御案内のとおり大雪傾向と

なっており、積雪による車庫の倒壊も2件起きております。市といたしましては、去る1月19日に豪雪対策連絡本部を設置し、災害発生の防止に努めるとともに、豪雪に対する市民の安全・安心の確保と注意喚起を図っているところでもあります。

除雪作業について、現在までの状況を申しあげますと、除雪協会の60台に市除雪車10台を合わせた70台で実施しており、自主出動区域において、昨年より10日早い12月3日に除雪出動したのを皮切りに、2月20日までに一斉除雪出動を昨年の倍の10回実施しているほか、田代地区では昨年より14回多い32回の除雪を行っており、いずれの区域も昨年1月時点に比べ増加している状況となっております。

今シーズンの大雪傾向を受け、除排雪活動補助についても、現時点で6件、5町会からの申請があり、地域の生活環境の向上につながっているものと考えております。

農林関係の被害につきましては、調査中ではありますが、農家の方々には、農道の早目の除雪と果樹の枝折れや施設の倒壊防止のための小まめな雪おろしなど、雪害防止対策の徹底を呼びかけているところであります。また、幹線農道の除雪につきましては、地元と協議を行いながら順次実施をしているところであります。

今後の融雪期に当たりましては、災害の防止、安全確保に万全を期してまいります。

次に、灯油購入費助成事業について申しあげます。

低所得者等の世帯の経済的負担の軽減を図るため、1世帯当たり5,000円分の灯油購入費助成事業を1月下旬から実施しております。対象世帯は、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障がい者のいる世帯、18歳未満の児童を扶養するひとり親などがある世帯で、いずれも市民税非課税世帯であります。

2月20日現在で、高齢者世帯950世帯、障が

い者世帯87世帯、ひとり親等世帯95世帯の合計1,132世帯から灯油購入助成券の申請があり、566万円の費用助成額となっております。

次に、クア・パーク関連の事業について申しあげます。

最後の1区画となっております寒河江チェリークア・パーク民活エリアの分譲地について、さきの12月定例会で補正予算の議決をいただきましたが、医師会館・成人病検査センターの移転改築用地として2月6日に寒河江市西村山郡医師会と分譲契約を締結いたしました。

また、昨年オープンしました「チェリーナさがえ」は、1月12日にオープン1周年記念フェスティバルが開催されましたが、この1年間で約4万3,000名の方から御利用いただきました。今後とも市内外のにぎわいと話題性を創出し、チェリーナさがえの利用促進を図ってまいります。

次に、防災行政無線の運用開始についてであります。

緊急情報や災害情報などを迅速に伝達する防災行政無線を整備し、昨年12月20日から運用を開始いたしました。万が一、災害が発生した場合には、迅速に情報を伝達し、災害時の被害をより少なくすることが大変重要であります。安全・安心なまちづくりのため、市民の生命や財産を守る大切な情報を確実に発信してまいります。

以上、12月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力をいただきながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

次に、新第5次寒河江市振興計画実施計画（平成27年度～29年度）について御報告を申しあげます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする新第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年ローリング方式で策定して

いるものであります。実施計画の内容につきましては、昨年12月24日の全員協議会において御協議をいただいているところでございますので、それにより報告にかえさせていただきたいと存じます。

以上であります。

## 質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1)の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2)の新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成27年度～平成29年度)について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から報告の際にもありましたけれども、さきの全員協議会の中で議会にもお示しをしてというふうなことがありました。したがって、きょうは中身は省略をさせていただきたいという報告でありますけれども、全協の際にいろいろ意見も出されました、議会側から。それらを受けて、付加された部分があるのかどうかだけ教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光課長。

○月光龍弘政策推進課長 前回の全員協議会でお示しして、いろいろ御協議いただいたところでございますが、それらを踏まえながら、できるものと、あとは先に向けてやっていくものと、いろいろ検討させていただいております。よろしくをお願いします。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、あのときにはコンクリートする前に議会の意見も求めるという、

そしてきょうは議会に報告をして本決まりになるんだというふうに私は理解をしているんです。

したがって、前段に議会の全員協議会の中で出された意見、そこでも今課長から言われましたように受けとめる趣旨の発言もあったわけにありますので、付加というふうな表現で私、先ほどお尋ねをしましたけれども、付加だけでなく修正したり何も含めてね、変更になっている部分あるのかどうか教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 12月24日の時点で3カ年の計画をお示しをしたわけでありましてけれども、その後、御案内のとおり国の補正予算なども内容が徐々にわかってきた中で、新年度の予算とあわせて寒河江市の補正予算も一緒に提示をさせていただいているところであります。

そういった中で、現実的には28年度に計画をするということで実施計画の中でお示しをした事業などについても、前回の全協の中での御意見あるいはそういう趣旨なども十分踏まえながら、できるだけ早目に前倒しをして実施している事業なども出てくるという予算編成過程の中で取り組ませていただいて、例えば第3子の経済的支援の拡大などについては、実施計画の中では28年度に予定をさせていただきましたが、補正予算の中身などを踏まえて今回、26年度の補正という形で上程をさせていただくというような中で、いろいろ御議論の趣旨を、意図を踏まえさせていただいて対応させていただいたという部分もあるというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の点は、この前の全協の説明の際も、状況を見ながら前倒ししたりなんかをしていきたいというふうな話がありました。私も議会のほう側からは、今の基本計画も、振興計画ね、27年度で終わりというふうなこと、

そして向こう3年間の財政計画などの中で、やっぱり現在の振興計画の中でも庁舎の将来のありべき姿とかね、基金の問題を含めてです、いうふうなことがあったわけでありましてけれども、今回示された中では、そういうふうなものも、財政的に厳しいというのはわかります、わかりますけれども、将来を見越しての積み立てなど、きちっとしていく必要があるのではないかというふうな指摘をしているんです。そうしたときに、やっぱり全協でそういう基本的なことの意見交換をしても、聞きっ放しというふうなのは極めてまずいなというふうに、将来を展望しての計画でありますから、ぜひ今後は、そういう協議を持った際には、住民代表の議会側から出された意見というのはきちっと受けとめて、計画の中に反映するようにしていただきたいということを指摘しておきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第6、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

## 議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、五十嵐良子委員が本年3月27日をもって任期満了とな

りますので、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案するものであります。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申しあげます。

## 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については、これに同意することに決しました。

## 議案上程

- 鴨田俊廣議長** 日程第10、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第11、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括議題といたします。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 報告第1号及び報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括して御説明申しあげます。

報告第1号は、寒河江市西根二丁目地内の市道丸内西根北町線において発生した車両の事故であります。

報告第2号は、寒河江中部小学校敷地内の除雪作業中に発生した車両の事故であります。

いずれも、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、御報告申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

- 鴨田俊廣議長** 日程第12、これより質疑に入ります。

初めに、報告第1号について質疑はありますか。新宮議員。

- 新宮征一議員** ただいまの報告第1号についてでありますけれども、日にちが27年の1月3日午後1時ごろということになってはいますけれども、1月3日はお正月の休みだったはずなんです。したがって、どういう用事でこの市有車が運転されておったのか、第1点。

それから、第2点は、これは損害保険を適用したというか使ったかどうか。

それから、もう一点は、この責任割合がどうだったのか。

この3点についてお聞きしたいと思います。

- 鴨田俊廣議長** 芳賀建設管理課長。  
○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの質問、3点あったかと思えますけれども、お答えしたいと思います。

第1点目、どういう理由かということでございますけれども、1月3日午後1時ごろということですが、この日は確かに三が日ということで休みであったわけですが、積雪等とか雪の関係で、私のほうの判断で市内のパトロールということで指示したところでございます。

あと、2点目の保険につきましては、保険を使っております。

3番目について。責任割合については、これにつきましては、対向車とすれ違う際に、一旦停止しまして、その後、対向車と並んだ状態で前方に進行しようとしたということで、その際に左後輪が雪の塊に乗り上げて、対向車の相手方の右側のドアに接触したということで、100%こちらの負担ということになっております。以上でございます。

- 鴨田俊廣議長** 新宮議員。  
○**新宮征一議員** 報告2号についてもよろしいですか。先ほど一括して説明いただいたので……  
○**鴨田俊廣議長** 1号はそれで……。  
○**新宮征一議員** ただいまの件については了解しました。  
○**鴨田俊廣議長** 次に入りますので、1号についてお願いします。  
○**新宮征一議員** はい。  
○**鴨田俊廣議長** 1号について、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、報告第2号について、質疑はありますか。新宮議員。

○**新宮征一議員** これは中部小学校の敷地内での除雪作業ということですが、家庭用除雪機って、この除雪機の所有者、いわゆる一般家庭、どなたかが持ってこられてやったのか、あるいは市で所有している、小型のやつありますね、それなのか、それから運転された方は市の職員なのかどうか、この2点についてお聞かせください。

○**鴨田俊廣議長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** それでは、お答えいたします。

まず、この状況ですけれども、市の大型の除雪車のほうで掃いていただいているわけですが、中部小学校の駐車スペースが、桜の木とかあったりしてなかなかこまいところまでは掃けないということで、実は近くに第一わんぱくクラブという学童クラブがございます、その所有の家庭用除雪機を借用して駐車スペースを広げるということをしたということでございます。

作業に当たったのは用務員であります。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第13、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号））から日程第49、請願第1号消費税増税の中止を求める請願までの37案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

○**鴨田俊廣議長** 日程第50、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 本日、平成27年の第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、平成27年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申しあげます。

昨年は、市制施行60周年という大きな節目を迎え、さまざまな記念事業を展開し、多くの皆様から参加をしていただきました。これまでの寒河江市の歴史文化を踏まえ、さらなる飛躍のために新たな一歩を踏み出さなければならないと考えております。

平成27年度は、新第5次寒河江市振興計画の最終年度であります。振興計画の将来都市像である「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市」の実現をより確実なものにしていくため、まずは掲げております7つの重点プロジェクトの目標達成を推し進めるとともに、各施策に示しております諸事業について加速的に取り組む必要があります。引き続き、地域座談会や各種団体との懇談会、市長への手紙などを実施し、市民の皆様の貴重な御意見、御提言をいただきながら、次の5つの施策に重点を置き、子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせるまちづくり、さらには人口減少対策等の総合的な施策を展開しながら、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

1つ目は、子育て支援策のさらなる充実であります。子育て支援につきましては、市民100人評価委員会でも重要度が高い結果となっており、保育所サービスの拡充や保育料等の負担軽減、学童保育施設の整備、児童遊具や学校設備の充実等による「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」であります。

2つ目は、防災対策強化や高齢者の見守りを初めとする医療・介護・福祉など、子供からお年寄りまで市民の皆様が実感できる「安全・安心なまちづくり」であります。

3つ目は、寒河江のランドマークである長岡山を初め、魅力ある公園整備や機能的な道路網

の整備を図る都市基盤の充実であります。

4つ目は、紅秀峰、つや姫のブランド化などによる農業生産体制の強化やまちなかのにぎわい創出、工業の振興等の取り組みを進め、市の活性化につなげていく「地域の産業振興」であります。

5つ目は、体育施設を充実し、利用していただくことで市民の元気づくりを進めるとともに、国史跡指定慈恩寺を初めとする歴史的文化的遺産の保存と情報発信の強化による「スポーツ・文化の振興」であります。

この5つの重点方針に沿い、今後とも市民の皆様のお意見をお聞きし、知恵を出し合い、創意工夫を発揮しながら、時代の要請、地域の要望などを的確に捉えて、市民主体のまちづくりに反映させ、「夢と希望の持てる元気な寒河江」の実現のため、全力で取り組んでまいります。議員各位には引き続き格別の御指導・御理解を賜りますようお願い申しあげます。

次に、平成27年度当初予算について申しあげます。

まず、経済状況についてであります。我が国の経済は、アベノミクスを初めとする各種施策や復興需要などを背景に株価が回復し、円高が是正されたことによって、企業業績や個人消費、雇用情勢が上向いてきたと言われております。内閣府が2月16日に発表した昨年10月から12月期のGDP速報値によると、実質で前期比0.6%増、年率換算で2.2%のプラスに転じておりますが、景気回復の実感としては、昨年4月の消費税増税後の個人消費の落ち込みの反動が大きく、足元の消費低迷が続いている状況にあると感じております。

また、円安による海外からの原材料に係る輸入負担増により、メーカーが販売価格に転嫁する動きが本格化しており、消費者は一層節約志向を高めることが予想されております。

そのため、国においては、地域住民生活等緊急支援のための経済対策に基づき、平成26年度補正予算を編成したところであります。

本市においても事業効果が早期に見込まれる消費喚起・生活支援型事業や少子化対策や地域活性化をメインとした地方創生先行型事業を中心に補正予算を計上し、平成27年度当初予算とあわせた切れ目のない経済地域活性化策を実施する考えであります。

まず、歳入について申しあげますと、市税につきましては、個人市民税は、昨年4月からの消費税引き上げや米価下落の影響による営業所得、農業所得の落ち込みが予想されるとともに、固定資産税は、3年に1度の評価替えの年に当たることから大きく減となる見込みで、全体で3.5%の減額を見込んでおります。

地方消費税交付金については、昨年4月より地方消費税が引き上げられたことから53.7%の大幅増額を見込んでおり、地方交付税につきましては、国の地方財政対策などにより、平成27年度より3.5%減額を見込んでおります。

一方、歳出予算につきましては、厳しい財政状況の中、行財政改革や事務事業の見直し等により一層の経費節減に努め、新第5次振興計画の最終年として着実に成果を示せるよう、重点プロジェクトを中心に諸施策を展開するとともに、人口減少対策や地域活性化に向けた地方創生対策及び地域住民生活等緊急支援対策のための交付金を活用し、寒河江の元気を推進することを重点として予算編成を行ったところであります。

その結果、一般会計当初予算は前年度当初予算対比0.8%増の155億9,000万円となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は302億9,964万6,000円となります。

以下、新第5次振興計画の6つの施策の柱に沿って、施策の大要を申しあげます。

第1に、「いきいきと健やかに暮らせる地域

社会の創造」についてであります。

初めに、「みんなで子育てを支える地域づくり」についてであります。

安心して出産、子育てができるように、新たに未就学児を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施するとともに、引き続き乳児訪問指導専門員を活用して乳児家庭全戸訪問を実施し、妊産婦や乳児の健康・育児に関する相談指導を行い、安心して子育てができるよう支援してまいります。

また、不妊に悩む夫婦の経済的支援を図るため、特定不妊治療費助成事業を継続して実施しておりますが、新年度からは男性不妊治療も助成対象としてまいります。

子ども・子育て支援新制度について申し上げます。認可保育所の受け入れ枠の拡大を図るため、民間立の認可保育所2施設の施設整備を支援し、本年4月から開所いたします。また、新たに病後児保育を実施し、昨年度から実施している休日保育とあわせて、いつでも保育事業を拡充してまいります。

また、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、低年齢児の受け入れが可能となる認定こども園に移行するための施設の整備を支援していくとともに、市立保育所へのエアコンの増設等を行い、保育環境の充実を図ってまいります。こうした取り組みにより、新制度の円滑なスタートに向け、万全を期してまいります。

次に、第3子以降の保育料の無料化事業について申し上げます。

保育所、私立幼稚園及び届出保育施設等に通う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、現在、小学校3年生以下の兄弟が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料の無料化を実施しております。新年度からは「小学校6年生以下の兄弟が3人以上いる世帯」に対象世帯を拡大して実施してまいります。

また、低所得世帯に対する幼稚園就園奨励費

を増額し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

放課後児童対策事業については、施設の老朽化等に伴い、移転に向けて新築工事を進めていた第一・第二わんぱくクラブが4月に開設するとともに、新年度は第三わんぱくクラブを同敷地内に新築移転するため整備してまいります。また、全ての放課後児童クラブにAEDを配置するとともに、エアコン設備等の整備、開所時間の延長に対する支援、指導員の処遇向上に取り組みながら、放課後における児童の安全で安心な活動場所の提供に努めてまいります。

また、幼児から小学生までの幅広い年齢層の子供たちが楽しく元気に遊べるよう、最上川ふるさと総合公園内に大型遊具の整備を引き続き実施してまいります。

さらに、新たに子ども・子育て支援専門員を配置し、子供及びその保護者や妊婦が、保育や子育て支援などの多様なサービスを円滑に利用できるよう充実してまいります。

次に、「生涯を通じた福祉社会の形成」についてであります。

地域福祉の推進については、市内全地域で、地区社会福祉協議会を中心とした、地域住民、福祉関係団体、行政の連携による「地域見守りネットワーク」の設立を完結し、高齢者の見守り体制を強化してまいります。

高齢者福祉については、高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護の連携を推進するとともに、新たな介護予防・日常生活総合支援事業にいち早く取り組んでまいります。

また、本市が山形県内の先陣を切っております認知症高齢者に対する取り組みについては、新たに認知症地域支援推進員を配置し、生活の支援や関係者との連携を強化するとともに、予

防事業を拡大してまいります。

障がい者福祉については、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス、補装具費支給、自立支援医療支給事業等の充実に努めます。また、障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう地域生活支援事業を推進し、障がい者との共生社会の実現に努めてまいります。

次に、「心と体の健康づくり」についてであります。

昨年度スタートした健康増進計画「第2次健康さがえ21」に基づき、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・骨粗鬆症等の生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みを進めてまいります。

また、運動習慣の定着化について、昨年作成しました「寒河江オリジナル体操」の周知を図るとともに、新たに健康づくり関連事業への参加にポイントを付与する健康マイレージ事業を実施し、市民の自発的な健康づくりへの取り組みを促進してまいります。

健康診査については、健診受診の啓発活動の強化や、特定年齢を対象とした無料クーポンの実施等により受診率の向上に努め、疾病の早期発見、早期治療につなげていくとともに、専門医による「こころの健康相談」を継続し、精神疾患に対する理解を深めるための普及啓発を行ってまいります。

次に、「連携・協力に基づく医療体制の整備」についてであります。

本市の医療については、県の「西村山地域の医療提供体制将来ビジョン」を踏まえ、県や山形大学医学部、地区医師会などの医療関係機関と連携し、1次医療から3次まで病態に応じた医療提供体制の整備を図るとともに、在宅医療の推進についても、医師会や訪問看護ステーションと連携し、在宅復帰支援、在宅支援に取り組み、市民が安心して暮らせる医療体制の確保

に努めてまいります。

市立病院については、「市立病院アクションプラン」に基づき、超高齢社会に対応した慢性期医療提供体制の整備を図るため、平成25年1月から医療保険適用型の療養病棟を開設し、慢性疾患で継続的医療が必要な患者さんの入院診療に引き続き対応してまいります。

さらに、急性期医療を終了し病状が安定した患者さんに対し、入院期間後の在宅復帰や介護施設への入所に向けたリハビリや医療の提供を行うため、昨年10月に地域包括ケア病床を新たに開設しており、今後も継続してまいります。

新年度においては旧病棟の耐震化を図るための改修工事を実施し、市民が安心して受診できる市立病院の診療体制の充実に努めてまいります。

また、経営改善に向けた取り組みとして、平成28年度から市立病院の経営形態の見直しを進めてまいります。

第2に、「地域を元気にする産業の創造」であります。

まず、「地域特性を生かした農業振興」についてであります。

農業従事者の高齢化や担い手、後継者の不足、耕作放棄地の拡大などが懸念されることから、国の新たな農業政策の活用を図りながら、活力と魅力ある農業農村の構築を進めてまいります。

「紅秀峰の里づくり」を推進するため、紅秀峰の苗木導入や新植等、雨よけハウス等の施設整備や、新たにさくらんぼの栽培労力軽減を実証する低労力栽培モデル園地整備を支援し、生産体制の強化を図ってまいります。また、紅秀峰の値決め販売による有利販売を研究実践する取り組みや、他地域からの雇用も含めた雇用労力対策を推進してまいります。

紅秀峰の海外輸出試験については、新年度で3年目となりますが、台北の百貨店での試食を通しての試験販売とプロモーションを実施しな

がら、輸出基盤の確立を図るとともに、新たな輸出先と品目についても調査検討を進めてまいります。

県産ブランドのつや姫については、「つや姫ヴィラージュ」の取り組みを支援するとともに、栽培面積の拡大と良食味米生産を支援し、「寒河江産つや姫」のブランド化を推進してまいります。

また、本市にとりまして米はさくらんぼと並ぶ基幹作物であります。平成26年度産米の相対取引価格が大きく下落している状況に鑑み、稲作農家の営農意欲の高揚と稲作経営の持続的発展を図るため、水稻種子購入費に対して支援してまいります。

さらに、効率的な農業経営を推進するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を進め、新規就農者の施設整備や機械導入等に対して、国・県の施策を活用するとともに、本市独自の担い手新規就農支援事業を実施しながら支援してまいります。

農村地域のリーダーを育成していくため、海外農業研修制度を新設し、青年農業者や女性農業者の海外研修を支援してまいります。

農道や水路の保全管理については、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織を支援し、耕作放棄地や多面的機能の維持を図るとともに、中山間地域活性化事業により小規模な土地改良事業を支援してまいります。

また、農業の6次産業化につきましては、本市の伝統野菜である「子姫芋」や「もってのほか」、「谷沢梅」などについて、生産組織が取り組む新たな商品開発と販売促進を支援してまいります。

農業用水を安定的に供給するため、新堰トンネルと最上堰頭首工の改修工事を引き続き進めるとともに、老朽化した幸生大堰の改修工事の調査設計や農道葉山高原牧場線の路肩改良工事

を施行するなど、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「寒河江の宝を活かした観光振興」についてであります。

さくらんぼ観光誘客については、関東圏からのツアー誘客に加え、仙台、新潟などの隣県や庄内地方からの誘客を重点的に働きかけるとともに、PR効果の高い全国主要都市での「さくらんぼの種吹きとばし全国キャンペーン」の開催や、県外でのラッピングバスの運行など、観光情報の発信に努めてまいります。

また、「さがえさくらんぼ祭り」については、観光客はもとより市民の皆様にも楽しんでいただけるよう、リニューアルを図り、「ゆめタネ@sagaえ」と連携した「さくらんぼの祭典」を新たに開催し、寒河江さくらんぼの情報発信と誘客に努めてまいります。

「ツール・ド・さくらんぼ」については、コースや募集定員をふやし、実施団体と連携しながら西村山広域観光を推進してまいります。あわせて、市内を周遊するサイクリストの増加に伴い、新たにまちなかに自転車バイクラックの設置を行ってまいります。

昨年、市民の祭りに制定した「神輿の祭典」は、より充実し、活気あふれる寒河江祭りとして開催してまいります。

本市のイメージキャラクター「チェリン」につきましては、全国規模で企業等からのキャラクター使用依頼がふえてきていることから、引き続き「日本一さくらんぼの里さがえ」のPRに取り組んでまいります。

慈恩寺については、寒河江インターチェンジ出口付近へ案内看板の設置や道路標識等を整備し、慈恩寺地区へのスムーズな誘導を図るとともに、第2駐車場のトイレ整備を進め、観光客の受け入れ体制の強化を図ってまいります。また、国史跡指定記念として慈恩寺主催による「慈恩寺の美仏と阿弥陀仏たち」を開催するこ

とが決定しておりますので、地域と一体となって情報発信に努めてまいります。

次に、「活力ある工業の振興と雇用の創出」についてであります。

本市が持つ地域資源や人材を生かし、製品の付加価値を高めるため、産学官連携を一層進めることは、産業振興にとって重要な取り組みの1つであります。市技術振興協会を中心に長年培った山形大学工学部や農学部との連携を基盤に、魅力ある製品、独自性のある製品の開発や工業と農業の異業種交流による第6次産業化を推進してまいります。市内企業の育成と自主製品の販路拡大及び新規需要開拓など、積極的にチャレンジする企業を支援するほか、将来地元のものづくりを支える技能者を育てるため、平成28年度に山形県で開催される技能五輪全国大会へ出場する選手育成を支援するなど、地元企業への支援を通して地域産業の活性化を図ってまいります。

また、新たな寒河江の食や土産品等の開発を支援し、その商品化に向けた取り組みを進めてまいります。

雇用の確保については、3年目となる雇用創出特別奨励金制度を市内企業へ一層浸透を図り、正規雇用の拡大を進めるとともに、引き続きインターンシップ事業に取り組み、高校生の就業意識と就職定着率の向上に努めてまいります。

企業誘致の推進については、平成26年度は6月に市内の建設関連企業が業務拡張のため工業団地に営業所、倉庫を新設したほか、東京都内の道路貨物運送企業が工業団地に用地を取得し、本年6月には営業を開始する見込みであります。

また、企業立地促進補助金の補助率を引き上げ優遇制度を充実するとともに、引き続き山形県東京事務所に職員を派遣し、今後も積極的に企業誘致に取り組み、本市産業の活性化と雇用の確保に努めてまいります。

次に、「人が集う、賑わいのある商業の振

興」についてであります。

商業後継者やリーダーの育成を積極的にバックアップするため、商工会など関係団体との連携のもと、「活力ある商店街づくり支援事業」を継続して実施してまいります。

また、引き続き中心商店街における各種イベントを支援することで、地域住民の交流、にぎわいづくりを促進していくほか、起業・創業者の育成等に力を注ぎ、空き店舗の有効活用を図る事業者を支援してまいります。

中心市街地の核となる「フローラ・SAGA E」につきましては、チャレンジショップやテナントの誘致に取り組みとともに、昨年地階に設置した文化交流広場を、市民団体等によるステージ発表などで人々が集まり、触れ合う交流の場として活用するなど、施設の機能充実と利活用促進に努め、「フローラ・SAGA E」及び中心市街地の活性化につなげてまいります。

また、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、消費喚起を図るため、プレミアム商品券を発行してまいります。

第3は、「暮らしに便利な都市基盤づくり」であります。

初めに、「住みやすい快適なまちづくり」についてであります。

平成22年度から実施している「寒河江市住宅建築推進事業」については、過去に利用した方も再度利用できるよう、補助要件を緩和してまいります。

「子育て定住住宅建築事業」につきましても、特に定住人口の増加を図るため、市外での居住期間を短縮するなどの緩和措置を行い、より制度を利用しやすくし、住環境の整備と地域経済の活性化につなげてまいります。

また、昨年度から始めた「寒河江市宅地開発事業」は、低廉で良好な住宅地の供給に有効であることから引き続き実施し、子育て定住住宅建築事業との相乗効果による若年層や市外から

の定住人口の増加を目指してまいります。

空き家対策については、昨年3月に寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」を創設いたしました。新年度は、空き家の実態把握の調査を行い、利活用できる空き家のバンクへの登録を強く働きかけるなど、その利活用を促進し、今後の対策につなげてまいります。

また、老朽化した市営住宅につきましては、市営住宅整備計画を策定し、対応してまいります。

デマンドタクシーについては、引き続き利用者が増加しており、移動手段のない高齢者の足として活用されております。また、要望の多い循環バスや現交通システムの改善などについて、関係機関と検討を行い、生活交通ネットワーク計画を策定し、推進してまいります。

次に、「くつろぎのある都市空間づくり」についてであります。

子供から大人まで安心して利用できる公園の整備に対する要望が多いことから、既設の老朽化した公園施設を計画的に整備してまいります。

また、本市のランドマークである寒河江公園については、長岡山西側の県道からのアクセス道路の整備を平成28年度の完成に向けて取り組んでまいります。

次に、「安全で機能的な道づくり」についてであります。

市立病院前の都市計画道路山西米沢線は、平成23年度から整備を始めた第1工区の早期完成と、平成26年度から着手した第2工区とをあわせ、平成29年度の全線完成に向けて取り組んでまいります。

また、県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、用地買収・物件補償・道路整備工事が進められており、早期完成に向けて県に対して要望してまいります。

市民の暮らしを支える生活道路の改良や、側

溝、舗装、交通安全施設等の整備については、「寒河江市公共事業整備優先順位基準」に基づき順次整備を進めるとともに、特に要望の多い側溝整備については重点的に取り組んでまいります。また、現在実施している市の事業とあわせ、地域住民による側溝のふた版設置や道路補修等、市民との協働による道路環境の向上を引き続き推進してまいります。

さらに、昨年より調査を進めまいりました市道の路面性状調査や道路施設等の点検結果をもとに、市公共施設等総合管理計画の中で計画的な整備や維持管理に取り組んでまいります。

また、橋梁の長寿命化計画については、稲沢橋と柴屋橋の補修工事を実施し、橋梁の保全と安全性の向上に努めてまいります。

冬期間における生活道路の安全確保と維持については、計画的で効率的な除雪を進め、平成24年度から取り組んでおります「除排雪活動補助金交付金」については、制度の見直しを行い、より利用しやすくしてまいります。

さらに、雪に関する相談や苦情の受け付けを一本化するために開設した「雪の総合窓口」を有効に活用し、積極的に情報発信してまいります。

次に、「暮らしを支える上下水道の整備」についてであります。

平成25年7月の豪雨災害やその後の断水などの教訓を踏まえ、水道安定供給化事業として、自己水源増強のために新規深井戸の掘削を行うほか、川原ポンプ場から長岡山配水池及び木ノ沢配水池までの送水管更新事業の早期完成を目指してまいります。

また、引き続き、老朽管・経年管の更新整備等の推進により管路の耐震化を進めるとともに、幸生地区における水道施設更新事業の推進を図ってまいります。

公共下水道事業については、汚水管渠未整備箇所への解消に向けて計画的な汚水管渠整備を行

うとともに、浄化センターについては、長寿命化計画に沿って施設の改築更新整備を行ってまいります。

浄化槽整備事業については、「寒河江市浄化槽整備実施計画」により、引き続き市設置型浄化槽の普及整備に努めてまいります。さらに、浄化槽からの放流先については、用排分離を進めるため、浄化槽排水管の整備もあわせて実施してまいります。

第4に、「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」であります。

まず、「災害につよい地域づくり」についてであります。

災害や不測の事態に備えた、安全安心な地域社会づくりを進め、市民の生命と財産を保護することはまちづくりの基本であります。昨年末——これは「来」と書いてありますが、「末」の誤りでしたので。昨年末、市民が安全で安心して暮らせる基盤づくりのため、市民一斉に情報を伝達する防災行政無線を整備したところがあります。市内には崖地や丘陵地が多く、集中豪雨や地震などによる土砂災害への備えが必要であることから、土砂災害警戒区域におけるハザードマップの作成や、防災行政無線の戸別受信機の設置を行い、防災意識の向上に努めてまいります。

また、地域の防災力向上を目指して、自主防災組織への支援を行い組織率の向上に努めるとともに、消防水利の強化と防火水槽、消防用小型動力ポンプ等の設置を進め、火災に対する地域住民の不安解消を図ってまいります。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」についてであります。

交通安全活動の推進については、市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚が何よりも重要であることから、第9次寒河江市交通安全計画に基づき、地域の実情や年齢に応じた交通安全教室の充実に努めてまいります。特に最近多

くなっている高齢者の事故への対策の強化を図るため、関係機関、団体、地域住民と一体となって事故防止対策を講じてまいります。

防犯活動の推進については、各地区の防犯協会と連携し、「青パト」防犯活動の促進を図るとともに、市内全ての防犯街路灯のLED化を推進し、地域の防犯や通学路の安全の確保に努め、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

消費者保護の推進については、消費者の安全と安心を確保するため、消費生活センターの相談体制を堅持し、情報提供や高齢者教室、出前講座等を実施し、引き続き消費者問題の未然防止に努めてまいります。

次に、「環境を守り快適な暮らしの実現」についてであります。

環境美化については、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進してまいります。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー活動推進や再生可能エネルギーの導入促進など、温室効果ガスの排出削減に向け、計画的に対策を実行してまいります。

廃棄物対策については、廃棄物処理による環境負荷の低減を図るため、ごみ処理基本計画に基づき、ごみ排出量の抑制と適正処理、リサイクルを一層推進してまいります。

また、新年度から、祝日の月曜日も燃やせるごみの回収を実施してまいります。

次に、「市民のニーズに応じた住民サービスの推進」についてであります。

各種証明書の発行業務については、毎週日曜日に証明書発行窓口を開設するとともに、コンビニエンスストアでの市税の納付など、引き続き市民の利便性の向上を図ってまいります。今後も市民の皆様が利用しやすいよう、窓口の整備とサービス向上に努めてまいります。

第5に、「新しい時代を切り拓く人づくり」

であります。

まず、「美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり」についてであります。

さがえっこ育みアクションプランの推進については、基本的な生活習慣の確立や学力・体力・道徳心の向上など、子供たちの生きる力を社会全体で育むために、「さがえっこの育み10か条」に基づいて、学校・家庭・地域が連携した取り組みを引き続き推進してまいります。

また、各学校に読書活動推進員を配置し、読書活動の充実を図るとともに、学校給食の実施と、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努めてまいります。

中学校における新たな取り組みとして、「さがえ食育の日推進事業」により、生徒たちが給食を通し、地域の産業や農業、ふるさとの料理など寒河江の食に関してさまざまなことを学ぶ機会を設け、郷土愛を育ててまいります。

市立図書館は、引き続き市民に親しまれる図書館を目指し、市民のニーズに配慮した図書資料などの購入を計画的に進めるとともに、利用者同士が交流を深めることを目的としたブックカフェ事業や読書講演会など、魅力あるイベントを実施してまいります。

スポーツは、健康増進のみならず、人生をより豊かで充実したものにするものであり、スポーツの盛んな活力あるまちづくりを推進してまいります。

昨年1月にオープンした屋内多目的運動場「チェリーナさがえ」は、冬期間の利用のみならず、年間を通して多くの皆様に利用していただきました。今後も周辺の施設と連携しながら、さらなる利用促進を図ってまいります。

新年度は、体育施設の整備を進めるとともに、カローリングなど、どなたでも楽しむことができるニュースポーツの普及を図ってまいります。

また、昨年からリニューアルし好評でありましたさくらんぼマラソン大会につきましては、

コースや運営面の改善により質の高い大会を目指し、寒河江の魅力を県内外に発信してまいります。

次に、「郷土を愛し、次世代を担う意欲ある人づくり」についてであります。

一人一人の学力を適切に把握し、実態に応じた指導を行うとともに、研修等の充実により、教師の指導力を育成してまいります。不登校や特別な支援が必要な子供のため、教育相談員や学習補助員の配置等、児童生徒を支援する人的な環境を整備してまいります。

また、児童生徒の教育環境の充実と、安全安心な学校づくりを推進するため、小中学校の施設・設備の適切な管理と計画的な整備を推進してまいります。新年度は、情報教育の推進に向け、電子黒板等ICT機器の整備を図るとともに、トイレの洋式化についても早期の整備に努めてまいります。

次に、「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」についてであります。

昨年、国の史跡に指定された慈恩寺旧境内については、新年度から2カ年で保存管理計画を策定するとともに、慈恩寺文化の保護と活用についての検討を進めてまいります。さらに、慈恩寺文化を広く県内外に発信するため、慈恩寺講演会や慈恩寺行事研究会等を引き続き実施してまいります。

また、本市には、慈恩寺のみならず、大江氏関連の史跡や古文書を初め、県や市の無形民俗文化財に指定されている流鏝馬、田植踊、獅子踊などの民俗芸能や、生活に根差した伝統行事、民俗史料等が数多く存在しており、これらの貴重な文化財の保存伝承を図るための支援や後継者の育成に努めてまいります。

すぐれた芸術文化に直接触れ親しむことは、豊かな心の醸成に極めて重要であります。新年度はNHKのど自慢の公開収録が行われるほか、落語独演会、慈恩寺コンサートなど、多方面に

わたる各種事業を実施してまいります。

次に、「地域主体の活動による心豊かな人づくり」についてであります。

昨年7月に開校した市民講座「寒河江さくらんぼ大学」は、大変好評であった歴史学部の内容を一層レベルアップし充実するとともに、若者を対象とした新たな学部を設置するなど、多くの市民が生き生きと学ぶことができ、地域の活性化につながるよう、生涯学習の推進に努めてまいります。

さらに、地域の特性を生かした地区公民館運営を図るため、各分館との連携を強めながら学びのふるさと事業等を展開して、公民館活動を一層充実してまいります。

また、さがえっこ育みアクションプランの推進に向け、小中学校の保護者を対象とした「子育て講座」や、幼稚園・保育所保護者向けの「家庭教育講座」と「幼児共育ふれあい広場」等を実施し、家庭教育の大切さや家庭の役割等について親の学ぶ機会を広げ、家庭の教育力向上を支援してまいります。

第6に、「市民が主役のまちづくり」であります。

まず、「市民による人輝くさがえづくり」についてであります。

新第5次振興計画については、新年度が計画の最終年度となりますので、平成28年度からの新たな寒河江市の振興計画を策定してまいります。

また、昨年末に閣議決定しました「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、新年度中に本市の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」を策定し、国及び県と相携えて人口減少を克服、地域の活性化を実現してまいります。

人口減少の大きな要因の1つが若年女性の減少と言われており、若い女性の流出に歯どめを

かけ、その改善に取り組むことが必要であります。女性が、家庭や地域社会、職場など、それぞれの場で活躍し、輝くことができるよう、女性を対象とした市民会議を開催し、多様な意見を市政に反映してまいります。

また、仕事と生活が両立できる職場環境づくりについて、企業等を対象にセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みの機運醸成を図ってまいります。

市民100人評価委員会は、本市の施策に対し市民の皆様からの評価をお願いする制度で、大変重要な位置づけになっております。今後も改善を図りながら実施し、評価結果については市報等で市民の皆様にお知らせするとともに、予算編成等、施策に生かしてまいります。

平成25年度から導入した地域おこし推進員、集落支援員制度については、それぞれ増員を図り、新鮮な着想と想像力で、新たなまちづくり、地域づくりを支援してまいります。

地域いきいき元気づくり事業については、市民の自由な発想とノウハウを生かした活動を支援し、寒河江の元気を発信してまいりましたが、引き続き市民の皆様のご意欲ある取り組みを応援してまいります。

多くの市民の皆様のご声を市政に反映させるため、引き続き地域座談会を開催するほか、昨年からは実施しております各種団体との懇談会についても継続し、新年度も開催し、さまざまな御意見を伺ってまいります。

また、市内の小中学生を対象に実施しました「子どもたちからの市長への手紙」においては、学習活動を通して行政について話し合ったり考えるなど、市政に関心を持ってもらうよい機会となったものと思っております。1月に市内の小学6年生が参加しました「寒河江子ども議会2015」では、子供の目から見た市の姿や、どうすればにぎやかなまちになるかなど、どれも建設的な意見でありました。

今後も、あらゆる世代の声に真摯に耳を傾け、より一層広聴活動を充実して、市民参加による協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、「未来志向の行財政運営」についてであります。

市民みずからが寒河江のよさを発見し、情報をリアルタイムで発信できるよう、昨年5月に市民レポーター「さくらんぼ特派員」を3名の方に委嘱いたしました。SNSを活用し、引き続き、市内で行われるイベントの紹介を初め、日常における四季折々の風物を積極的に発信していただきます。

また、本市の魅力をより効果的に発信するため、ホームページのリニューアルやSNSの活用、さらには新たな視点からのブランド戦略により、寒河江のイメージアップを図ってまいります。

さらに、本市の公共施設等について、全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

以上、平成27年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげましたが、今、地方は人口減少、超高齢化・少子化の中で、その存続の危機にさらされていると言われております。もちろんこの寒河江市とて例外ではありません。私たちは、何とかこの未曾有の難局を打開し、希望の道を未来を担う寒河江の子供たちのために残していかなければなりません。その成果が問われております。今こそ市民・企業・行政が一体となってその力を結集し、一つ一つ課題を克服して、明るい兆しを力強い光に変えていく必要があります。

寒河江市民には、寒河江の企業には、そして寒河江の歴史・文化・風土には、それを乗り越えるエネルギーに満ちあふれていると確信しております。この平成27年度を、そうした新しい

確かな歩みに向けたスタートにしたいと思っております。

市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげ次第であります。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第51、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第1号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを御説明申しあげます。

大雪による除排雪経費の追加を内容とする平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について、議会を招集する時間的余裕がなく、急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものでございます。御承認くださいますよう、よろしくお願いを申しあげます。

次に、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る地域消費喚起推進事業費等を計上し、病院事業会計補助金等を追加するものであります。その結果、1億

6,349万6,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ162億852万5,000円とするものであります。

次に、議第3号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護サービスの大幅な利用増加に伴う介護サービス等給付費等を追加し、介護認定審査会共同設置特別会計繰出金の減額を行うものであります。

その結果、2億7,385万2,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ37億7,379万9,000円とするものであります。

次に、議第4号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数の減少等に伴う介護認定審査会費の減額を行うものであります。その結果、28万5,000円の減額となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,512万7,000円とするものであります。

次に、議第5号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療保険料の軽減額確定に伴う保険財政基盤安定繰入金分に係る保険料等納付金を追加するものであります。その結果、496万3,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,826万5,000円とするものであります。

次に、議第6号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、患者減少による入院収益及び外来収益の減額に伴う他会計補助金等を追加するものであります。その結果、予算総額は、収益的収入及び収益的支出の総額をそれ

ぞれ18億3,379万9,000円とするものであります。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算について御説明を申し上げます。

先ほども御説明申しあげましたが、最終年度を迎える新第5次寒河江市振興計画の着実な具現化のため、重点プロジェクト事業を初めとした諸施策を展開するとともに、寒河江の元気を推進することを重点として予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ155億9,000万円で、前年度当初予算と比較して0.8%の増となったところであります。

次に、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善並びに適切かつ効果的な整備促進に努めるべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ14億189万円で、前年度当初予算と比較して4,481万3,000円の増加となっております。

次に、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

浄化槽整備区域における公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を目的に予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億2,707万4,000円で、前年度当初予算と比較して4,816万円の減となっております。

次に、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

田代簡易水道施設の維持管理等に要する一般管理費などを計上するものであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ682万7,000円で、前年度当初予算と比較して76万2,000円の増となっております。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めるべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ47億8,718万5,000円で、前年度当初予算と比較して4億3,951万9,000円の増となっております。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療に係る保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,978万9,000円で、前年度当初予算と比較して648万7,000円の増となっております。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせる体制の整備に努めるとともに、認知症高齢者対策の充実や安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ39億5,325万3,000円で、前年度当初予算と比較して4億6,904万8,000円の増となっております。

次に、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性とその程度を審査判定する介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,640万2,000円で、前年度当初予算と比較して99万円の増となっております。

次に、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上するものでございます。歳入歳出それぞれ77万6,000円で、前年度当初予算と比較して3,000円の増となっております。

次に、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に答えるべく、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けて予算編成を行ったところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも18億3,715万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額1億1,562万6,000円で、支出総額は1億6,459万9,000円とするものであります。

次に、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

安全・安心な水道水の安定供給に取り組むとともに、寒河江市水道ビジョンに基づきながら経営基盤を強化し、健全経営に努めていくことを重点目標として編成したところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額が11億1,735万1,000円、支出総額は10億6,385万1,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額は6,927万円、支出総額は8億85万円とするものであります。

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正について御説明を申し上げます。

新第5次振興計画の具現化及び第6次振興計画の策定と推進を図るため、市の組織について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明申しあげます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを一括して御説明申しあげます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、それぞれの条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び新たに非常勤職員を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明を申しあげます。

特別職報酬等審議会の答申を受け、市長等の給料減額期間の延長をすることなどについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを御説明申しあげます。

山形県人事委員会の給与改定に関する勧告及び地方公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

第6期介護保険事業計画における平成27年度から29年度までの保険料率の設定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括して御説明申しあげます。

いずれも、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号土地の取得について及び、議第34号土地の処分についてを一括して御説明申しあげます。

チェリークア・パーク民活エリア用地の取得及び処分について、議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第35号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものであります。

次に、議第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申しあげます。

幸生辺地の公共的施設整備につきましては、第8期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでありますが、農道整備を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

以上、36案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御承認、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前11時25分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。



平成27年3月2日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号 第1回定例会  
 平成27年3月2日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員は、ありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問

一般質問通告書

平成27年3月2日(月)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	教育行政について	(1) 教育委員会制度のあり方について (2) 教育委員会人事の考え方について	6番 國井輝明	市長
2	駐車場の機械管理について	(1) 現在の状況と評価について (2) 傾斜の改善について (3) 満車時の対応について		市長
3	各種団体へのスポーツ振興費補助について	(1) これまでの利用実績と評価について (2) 今後の対応について		教育委員長
4	屋内多目的運動施設	(1) これまでの利用実績と評価について		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
5	設について 議員質問対応調書 作成について	て (2) イベント開催時の責任と今後の対応について (3) 予約制の改善について (4) 利用時間の改善について (5) 有名スポーツ選手の活用について 一般質問に対する対応状況を議会に対して分かりやすく説明することについて		市 長
6	チェリークア・パークの今後の利活用について	(1) 法面の国による買い上げの見通しについて (2) 法面の有効活用による高瀬大橋と平塩橋を活用したサイクリングロード、遊歩道の整備について (3) 法面を有効活用した水辺空間の一体的整備要望の進捗状況について	9番 杉 沼 孝 司	市 長
7	寒河江市の農業振興策について	(1) 農業所得向上に向けた6次産業化の推進について (2) 耕作放棄地対策について		市 長 農業委員会会長
8	市民の健康推進について	(1) 平成25年度のがん検診受診率と精密検査の受診率について (2) 要精密検査の年代別受診率について (3) 若者の受診率が低い要因について (4) 受診率アップに向けた新たな取り組みについて (5) 土曜日健診実施後の受診率と日曜日健診の実施について	10番 辻 登代子	市 長
9	寒河江市オリジナル健康体操の普及について	(1) 市役所や市内の企業、各種スポーツ団体、高齢者サロン等への実践の普及強化について (2) オリジナル健康体操を広めていくための今後の方策について		市 長
10	暮らしやすいまちづくりについて	(1) 新規市営住宅整備計画について (2) 民間賃貸住宅の家賃補助事業について	3番 遠 藤 智与子	市 長
11	大学進学を目指す	本市での大学等への奨学金制度創設に		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	若者が希望のもてる市政について	ついて		教育委員長
1 2	統一的な基準による地方公会計への移行と行政評価の導入について	<p>人口減少・少子高齢化が進展している中、財政マネジメントを強化し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要である。また、自治体は、財政数値と非財政数値の両面で住民への説明責任があると思うので、それを果たすためにも、以下の取り組みについて伺いたい。</p> <p>(1) 総務大臣通知の「統一的な基準による地方公会計」、いわゆる新地方公会計にはいつ頃をめどに移行するのか。</p> <p>(2) それをどのように活用していく予定か。</p> <p>(3) 現在予算はどのような数値を基に編成しているのか。</p> <p>(4) ひっ迫する財政の中での事業や予算の選択と集中を行うためにも、行政評価を導入すべきではないか。</p>	4 番 後 藤 健一郎	市 長
1 3	寒河江市内の交通網について	(1) 地域間差を無くした交通ネットワークの構築について	2 番 阿 部 清	市 長
1 4	婚活について	(1) 独身者の結婚気運を高めることについて		市 長
1 5	空き家管理について	(2) 婚活支援の組織づくりについて		市 長
		(1) 空き家の保存管理について		市 長
		(2) 空き家解体について		
		(3) 空き地管理について		

○國井輝明議員 おはようございます。

3月定例会一般質問のトップバッターとして、そして今期、私個人的に2期目であります、2期目としては最後の質問になるということで非常に緊張しております。一生懸命質問させて

### 國井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番から5番までについて、6番國井輝明議員。

いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

私は、新政クラブの一員として質問させていただきます。

初めに、通告番号1番、教育行政について質問させていただきます。

2月18日の議員懇談会で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要の御説明をいただきました。この改正は、教育の政治的中立性、存続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

御説明をいただいた資料によりますと、大きく4つのポイントがあるとのことでした。

1つ目に、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置についてであります。これは教育委員会の代表者として会議の主催者である教育委員長と具体的な事務執行の責任者として事務局の指揮監督者である教育長を一本化したもので、市長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化するほか、新教育長については、第一義的な責任が教育長であることが明確になり、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できるようになること。

2つ目に、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図るものであり、教育委員会の審議の活性化につながること。

3つ目に、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することであり、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になるほか、首長として教育委員会が協議、調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して実行に当たることが可能にな

るということ。

4つ目には、教育に関する大綱を首長が策定することにより、地方公共団体として教育政策に関する方向性が明確化されるというものであります。

教育委員会制度が大きく変わることから、市民への周知も必要であると考えますと、佐藤市長からも御説明も含め、本市の教育行政をどのように考えていくのか、お尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

國井議員から、まず教育委員会制度のあり方について御質問をいただきましたが、先ほど来、お話ありましたとおり、教育委員会の制度改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが昨年6月20日に公布をされて、ことしの4月1日から施行されるということになっているわけです。

その制度改正の背景ということですが、先ほど、議員からもお話ありましたけれども、これまでの教育委員会制度の課題としては、やはり教育委員長と教育長のどちらが責任者か、わかりにくいという点、それから教育委員会の審議が形骸化しているのではないかと、それから地域住民の民意が十分反映されていないのではないかと、それから具体的にはいじめなどの問題に対して必ずしも迅速に対応できていないのではないかなどという指摘がこれまでなされてきたわけです。

こうした課題を受けて、今回の改正が行われたというふうに理解しておりますけれども、議員からもありましたとおり、4つのポイントがあるということですね。新教育長の設置、それから新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、3つ目は総合教育会議の設置、そして4つ目が教育に関する大綱の策定、こういう4つのポイントがあるということでもあります。

この4つのポイントについて、新教育長の設置に関しては、経過措置というものがあるわけであり、4月1日に現教育長が在籍をしている場合には、その任期満了などとなる日までには現行の制度のまま在職することができるという経過措置があるわけであり、

また、先ほど申しあげた4つのポイント、総合教育会議の設置あるいは教育に関する大綱の策定というのは、寒河江市のみならず全国の自治体が4月1日から実施をしていくという内容になっているところであり、

総合教育会議の設置については、寒河江市としては、これまでも教育委員会と十分連携を図ってきたわけであり、今後は名実ともに一体となって、例えばいじめの問題など、いざというときの迅速な対応、それから民意の教育行政への反映などで、従来にも増して連携の強化が図られていくというふうに思っているところであり、

来年度、27年度からのスタートということになりますが、27年度は御案内のとおり、新しい市の振興計画の策定の年でもあります。また、教育振興計画も策定の年になっているところであり、そういった策定の過程の中で、市の教育、それから文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針を定める寒河江市の教育に関する大綱というものをつくり上げていくことになろうというふうに思っているところであり、

いずれにいたしましても、今回の法改正の趣旨を十分尊重しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

やはりこれまでも行政、また教育委員会と非常に密接に連携をとりながらやってこられたということは寒河江市のよいところかなというふうに思っております。今回の新制度移行するに当たり、内容も非常に、先ほど私は個人的に、

いじめの対応などもすぐそういった対応ができるような会議とか、すぐしていただきたいというふうにやっぱり思っておりますし、非常によい制度に変わるのかなというふうに個人的には思っておるところであります。

そんな中、やっぱりポイントとしては、経過措置のお話もありましたけれども、現在の教育長の任期とかいろいろ考えますと、27年の4月1日とか、いろいろあるわけですが、やはり今後のポイントというのは新制度の移行がいつになるかというのがあると思いますので、市長としては、現在どのようなふうにお考えをお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員の御質問の趣旨は、新教育長となる体制への移行がいつになるかという御質問かというふうに思いますので、その点についてお答えをしたいと思います。

先ほども申しあげましたとおり、経過措置があつて、現教育長が在任中は現体制で進んでもいいという措置があるわけであり、そういう状況の中でもありますけれども、今般、教育委員5名いらっしゃいますが、5名のうち、渡邊委員長、それから、荒木教育長、草苺委員の3名の方々から、ことしの3月31日をもって教育委員の職を辞したい旨の意向があるというふうに伺ったところであり、

特に、渡邊委員長につきましては、昨年10月に引き続き9月の議会で同意をいただいて再任をさせていただいて就任したばかりでありますし、荒木教育長、草苺委員についてもそれぞれ任期中でありますから、本市の教育行政の振興に大きな役割を果たしていただいているということでもあります。そのため、引き続き活躍をしていただきたいというふうに思っているわけであり、速やかに新教育長を新たな責任者とする新体制へ移行することが望ましい、新たな革袋には新しい酒を入れるほうが望ましい

のではないかというお考えが強く、その意思はかたいというふうに伺っているところであります。

仮に、今後、正式に辞職願の提出がなされれば、私としては教育委員会の同意を得た上で、辞職に同意してまいりたいというふうに考えているところであります。また、その段階になりましたら、後任の人事について御提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

議会の御同意をいただけるということになれば、寒河江市の教育委員会は4月1日から新たな体制のもとで新制度がスタートするというところになるかというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 御答弁ありがとうございます。ただいまは渡邊委員長、荒木教育長、草苅教育委員、3名がそういった辞意を持っているというふうに伺ったところであります。

体制を整えば4月1日からスタートというようなことになりますけれども、4月1日のスタートとなりますと、ちょっとだけ確認をさせていただきたいんですけども、今、ちょうど3月定例会になっておりまして、今回、第21号議案だったでしょうか、のほうでも上程になっている新教育……、21号だったかな、大変済みませんが、何かいろいろ関係のある議案が提案されておりますけれども、そういったこともいろいろありますと、今後3月議会に、うまくと言う言い方は失礼ですけども、新たな人事案件といいますか、そういったものがあるのか、もしあればそのときに審議させていただければというふうに思いますけれども、そういった進捗状況というのはあれかもしれませんけれども、どんな状況なのか、もしお答えできる範囲で何かお答えできれば、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辞職の願いを受けた段階からのお話になりますが、私としては、それを受けた段階で、できるだけ早く新たな体制を固めて、もちろんその際に議会のほうに御提案を申しあげてというふうに考えているところであります。そういう意味では、今定例会中に間に合うというような状況になれば、そういうふうな形で進めさせていただいて、4月1日から体制が整うような形で進めていければというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。そのときになりましたら、また具体的に審議させていただきたいというふうに思っております。ちょっと個人的に大変寂しい気持ちもしますが、教育行政が今後もっともっとよくなっていくことを考えますと、いろいろ新体制への移行というものを早くしなければならぬのかなと個人的にも思っておりましたので、御答弁いただきまして本当にありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、これまで私が一般質問で取り上げて質問させていただき、そして実現させていただいたことに対して自分自身も責任を持たなければならないという立場から、チェックする意味で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

通告番号2番、駐車場のあり方について質問させていただきます。

まず初めに、私が2010年9月定例会で質問させていただいた駅前駐車場のあり方についての質問をさせていただきます。

このときは駅前駐車場やフローラ・SAGA E駐車場に目的外駐車が大変多く、本来の目的である駅前商店街でお買い物をする皆様のための利用とはかけ離れた状態にありました。また、民間企業数社が資金を出し合い運営されて

いる駐車場の利用者数にも影響が出ていることを指摘させていただきました。

私が現在の状況を伺ったところ、駅前駐車場及びフローラ・SAGAE駐車場では、お客様側からしますと、以前よりも利用しやすくなったとの御意見も伺えるようになりました。また、近くの契約駐車場もほぼ満車になっているなどの話も伺えましたので、公平性が保たれていると感じたところです。

現在、このような、私は聞いておりますが、市としてはどのように状況を把握して、どう評価されているのか、最初にお尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農協寒河江支所前の駅前駐車場とフローラの本町駐車場の2カ所の駐車場については、御指摘のとおり、平成25年11月から駐車場の適正管理と利用者の公平性の確保という観点から、機械管理を導入させていただいております。3時間を超える部分については、有料化ということもさせていただいておりますが、1年3カ月を経過しているわけでありまして、1年3カ月を経過しているわけでありまして、これまでの利用状況などについて簡単に御説明申しあげますと、駅前駐車場は、1日平均で95台、本町駐車場が、これも1日平均ですけれども、875台であります。それに伴いまして、料金使用料収入というものが発生するわけでありまして、1カ月平均で駅前駐車場については約35万円です。本町駐車場、約22万円というふうに、逆に少なくなった。要するに短時間で出入りが多いというのが本町駐車場だと、こういうふうになるんですね。

今まで大きな苦情、あるいはトラブルということの声は届いておりませんので、スムーズに御利用いただいているのかなというふうに思います。

26年度、これまだ終わっておりませんが、2つの駐

車場全体として、支出のほうは機械管理委託料が約1,070万円、そのほかに機械管理に係る消耗品代とか電気代などの経費が約130万円ということで、合わせて1,200万円の経費がかかっているということですね。

収入のほうは、この事業については国の補助金を受けた社会実験として取り組んでいますので、機械管理経費の10分の4の補助が出ております。約428万円の補助金が出ております。これは収入の一部です。それから、先ほど言いました使用料収入、全体で約680万円ということになりますから、合わせますと、収入のほうは1,100万円程度、約1,100万円ということになります。

そういう意味で、1,200万円の経費がかかって、1,100万円の収入があるということですから、収支としては約100万円弱がマイナスだという結果になる見込みであります。しかしながら、御指摘のとおり、機械管理導入によって、目的外の御利用と思われるような長時間の駐車がなくなって、中心市街地の駐車場として商店街を訪れる人がいつでも駐車できるという、本来の利用形態になってきたのではないかと御指摘でありますので、デメリットよりメリットのほうが多いのではないかと御指摘をされているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。詳しく数字までお伺いできて、大変、私としてはわかりやすくよかったなというふうに思います。駐車場を利用するときのバランスをちょっとお伺いしたいなと思って、そこまで詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。

100万円ほど、市から出資する、出すところが多いということですが、やはり公平性を保つことに関しましては、私も非常に重要であるというふうに思っておりますので、いたし方ないというか、本当はプラスになればいいん

ですけれども、100万円という金額でおさまっているということで、大変よい状況であるなどというふうに認識したところであります。

では、機械管理をされている、これはフローラ・SAGAEの駐車場になりますけれども、南側駐車場の傾斜の改善について、ちょっと質問をさせていただきます。

これは冬期間であります、機械管理をされている南側駐車場入り口のことです。駐車場利用者が凍結時にブレーキをかけた際、とまれず、停止レバーを破損させて個人で負担を負ったとのケースが、幾つか私にお話が来ているからです。

単にスリップしてしまうということだけでなく、指摘させていただいた場所は、傾斜がついており、滑りやすい状況になってしまうからであって、駐車場利用者の利便性が上がってはおりますが、こうしたことへの対応も考えるべきではないかというふうに思っております。改善するなどお考えはないのか、今後の対応について伺いたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 本町駐車場の県道から南側入り口通路については、御案内かと思えますけれども、これはお借りしている土地、借用している土地であります。借用時の形状そのままの条件の中で使わせていただいているということでもあります。もともと、持ち主の方が倉庫を移転して通路を確保したという経過があって、倉庫の基礎の部分が若干高くなっているということから、舗装の工事の際に緩やかな傾斜をつけざるを得ないというようなところで、駐車場の高さに合わせているという経過があるわけでありませう。

そういう意味で、斜面になって、傾斜になっていて冬期間スリップの危険があるというような御指摘でありますけれども、25年から機械管理をスタートしたのであります、この箇所

で、停車レバーの前で停車できずにレバーを破損したケースというのが2件、25年度ございました。

そういったこともあって、危険防止のために南側入り口の通路には、3カ所ですけれども、「構内徐行」という表示をして注意を喚起しているところでありますし、特に冬期間においては、傾斜部分の除雪を頻繁にさせていただいて、そして、また消雪剤を散布して凍結防止に努めているところであります。また、カラーコーンなども設置をさせていただいて、注意を促しているところであります。幸い今年度はそういう事故の報告は聞いていないところであります。今後についても、傾斜部分に有効な工法とか方策などを研究しながら、事故が起きないように万全を期していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 25年度に2件ありましたということで、実は私の知り合いが1件ありまして、近くに住む人からも、つい先日も破損したよなんていうお話を聞いて、今回質問させていただいたんですけれども。

市としても非常に対応してくださっているということで、26年度はなかったということで、まずは本当によかったなというふうに思っています。今後も除雪等々、そういった対応を心がけていただければこういったこともないのかなというふうに大変思いましたので、大変ありがたいなというふうに思いました。

では、次の質問なんですけれども、駐車場の利用時間についてなんですけれども、ほとんどが3時間以内の駐車の利用が大半でありますので、スムーズに出入りができるようになったということもあります、この利便性の向上で、お客様の車で満車になることも珍しくないということです。お買い物をされるお客様がとまれることはよいことではあります、フローラ・SAGAEに出店されているお店、商品の搬入をさ

れる業者の車が入れない状況が起きているというようなお話を関係者から伺いました。

このような状況を改善すべきと思いますが、今後、こういったことにどのように対応されるのか。対応していただきたいと思っておりますが、対応策などはお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 フローラの駐車場、満車によって搬入業者の方が駐車場に入れなくなると、入れなくて迷惑をおかけするというケース、これまで、1年3カ月でありますけれども、2件ほどあったというふうに聞いております。大変申しわけなく思っているところであります。

フローラの建物と駐車場の構造上、一般車両と別に搬入業者の方の通用口とかがないわけにありますね。そういった意味で、入り口が限定されておりますので、満車の場合、あきが出るまでお待ちいただくというようなことにならざるを得ないというような状況であります。

この2回のケースも含めて見てみますと、フローラの会議とかイベント、さらには近隣の催しなどがあった場合に大変本町駐車場が混むというような状況でありますので、これから主催者側のほうにも事前に駅前の駐車場の利用を促していただくなど、分散するようなことでお願いをしていく必要があるなというふうに考えているところであります。

いずれにしても、今後も、さらに事前の周知なども徹底させていただいて、納入業者の方々に迷惑がかからないように十分配慮していきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 2件、正直少なかったんだなというふうに思いましたけれども、もう少しあったのかなというふうに思ひまして、ただ、そういった状況があるというふうなことで、改善してくださるということで、いろいろ対応方よろ

しくお願いしたいというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。通告番号3番、各種団体へのスポーツ振興補助について質問させていただきます。

これは私が2009年12月議会で質問させていただき、クラブチームであっても、全国大会等へ出場される団体や個人に激励金を交付してほしいとの提案でした。当時の答弁では、「教育委員会としましては、小・中学生がクラブチーム等に所属して全国大会等に出場した場合にも激励金として交付支援できるように各種大会激励金の交付要綱の見直しを検討する」と答弁をいただき、現在は実施していただいているところです。

こうした取り組みを実施していただいたことにまずは感謝申し上げます。私も市民からの声を聞いて、現状を把握した上で質問をさせていただいているわけでありまして、みずからも責任があると認識して質問させていただきますけれども、これまでの利用実績はどの程度あったのか伺いますとともに、現在どのように評価しているのかをお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

2009年12月議会、就任間もないときなので、印象深く、前向きに答弁させていただいたという記憶しているわけですがけれども、当時、早速この交付要綱の見直しを行いまして、翌年になりますか、平成22年4月1日から、スポ少、それから中体連主催以外の小学生、中学生の子供たちの活躍に対しても交付できるように改めたという経過があります。

利用実績というお尋ねですので、数字で申し上げますと、現在までの約5年間で、個人では12種目51個人、団体では4種目7団体が該当することになりまして交付がなされております。その中で最も多かったのが、個人では空手競技

の14個人、次いでソフトテニスの12個人、団体のほうを申しあげますと、ティーボール競技の3団体というふうなぐあいになっております。ちなみに、ティーボール競技では、昨年、全国大会で優勝するというような目覚ましい活躍もあったところであります。

スポーツ活動の場がスポ少や学校の部活動にとどまらないで広がりを見せると、スポーツの種類、種目もいろいろとふえている中、本制度の拡充によりまして、この激励金の交付がほとんどの団体、種目に行き渡るようになりました。それによって、少なからず選手への評価といえますか、励みとなっているのではないかとということで、ひいては本市のスポーツ振興に役立っているのではないかとというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 今、詳しく数字も御答弁いただいて、非常にわかりやすくありがとうございます。空手とかテニス、個人では活躍されていて、団体ではティーボール3団体に交付しているということで、寒河江小学校だったと思えますけれども、全国大会で優勝されたということで、非常に本市から出られている方も活躍しているということで、大変うれしく思うところがあります。

非常に実績があるということでもうれしく思いますし、金額的にどれぐらい、12種目11個人、4種目7団体と言ったのですか、ありましたけれども、現在、金額的にはどれぐらいになっているのかをまずちょっとお尋ねできますでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的な金額については、担当課長より答弁させたいと思います。

○鴨田俊廣議長 荒木生涯学習課長。

○荒木信行生涯学習課長 激励金の額ということでお答えさせていただきたいと思います。さま

ざまな大会、全国大会とか国際大会とか、さまざまな規定がありますけれども、全国大会で参加した場合、県外で行った場合ですけれども、小学生の場合は5,000円という金額になります。中学生も5,000円でございます。国体出場となりますと、中学生以上、高校生もありますけれども、そうした場合には体育協会からの5,000円を合わせて1万円というようになっているような状況になります。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ちょっと金額を御確認させていただいたのは、実は、実績あるのは大変うれしいことでもありますけれども、ちょっと、これからの話なんですけれども、この制度を活用して、個人や団体へ激励金という考え方で交付されておりますが、例えば野球チーム、ティーボールも含めて、さっき3団体とありましたが、このような団体であればたしか3万円を支給しているというふうに伺っておりまして、正直、個人で行くときの5,000円とか、団体で、野球であれば最低9名ですけれども、それ以上の人が行くと思えますけれども、3万円というふうに見ますと、個人割で考えると少ないのではないかなともちょっと思えるわけでもあります。個人か、団体で、交付金額を平等にすることを考えると、今後、激励金の金額の増額などお考えはないのか、お尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 現在の額については、他市町と比較してそんなには遜色がないと、全体的に言ってですけれども、というふうに考えておりますけれども、御指摘の団体、いろんな団体がありますし、参加人数もまちまちであります。そういう意味で、ある程度の差を設ける、あるいは公平感からいっても納得し得るような形で持っていけないかというような点については、これも他市町の例などを参考にさせていただきながら、これは検討してまいりたいという

ふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 検討して下さるといふことで、ぜひ前向きにお願いしたいなといふふうに思っているところであります。

では、次の質問に移させていただきます。次に、通告番号4番、屋内多目的運動施設について質問させていただきます。

屋内多目的運動施設のチェリーナさがえについて質問させていただきます。これは私が2期目の当選をさせていただき、その直後の6月定例会で質問させていただいております。チェリーナさがえの建設については、さまざまな御議論の末、チェリークア・パーク地内に当初の予定された建設規模よりも大きくてとても立派な施設が完成いたしました。現在は、この施設を多くの市民から御利用いただいております、とても愛されている施設であると感じております。この施設に関係した質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

まずは、建設直後からの利用実績、市長からの最初の施政方針でもありますが、4万3,000人ほどとありましたけれども、どの程度あり、その数字を見てどう評価されているのかをお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 屋内多目的運動施設チェリーナさがえに関するお尋ねで、まず、利用実績についてのお尋ねですので、お答えを申し上げます。昨年1月の分からことしの1月末までの数字でございますけれども、スポーツで利用した人数、3万1,863人です。うち、市内利用者は2万446人、64%、市外からの利用者1万1,417人、36%ということになっております。これに「寒河江でがんばる商工展」といったいわゆるスポーツ以外のイベントなどを加えますと4万2,947人で、1日平均128人の方から御利用いただいているということになってお

ります。

評価といいますか、これにどういふふうに思っているかということになりますが、当施設の整備目的でありました、まずは年間を通じたスポーツ、それとレクリエーションの振興、さらには場所柄、市の内外から多くの人が集まる交流拠点の場というような所期の目的と申しますか、趣旨に沿って、まずは運営されておいて、それに成果を上げているといふふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 大変利用者も多くて、非常にいいなといふふうに思っております。私も何度か利用してはいますが、大変立派な施設ですごく条件の整っている感じはしております。そうした中、利用者の方々からのお話をいろいろ伺っておりますので、そういった関係についてこれから質問させていただきたいといふふうに思っております。

イベント開催時のことについてでありますけれども、これまで施設オープン時のイベントでは、堀内恒夫氏を招いているほか、今年度は仁志敏久氏を招いて、ともに野球ですけれども、寒河江市のPRも含め、スポーツの振興を図られていることはとても素晴らしいことだと思っております。

こうした中、今年度の仁志氏を招いたイベントのときであります、各スポーツ少年団等の連絡網を通じて御案内されているようでしたが、イベント当日に非常に多くの児童が集まり過ぎて、参加できない児童がたくさんいたということでありました。こうしたことはある程度予想がつけられると思っております。人数の制限、また参加できない旨の連絡が全く入っていないという声が多くあり、対応がなっていないとの指摘を受けたところであります。

憧れのスポーツ選手に直接指導してもらふことは、スポーツをしている児童に対して夢を与

えてくれるものでありまして、私は子供たちの笑顔ではなくて、残念な顔は見たくはないのであります。こうしたことを考えますと、当日参加できなかった児童や保護者からクレームが出て当然と考えるわけでありまして。

今後は、このようなことがないようにしなければならぬと思いますが、なぜこのようなことが起こってしまったのか。指定管理者にお願いしておりますけれども、責任はどこにあるのかも含めて、今後の対応についてお尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまは、ことしの1月12日のオープン1周年記念フェスティバル、元巨人軍仁志敏久氏による少年野球教室が開催されたわけでありまして、御指摘のように、希望者全員がこのイベントに参加するに至らなかったということにつきましては、私のほうからも、関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたこと、率直におわびを申しあげたいというふうに思います。

この事業は、指定管理者の自主事業として開催されたイベントでありました。原因については、指定管理者との間でいろいろやりとりをさせていただいたわけですが、さまざまな要因が経過の中で重なったというように考えていますけれども、何といたっても一番の原因は、これも御指摘にありましたように、対象参加人数、それから対象学年が、指定管理者からの参加団体に対する連絡調整、それと、それに対するの確認、これが徹底しなかったといえますか、できなかったことに起因しているのではなかったかというふうに思っております。

市としましては、当然のことながら、今後このようなことが起こらないよう十分留意いたしますとともに、指定管理者との連携を密にいたしまして必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。ぜひ、非常に評判のよい施設でありまして、利用者も多いということでありまして、今後このようなことがないように、適切に対応していただければというふうに思っております。そういった対応をしてくださるということでありがたく思っております。

次に、予約体制の改善について質問をさせていただきます。

実は、昨日、3月1日、多分利用するための抽選会があったと思うんですけども、施設を利用するには抽選会を行い、これから先の6カ月の予約を決めているということですが、なぜ、こういう仕組みをとっているのか、お尋ねをしたいわけですが。

抽選といいますと、一見平等にも見えますが、本当に会場を利用した団体が利用したいときに対応できない、この日に使いたいというときには使えないんじゃないかということでもありますけれども、市内の、例えば公共施設の多くは利用状況をネット等々で確認したり、電話1本で予約できる。自分の時間に合わせて会場使用料を支払いに行ける。というような仕組みがほとんどだと思いますけれども、抽選といいますと、これとは逆に抽選に行けない人やくじ運の悪い人から見れば、こちらは責任を負いません、全てあなたの責任ですとも捉えられるのではないかなというふうに感じているところであります。それから、市の公共施設であり、なるべく市民が優先して利用できる状況をつくってあげることが必要であると私は思っております。

今後のことですが、昨日、抽選会に行った人も、実はこの日の夜に利用したいんだということで行ったんですけども、くじ運が悪くてとれなかったという現状もきのう聞いたんですけども、今後この仕組みを変えることも含め、再検討すべきではないかというふうに私

は思っているんですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 施設の利用、なかんずく予約のとり方に関してでございますけれども、指定管理者と連携を図りながら、公平公正になるように、そしてまた、少しでも利用者の負担にならないような形でできないものかどうかということで進めているところであります。

施設の予約が重複した場合あるいは重複することが予想される場合には、調整する方法として、1つは利用者の話し合いによる調整方法、それから先着順による方法、それとお尋ねの抽選による方法があるわけです。

この場合、中学生、高校生の部活動の利用については、利用者も限られておりますし、団体も少ないというようなことから、これは話し合いにより調整させていただいております。

一方、一般の登録団体、これは127団体あるわけですが、この予約の場合には、特に冬期間については予約希望といいますか、予約する団体が30から50というふうに変動が多くありまして、話し合いでは調整が困難だと。それと先着順による方法によりまして、順番を確保するため随分と長い時間待っていただくケースもあるというようなことから、現在、抽選による方法で予約を受け付けているという現状にあります。

なお、ほかのところも見てみましても、本市と同じような申し込みが多く重なる施設にあっては、この抽選制というふうなものが多くとられているのが現状ではあります。

ただ、確かに抽選による方法は一長一短といいますか、御指摘のような問題点、課題があるのも事実であります。そのようなことで、今後については、指定管理者と一緒に、まずは利用者の声をお聞きしながら、さらなる利便性向上のため、改善に努めていきたいというふうに考えております。

それから、質問の中で、市民に優先的に利用させるといいますか、していただくことができないかというようなお尋ねもありました。現在のチェリーナさがえは、寒河江市内だけにとどまらず、市外からも多くの人が集まる交流の場としての面も有しております、その点、他市町とのかかわり、あるいは本市が西村山地域において占めております立ち位置、そういうものから考えると、やっぱり利用申し込みについては、市民と市外の区別なく、まずは平等に現行のままで進めさせていただくのが相当ではないかというふうに考えております。

なお、御案内のとおりかと思いますが、利用料金については、市民より市民以外を高く、3割増しといいますか、区別しているということでもありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

では、次の質問なんですけれども、利用時間の拡大について質問させていただきます。現在、施設利用時間の制約に、抽選の際、全面使用できるのは1団体、1カ月の間に4時間のみの1日につき1回となっているほか、通常利用時間は2時間とされているようです。

特に、通常時の使用時間2時間というのは非常に少ないと感じるわけです。どのようなスポーツでも体を十分にほぐし、そしてけがのないようにウォーミングアップは欠かせません。これには30分程度かかっているというふうに思いますし、次の利用者が来るのに、すぐ片づけも入りますと、練習時間というのは大分少なくなってしまうというふうに思っておりますので、今の2時間ということではなくて、3時間に延長すべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 現在は、できるだけ多く

の方に御利用いただきたいというようなことで、利用時間、回数、あるいは面数というのでしょうか、あらかじめ設定して2時間以内というふうにさせていただいておるわけですが、特に冬期間なんかは「30分程度でもいいから」というような申し出もございます。そのようなことで、2時間が相当というふうには考えておりますけれども、比較的あいている期間、時間というのですか、平日の日中などにつきましては、これも先ほどと同じように、利用者の意見等をよくお聞きして、指定管理者との間で相談をしまいたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

では、大分チェリーナさがえのことは周知はなっていると思いますけれども、イベントですね、さっきのように大きなイベントを開催することについてですけれども、いろんな寒河江市にはスポーツをされている、親しんでいる方が大変多くおまして、その中で、今まで野球選手だけを招いているようにしか、私にはちょっと聞こえていなかったもので、これから寒河江市をPRすることも含めていろいろマスメディアに取り上げてもらうことも重要だと思って、もっともっとPRしたいということを考えますと、ほかのスポーツ選手も招いて、例えば、錦織圭選手とか松岡修三選手とか、そういったビッグネームの方も呼んだりできないものかということで、お尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 確かにオープン記念あるいは1周年記念というときには、堀内氏あるいは仁志氏によるというふうに野球が続いておりますけれども、決して野球ばかりを狙ったわけではありませんでして、諸事情によって結果的にこのようになったわけです。

ちょっと現状をお話し申しあげますと、自主事業として、ちなみに昨年はミズノの指導者に

よる走り方教室、それからサッカーの元U-18日本女子代表の村上今日子選手の女子サッカークリニック、さらには市ソフトボール協会主催でソフトボール元日本代表の染谷美佳選手、溝江香澄選手による楽天ソフトボールクリニックなども開催しているところでもあります。そして、間もなくでありますけれども、今月8日には、寒河江市モンテディオ山形支援の会主催で、モンテディオ山形のコーチによるサッカー教室の開催というようなものも予定されておまして、決して野球ばかりでなく、他競技についても配慮しているということでもあります。

そういう意味で、スポーツ振興を図る上では、やっぱり御指摘のいろんな競技のスポーツを招いてのイベントというようなもの、大切だというふうに認識しております。

なお、この施設については、いろいろな問題点も指摘を受けたわけですが、まだ1年ということもありますので、今後、今回の1年の経過を踏まえて、反省すべき点あるいは工夫すべき点がないかどうかというような点、問題点を洗い出しながら、なお一層よりよい利用ができますように、指定管理者との間で検討をしまいたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 いろんなスポーツを親しんでいるということで、いろんな選手を呼んでやっていくんだよということで、これからもいろいろ考えていきたいということで御答弁いただきありがとうございます。ちょっと有名選手のお話は余りなかったように思いますけれども。

最後にちょっと一言、あれなんですけれども、屋内多目的運動施設なんですけれども、チェリーナさがえの中は、大体、テニスコートでいうと3面とれるようになっていまして、ただ、室内に入りまして、私も確認しましたがけれども、室内のちょうど真ん中に球技のためだと思っておりますけれども、ネットが張れるのは真ん中だけ

なんですね。例えばテニスコートを1面と2面というふうな分け方ができない。要は、テニスコート3面の間の真ん中のコートを全部区切って、2つしかとれないというような状況なので、例えばもう1本、テニスコート1面と2面がとれるようなふうにネットをもう一つ新設できないのかなというふうに思っておりますので、答弁は要りませんけれども、これはぜひしていただければというような要望をさせていただいて、こちらの質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきます。通告番号5番、議員質問対応調書の作成について質問させていただきます。

これまで幾つか質問について答弁をいただき、ありがとうございました。我々市議会としまして、これまで主にこうした一般質問を通じて市に対して御指摘や御提案をさせていただいております。市としても、我々議員からの質問に対し真摯に受けとめていただき、検討や対応をいただいているところであります。

しかし、こうしたことの背景に、いつ、どこで、どのように検討し、現在はどうのような状況であるのか、我々が把握できない状況があります。一般質問した議員が、各担当課へ何度も足を運ぶか、電話連絡して各個人で確認をしなければならぬ状況であると思っております。

例を挙げてみますと、鳥取市議会では、一般質問されたものは全て回答をいただいております。この対応状況については、ペーパーにまとめ、質問事項に対し、「対応済み」「対応中」「検討中」などと対応状況を載せる議員質問調書というものをつくっております。

我々議会としても、3月定例会予算議会と9月定例会決算議会の後には、議会基本条例等で定めたとおり、議会報告会を開催し市民へ説明させていただいております。こうした機会を通じて我々議員が質問したことも報告できればな、

なんていうふうに思っておりますと、通常の議員活動や議会報告会等でこうした機会を通じて市民への説明を詳しくできることから、こうした取り組みをして情報の提供をしていただくことはできないものかということをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員おっしゃるように、一般質問でいろいろ指摘されたり、またきょうのように提案された内容がどのように処理、対処されてきたかということについては、質問された議員の方だけでなく、市民に対しても市として説明責任を果たしていくということが必要だろうというふうに思います。

先ほどおっしゃいましたけれども、議会のほうでは、議会だより、あるいは議会報告会という形を通して、市民に市の取り組み状況などについて情報提供をいただいているわけがあります。改めて敬意を表したいというふうに思います。

先ほど、鳥取市のお話がありました議員質問対応調書ということですが、市としても今御答弁申しあげましたが、一般質問で提起された内容の多く、提案された内容の課題として指摘されたことというのは、市としても重要課題の一つという場合が大変多いわけがありますので、そういう課題に向けた取り組み状況の調整については、進捗管理の面あるいは市民への情報開示の面からも当然必要な対応だというふうに思っているところでありますので、先進の事例なども十分参考にさせていただきながら、課題の進捗状況の把握手法、さらには情報提供の仕方、そして効率的な更新の方法などについて、今後大いに検討させていただきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 前向きに御検討いただければなというふうに思っております。この一般質問は

議員でなければ質問できないのは当然でありまして、一般質問といいますと、直接市民から伺ったお話を取り上げていることが多くあります。市としてもこうした取り組みをしていただければ、これまで以上にチェックしやすく、対応状況の把握もしやすくなると考えられます。今後は、我々議員だけでなく、質問した内容については、市民に対してもわかりやすくしていくことが、市長がおっしゃったように、重要であると思っております。早期にこうした取り組みが実現することを期待しまして、私の今期として最後の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

### 杉沼孝司議員の質問

- 鴨田俊廣議長 通告番号6番、7番について、9番杉沼孝司議員。
- 杉沼孝司議員 おはようございます。ことしも3月に入り暖かい日が続くようになり、雪解けも進み、長かった冬も終わりに近づいているようです。しかし、12月からの湿った大雪の影響で、さらには最近の降雨などにより、建物の倒壊や人的被害も例年になく多く発生しているようです。ことしは統一地方選の年、選挙の年は春の農作業がおくれるとよく言われております。昨年と比べ、除雪費用も多くなっているものと思いますが、昨日の市長の行政報告にもありましたが、これから最盛期を迎える果樹の剪定作業等に支障が出ないよう、農道除雪には万全を期していただきたいと思っております。

通告番号6番、チェリークア・パーク内の民活エリア最後の1区画が県成人病検査センターに売却されたことにより、長年の懸案であった民活エリアが完売となり、市長も胸をなでおろしているものと察します。私たち議会としても安堵するところであります。

これで市民の健康を守る検査センター、食の

安心・安全を求める産直施設、日帰り温泉、ホテル、自動車学校、介護施設、全天候型の多目的運動場、ふるさと総合公園にはパークゴルフ場、若者に人気のあるスケートボード場、ドッグラン、下流には水辺のスポーツグリバーささえ、グラウンドゴルフ場と、一大観光保養レクリエーション施設ができ上がったものではないかと思えます。

以前に、同僚議員が何度か一般質問で取り上げておりますが、市が開発公社より毎年一定額ずつ買い上げておりますクア・パークののり面について伺います。これまでの質問に対する答弁は、国に買い取ってほしいと相談されているということでしたが、その見通しはどのようなのか伺いたいと思えます。

- 鴨田俊廣議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 杉沼議員からクア・パークの今後の利活用ということで御質問いただきましたが、クア・パークののり面用地については、御案内のとおり、もともと果樹園の民地であったわけでありまして。民活エリア造成事業で土地開発公社が用地買収を行った箇所でありまして。河川法上は河川区域に区分されておりますので、隣接する河川管理用道路と一体的な管理を行うことが望ましいのではないかと判断で、国において買い取りをいただきたいと、以前から相談をさせていただきました。

一昨年の7月には、のり面の有効利活用を含めた水辺空間の一体的な整備について、国土交通省山形河川国道事務所長に要望書を提出した経緯がございます。その際にも強くお願いをしてきたところでありますが、もともとが堤外地、要するに堤の外の民地であるために、国においてのり面の購入は大変難しいというようなお話もあったわけでありまして。我々もそういうふうに認識しているところでありますが、これは引き続き、さらにぜひお願いをしたいということで要望を続けてまいりたいというふうに考え

ております。

現在、御案内のとおり、土地開発公社より買い戻しを行っているわけではありますが、国の買い取りが困難である場合も大いに想定されるといふようなことでもありますので、今後、河川空間の有効活用をしていくかという方策などについて、積極的に対応を考えていく必要があるというふうにも思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの御答弁ですと、のり面の国での買い取りは大変厳しいものがあるというふうなことのようですが、市の財政健全化のためにも引き続き強く要望していただきたいと思っております。

しかし、それが無理としたならば、御答弁のように、今後はのり面を市有地として有効活用の方策を変えていくべきではないかと提言しておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 前の質問で最後のほうにもお答え申しあげましたけれども、我々としては、そういった意味で、河川空間の有効活用という方策について、やはり一体的に検討していくということにしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 河川管理については国交省の専権事項であると思っております。のり面をも有効活用した水辺空間、そこまでをきっちり整備していただくよう、引き続き要望していただきたいと思っております。

河川管理用道路周辺の樹木の伐採ですが、平塩橋下流は、コイ、フナ、カワザイ、ナマズといった川魚の宝庫で、釣り弘法が朝早くから深夜まで地区の内外から訪れる釣りのメッカでもありますので、河川管理用の道路の整備の際、樹木の伐採などは、魚のすみやすい川辺

の柳などは伐採などしないような計画にさせていただくよう要望にも注文をつけていただきたいと思います。と思いますが、いかがですか、お伺いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 引き続き要望は続けていくということにしておりますので、御指摘の点などについてもあわせて今後の要望につなげていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 河川管理等については、そのようなことで強く要望をしていただきたいというふうに思います。

次に、のり面の有効活用による高瀬大橋と平塩橋を活用したサイクリングロード、遊歩道の整備についてと、(3)ののり面を有効活用した水辺空間の一体的整備要望の進捗状況についてであります。順序を逆にさせていただいて、のり面を有効活用した水辺空間の一体的整備要望の進捗状況等についてをお尋ねさせていただきます。

先ほどもありましたが、国交省にのり面を有効活用した水辺空間の一体的な整備を要望しているということでしたが、その進捗状況はその後どうなっているのか、一昨年7月に要望をしたということでしたが、その後の状況をお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成25年7月に先ほど申しあげました要望書を提出をさせていただきましたが、この要望書では、これまで民活エリア内の施設も順調に整備をされつつあるというようところで、さらににぎわいを創出するためには、水辺空間周辺の一体的な河川整備が必要であるということから、のり面を有効に活用しながら水辺空間まで連続した整備をしていただきたいという内容で要望書を出させていただきました。

この要望書を受けて、国のほうでは早速対応していただいて、平成25年度には、のり面の下

にあります河川管理用道路周辺の樹木の伐採、それから河川管理用道路から川側の水面に下る護岸階段を120メートル、それから遊歩道として利用できる河川管理用道路を720メートル、整備をしていただいということでもあります。要望を受けて迅速な対応をしていただいたということで、大変我々もありがたく思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 要望をしたことを積極的にしていただいたということは大変よかったことと思います。したがいまして、せっかくの水辺空間でもありますし、さらにいろいろな面で要望をしていただきたいというふうに思います。

その要望の中で、次に、クア・パークの有効活用による高瀬大橋と平塩橋を活用したサイクリングロード、遊歩道の整備について伺います。チェリークア・パークの基本計画については、計画当初、川北の整備と川南の平塩川も20ヘクタールほど買収し、川の南北を一体的に整備し、大型ホテルや遊戯施設等も誘致し一大リゾートゾーンを形成する構想でありました。川南の平塩川は、昨年までの大雨により侵食防止用のブロックが崩され、侵食防止のため、今護岸工事が施工されており、侵食回避により安全性が高まるものと思われま。

国土交通省の制度に、かわまちづくり支援制度というのがあるようですが、これらを活用し、先ほど来出ておりますのり面の有効活用とあわせ、上流から下流までの一体的活用の中で、元気な高齢者の創出、健康増進のためにも対岸の平塩川の川辺をも活用し、高瀬大橋と平塩橋を回れるようなサイクリングロードや遊歩道を整備してはどうかと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 何度も申しあげますが、国のほうに要望した際に、多目的水面広場のグリバー

さがえ、さらにはクア・パークを結ぶ周回的な遊歩道、さらにはサイクリングロードなども一つの案として水辺プラザ周辺の河川整備について有効なのではないかというようなことで、私のほうからも提案をさせていただいた経緯があります。

もちろんその整備を行っていただくに当たっては、杉沼議員からも御指摘ありましたけれども、国のかわまちづくり支援事業の活用なども十分検討いただかなければならないなというふうに考えておったところであります。

そうした中で、今般、国の河川国道事務所のほうから、かわまちづくり構想について説明を受けたところでございます。この事業については、河川管理者のみならず、自治体、それから各種団体、地元住民などが連携をして河川敷などを活用した事業の実施、あるいは事業実施に必要な水辺の整備などを行っていく事業であります。

その後、国のほうから、ことし1月に寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会に対して、構想についての説明会がございまして、水辺空間の整備とあわせてチェリークア・パークの利活用についても協議を進めていくということで話し合いがなされているところであります。

今後については、県、それからチェリーナさがえ、グリバーさがえ、それから山形県成人病検査センター、そして最上川ふるさと総合公園の指定管理者なども、そういった勉強会に参加していただきながら、協議を重ねて、また地域の方々からも御意見をいただくなどして、仮称、仮でありますけれども、寒河江かわまちづくり計画というもの策定をして、その計画に基づいた水辺空間の整備を進めていければというふうに考えているところであります。この勉強会についてはまだ始まったばかりということでありますので、御質問にもありました高瀬大橋、平

塩橋を活用したサイクリングロード、遊歩道などの整備についても、チェリークア・パークの全体活性化についても大変意義のある有効なものだというふうに考えますので、今後の勉強会の中で大いに検討していただきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ことしの1月に推進連絡協議会の勉強会ということで、説明会なり、勉強会ということで、大変、さらに進むものと思っております。ひとつ、チェリークア・パーク全体の、総合運動公園も含めた全体の活性化に向けて、ますます進めていただきたいものだというふうに思います。その中でもありましたように、高瀬大橋と平塩橋をも活用したサイクリングロードや遊歩道の整備についても、勉強会の中で検討したいということのようですが、特に平塩橋についてはお見合い橋などというニックネームがついているようであります。平塩橋については、マスコミにも報道されているように、単に寒河江市ということだけではなくて、西村山地域全体の問題として取り上げていただき、サイクリングロードや遊歩道の整備とあわせて平塩橋の改修にも力を入れていただきたいと思いますが、いかががお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平塩橋の改修については、これまでも何度か御答弁を申しあげてまいりましたが、引き続き、県のほうにもお願いをしているということでもありますけれども、全体のチェリークア・パークの構想などとどういうふうにかかわっていくのかということも大いに検討していかなければなりませんし、先ほど御指摘ありましたけれども、この平塩橋の利活用については、寒河江市民のみならず、周辺の住民の皆さんも大いに関係がある、そういう利活用していただく橋でありますので、ぜひ周辺の自治体等

とも連携を図りながら、その整備について、改修について検討を前に進めていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。平塩橋、何回も申しあげておりますけれども、やっぱりなかなかそういうお見合い橋というのは今はないようでありますので、引き続き地域全体として取り上げていただきたいというふうに思います。

次に、通告番号……

○鴨田俊廣議長 杉沼議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉沼議員。

○杉沼孝司議員 それでは、続きまして、通告番号7番、寒河江市の農業振興策について伺います。

1つ目は、農業所得向上に向けた6次産業化の推進についてであります。

政府は、農政や労力分野などの「岩盤規制」改革の断行とともに、地方創生や安全保障政策など、戦後以来の大改革に取り組むと決意を表明しました。農政改革では、JA、全中の一般社団法人化など60年ぶりの農協改革として競争力ある農業へと構造改革を進めるとしております。

この改革の中の農政について農家所得をふやす農協改革を断行すると説明しました。この中で、JA、全中の農協に対する監査権限廃止などは、岩盤規制打破の象徴としたが、農業再生、生産性の向上、農家所得の向上にどのように結びつくのか、具体的な内容説明がなく、全くわ

からない状況です。

しかし、現政権が簡単に揺らぐ形勢になく、本市の第5次振興計画実施計画にうたっている6次産業化推進事業では、平成29年まで、セミナー、イベントの開催であります。

昨日の県産農産物を使用した土産品の調査をした結果、県産人気の特に高い土産品の定番であるお菓子などは70%が県外で加工製造されているというふうに表示されております。こんなことから、県内で製造される土産品の割合をふやすことで、経済効果や雇用の創出に結びつけていきたいというふうに県では発表をしております。

したがって、当市におきましても政府の掲げる地方創生を活用し、本市の基幹産業である農業を成長産業として捉え、雇用創出の場と、さらなる農業所得の向上を目指すため、6次産業化をもう少しスピード感を持って進めるべきと思いますが、その内容はどんなものなのか、市長に御所見をお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 6次産業化の推進について御質問でありますので、お答えをしたいと思います。一口に6次産業化と申しましてもいろんな形態があるわけでありまして。

1つには、1次産業である生産者が加工などの付加価値をつけたり、流通、販売コストの削減により所得向上を図っていく場合。

2つには、生産者と食品製造加工業者が連携して商品を開発販売していく場合。

3つには、発展形として、地域の観光などさまざまな主体の連携、協働によって地域全体を活性化していく場合などということで、さまざまな6次産業化の形態があるわけでありましてけれども、基本的には6次産業化によって生産者が所得が上がって、雇用創出など元気が地域全体に広がってよくなっていくというのが大切だというふうに言われているわけでありまして。

そういう意味で、6次産業化については事業の実施主体の計画の策定から起業、その後の商品開発、それから販路拡大までをサポートする全体の体制というものが必要になってくるわけでありまして。

また、業を起こすためには販売力、商品企画力のあるリーダーの育成、それからスモールビジネスなどの情報提供による機運の醸成が必要だというふうに言われているわけでありまして。そういう全体的な環境の整備というものが必要だというふうに言われております。

そういったことで、市としては、そうした環境の整備のためのセミナーを開催をしていくということにしておりますし、また市内の農業、商業、工業などの異業種間の連携を図るためのマッチングの場の提供なども進めていきたいというふうに考えております。

また、実践的な面としては、地域特産物のブランド化、地域特産物といっても、施政方針で申しあげましたが、小姫芋でありますとか、食用菊でありますとか、谷沢梅でありますとか、そういう特産物のさらなるブランド化、商品化などに向けた取り組みについても積極的に対応していきたいというふうに思っているところであります。できるだけ、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** ありがとうございます。

とにかく、特に米価の下落などを受けて、非常に農業所得が減っております。それらを回復させるためにも、6次産業化の推進は、我々だけではなくて全国津々浦々で実施されているのではないかと考えております。したがって、つくるものをつくっても売れなければしょうがないわけでありましてから、販売面も研究していかなければならない。リーダーも育成しなければならないということでありましてけれども、そういうものにつきましても、何年もかけてやるの

では遅過ぎるのではないかというふうに思っております。

したがって、それらを非常にさまざまなことをやらなければ、準備しなければならないわけでありまして、もっと前倒しでやることはできないものかなというふうに特に感じておるものですから、その辺はどうなんでしょうか、もう一度お伺いしておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、機運の醸成は確かに必要なもので、そういった環境整備というものを整えていかなければなりません。そういう意味でセミナーを開催するというのを申しあげましたが、毎年開催をさせていただくことはもちろんでありますけれども、それ以外にも、先ほど申しあげました異業種の連携のマッチングなどについても、これは毎年設置をしていく。そして、事業化をして販売まで結びつけていくということに取り組ませていただきたいというふうに思っているところであります。

そういうことで、できるだけ前倒しをして機運の醸成を図りながら実践面でもそういう具体的な取り組みを通して、結果が出るように頑張っていきたいというふうに思っています。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。農家の農業所得が減っているのは、2年も3年もかかっているんじゃないかと、すぐさま影響が出ているわけでありまして、今ありましたように、異業種間の問題、あるいはさまざまな問題があるかと思っておりますけれども、よろしく対応方をお願い申しあげたいというふうに思っています。

次に、耕作放棄地対策についてお伺いします。木村農業委員会会長のデビューを飾る質問をしてまいりたいと思っております。

本市の基幹産業である農業の振興については、

国内外の販売から海外への輸出まで幅広く、市長みずからトップセールスをして振興策に取り組んでおられること、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

しかし、近年、農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地や荒廃農地が多くなっているものと思います。本市の農地は平坦地だけでなく、山間地や中山間地的なところまで多種多地域にわたっております。今では山間部だけでなく、平坦地においても耕作放棄されている農地がたくさん見受けられます。

農業委員の方を中心として、これらの耕作放棄地を調査していることと思いますが、近年、その面積は、平坦部、山間地においておのおののように推移しているのか、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 デビュー2戦目です。昨年7月のデビューで9月の質問に際しまして川越議員のほうから質問を受け、2戦目です。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、耕作放棄地対策についての質問でございますけれども、耕作放棄地は市、山形県のみならず、全国の大きな問題となっております。全国合計しますと大体埼玉県と同じ面積ぐらいの耕作放棄地があるのかなと認識しているところでございます。

さて、本市の耕作放棄地の状況につきましてでありますけれども、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要綱に基づきまして、毎年8月下旬から9月上旬にかけて農業委員会、農林課、農協職員、あと各地区の農業事業改善組合の皆様と一緒に農地パトロールを実施しているところであります。

農地パトロールによりまして、耕作放棄地の調査状況としましては、中山間地域に指定されている高松、醍醐、我が白岩地区に多くなって

おります。年度ごとにしますと、平成21年度には40.5ヘクタール、平成26年度は48.3ヘクタールと5年間で7.8ヘクタール増加しているような状況であります。また、平坦部が多いその他の地域も平成21年度は25.4ヘクタール、平成26年度において27.4ヘクタールと5年間で2ヘクタールほど増加しております。市全体では、この5年間で9.8ヘクタール増加している状況にあります。

また、この5年間で解消されました面積は、山間部で22ヘクタール、平坦部で16.2ヘクタール、市全体では38.2ヘクタールとなっております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほどは、デビューを飾るなんて、失礼をしました。

それでは、耕作放棄地の今の御答弁を聞きますと、最近5年間で耕作放棄された面積が寒河江市全体で9.8ヘクタールというふうなこと。それから、解消された面積が38.2ヘクタールということのようですが、そのようなこととすれば、耕作放棄地は5年前から比べますと、現在は減少していると理解してよろしいのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 先ほどお答えしました耕作放棄地の面積につきましては、各年の面積を申しあげたものでありまして、耕作放棄地解消後の面積となっております。平成21年度から平成26年度までは、この5年間、48ヘクタール発生している状況であります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほどの私の解釈の違いで、40.5ヘクタールが発生しているということであったんですね。5年間で7.8ヘクタール増加したのではなくて、耕作放棄地面積が新たに発生した場所がふえたということのように理解してよろしいのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 犬飼農業委員会事務局長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

耕作放棄地の面積で、先ほど木村会長が御答弁申しあげたのが、その年の耕作地の全体の面積でございます。それに対しまして、各年度、耕作放棄地の解消なんかも行われています。それが、そのトータル、累計が、一番上に申しあげました38.2ヘクタールが解消になったということでございます。5年間で9.8ヘクタール増加しております。これと解消になった38.2ヘクタール、これが実際にはこの5年間で新たに耕作放棄地として確認された面積ということでございます。

これから38.2ヘクタール解消されまして、実際の純増、実際にふえた面積が5年間で9.8ヘクタールというふうな数字になります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 どういうふうに、ちょっと理解したらいいかわからない。難しくてわからなくなってきた。

じゃあ、もう一度お伺いします。現在の耕作放棄地は幾らになるのか。26年末ですね。中山間地が48.3ヘクタール、平坦地が27.4ヘクタールというふうな、そのものに理解してよろしいのか。それとも、別な数字があるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村会長。

○木村三紀農業委員会会長 今、杉沼議員がおっしゃったことに間違いございませんので、そのように御理解してもらえればと思っております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 そうしますと、先ほどの解消された面積が38.2ヘクタールもあるわけですから、耕作放棄地は減っているというふうに改めて理解してよろしいのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 犬飼農業委員会事務局長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

再度御説明申しあげます。耕作放棄地が新た

に発生した分、そしてまた解消された分、これらの差し引きの中での面積を説明させていただきます。

中山間地につきましては、平成26年度で48.3ヘクタール、平坦部におきましては27.4ヘクタール、合計で75.7ヘクタール、これが平成26年度の寒河江市の耕作放棄地の全体面積でございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 なかなか理解するに難しくなってきた。

そうしますと、1点だけ。中間地の先ほどの平成26年度で48.3ヘクタール、5年間で増加したのが7.8ヘクタールで、解消されたのが22ヘクタールとしますと、48.3ヘクタールから22ヘクタール解消されておりますと、現在の中山間地の耕作放棄地は26.3ヘクタールというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 犬飼事務局長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

中山間地で申しあげますと、26年度の48.3ヘクタールというのは、耕作放棄地が解消された22ヘクタール後の面積でありまして、中山間地だけ申しあげますと、5年間のトータルで解消された面積が22ヘクタール、これは差し引きするものではございません。あくまでも26年度の中山間地の面積は48.3ヘクタールというふうになっております

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 わかりました。

じゃあ、次に、耕作放棄地対策は具体的にどのように行っているのかを教えていただければと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。耕作放棄地の対策につきましては、調査結果取りまとめ後の1月に耕作放棄地となっております農地の所有者に対しまして、文書で今後の意向を

確認しております。そして、確認した意向を踏まえ、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体への貸し付けやあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を進めております。

また、中間管理機構に関しまして、今年度意向調査の対象となった374人に通知した結果の主な状況は、中間管理機構への貸し付け希望者が63名、農用地集積円滑化団体への貸し付け希望者が97名、みずから耕作する意思を示しているのは8名となっております。貸し付け希望をしているものにつきましては、耕作放棄地の解消を図るために、これからも農地の利用調整を図っていきたいと考えております。

また、農業委員会では、平成23年11月に耕作放棄地再生プロジェクトチームを結成しました。その年の12月に荒廃リンゴ園20アール、また、昨年4月には荒廃ブドウ園67アールの再生作業を委員みずから実施し、耕作放棄地の解消を図って、担い手、新規就農者等に貸し付けを行っております。

そのほか、寒河江市耕作放棄地対策協議会が耕作放棄地を再生するものに耕作放棄地緊急対策交付金を交付するとともに、寒河江市独自で耕作放棄地の再生面積10アール当たり3万円を交付しまして、耕作放棄地の解消に努めているところであります。

このような取り組みを行っていることが、昨年度、東北農政局管内の耕作放棄地解消の実践事例集にも取り上げられたことから、今年度は、県内外の5市の農業委員会の視察を受け入れ、本市農業委員会の取り組みを紹介したところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 リンゴ園の20アールやブドウ園の67アール、農業委員の方みずからが実践して耕作放棄地対策に取り組んでいるということ、大変すばらしいことだと思います。大変御苦勞さまでございました。

次に、再生された耕作放棄地にはどんな作物を奨励されているのか、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 耕作放棄地から再生された農地で栽培される作物につきましては、各農家がそれぞれの営農方針などにに基づき決めている状況にあります。これまで、耕作放棄地の再生に取り組んだ状況を見ますと、ニンニク、サクランボ、野菜、ジャガイモ、あとスイカなどを栽培した事例があります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 なぜこんなことを申しあげるかという、最近の山間地の耕作放棄地は、荒廃農地と化しております。鳥獣のすみかとなっているものと思われまます。この辺での有害鳥獣はカラスやムクドリ、熊などと考えておりますが、私は以前にも質問したことがあります、私たちの食糧であります農産物生産にとって、最も厄介な有害鳥獣動物のイノシシが生息し出しております。イノシシは、自然動物でありますので、豚の約半数の1回で6頭から7頭、年間3回から、多いものですと4回の繁殖、ふえ出したら手をつけられなくなる危険性をはらんでいる動物です。それらに対する対策などは何か考えておられるのか、市長にお伺いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 耕作放棄地のお話でありますけれども、耕作放棄地の発生というのは、御指摘のように、野生動物の餌場、それから隠れ家というふうになってしまっている。そのことによって鳥獣被害発生の原因になりつつある、なっている、なりかねないと、こういうことでもあります。

御質問はイノシシの被害ということでしたが、御案内のとおり、山形県には以前は生息していないと言われていたわけでもありますけれども、最近、目撃あるいは捕獲などが見ら

れております。平成19年以降は、イノシシによる農作物の被害についても報告をされている状況であります。

平成25年度の被害状況を見ますと、寒河江市では被害報告は受けておりませんが、目撃や足跡などの情報が寄せられております。県全体では、被害面積は33.5ヘクタール、被害金額は実に1,176万9,000円となっているようであります。作物別に見ると、水稻がおおよそ9割を占めているということでもあります。御指摘のとおり、繁殖力が旺盛なことから、さらに今後、被害の拡大が懸念されている状況であります。

寒河江市におきましては、鳥獣被害対策について、今年度、有害鳥獣被害軽減モデル事業によりまして、1つには熊対策用の電気柵設置を支援しているところでありますし、また、猟友会の寒河江分会と委託契約を結んで鳥獣被害の捕獲をお願いをしているところであります。

さらに、今般、被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進をしていくために、去る2月13日に県、それから農協、猟友会、町会長連合会、農業委員会、そして寒河江市を構成団体とする寒河江市鳥獣被害防止対策協議会を設立させていただいたところであります。

また、年度内にツキノワグマ、イノシシ、ハクビシンなどを対象鳥獣とする寒河江市鳥獣被害防止計画を策定する予定であります。現在、県と協議を進めているところであります。

今後の対策ということになりますが、猟友会に引き続き捕獲をお願いするということになるわけでもありますけれども、今、国が進めております鳥獣被害対策実施隊というものを設置をできないか、鋭意検討を進めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 時間がないので急いで進めてまいりますけれども、先ほどのイノシシの被害にどういふふうな被害状況を調査をしたのかわか

りませんが、25年度の県の調査では33.5ヘクタール、被害金額が1,176万9,000円ということで、その9割が水稻ということでありましたが、その辺がちょっとわからないんです。イノシシの特性として、水田に入って、水田にミミズはいないとは限らないんですが、どちらかという、餌がミミズです。鼻と牙で土を掘り返して、そして食べるというのがイノシシの特性でありますので、水稻の被害が9割というのはどうも合点がいかないところがあるんですけども、時間がないので、それらについては求めないでいきたいと思います。

イノシシの被害からの予防を図るため、優良農地との緩衝帯をつくるためにも、耕作放棄地の解消を図ることは大変重要であります。しかし、ただ、「解消、解消」と唱えていてもだめだと思います。そこで何を植えるかが必要なのではないだろうかと思えます。

先ほどの答弁ですと、ニンニク、サクランボ、ジャガイモ、スイカと野菜とか、そういうものに非常に植えられておるようではありますが、それだけではなくて、近年、東洋医学志向が強くなったのかわかりませんが、高齢者でも栽培可能な漢方薬の生薬の栽培などがいいのではないかと考えられますが、いかがでしょうか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 鳥獣被害防止のため、緩衝帯の設置などについて、生息するエリアと優良農地の管理をきちっと分けていくという意味では大変有効な対策だというふうに思っておりますし、とりわけ、今御指摘のように、そういう場所に生薬などを植えていくということも一つの方法なのではないか。それが収益が上がる作物であればなおいいということ。一石二鳥になるというようなことも言えるかと思えますので、どういふ生薬が適するの、有効なのか、方策などはどういったものなのか、これからいろいろ研

究してまいりたいというふう考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 最近の医者に行つての処方箋、どこに行つても、漢方薬が「袋にいっぱいもらつてきたなよ」というのが非常に多く聞かれます。したがつて、医療関係者のそういう処方箋も漢方薬というか、そういうものが非常に多くなつているのかなというふうにも思えます。

特に山間地での生薬栽培が多くなつている地域などもたくさんあります。山間地での生薬栽培が急拡大、これは高知県のことでありますけれども、特にそういうものが多いようでもありますので、ひとつ、なお一層研究をしていただき、そういう面の指導もしていただけたら大変いいのかというふうに思えますので、よろしく願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

## 辻 登代子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号8番、9番について、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

3月とはいえ、きょうは吹雪で、まだまだ春は遠いように感じられます。早朝からの傍聴、御苦労さまでございます。平成23年3月11日に起こつた東日本大震災から間もなく4年になろうとしております。2万人ものとうとい人の命を奪つたあの惨事は忘れることができません。私たちにとりましても大きな教訓となりました。

寒河江市では、昨年12月に設置された防災無線により市民の安心・安全が確保されました。感謝を申し上げます。

それでは、2期目最後の質問に入らせていただきます。私は、新政クラブの一員として、通告番号8番、市民の健康推進についてお尋ねいたします。

本市において平成35年までの将来を見据えて、第2次健康さがえ21が策定されました。目指すべき姿は、生き生きと健やかに暮らせる地域社会の実現であり、基本目標は健康寿命の延伸であります。

平成26年7月の厚生労働省の発表によると、日本人の平均寿命は、男性が前年度より0.27歳上回り80.21歳で、女性は前年度より0.2歳上回り86.61歳で、女性は2年連続の世界一であったと報告されています。

本市の寿命は、平成22年現在で、男性が81.8歳で、女性は86歳となっており、男性は全国及び県平均を上回っているのに対して、女性は全国及び県平均を下回っています。

男女ともに平均寿命の伸びが見られる中、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病での死因が多くなっています。日本の死因別死亡数でがんは1位で、厚生労働省の調べによると平成23年には全死亡者の3.5人に1人ががんで死亡しています。

本市においても、平成23年の死亡原因の第1位はがんで、約24.5%を占め、がん死亡者113人のうち、気管支・肺がんは23.9%で1位となっております。次いで大腸がんは20人の17.7%で、胃がんは16人の14.2%でした。平成24年度のがん検診受診率は、胃がんは32.5%、肺がんは41.0%、大腸がんは41.7%、子宮がんは42.3%、乳がんは34.4%でした。さらに受診率の向上を目指すための推進をお願いいたします。

がんは、早期発見し早期治療することで治る確率が高くなり、特に乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんなどの5種類については、検診を受けることで死亡率が低下すると言われていています。市民の健康寿命の延伸のための定期検診は欠かせないものであります。がん検診受診率アップに向けての取り組みについて質問させていただきます。

市長にお伺いいたします。

初めに、本市において平成25年度のがん検診受診率と精密検査受診率はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員から健康増進について、推進についての御質問をいただきましたので、早速お答えをしたいと思います。平成25年度の寒河江市のがん検診受診率、胃がん検診については26.5%、肺がんは大腸がんはそれぞれ35.0%、同率ですね。それから、子宮がんについては41.1%、乳がんについては31.5%となっております。

また、検診の結果、精密検査が必要と判断された方の精密検査の受診率であります。胃がんの場合は79.5%、肺がんの場合は83.6%、大腸がんの場合は74.7%、子宮がんについては66.7%、乳がんについては89.6%という結果となっております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 今、市長から答弁がありましたが、平成24年度よりも受診率が下がっているようです。その要因はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 25年度の数字、24年度から比べて数字が下がっているということですが、理由といたしましては、受診率の算定方法について、受診率の算定方法というものは全国的に統一されたものが今までなかったようであり、各市町村が独自の方法で用いていたために、市町村間あるいは都道府県における実施状況の比較が困難であったという状況があります。そういったことで、解消するために、厚生労働省のほうで、がん検診等の評価に関する委員会のほうから、算定方法が新たに提示をされて、その算定方法を用いて算定した結果が25年度の数字と、受診率というふうになっているところでもあります。

前年に比し下がっているように見えるわけ  
ありますけれども、従来の方法で25年度の数値  
を算定をいたしますと、前年度より上がって  
いるということでもありますから、我々として  
は、いろんな取り組みが少しずつではありま  
すけれども、実を結んでいるというふう  
に認識しております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 本市のやり方では、平成25  
年度よりも上がっているという答弁でござ  
います。これからも積極的に取り組んでい  
ただきますようよろしくお願いいたします。

次に、がん検診を受けて要精密検査と診断  
された場合に検査を受けない人がいると伺  
っております。まずは、平成25年度の要精  
密検査の年代別受診率について伺いたし  
ます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、がん別に精検の  
受診率を申しあげましたが、年代別とい  
うことで申しあげたいというふうに思  
います。これはトータルとして要精密  
検査の延べ数における受診者数の延  
べ数というふうに御理解をいただきたい  
と思えますが、40代以下の方が68.5%  
、50代の方が78.8%、60代の方  
では76.2%、70代の方が83.4%  
、80代以上の方が88.7%という  
数字になっております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま答弁を  
いただいた数字を伺いますと、どうも  
40代以下の若い世代が低いように感  
じます。各世代の受診率を上げる  
ことはもちろんでありますけれども、  
特に若い世代の受診率を上げることが  
大切であると考えています。

私が聞いている主な理由として、特に若  
者は、「仕事が忙しく時間がとれない」  
、「新たにお金がかかってしまう」な  
どの理由で受診できないよう  
です。

市としては、受診しない要因はどのよ  
うに把

握されているのか。また、これまでど  
のような方策をとってこられたのか、  
お伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 若者の精検の受診率  
の低下の理由ということではありま  
すが、これは全国的にアンケートがさ  
れております。平成25年1月と平成  
26年11月に内閣府によるがん対策  
に関する世論調査というものが実施を  
されております。全国から抽出され  
た3,000人の方を対象にしたもので  
、これは一次検診についての調査であ  
りますけれども、40代以下の若い世  
代のがん検診未受診率、未受診の理  
由としては、やっぱり「受ける時間  
がないから」、また「費用がかかり、  
経済的にも負担になるから」が大  
きな割合を占めているということ  
であります。

市のほうでも、保健師による精密検査  
未受診者への訪問勧奨を行って  
おりますが、その際の聞き取りでも  
同様の声があることを把握して  
おります。受診しやすい環境づくり  
が課題の一つだというふうに認識  
をしているところであります。

また、健康についての意識づけ、  
検診への理解を深めるための啓  
発というものも基本的に重要だ  
というふうに思っているところで  
あります。

今年度、新たな取り組みとして、  
成人病検査センターで実施され  
た市の総合健診におきまして、  
対象を30代から40代の方まで  
に限定をした健診日を4日設け  
まして、保健師が赴いて健康  
についての講話を行わせて  
いただくとともに、精密検査  
が必要となった場合は速やかに  
医療機関を受診されるよう  
に、精検の重要性について  
啓発を実施しているところで  
あります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいまの  
答弁によりまして、やはり市民  
からの声、私が聞いているよ  
うな状況で、時間がない、金  
がないなどの調査結果が出て  
いるようでございます。今後  
も若い世代の人が受診しやす  
いような取り組みを、今申し

あげられた取り組みを充実していただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。一次検診の受診率を上げることにより、がんの早期発見にもつながります。がんが重症化してから発見されるより、早期発見し治療することにより保険料が軽減されることから、市として新たな受診率アップに向けた取り組みはどのように考えているのか、お伺いたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 受診率アップへの取り組みといたしましては、現在、国の補助事業を活用いたしまして、特定年齢対象者への大腸、乳、子宮がん検診無料クーポン事業というものを実施させていただいております。

また、市の独自事業として、先ほど申しあげましたが、今申しあげた国の補助事業以外の特定年齢対象者への乳がん検診無料クーポン事業、さらには40歳のがん検診、特定健診が無料となる40歳応援券の事業などもさせていただいて、できるだけ受診者の負担軽減を図っているところでもあります。

また、健診日の設定についても、山形県成人病検査センターと連携をさせていただいて、センターにて実施をされる市の総合健診と女性のがん検診であるレディース検診の同日実施を行わせていただいております。また、医療機関での子宮がん個別検診の期間延長なども実施をさせていただいて、できるだけ検診に訪れやすいような環境づくりを進めているところでもあります。

また、クーポンの対象者の方に対して、検診の啓発を目的に、がんについての情報を掲載したがん検診手帳というものを配付させていただいております。また、若いうちからというお話もありましたので、成人式において市作成のチラシを配付させていただいて、若い方へも啓発を進めているというふうに行っているところであ

ります。

今後も引き続き、取り組みを充実させていただきたいというふうに考えておりますし、新たに働く世代へのがん検診の啓発の充実を図っていくために、事業所のほうへ啓発的な活動、効果的な活動を展開していく必要があるということで検討をしているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 辻議員。

○**辻 登代子議員** ただいま市長の答弁にもございましたように、受診率アップに向けたさまざまな取り組みをなさっていることに大変感謝申しあげます。

次に、平成21年から会社勤めの人や平日受診できない人のために土曜日健診を行っておりますが、土曜日健診実施後は受診率は上がっているのか。そして、もし上がっているとすれば日曜日の健診もできないものなのか、お伺いたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 辻議員御指摘のとおり、平成21年度から成人病検査センターの御協力のもとに土曜日にも健診日を設けてきたところでもあります。26年度、今年度は総合健診が52日間あったわけでもありますけれども、そのうち特科を土曜日に設定をしたところでもあります。21年度に比べて総体としては受診率は向上しているわけでもあります。ただ、総体としては向上しておりますが、土曜日だけ急に上がっているということには、数字的にはなっていない状況にあらうかというふうに思います。

そういう意味で、御提案の日曜日の健診についてでありますけれども、成人病検査センターのほうでの医師の確保あるいは職員の体制などの課題もあるわけでもあります。そういう意味で、まずは土曜日の健診について、一層の周知を図って、その上で受診率の動向を踏まえて、日曜日の健診について検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま市長の御答弁で、受診率アップに向けた取り組みにつきましても、さまざまな方法で支援をされているようであります。市民一人一人が生き生きと健康やかに暮らせるために、これまで以上の健康推進をよろしくお願いいたします。

次に……

○鴨田俊廣議長 辻議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどといたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻議員。

○辻 登代子議員 次に、通告番号9番、寒河江市オリジナル健康体操の普及についてお伺いたします。

日常生活が便利になり、仕事や家庭で体を動かすことが少なくなっています。身体活動、運動不足は、生活習慣病や高齢者の寝たきり、認知症の原因であると言われていています。本市においては、昨年、市制施行60周年に合わせ、～活動的な85歳を目指そう！～、寒河江市オリジナル健康体操を制作されました。市民歌に合わせ行うゴムバンドを使った筋力運動ののびのび体操と自分の好きな音楽に合わせてできる腕と足の組み合わせにより脳も活性化できるスカット体操の2種類があります。

この体操を普及させるため、佐藤市長がみずから出演したDVDも作成されたことは大変よいことだと思います。インターネット上のYouTubeからも映像をごらんになっていただけますので、市民の皆さんにもぜひごらんいただければと思います。

この体操は、誰もが楽しめる体操であります

ので、市民の健康増進のためにも寒河江オリジナル健康体操をどんどんPRしていただき、市民の皆さんにも実践していただきたいと思い、質問をさせていただきます。

寒河江オリジナル健康体操は、若い世代から高齢者まで、仕事の合間や昼食時間に短時間で誰にでもできる体操であります。市役所、市内の企業、各スポーツ団体、高齢者サロン等へ寒河江オリジナル健康体操の実践の普及強化を図っていただきたいと思いますが、この件について御所見をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員御指摘のとおり、寒河江市オリジナル健康体操、寒河江市民歌のびのび体操とスカット体操、2種類あるわけですが、どの年代の方にも簡単にできるということでもあります。健康づくり、介護予防、ストレス解消などの目的に合わせて、ぜひ毎日の生活の中で取り入れていただきたいなというふうに思っているところであります。

これまで、市としても市主催の健康教室あるいは地域での出前講座、高齢者サロンなどで実践をしたり、市内企業の健康事業と連携をして体操の発案者の講演でありますとか、市の保健師による実施指導を組み合わせ教室などを開催するなどして、その普及に努めてきたところであります。

また、さくらんぼウォークやゆめタネ@さがえでのステージイベント、さらには山形ビッグウィングで開催されましたやまがた健康フェアで披露するなど、広く内外にも発信してきたところであります。これまでの参加者は延べ1,700人以上に上っているというふうに聞いております。

さらに市立病院の待合所で体操の紹介DVDを流しておりますし、また市内医療機関や事業所などに体操のパンフレットを配置をさせていただくなどしてPRを努めているところであり

ます。こうした体操、運動は継続して習慣化していくということが大変大事でありますので、市民対象の各種教室あるいはスポーツ大会などの機会を捉えて一層のPRを図り、ぜひ習慣化をしていただきたいなというふうに思います。

また、市の施設や企業での活用についても検討、働きかけを今後も一層続けてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいまの市長の御答弁によりますと、習慣化していくということが、三日坊主ではいけないということですが、やはり私たち市民もずっと生きている限り、そういう体操など、スポーツすること、そしてウォーキングなども習慣化していきたいというふうに、健康推進のために私たちも実践していく心がけが必要かと思っております。ぜひに市のほうの対応といたしましても、御支援をよろしくお願いしたいと思っております。

次に、ハートフルセンターは市民の健康施設の中核でありますので、ハートフルセンターで行われるさまざまな事業においても、この寒河江オリジナル健康体操を行っていただきたいと思っております。

昨年12月18日、ハートフルセンターにおいて寒河江市食生活改善推進協議会ヘルスメートのパートナーシップ事業、生活習慣病予防教室でのスカット体操に挑戦されたと聞いております。こうした事業への取り組みを広げていくための方策はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、ハートフルセンターでは、健康に関する市主催の教室でありますとか関係団体の事業などが年間を通して数多く開催されているわけでありまして。こうした事業の参加者は、当然のことながら健康づくりへの関心が非常に高いわけでありまして、こ

ういった健康体操にも大変興味を持って取り組んでいただけないかというふうに思っています。実施の団体などからも御理解と御協力をいただきながら、できるだけ機会を捉えて実践を通した普及を図っていききたいというふうに思います。

先ほど御指摘のありましたとおり、この体操のやり方については、ホームページからでもご覧いただけますし、何度も繰り返して見ることが出来ますから、身につくのではないかというふうに思います。教室に参加した方が自宅に帰って、家庭や地域の中でも実践していただけるように、ホームページの活用などについてもさらに情報提供していきたいというふうに思います。

こうした市民の健康づくりに役立つ体操でありますので、職員も率先して実践をして広く浸透させていくということも必要だというふうに思います。職員みずからの健康づくり、来寒者へのPRの観点からも、例えばお昼の休憩時間などを活用した体操の実践などについても検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございます。

ただいま市長のほうからありましたけれども、やはり市民もそうであります。何といたっても寒河江市役所の職員の皆様から実践していただきたいと強く思っているところでございます。そして、みんなが、寒河江市民が生涯にわたり健康的な生活が営めますよう、寒河江オリジナル健康体操の普及強化をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 遠藤智与子議員の質問

- 鴨田俊廣議長 通告番号10番、11番について、3番遠藤智与子議員。
- 遠藤智与子議員 東日本大震災より間もなく丸4年になろうとしています。復興はまだまだおくれており、福島では放射能の汚染水流出を知っていながら国民に知らせていなかった問題も明らかになりました。早く本当の春一番が日本列島に吹き渡ることを願うものです。

それでは、質問に入ります。私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に伺います。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号10番、暮らしやすいまちづくりについて新規市営住宅整備計画について伺います。

現在、寒河江市は老朽化により機能しない市営住宅があり、公営住宅が減ってきている一方、若者世帯はふえている状況です。子供の医療費の無料化を中学3年まで拡大したこと、また第3子以降の保育料の無料化の対象を拡大し、子育て、定住、住宅建築事業等に力を入れるなど、市長の公約である子育て支援の実現に努力する姿勢は高く評価されるものです。

一方、雇用の現状は、一昨年6月議会の市長答弁によりますと、非正規雇用が33.2%であり、まだまだ不安定な労働環境があり、高い民間住宅に住むことは難しい家庭が多くなっています。より低廉な住宅に住みたいという要望が私のところにも寄せられており、内容は深刻です。

公営住宅をふやすべきと考えますが、実施計画では27年度に計画策定とあります。このことについて、まずは市長御自身のお考えを伺いたいと思います。

- 鴨田俊廣議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 市営住宅の今後の計画というこ

とでありましようが、子育て支援ということで取り組ませていただいております。とりわけ子育てしている若い世代の経済的な負担の軽減ということは、大変重要な課題でありますので、いろんな面で負担の軽減に向けた取り組みをさせていっていただくということでありまして、御指摘のような、やっぱり雇用の情勢というものを改善していくということがその抜本的な解決の糸口にもなっていくんだろうとういふうに思っているところであります。

そういった関連で、若い人たちが住めるような住環境の整備というものの御質問であります。市営住宅については、先ほど御指摘がございましたが、現在もいろんな形であきが出た場合に募集をさせていただくという状況になっているわけでありまして、この2月にも6戸の募集をさせていただいて、11世帯から希望があったわけでありまして、中でも、世帯主の方が40歳以下の若い世帯の方々がその中で7世帯ありまして、希望の中で、低廉な住宅への入居を多くの方が希望していらっしゃるという状況だというふうに思いますし、何とかそうした方々の希望を充足するようにしていくということは大変重要な課題だというふうに認識をしているところであります。

そういった状況を踏まえながら、先ほど御指摘ありましたけれども、新年度に公共施設総合管理計画というものを策定するという事になっております。住宅の需要調査、それから整備の基本的な方針、さらには供給目標、管理戸数などを検討した上で、具体的な整備計画を立てていくということにしていく予定にしております。その中で、御質問の市営住宅のあり方についても、できるだけ早く具体策を決めていく必要があるというふうに認識をしておりますので、その準備を進めているという状況であります。

- 鴨田俊廣議長 遠藤議員。
- 遠藤智与子議員 やはり、まずは雇用状況の改

善が抜本的な問題だとしながらも、市営住宅の具体的な推進状況というものを考えていくというお話でございましたけれども、27年度の市政運営の要旨の中でも述べられましたように、若年層の定住人口の増加を目指すということでありました。

そうであれば、老朽化した市営住宅の改修、改築だけではなく、やはり増設ということを含みにも考えていただきたいというふうに思うわけですが、これについていかがお考えでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、どの程度のニーズがあるのかということがやっぱり基本だろうというふうに思います。仮に、そういうニーズがやはり想像以上に高いという、調査の結果そういうことになっていくんだということになれば、そういう対応を全体として考えていかなければならないというふうに思っているところでもありますので、必ずしも減らすとか現状維持だということにはならないというふうに思いますので、そこら辺は来年度きちっと検討、踏まえた上で対応方針というものを決めていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 あくまでニーズを調査して考えていくということで、減ることはない、維持することということもないという大変……、首をかしげていらっしゃいますが、希望のある答弁というふうに受けとめさせていただきました。ありがとうございます。

2011年3月に閣議決定されました住生活基本計画というものがあまして、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すとしています。

都道府県の住生活基本計画と市町村の住生活

基本計画などで具体化されるということなのですが、この中で、公営住宅の供給については、地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないという国の住生活基本計画というものがありません。

このようなものとのかかわりの中で考えていられるというふうにも思うのですが、現在の市営住宅の戸数と場所についての状況をお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の市営住宅の戸数については、5団地198戸であります。所在地ということではありますが、高屋地内に高屋住宅10戸、それから西浦住宅20戸ということで2団地あるわけです。そのほかに緑町地内に西寒河江住宅16戸1団地、それから日田地内にひがし団地96戸1団地、それから高田地内に高田団地56戸の1団地ということで、合わせて5団地の198戸の住宅戸数があるということになります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 高屋、西浦、西寒河江、日田等、5団地に198戸数ということになります。

やはり私たちも住むところといいますと、便利な場所、住みやすい場所というのが望みであります。そういう意味合いにおきまして、この5団地の場所については、市長としましてはどのようにお考えになっているのかなど、高屋、西浦、西寒河江、日田、緑町、あと高田ということになりますが、大体、この場所については、今後の計画についてもいろいろ考えられることがあろうかと思っておりますけれども、どのような場所についてなっていくのか、もしわかりましたら、今のお考えの中に少しでもございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、ニーズ調査、需要予測

などをさせていただくということも申しあげましたが、あわせて、現状の施設そのものが大変老朽化している施設もあるわけでありますので、その施設をどういうふうに変換をしていくかという問題も生じてくるというふうに、一緒に考えていかなければならんというふうに思いますし、実際今入居されている方がいらっしゃるわけでありますから、その団地を、住宅を例えば改修をしていくなどということになると、どういったふうに改修をしていくかということについて、場所をどういうふうにするかなどについても、そういう需要予測と一緒にあわせて検討していくということになるんだろうというふうに思います。

ですから、先ほど、全体の公共施設の管理計画をつくって、その後に市営住宅をどうしていくかという御答弁を申しあげましたのは、そういう意味で、市営住宅をいうふうにしていくかということ、やっぱり現状の住宅のあり方をどういうふうにしていくかということとあわせて、場所の問題なども含めて考えていかなければならんというふうに思っているところであります。

ですから、どこに、どういうものをつくるかなどという、まとめていくかとか、新しくするかとか、現状にまた建て直すかなどということは、これから全体の需要あるいはそういった状況調査などを踏まえた上で、検討していくということに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 需要予測というものを捉えながら、これから考えていくということでしたがけれども、改修する場合と申しますか、入居者はその場合どのような形になるのでしょうか。いながらにして改修するといいますが、それとも、だんだんと募集を減らして、しなくなっていくというようなことで考えてよろしいのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まだ、具体的にどういう方針でいくかということこれからいろいろ検討していくということになりますので、まだ何とも申しあげられませんが、現在住んでいらっしゃる方、将来にわたって住み続けたい方もいらっしゃるというふうにも思いますので、そうした皆さんの声を踏まえた上で、どういうふうにしていくかということも考えていく必要があるというふうに思いますが、ただ、やっぱりその建物自体が老朽化して使えなくなるということになれば、その建物を建てかえなければいかんということになると、そこに住み続けながら建てかえるということは現実的にはなかなか難しいわけなのでありますから、その辺のところをどういうふうにしていくか、いろいろ知恵を出しながら検討していく必要があるというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 何より住んでいる方の声を踏まえて考えていかれるということですので、ぜひよく声を聞いていただきたいというふうに思います。

今回も市営住宅のあきに対する応募が先ほど市長から言われましたとおりました。6戸に対して11世帯の希望があったということでした。申し込みは倍近くがありまして、約半数がやはり望みがかなわなかったという現実があるわけです。以前、私も入居者選考委員としての経験がございます。それぞれ切実な入居理由がありまして、その中から選ばなければならないということは大変つらいものであります。

そこで、緊急対策として考えられるのが、民間の賃貸住宅を借り上げて、市の市営住宅の入居基準に基づいて入居させるということです。また、もう一つは、一定の条件つきで民間賃貸住宅の家賃補助をしてはどうかということです。

これらの対策についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま遠藤議員からも御指摘がありましたけれども、現在の状況は大半が募集戸数に対してそれ以上の申し込みがあるという状況でありますので、選考委員会の厳正な審査を経て入居者を決定させていただいているということであります。審査に漏れて、入居できない方がおられるということになるわけでありまして、そういう方々を民間の賃貸住宅などにそういう市の住宅の入居基準に基づいて入居させてはどうかという御質問でありますけれども、我々としても、市営住宅への入居条件に合致していながら入居できないケースというのは、大変忍びないところでもありますので、こうした課題も含めて、これも繰り返になりますけれども、来年の整備計画の中で対応していく検討をさせていただくという課題にさせていただきたいというふうに思っております。

また、状況に応じては、生活困窮者自立支援法に基づき、新年度から始まります生活困窮者の支援制度の就職支援や住宅支援で対応できるケースも出てくるのではないかとこのふうにも考えているところでもあります。

また、そのほか、民間の賃貸住宅などについて、民間住宅を借り上げて賃貸するという制度、考え方自体は随分前からあったんですね。国のほうでも取り組んできました、県のほうでも取り組んできましたけれども、御趣旨とはちょっと違うかと思えます。今行われているのは、若者に対する支援でありますけれども、主に一定期間の家賃を補助するという意味での、年限を区切った対策、制度というふうになっているところでもあります。

全国的に見ると、そういった、例えば低所得の生活困窮者への一定金額の家賃補助などについても取り組んでいる自治体もあるやにお聞き

をしておりますから、そういったところも踏まえながら、来年度、いろんな形で検討を加えさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 生活困窮者への支援等などにも割り当てられる部分が出てくるのではないかとこのお話でございました。

そして、他の山形県内の他の自治体でもそういう家賃補助などをしていくところがあるやに聞いているという市長のお話でございましたけれども、私もいろいろ調べてみましたところ、まずは、尾花沢市で若者支援として家賃の20%、上限が2万円でございますが、3年間支援するということをしております。その条件として、家族全員が40歳以下ということだそうです、若者支援なので。ちなみに平成24年は23件の利用がありまして、市の補助額は約204万円、平成25年は26件の利用がありまして、補助額は約225万円となっているようでございます。このような例を参考に、ぜひ本市での対策も考えていただきたいなというふうに思います。

そして、じゃあ、もう一つ、例として新庄市の例がございまして、新庄市の場合、定住促進住宅家賃軽減事業というものがございまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としておりまして、中学校3年生までの子供と同居する世帯が、市が管理する定住促進住宅、東山団地というところに入居したとき、最大2割の軽減がなされるという制度があるそうです。1階から4階までが平常の賃金ですと3万8,000円、5階が3万6,000円で、子供1人だと10%の割引、2人いれば20%というふうなことにもなっているということでございます。現在では30件の利用があり、大変助かっているというようなことをお聞きしております。

やはり、山形県内でもこのような例がいろいろあるんだなということをお聞きしてわかって心強

い思いをしたところですが、このような例をぜひ今市長が聞いてどのようにまずお感じになったかだけ、ちょっとお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 広い意味で子育て世代というのですか、そういう世代を支援していく支援の方法というのは多岐にわたっているわけでありまして、そういう意味で、尾花沢市さん、それから新庄市さんの取り組みなどをお聞きをしますと、定住のためのいろんな支援として取り組んでいらっしゃるというふうにも思います。そういう意味で、単なる子育て支援のみならず、定住あるいはもう少し質問の趣旨にお答えするのであれば低所得者向けの支援などにも、いろんな面で目的が一つではなくて、いろんな目的を持った制度だろうというふうにも理解をいたしますので、そういう意味で我々も大いに検討をさせていただいて、総合的にいろんな子育て対策の充実、あるいは定住、あるいは住環境に対する支援などについて検討させていただければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 検討していただくということです。

やはり、素人考えにしても、民間住宅を借り上げて市の入居基準と同じ方を入居させるということと、それと家賃補助をするということ、2つ比べてみますと、やはり家賃補助をするということのほうがよりしやすいのではないかなというふうなことも考えます。入居、民間住宅を借り上げるということはもう一步、エネルギーといいますか、そういうものがやっぱり使われていくものというふうに思います。

今市長がおっしゃいました低所得者世帯への経済的負担を考えていくというような場合、いろいろなことが考えられるということでございますが、ぜひ、やはり相談に来る方、結構いら

っしゃるわけですね。子供が1人、2人とふえていくと、本当に部屋はどんどん狭くなっていきますし、大変な状況になっていくと。それだけれども、ちょっとしたアパートはやはり6万近くもするわけですね。礼金、敷金なんかも払うことを考えますと、とても自分たちが住めるような状態ではないということをおっしゃいます。ですので、そういう方への支援というものを、やはり継続的にスピーディーにといいいますか、希望に沿えるような形でしていくということを考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。

結論としては、今後の検討に委ねるということでまとまるかとは思いますが、この家賃補助と民間住宅借り上げということ、これを2つ考えた場合、市長はどのように考えられるか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員、先ほど、御指摘の中で答えをお話しになったような気もしないではありませんが、要するに、市が民間住宅を借りて、そこに住んでいただく民間住宅借り上げ制度という制度、それは昔からあったということなんですが、そうすると、その世帯、若い世帯がアパートを借りていただいて、そこに補助をするというやり方ということだと思いますけれども、やはり、なかなか民間住宅借り上げ制度というのは、一時期、ずっと国のほうでも、県のほうでも取り組んできたんですけれども、なかなか定着というのですか、ある程度までいきましたけれども、その後、尻つぼみになったというふうにも私は思っているのであります。

そういう意味で、本当におっしゃるように、行政的にはエネルギーが必要な制度ということになるかというふうに思います。そういう意味では、補助金制度を設けたほうがやりやすいということにもなるのでありまじょうが、そこから辺についてもいろんな検討の中で、どうい

ふうにしていくかということ、今、早急にどちらがいいということを私の口から申しあげないで、検討をした上で、この対応を進めていくことにしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。重層的で柔軟な対策で、より多くの寒河江市民が居心地のよい住環境で伸び伸びと暮らせるように、心から願ひまして、この通告番号10番の質問は終わりたいと思います。

次に、通告番号11番、大学進学を目指す若者が希望の持てる市政について、本市での大学等への奨学金制度創設について伺います。

春の卒業、入学のシーズンになってまいりましたが、進学には何かとお金がかかります。そんな学生の力強い味方が奨学金です。そのほとんどは学生に貸し付けて、卒業後返済を求めるものです。2013年4月にNHKで放送されました番組に、この奨学金について取り上げたものがありました。33万人、876億円という数字が上げられておりましたが、これは借りた奨学金の返済が滞っている人の数であります。そして、滞納金の総額だそうです。滞納者がなぜふえているのか、その背景には、まずは日本の大学の授業料が外国と比べて非常に高い、そのことが挙げられるということです。

それに加え、ちなみに、大学授業料ですけれども、1981年では、国立大学は平均18万、私立大が38万、そして昨年2014年には、国立大が何と53万、私立大が86万まで上がっております。それに比べ、フランスやスウェーデンなど大学授業料が無料だということもございます。

そしてまた、若者の経済的な困窮に加えて、ここ10年ほどで奨学金の性格が大きく変わったことも滞納者がふえている背景にあるということもでございます。1999年、それまで無利子が中心だった奨学金制度に支給額を大幅に引き上げ

た有利子の制度が導入されました。長引く不況で親の経済力が低下する中、借り入れを希望する学生がふえたためでした。これを機に奨学金の主流は無利子から有利子へと変化してまいりました。借りる金額がふえるとともに、利子で返済額が膨らむリスクも高まりました。卒業と同時に数百万の返済を抱える若者が多くなっており、学ぶために借金を背負わせる社会に誰が明るい期待を持てるのかという学生の声が渦巻いております。

そのような中、山形県内では、上山市、東根市、尾花沢市や山辺町、大江町などが無利子での貸与という奨学金制度を持っております。勉学意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、これまで奨学金制度そのものがない本市でも大学進学を目指す若者が少しでも希望の持てる市政にするために、まずは無利子での貸与という奨学金制度を創設してはどうか考えるものですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 若者が向学心を持って大学などに進学をして広く教養を身につけて、寒河江市のみならず、日本、そして世界に羽ばたいていく人材に育っていくということは、これからの時代、今までにも増して大変重要なことだというふうに思っております。

そういった中で、御指摘のように、経済的な理由から学ぶ機会に格差が生じるなどということがないようにしていくためにいろいろな制度に取り組む必要があるというふうに思いますし、御指摘の奨学金制度などもそういった趣旨から、そもそもは発足しているというふうにも思います。

奨学金制度、御案内のとおりかと思いますが、進学を希望する大学の中に制度を持っている場合もありましょうし、民間といいますか、独立行政法人、例えば日本学生支援機構などによる奨学金制度があるというふうにも思います。県

内においても、山形大学にも複数の奨学金制度があります。また、県独自としては、母子寡婦福祉資金の中にもそういう制度があるというふうに思います。それから、市町村によっても、今御指摘ありましたけれども、ありますし、財団法人などの実施主体となる奨学金制度があるというふうになっているようではありますが、御指摘のとおり、寒河江市には大学などへの進学奨学金制度、今ありません。ありませんが、先ほど申しあげましたけれども、大学進学などを旨とする寒河江市内の若者が希望を持って進学できるようにしていく環境を整えていくということは大変重要なことだというふうにも思っているのです。

そういった意味で、今後、ニーズはどのようなものがあるのか。あるとすればどういった支援が必要なのか。さらにはその可能性などについても、いろいろ他の自治体などの事例などいろいろお聞きをしながら、教育委員会とも十分連携を重ねて研究をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはりここでもニーズを調査していくということになるということですが、やはり学びやすい環境をつくっていくのは大変重要だという市長の認識でもあります。そのことを確認させていただきました。

やはり、民間とか山大、そういう学校や民間のところにも多数ありますけれども、やはり自治体ですることの意味も大きいと思うわけです。県内の中で、無利子での制度を持っている自治体がございますが、大江町ふるさと奨学金事業というものがございます。やはり、この制度ができた背景としては、教育者だった町長の考えと町民との対話が合致したということですが、23年度からの事業で、23年、この制度を利用した方は7名、24年は14名、25年が14名、そして最新の26年が17名と、どんどんとふ

えていっているわけです。利用する人の声としては、やはり無利子が助かるということが言われているようです。滞納者は今のところゼロということで、軌道に乗っているというふうなことを伺いました。

このように県内でも無利子での貸与制度があるわけですので、ぜひこのようなことを参考にしまして、やはり本市でも若い人たちが寒河江に生まれてよかった、少しでも希望が持てる寒河江市にということで、ぜひ自治体での創設ということを重ねて考えていただきたいというふうに思うわけです。

大江町の事例なんかをお聞きしましての市長の考えというものを、もう一度といいますか、県内の一つの事例として挙げましたけれども、どのようにお感じになったか、またお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県内の奨学金制度の例など多々あるようであります。もちろん、今御指摘の大江町、東根育英会、朝日町奨学金、西川町奨学金資金などという、自治体でも、河北町もありますね。そういうこともありますので、これについても、利用する側からすれば当然有利子よりも無利子のほうが利用しやすいということはあるかというふうに思います。そういう意味で、ある程度の、大江町の場合などは少し条件なんかもあるようではありますが、ぜひ参考にさせていただいて、検討を加えていきたいというふうに思います。

平成23年度から創設ということになると、まだ滞納は出ていないのかなというふうに思いますが、そういうことは思いますが、いずれにしても、各自治体でも積極的に取り組んでいる制度のようでありますから、教育委員会とも十分相談をさせていただいて、鋭意検討していきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 教育委員会とも相談して鋭意検討していかれるというお話でございました。その場合の検討内容の中に入れていただきたいことの一つとして、手続の問題がございます。以前私のところに相談に来られた方、進学する学校で行っていた奨学金制度を使って進学なさったわけなんですけれども、そのとき、親戚ですとか、近い方の保証人はだめだと言われたのだそうです。それで大変困ったんだということをおっしゃっておりました。このような手続上のこともぜひ利用しやすいように考えていただけたらというふうに思うわけです。やはり、手続の問題、今、個別にお聞きしても、今後検討していくということになりますね。市長、何か考えがございましたら、お聞かせ願いたいのですが。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いろいろ新しい制度をつくっていく場合は、制度設計をしながらということになります。最初につくったときの発想と、実際使ってみてどうなのかということは間々あるわけでありまして、住宅支援の事業なども6年目に入るわけですが、使っている制度を継続していくことによって、いろんな手直し、見直しなども必要になってきている。できるだけ使い勝手のいい制度にしていくという努力をしなければなりませんし、こういう制度が仮に創設をしていくなどということになれば、それこそ、他の自治体のいろんな実例などを踏まえた上で、できるだけ使いやすい制度を設計をしていくということになっていくんだというふうに思いますので、いろいろ研究をさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

市長がお持ちの資料の中にもありますように、新庄市内のある公益財団法人で行っている奨学金は、大学修了後直ちに新庄市内の製造業及び

看護師として新庄市内の事業所に就職した者は毎年の返金金額の50%を減免するというようなことも行っているということです。

このように、本市での若者定住の増加対策での参考となるような例もございますので、ぜひ深く研究していただき、よりよい奨学金制度ができますようお願いしたいなと思います。

まずは、全体的な流れについてなんですけれども、市長に対します最後の質問といたしまして、奨学金問題の全体的なこととしてお話いたしますけれども、今現在、奨学金問題に取り組む市民団体などは、教育予算をふやして大学の授業料を抑えることをまず望んでおまして、日本学生支援機構の奨学金については給付型の創設を強く求めています。返済が困難な人に向けた柔軟な返済制度も要望しております。加えて、さきの衆院選で多くの政党が給付型奨学金の創設を提案しております。政府も有利子から無利子への流れを加速し、返還月額が卒業後の所得に連動する制度を導入するとしております。

このような流れについて、対応として、最後に、どうお考えになるかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そもそも奨学金制度の制度設計として、持続可能な制度にしていくためには、財源を確保していくということになるんですね。その財源は何かというと、お貸した金が戻ってくることによってまた次の世代にお金をお貸しするという持続可能な制度が、そもそもかどうかわかりませんが、これまでの奨学金制度の大体大方の仕組みだったのではないかなというふうに思います。そういう意味で、お返しをいただく、あるいは場合によっては、御指摘のとおり、利息ももらうということになってきているんだというふうに思いますが。

最近の傾向として、いろんなそういう政党の

主張として、給付型というような主張がふえているということですが、そういう意味では、やはりお金を返さなければならないということになると、やっぱりそれなりの子供たちがリスクを背負うということになっているわけですから、地元に戻れば半分しか返さなくていいということに、こういう制度は昔からあったわけですよ。お医者さんに出す、医学生に出すお金、自治医科大なんかもそうですけれども、それでもなかなか戻ってこないというのが現実としてあるんだというふうな課題から、そういう給付型というのがふえているのかなというふうに思います。

そういう状況はわからないわけではありません。ただ、やっぱりおっしゃるように、そのための財源が継続的に、持続的に確保していかなければならないという大きな課題もあるわけがありますので、そこら辺はいろいろ少し慎重になるかもしれませんが、検討課題の一つとさせていただきますというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり何より大学の授業料そのものがもっと安くなる。それから、若者の働く労働環境がもっとよくなる、そういうことも含めて考えていくことだというふうに思います。今後、一緒にといいますか、ぜひ、よりよい本市での奨学金制度ができますように要望したいと思います。

次に、教育委員長にお伺いたします。

本市での奨学金制度がもしも創設された際に、どのようにすれば奨学金を借りられるかというような手続の流れや詳しい内容の説明などの対応等、一定の支援が必要になると思いますが、その点についてどうお考えになるでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 本市独自の奨学金制度の創設というのでしょうか、今まで市長からいろいろと答弁がありました。仮にというふうな話

ですけれども、当然のことながら、市の奨学制度が設けられれば、私どものほうに所管がなるんだらうというふうに思いますので、その制度の効果的な、有益な活用になるように、当然のことながら努めていくものというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 有効になるように考えていかれるということでございますけれども、これはことしの、先ほどの一般質問の中にも、國井議員の質問の中にもありましたように、4月から制度が変わりまして、どのように教育委員会がなっていくかということなどが揺れ動いていくというようなことでございます。ぜひ寒河江市に住む子供たち、若者が寒河江市に生まれてよかったと思えるようなものに全体でしていくことを踏まえていただきまして、ぜひ力強い御支援をお願いしたいというふうに思います。

冒頭述べましたように、佐藤市長は子育て支援に大変頑張っておられます。この奨学金制度は、いわばその子育て支援の延長線上にあるものではないかと思っております。どうか、よりよい奨学金制度の創設が寒河江市に生まれた若者の人生に希望の光となるように心から願いまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

### 後藤健一郎議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号12番について、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 3月に入りまして今年度も最終月となりました。また、私たち議員にとっては4年の任期の最後の定例会となります。この3月の定例会では、寒河江市の来年度の予算を審議するわけですが、限られた財源を今まで以上に賢く使っていけるよう、財政マネジメントについての今後の考え方について1期目最後の

一般質問をさせていただきたいと思えます。

通告番号12番、統一的な基準による地方公会計への移行、行政評価の導入についてです。今回、私は統一的な基準による地方公会計、そして行政評価と、2つの事柄を題目にしておりますが、根本は同じであります。また、これに公共施設等総合管理計画の策定もセットにするのが私の考える財政マネジメントの本来の形ですが、これに関しては既に次年度より取り組まれるということのようですので、省かせていただきました。

まず初めに、統一的な基準による地方公会計、いわゆる新地方公会計への移行についてです。

地方公会計については、これまで各地方公共団体において財務書類の作成、公表などに取り組んできたのですが、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため地方公会計を予算編成などに積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であるとの考え方から、平成26年5月23日に総務大臣通知、「今後の地方公会計の整備促進について」の中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

その後、ことし1月23日に総務大臣より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という通知がなされ、一緒に示された統一的な基準による地方公会計マニュアルでは、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別、施設別のセグメント分析を初めとする財務書類の活用方法などが示されました。

このマニュアルを参考にし、統一的な基準による財務書類などを原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用す

るようにとの通知でありました。

特に公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれるとのことで、固定資産台帳の整備等に関する経費の一部は今年度から特別交付税措置を講じることとしており、寒河江市でも来年度の事業として取り組むとのことでした。

この施設はどの程度までこのまま使えるのか、いつ大規模な補修が必要なのか、解体・集約のタイミングはいつなのかを判断する非常に大事な資料となりますので、かなり大変だと思いますが、できるだけ早急に整備していただきたいと思えます。

さて、話は戻させていただきますが、今回求められる統一的な基準による財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資産収支計算書の4表または行政コスト計算書と純資産変動計算書を結合した3表となっております。

寒河江市のウェブサイトを見たところ、財務書類4表は平成20年度のもの公開されておりました。財務諸表の整備目的の一つには、わかりやすい財務情報を外部へ開示し、財政の透明性を高め、住民の皆さんへの説明責任を果たすということがあると思えますので、このときはそういった目的でつくり、公開したのだと思います。

現在、佐藤市長が陣頭指揮をとり、職員の方々の頑張りで市債残高はどんどん減ってきてはおります。しかし、まだまだ実質公債費比率は高いのが現状であり、市のサイトに公開されている市町村財政比較分析表、今手元にありますけれども、こちらですね。これは最新のものが平成24年度のものになりますけれども、これを見ますと、全国平均が9.2%、山形県平均が11.8%、類似団体内平均値が12.4%であるのに対し、寒河江市は一時期よりも改善していると

はいえ、この表にある平成24年度の時点では15.1%もありました。

こういった数字を一つとっても、寒河江市にとって財政の改善は急を要する課題であります。しかし、直近の資産や負債がどの程度あるものか、そして、もちろん内部では把握しているとは思いますが、現在公表されている財務書類では、現時点での財務状況が明確にはわからない状態ですので、どんどん減らしているとはいえ、臨財債を含めて市債がおよそ170億円ある寒河江市が、今後、市債を返済しつつ安定した財政を維持することができるかどうかは、外部から見ると不透明であります。

これらの状況を踏まえ、市の詳細な財政状況を知るため、また先ほど述べた住民の皆さんへの明確な財務状況を開示するという意味からも、今般、総務省から要請されている統一的な基準による地方公会計、いわゆる新地方公会計へのできるだけ早い移行が必要だと思われませんが、いつごろをめどに移行されるのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地方公会計への移行の時期という御質問でありましたが、そのお答えする前に、寒河江市の財政状況についてお答えをしたいというふうに思います。

財政状況を推しはかる指標というものは、何種類かあるわけでありますね。1つには、財政の弾力性を示す経常収支比率というものがあります。高ければ悪い、弾力性がないということですね。平成20年度は99.6%でありました。25年度の決算でいくと88.7%、だんだん低くなっている、硬直性が薄れてきているというのですか、弾力性が出てきているという、回復しているという状況であります。

また、市債残高、いわゆる市の借金であります。先ほど御指摘ありましたけれども、27年度末では199億4,400万円ということで、27年度、

今見込みでありますけれども、予算編成していますから、その過程で見込むのであります。27年度末では169億6,300万円を見込んでおります。7年間で30億ほど減ったと、こういうふうに見込んでいます。

それから、御指摘あった実質公債費比率について、20年度が19.0%で、御指摘は25年度でありましたが、26年度、今年度末では14.1%、27年度末では13.2%を見込んでいるところであります。そういう意味では、同じような規模の類似団体よりはまだ高いということではあります。御案内のとおり、実質公債費比率は3カ年の平均ですから、単年度が低くても、そうはならない。借金が基本的に原因ですから、借金というのは一気に借りる。100万円は一回で借ります。返すときは一回で返さないんですね。10年かかって返す、財政の悪化は、単年度、一、二年で悪化しますけれども、よくなるというのは時間がかかるということをお理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

こういうことで、いろんな努力をさせていただいておるわけでありまして、今後も事務事業の節減などを努めながら、計画的に進めて市債発行の抑制などを努めて、財政規模の健全化に努めていきたいというふうに思っているところであります。

御質問は、公会計への整備時期ということでもありますけれども、先ほど御指摘のとおり、総務大臣通知によりますと、27年度から29年度までの3カ年で各自治体において固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類等の作成をした上で、限りある財源を有効に使うことということが求められているわけでありまして。

この公会計を整備するに当たっては、御指摘のように、固定資産台帳の整備が欠かせないということでもありますので、寒河江市においては

27年度で固定資産台帳を作成することにしております。

また、これも御指摘ありましたけれども、公共施設等総合管理計画の策定も27年度に着手していくということにしております。

そういったことで、その後、速やかに公会計の整備を開始をして、29年度までの期間でありますから、29年度には、28年度決算についての財務書類が作成できるのではないかとというふうに今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

市長おっしゃられたように、借りるときは一気に借りて、返すのはゆっくり返すので、なかなかすぐにはよくなるというわけではないというのは、よくわかります。特に臨財債なんかは、私はこの制度がちょっとどうかと思うんですが、これだけ借りていいよと言われるのに、すぐ次の年に国が返してくれればいいんですけども、ゆっくりちょっとずつ特別交付税の中に入れていくからということで、それじゃあ、どんどんたまっていくのは当たり前だと思うんですが、ちょっとそれについてはここで述べてもしようがないんですけども。そういうところがありますので、少しずつやっぱりよくなっているのはもちろん書類を見てわかるんですが、より詳細にわかるようにということで、今回こういうふうな通知も来ていると思いますので、できるだけ早急にこちら移行のほうをしていただければと思います。

ただ、なかなか全国で80%ぐらいですか、寒河江市でも採用しております総務省会計モデルというもので今やっておりますので、今の書類と全く別な財務書類をつくることになりますので、これは結構大変なことだと思いますが、今回、この総務大臣通知には統一的な基準による財務書類などを作成するためには、ノウハウを取得した職員の育成やICTを活用したシステ

ムの整備が不可欠であると書いてありまして、平成27年度には、関係機関における研修の充実強化や標準的なソフトウェアの無料提供も行う予定とありましたので、そういったものを活用しながら、できるだけ移行していただければと思います。

しかしながら、この新地方公会計に移行すること、総務省への提出用の財務書類をつくることに意味があるわけではないと思います。通知にも書いてありますけれども、今回の新地方公会計への移行は、資産、債務の管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することで財政マネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることが重要な目的となっております。

移行後になりますので、もちろんまだそこまでは検討していないということもあると思いますが、どういった目的で行うかによってやり方や整備の仕方も変わってくるものだと私は思います。そこで、新地方公会計制度への移行により整備していくこととなる財務書類の4表あるいは3表をどのように活用していく予定なのかをお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 統一した基準により、地方公会計の作成ということによって、御指摘のとおり、貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書などが整備されていくということになります。お話にありましたとおり、やっぱり、相当新たな、全く新たな取り組みになりますから、研修なども十分踏まえて対応していくということになるかというふうに思います。

これらの書類の整備によって、それぞれの事務事業に係るある程度正確な行政コスト、あるいは資産、債務管理情報などといったものが数値として読み取ることができるようになるというふうに思っています。そういった数値を読み取ることによって、事業の効果あるいは見直し

などについても図られる。もちろんそういうことを踏まえて、新たな予算編成などについて十分活用していく必要があるというふうに思います。

また、施設の管理などについても、より効率的な、効果的な施設の管理、あるいは公平性などといった面での管理などについても取り組めるのではないかとこのように思っているところでもあります。

そして、最初に議員から御指摘あったとおり、こういう効率、効果というものと同時に、やっぱり市民の皆さんにきちっとわかりやすい、わかるような透明性ということも目的であろうかというふうに思います。議員からは、寒河江市の財政情報はまだまだ市民のほうに公開されていないのではないかとこのように暗に言われて、御指摘を受けたというふうに思いますから、その辺のところもできるだけわかりやすく工夫をして、この機会に対応していければというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。市民の皆さんにわかりやすいというのは一つのやっぱり大きいところであると思います。

例えば、当市では、総務省の会計モデルですが、基準モデルを採用しているところですが、要は財務4表というものはあるわけですね。その中で、例えば私の手元にあるのが美濃加茂市というところのものになるんですけども、美濃加茂市は非常に、カラーで見やすいんですが、こういうことで、アニュアルレポートということで、財務4表のほうを市民の皆様にパンフレットで説明しているんですね。この中で、要は、行政コストも全て計算されて出されておりますので、代表的な事業であれば、幾らかかっているのかというものも市民の皆さんにこのパンフレットの中で紹介されています。

例えば1つ、今ページを開いたところで見ると、コミュニティバスを運営するのに当たり行政コストはこれだけかかっていると、3,084万6,000円ですかね。それで収入はこれぐらいありますと。そうすると利用者1人当たりのコストは1,584円かかります。市民1人当たりの税金投入額としては451円かかっていますよなんていうことが、やはり行政コストの表が出ていればこのようにすぐわかりますし、市民の皆さんも、「ああ、なるほどこの事業はこれぐらいかかるのか」というのがすぐにわかると思いますので、こういった意味でもこういった書類を整備していただいて、皆さんにお伝えしていただくというのは非常に重要かと思えます。

先ほど市長からおっしゃっていただいたとおり、今回の新地方公会計への移行において、総務省では書類を整備するだけでなく、活用してほしいと言っているわけですので、先ほど市長が言ったとおりですが、具体的に行政の評価においても活用することというのも想定しているようです。

寒河江市の発展のため、今議会で審議される予算案として上がっていますさまざまな事務事業を行っていくわけなんですけれども、市のサイトに公開されている最新の財政状況資料を見ますと、義務的経費が歳出のおよそ半分を占めております。今後逼迫する財政のもと活力あるまちづくりを推し進める上でも最も効果的な成果を生み出すためには、「何をするか」から「何をしたか」、そして「前年踏襲型」から「課題解決型」への転換、意識改革が必要であり、施策や事業の現状を検証し、事業の選択と集中を今以上に行っていかななくてはならないと思います。

この選択と集中の意思決定をするために、あるいはそれらのことを住民の皆さんに説明をするために必要なのが行政評価なのではないかと私は思います。

平成26年3月25日に発表された地方公共団体における行政評価の取り組み状況等に関する調査結果によりますと、都道府県では100%、指定都市、中核都市、特例市でほぼ100%、それ以外の市区で82.8%が行政評価を実施しております。寒河江市も行政評価を実施しているということで、この数字の中に入っているとは思いますが、市のサイトを探しても教育委員会の事務事業点検評価報告書と農業委員会の平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の2つしか見つけることはできませんでした。

そこでお尋ねいたします。他市ですと、行政評価、特に事務事業評価を次年度以降の予算編成に生かしている場合が多いようです。寒河江市の場合は、主要な施策の成果に関する説明書に事業費と事業内容がある程度書いてありますが、他市のような、あるいは寒河江市の教育委員会と農業委員会のような形での書類というものは公開されてはおりません。もちろん、これまでも事業内容の精査や事業の選択と集中をやっているわけですから、きっとこの事務事業評価というような名称とか形はとっていないとしても、それに似たような書類や評価表など、コストや事業の効果などについて成果に関する説明書よりも詳細にまとめられている書類があると私は想像するのですが、現在、予算はどのような数字をもとに編成しているのかをお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の予算編成、寒河江市だけとは限らないというふうに思いますけれども、予算編成については、当然のことながら、市の振興計画の実施計画、さらには市の当該年度の予算編成方針に基づいて進めております。それぞれの部署で事業の必要性や役割分担、成果検証、支出の適正性などの視点から検証して、費用対効果を踏まえた事務事業の評価を行った上で、それぞれの部署で評価を行った上で、予

算要求をしているところでもあります。

その際、事業ごとの評価調書、いわゆる事業シートというものも作成をしているところでありまして、その要求の根拠となるそれぞれの事業ごとの積算書などの各種資料も作成をして精査をした上で、予算の要求をして、それを編成過程の中で検討をしているという状況になっております。

また、その予算編成の過程ではそういう状況でありますけれども、それ以前の、今回も議会のほうにも12月にお示しをしましたけれども、実施計画を策定する段階でもそれぞれの部署で事業シートを作成をして、事業の実績あるいは効果を見ながら総体的に事業評価を行っているということでもあります。実施計画の策定の段階で評価をし、また、それは全体ではありませんけれども、主な施策になりますけれども、予算編成でさらにまた具体的な事業内容について調書をつくって、策定をしてということでもありますから、そういった意味では、重層的な検討を踏まえた上で予算編成に臨んでいるというのが現状というふう御理解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。私も想像どおりというと、非常に失礼な言い方になりますけれども、やっぱり事務事業評価という形でそういった書類をつくって公開というふうにはしていないものの、寒河江市でも予算編成の際には事業シート、事業の調書というものがあって、そして、見直しとかをかけるときにその事業シートというものがあってということ、そういったものをやりながら事業の選択と集中を行い予算を決めているということがわかりました。

確かに、予算編成は事務事業評価表がないとできないというものではありません。しかしながら、評価表の項目に沿って記入していくこと

で事務事業の現状を把握し、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、そして具体的な改善につなげていくという効果が事務事業評価表にはあります。

また、自治体には説明責任があるわけですが、先ほど述べた新地方公会計で求められる貸借対照表とか行政コスト計算書、そして純資産変動計算書などは住民に説明しなくてはならない財務数値だと思います。しかしながら、自治体の仕事は財務数値だけで説明できるわけではありません。地方自治法第2条14項で規定される「最少の経費で最大の効果を挙げる」責任が自治体にはあるわけですが、その効果という部分に当たる内容は、財務数値ではあらわすことができない非財務数値であり、それを形にしようとするのが事務事業評価に代表される行政評価だと私は思います。

今議会で審議される予算書には平成27年度の歳入が書いてあるわけですが、個人市民税2.1%減、法人市民税7.3%減、固定資産税4.1%減と、一番の市の基礎体力である市税の部分落ちてきております。今回地方消費税率が引き上げられたことによって、ここが大きく増額となっておりますが、税率の変更がない限り、人口が減っていけば消費活動も落ち込んでいくわけですので、この地方消費税交付金も前年度対比ではこれ以降は減っていく傾向になるのではないかと予測されます。

「礼記・王制」の故事成語に「入るを量りて以て出ざるを為す」という言葉があります。要は収入の数字を把握してから支出の計画をなささいという言葉であります。

税収の減少傾向が既に見られているわけですので、今後、これまで以上にやっていた事業をやめる判断をしなければならないときが来ると思います。そのときに、「なぜ、あの事業はやめてしまったの」と、住民の方から質問される場合もやはりあると思います。こういったとき

に明確に答えられるようにするためにも、そして寒河江市でこれまで以上に事業の集中と選択を推し進めるためにも、外部にしっかりと発信できるような形で、行政評価、事務事業評価を導入していったらいいのではないかと私は思います。

もちろん、行政評価を採用したものの、その後、縮小あるいはやめた自治体があることも知っております。原因としては、行政評価がどうしても職員の方々の評価疲れや仕事をふやすことにつながってしまい、費用対効果を考えて、縮小あるいは一定の役割を終えたのでやめるといった選択をしたことは想像できます。

ですので、全ての事務事業評価を一度に評価するわけではなく、政策的な観点からの重点事業あるいは新規事業や予算が幾ら以上の事業など、ある程度の制限を行いながらも、今行っている寒河江市の事業評価、そしてその調書をつくって、後、事業シートでという独自の形ではなくて、他市とも同じような形での事務事業評価自体は今後導入して、そして皆さんに公開していくべきではないかと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても事務事業評価については、今後より一層そういった取り組みを進めて公表などにもつなげていきたいというふうにも思っておりますし、先ほど、教育委員会と農業委員会の評価のものしか見えないというようなこともありましたから、そこら辺については、例えば公共事業の優先順位を決める基準なども設けて実際はやっているところが多々ありますから、そういったところもきちんと公表できるように整備をしていかなければならないというふうにも思っているところであります。

また、内部の評価制度だけでなく、やっぱり外部の、民間の、市民の皆さんの評価などもさせていただいて、100人評価委員会なんてい

うのは一つの形の一つだというふうに思いますから、そういった意味で、プロジェクトなどの評価をしていただいているんですけども、取り組ませていただいたところでもあります。

そういった意味で、なかなかより一層、この制度の精度を高めていくという意味で、今年度、26年度ですけれども、事務事業評価再編研究チームというものを庁内で立ち上げさせていただいて、人員及び財源などの行政支援をさらに効率的に活用して、効果的な行政運営、それから市民満足度向上を図っていこうという取り組みを進めさせていただいております。

職員みずからが行う一次評価と、それから研究チームなどが行う二次評価というものを実施させていただいております。今年度中にその成果をまとめて、次年度に取り組んでいくということにしたいというふうに思っているところがあります。

御指摘のとおり、持続可能な財政運営、それから必要性の高い事業の選択と集中はもちろんでありますけれども、そればかりでなく、市民への説明責任という観点からも事務事業評価の作業、必要であります。本市に合った事務事業評価のスタイルの再構築というものに向けて、より一層積極的に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

議会運営委員会の視察で東京の多摩市にお邪魔させていただいたことがあったんですけども、多摩市では、拝見したところ、多分うちの予算書よりも厚かったような気がするんですが、全て事務事業が事細かに載っておりまして、冊子、すごく分厚いものが議員のほうに渡されて、議員のほうもそちらを見て、要は事務事業評価があって、それに対して議会の評価というものもそれに重ねてなんていうことをやっておりましたが、ちょっとそこまでやると、さすがに私

は時間がどれぐらいかかるんだろうというところがありますので、そこら辺は寒河江市にとってやりやすくて、そして効果が見える形ということでぜひ検討していただきたいと思います。

まだやっていないことですので、こういった形がないものに関して述べるのもどうかと思うんですが、事務事業評価を実施するに当たり、最も大事なことは行政評価なり事務事業評価という手段が目的化してはいけないということだと思います。事務事業評価なり、それを含んだ、先ほど申しあげた新地方公会計なりを導入すれば何かがよくなるというものではなくて、どういった目的で実施するのかをきちんと整理した上で、その目的を達成するための手段として、どういった事務事業評価のスタイルがいいかというものをやっぱり検討していかななくてはならないんだと思います。そうでないと、結局、評価を行う職員の方々はやらされ感だけが募っていくのではないかと危惧されます。

事務事業評価の目的は、事業部門みずからが効果的で効率的な事業運営を実施するための判断基準にすることだと私は思います。そのためには、事務事業評価の結果を事業部門が予算や人事、事業選択に直接活用できる仕組みも一緒に導入しなければ真価が発揮できないのではないかと思います。

例えば、Aという事業の評価が低くてBという事業の評価が高い場合、評価の結果を踏まえて事業部門がAという事業の事業費を、例えばBという事業に回すといったことが自由にもしできるのであれば事務事業評価は非常によいツールになると思いますが、仮にAという事業が、市長の掲げる政策の重点事業だったり、事業課と、例えばそれを審査する財政課の判断が逆だったりして、予算がやっぱり従前と同じような結果や、力を入れたい事業と反対、あべこべの予算になってしまうと、何のための評価、事務なのかということになってしまうと思います。

もちろん、市長の政治的判断というのは大いにあると思います。ただ、毎年、例えばやるとすれば行っていくわけなんですけれども、やらされ仕事にならないように、財政課などが調整しながらだとは思いますが、事務事業評価を予算につなげることができるある程度の庁内分権というのでしょうか、ある程度の予算や事業の選択の権限を各部、各課に移譲することができれば、この事務事業評価は真価を発揮していくのではないかと思いますので、導入、そしてその寒河江スタイルの事務事業評価を検討される際には、そういったことまでもぜひ検討いただければと思います。

もちろん、事務事業評価、自分たちで評価するだけで、他市などと比較できないから、余り意味がないのではないかという声があることも知っております。行政評価を導入している団体のうち、外部有識者による評価は4割程度で実施しているということでしたが、それ以外にも、福井市が2002年に他市にも参加を呼びかけて、翌年度から運用され、現在は34市が協力している自治体ベンチマークシステム「比ベジョーズ」という行政支援システムも生まれております。こういったものに参加しなくても、新地方公会計への移行により、今後他の自治体との比較が容易になることも考えられます。そして、比較により、評価や説明責任がより適正に果たせるのではないかと思います。

また、次年度は平成18年度に策定した第5次寒河江市振興計画の最終年度でもあります。第5次寒河江市振興計画の成果や数字を検証し、次の振興計画へ生かすためにもちょうどいいタイミングではないかと私は思っておりますので、今回、統一的な基準による地方公会計への移行、行政評価の導入について一般質問をさせていただきます。

佐藤市長が今定例会初日の施政方針でも述べられたように、東京への過度な集中と少子高齢

化による人口減少と税の減収が、地方行政の安定なマネジメントを阻んでおります。

しかしながら、ただこれに手をこまねいては、それこそ地方自治体が消えてしまう事態にも陥りかねないのであります。

財政書類を整備したからとか、行政評価をしたからといって、これが全てを解決するわけではないことはよくわかっております。しかしながら、人口が減り、税収も減ることが予測されるのに、箱物やインフラへの再整備、社会保障に係るお金はふえていくという、非常に厳しい自治体運営をしなくてはならない中での道具として、こういうものをフル活用できるように整備していかななくてはならないのではないかと思います。

本日の一連の質問で、財政マネジメントの評価をこれまでも行ってきたし、これからも整備していこうという積極的な市長の姿勢をうかがうことができました。4月30日に任期が終わりますので、それ以降のことは、私は今ここで言えるような立場にはないのですけれども、未来を担う寒河江市の子供たちが希望の道を歩めるように、今後の財政課題に行政、議会、ともに真っ向から取り組んでいただければと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後14時55分といたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時55分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 阿部 清議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番から15番までについて、2番阿部 清議員。

○阿部 清議員 きょうの最後の一般質問になり

ました。新清・公明クラブの一員として質問をさせていただきます。

まず最初に、13番、寒河江市内の交通網について。地域間差をなくした交通ネットワークについて伺います。

現在、車社会の中で、私にとっても車のない生活は考えられないところではありますが、現在、車を運転しない方には市内の中で生活していくには各地域不便を感じている状況にあると思われます。高齢者や交通弱者には陸の孤島と化してしまいます。公共バスは幹線は運行しておりますが、地域の中を走る公共バスは大分前になくなってしまいました。その不便さを補うために、市内循環型バスの運行をしている自治体がふえてまいりました。

今回、本市も全地域を網羅する寒河江市生活交通ネットワーク計画案の中で、今後の市内の交通サービスのあり方として、平成23年度からのデマンドタクシー運行とあわせて、市内の病院やスーパー、公共施設等へ行くのに便利な交通体系になるものと期待をしております。高齢者だけでなく、市民が利用しやすい交通サービスの確保を目指した計画であると思っておりますが、市長からの計画策定後の取り組みのスケジュールについて伺いたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの寒河江市生活交通ネットワーク計画については、今後ますます進展が予想される少子高齢化社会というものを見据えながら、市内の生活交通のあり方について、地域の代表の方々、交通事業者、国・県の機関などの関係者17名で構成される寒河江市地域公共交通会議において検討していただいております。

計画の策定に当たっては、昨年7月からデマンドタクシー運行区域以外の地域を対象に、公共交通の利用状況、今後必要な交通サービスなどについてアンケート調査をしたり、意見交換

会などを実施してきたところであります。

その結果、南部地区、西根地区の一部、陵南中学校の周辺などが現状として公共交通の利用が不便な地域と捉えられたところであります。これらの地域への対応のため、要望の多かった循環バスの導入を初めとした新たな市内公共交通のあり方について、今回、計画の素案に盛り込ませていただいたところであります。

市としては、今後、計画を進めるに当たって、路線バスやタクシーなどの既存の交通事業への影響を考慮して、調整を図りながら早い段階での実施計画の策定につなげていかなければならないというふうに考えております。

御質問の今後のスケジュールなどでありませけれども、この3月定例会に新公共交通の構築に向けた実施計画を策定するための補正予算を上程させていただいておりますので、御可決をいただいた後には、速やかに実施計画の策定に取りかかりたいというふうに思っているところであります。

計画の中心であります市内循環バスであります。平成27年度の実証運行開始を目指したいというふうに思っております。この実証期間については、デマンドタクシーの際と同様に、おおむね1年間ということで、その利用状況などを検証し、利用していただく市民の皆さんの声なども十分お聞きしながら、さらに利便性が向上されますように、またやはりこれも財政状況がありますので、財政的にも持続可能となるように公共交通ネットワークの構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長から、ただいま少子高齢化によりまして、現在17名の有識者によって、いろいろ検討を重ねているということでありました。その中で、南部、西根、それから陵南中学校の一部にちょっと不便なところがありますので、そこを、交通サービスをやっていきたいと

いうことでありました。27年度から実証運行を行い、1年間の試行して、持続可能になるように進めていきたいというようなことでありました。

現在、子供から高齢者まで、市民の足として、デマンドタクシー、それから公共交通サービスにつきましては、住民が満遍なく使えるということであれば非常に助かりますので、検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、市内観光施設へ行く際の交通サービス等について伺いたいと思います。市内には、チェリーランドやチェリークア・パーク等の観光客や市民が多く訪れる施設がありますが、公共交通を利用して訪れるには不便なようであります。チェリーランドは観光中心施設であります。それに河川敷の中ではグラウンドゴルフや芋煮会などが行われ、市民も多く参加している場所となっております。また、チェリークア・パークにつきましては、大型遊具の整う最上川ふるさと総合公園や運動施設チェリーナさがえ、産直施設等があり、市民の憩いの場としてにぎわう場所であります。今後は、成人病センター等も建設を予定されております。

今回のネットワーク計画にはこのような寒河江市を代表する集客のある場所への交通手段についても考慮して策定されることになるのか、伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど若干申しあげましたけれども、今回の計画策定に当たっては、特に高齢者の日常生活における交通手段の現状について調査を行って計画に反映させていただいております。そういう意味で、今後の高齢化社会を見据えた生活交通のあり方という観点からすれば、いわゆる医療機関でありますとか、商業施設などの日常的に利用される施設などをつなぐ、公共交通ネットワークの構築というものに中心が置かれているというふうにお考えをいただきました

と思います。

こうしたことから、今回の計画については主に市民、特に高齢者の日常生活における移動手段の確保という視点に立っているわけでありませうけれども、議員のおっしゃるよう、市民の皆さんが利用する憩いの場の施設などについても十分考慮していく必要がありますし、また観光施設などについても、今後、観光施設振興の観点から検討すべき課題だというふうに思っているところであります。

いずれにしても、循環バスの実証運行を行って、その中で利用者の皆さんの要望などを検証しながら、観光客にも利用しやすいような運行ルートができるかどうかなどについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま市長のほうからは、少子高齢化による日常生活、そして生活の反映ということで、交通ネットワークは日常生活に沿った計画であるということでありました。確かにそうだと思いますけれども、現在、チェリーランド、特にチェリークア・パークなどにつきましては、今多くの施設があり、市民が本当ににぎわっている状況でありますけれども、子供連れのお母さんが車で行くには何も問題ないのでありますけれども、歩いて行かれる方、そして若者などもローラースケートを持って歩いていくカップルなどを見受けますと、ここに交通の便があれば非常に楽なのかなというようなところも見受けられたところがありましたので、質問をさせていただきました。

今、観光施設とかチェリークア・パークにつきましては、今、市内と結構離れておりますので、交通サービスというものも市長のほうからは考えていかなければならないということでありませうので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、14番、婚活について伺います。

まず最初に、独身者の結婚機運を高めることについてを質問させていただきます。私は寒河江市の婚活コーディネーターとして、少しでも独身の若者を1人でも多く結婚に導きたいと思い、情報交換や仲人活動、婚活イベント事業に参加をしながら活動しております。

そして、コーディネーター同士の情報交換会があり、その中で話題になるのが市役所内に独身者が多いということでもあります。このことを考えていく必要があると思います。

本市におきましては平成23年に結婚支援対策事業をスタートさせ、婚活コーディネーター委嘱式にはテレビ局や新聞社など多くのマスコミが殺到し、県内でも大きな話題になったことは記憶に新しいところであります。

少子化問題や結婚問題は、現代の社会において大きな課題であり、この課題に対して、県内でいち早く取り組んだことは大いに評価しております。婚活コーディネーターによるお見合い、婚活イベント事業によるおつき合いや結婚も少しずつですがふえておりますが、しながら、お見合いの回数やイベントの回数を考えると、まだまだ成婚率が少ないように思います。確かに個人が結婚するか、しないかは、個人の問題であり、個人のプライバシーに立ち入るのはどうかと思います。しかし、少子高齢化問題が社会的に大きな問題となっているところでもあり、もっと積極的に独身男女にアプローチしなければならないと考えているところであります。

市長からも少子化対策、婚活対策に頑張っているところではありますが、本市からも婚活を発信していくことが必要だと思います。それにより市民の間にも結婚の機運が高まるものと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員初め、婚活コーディネ

ーターの皆さんには大変日ごろ活動いただいておりますこと、心から感謝申しあげたいというふうに思います。

寒河江市では、先ほど御質問にもありましたけれども、若者の出会いや結婚につながる取り組みとして、婚活コーディネーターの登録、それから婚活講演会やスキルアップ講座の開催などの支援をさせていただいております。

お話にもありましたけれども、成婚に至るまでにはなかなか難しいというお話も聞いているところでもあります。昔に比べると結婚に対する考え方が多岐に、多様になっているというふうにも思っているところでもあります。

寒河江市といたしましては、これまでの支援に加えて、来年度から市内の婚活を行う団体に対して、婚活イベントの開催などを後押しする結婚支援活動団体補助金制度というものを創設をさせていただくことにしております。この制度を積極的に活用して、例えば神輿の祭典あるいは神輿會などの祭り、それからイベントなどとタイアップをした婚活イベントなどを開催できればというふうに話をしているところでもあります。

このように、婚活に特化したような事業に対して支援をしていくということは、市としても結婚支援を積極的に取り組んでいるというあらわれのかなというふうにも思っているところでもあります。

また、庁舎2階のロビーに婚活に関するイベント情報コーナーというものを設けさせていただいて、婚活活動情報などを発信していきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、県の事業でありますけれども、新年度から全県的な婚活支援体制として、新たな任意団体「やまがた出会いサポートセンター」の設立が予定されております。もちろん、これは県のみならず、市町村のほか、各種さまざまな団体から構成されるオール山形の結婚支援の

団体であります。当然、寒河江市も参画をし、結婚支援活動の充実を図っていきたいというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、ニーズが多様でありますので、そういった多様なニーズの把握に努めて、今後とも結婚の機運がさらに高まりますよう、行政としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま市長のほうからありがたい言葉がありました。27年度に結婚支援活動団体補助金制度を創設して使っていきたい。その中で、神輿の祭典、それから神輿會等々とタイアップした婚活を支援していききたいということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、やまがた出会いサポートセンターの設立ということでありましたけれども、こちらからは次の質問のほうに加味していきますので、こちらのほうはまた後にさせていただきたいと思ひますけれども。

現在、やっぱり、市役所に来てても全然婚活というものは何なのかなということ、市役所の中で見えないというところもありましたけれども、先ほど市長のほうから、2階のロビーのほうに婚活に関するイベント情報コーナー等を設けて情報を発信していききたいということ、ありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。やはり当局からの本気というものは、やっぱりコーディネーターの士気や市民の見方が変わってくると思ひます。現代の若者が結婚に対する考え方自体も変わってきているのかもしれませんが、おせっかいなじいさんやばあさん、そういう方々がいて、そして本市の後ろ盾があって婚活機運も高まると思ひますので、積極的な応援をよろしくお願ひをしたいと思ひます。

続きまして、婚活支援の組織づくりについて伺ひます。以前の一般質問で、私は婚活を推進

するにはそれなりの部署を新設することが必要ではないかと質問をさせていただきました。それに対しまして、市長からは、市の総合力によって婚活を推進するという答弁でした。市長の言っていることは十分わかるのでありますけれども、これまでの経過、状況を総合しますと、やはりそれなりの専門セクションの必要性を痛感いたします。婚活課あるいは婚活係を置けば一番問題ないと思ひますけれども、現在、行財政改革ということもありますので、それが無理であるならば、県でもやっているように、外部委託をする方法などは考えられないものでしょうか。

つまり、県が委託するやまがた結婚サポートセンターのような組織をつくって、いろいろな面での施策を展開し、本市の結婚推進施策を前進するためにもぜひ検討していただきたいと思ひますけれども、市長の見解をお願ひいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど阿部議員からもありましたけれども、以前の答弁の中で、市の総合力で婚活を推進するというふうなお答えをしたわけ、あります、これは、具体的な婚活コーディネーターを支援する結婚支援対策事業のみならず、婚活も含めて、子育てなどの支援などを含めて、全体としてさまざまな事業の展開によって、若い方々の結婚を結果的に推進をしていくような施策を幅広く展開していく必要があるというふうに申しあげたところであります。

議員御指摘のように、そういう婚活あるいは結婚という言葉のセクションが目に見えるような形で設けていけば機運も高まっていくんだろ、うというふうな御指摘もあるわけでありまして、なかなか、そういうふうな行政が表に出ていろんな婚活事業をしていくことになつたとしても、今の若い人は、先ほども申しあげましたとおり、考え方が多様でありますので、そ

ういうふうにはなっていないのではないかと  
いうように思っているところであります。

そういう意味で、行政はある程度、支援のほ  
うに回っていくということになっていくのかな  
というふうに、今思っているところであります。

そういう意味で、後退するわけではありませ  
んが、そういう意味での支援を強化していく  
ということが必要だろうというふうに思います。

先ほど、県のサポートセンターのほうの話が  
ありましたけれども、そういったところに参画  
をして新たな取り組みを進めていくというこ  
とがあるわけではありますが、さらに御指摘のよ  
うに、市が直接やるのではなくて委託の方法もあ  
るのではないかとというようなところもあります  
ので、いろんな若い人の声なんかをお聞きする  
と、寒河江市内だけでそういう取り組みをする  
ことだけでなく、もう少し広範囲な取り組み  
をしていただいたほうが参加しやすいのではな  
いかというような声もあります。そういう意味  
で、近隣の市町村などとも連携をしながら、広  
域でそういう組織づくりなどもできないかどう  
か、研究をしてまいりたいというふうに考えて  
おります。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今、市長のほうから御答弁をいただきました。  
確かに婚活というのは川上から川下まで幅広い  
支援というものが必要なのかなと思います。で  
すから、結婚から、それから子育てから、いろ  
いろなところでの支援というものは十分必要だ  
と思います。

そして、先ほど市長のほうから、寒河江市だ  
けではなくて、広域的に幅広い組織をつくりな  
がらやっていかなければならないということ  
でありますけれども、今、婚活コーディネーター  
の活動の中に、寒河江市の中で成婚した場合に  
は助成金が出ますよというところがありますの  
で、ですから、どうしてもそれはその辺に特化

してしまう可能性は十分あると思います。現在、  
なかなか成婚にまとまらないと。今、婚活コー  
ディネーター、いろいろ油を使いながら、いろ  
いろと活動なされているわけですがけれども、な  
かなか実を結ばないところがありまして、大分  
意気消沈をしているところもあるようなところ  
もありますけれども。今、市長の答弁の中に、  
広範囲にした場合に、寒河江市でなくて、大江  
町、それから西川町、それから寒河江市近隣の  
市町全部になると思うんですけれども、まとま  
ると確かに山形県全体的には結婚はふえるので  
ありましようけれども、寒河江市にとってはそ  
んなにうまみがないというところが出てくるこ  
とになると思うんですけれども、その辺、ちょ  
っと市長の見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市は西村山の中核都市で  
ありますから、西村山全体が発展をしていけば、  
それは最終的には寒河江の発展につながるとい  
うふうに御理解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 寒河江市は中核都市であります  
から、どこの町で結婚しても発展していくんだ  
よということでございますけれども、ただ、実  
際に活動している、婚活コーディネーターの方  
はそういうわけにはいかないんですよ。やっぱ  
り、ボランティアではやっているものの、やっ  
ぱり成婚をして、少しでも自分のほうに実が入  
るような状況づくりをやっているわけですから、  
山形県また西村山全体がよくなって、これは確  
かにいいことでありますけれども、なかなかそ  
うばかりも言っていられないというところも  
あると思いますので、逆に、西村山としての補  
助制度というところを考えていただきながら、  
県のほうとの相談になると思いますけれども、  
その辺のところもよろしく御協力をお願いし  
たいな思っているところであります。

とにかく今、いろいろと寒河江市から広域的

なところまでいろいろ話ありますけれども、とにかくコーディネーターさんが嫌にならないで、今後も動きやすいような、活動しやすい状況づくりをしていただくことが、やはり、先ほど市長から言われたように、西村山全体の意識の高まりになるのかなと思いますので、各町の皆様方と相談をしていただきながら、この辺もよろしくお願いをしたいと思いますけれども、とにかく寒河江市の人口をふやしていかないと、また少子化問題、人口問題、減少問題が出てきますので、よろしくお願いをしていただきたいと思えます。

そして、先ほど、やまがた出会いサポートセンターという話がありました。やはり、やまがた出会いサポートセンターも各市町村に特化しているわけではなくて、山形県全体の人口がふえるということでの考えなのかなということで、私も資料を読ませていただいたんですが、これは私の認識不足なのかもわかりませんが、やはり、山形とか天童とか、それから非常に大型店があったり、非常に交通の便がよかったりしたところは、非常にお嫁にも行きたい、そこに住んでみたいというところはあると思うんですけれども、やはり寒河江市で嫁をとるに大変だという話もあります。そういうところを加味しますと、やはり今後とも婚活コーディネーターの方は寒河江市に特化して寒河江市のよさをPRしながらやっていかなければならないのかなと思いますので、その辺も御承知をいただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、15番、空き家管理について伺います。

まず最初に、空き家の保存管理について伺います。空き家は全国でも大きな社会問題になっておまして、人口減少や大都市への人口一極集中により各自治体への影響は深刻になってきております。近年、消滅可能性自治体896市町村があると新聞報道等で発表されました。これ

は2010年から2040年までの30年間の20歳から39歳までの女性人口減少率からの予想であるようであります。

山形県では、35市町村のうち、28市町村が消滅自治体等に該当しております。寒河江市は存続自治体に挙げられておりますけれども、私は、この発表はそういうふうにならないように各自治体が危機感を持って取り組みを促しているものだと思っております。

その私の地域を見てみますと、大分空き家が目立ってまいりました。建物を壊して整地をしているものから、建物もそのまま雑草も伸び放題の場所や十分生活できる建物もあります。現在住んではいるものの、高齢者世帯であり、今後心配のある御家庭も少なくありません。そこで、寒河江市の空き家の保存管理について伺いたいと思えます。

現在、空き家でも良好でいつでも使える建物が多くあります。早目に使えば問題ありませんが、すぐに使ってもらえるとは限りません。本市には空き家バンクがあり、宅建協会と連携しながら空き家対策について取り組んでおります。空き家バンクの受け付けを行うときに、資産価値の低下を防ぐためにも、空き家管理の情報を提供して、通常の空き家管理として、窓をあけて、空気の入替え、掃除、庭の管理や家周りの雑草の管理をすることを持ち主の方に情報提供して管理をしていくことはできないのか、伺いたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 空き家の問題については、寒河江市のみならず全国的に大きな課題となっているわけでありまして。寒河江市で現在把握している市内の空き家数275棟ということでありまして。平成25年7月に空き家所有者などが空き家の利活用や適正管理を行って新たな空き家の発生の抑制と危険な空き家等の増加を防止する目的で空き家等の適正管理に関する条例を制定をさせ

いただいています。それを運用しているという状況であります。

そして、去年の3月には、空き家情報登録制度の空き家バンクというものもつくらせていただいております。しかしながら、空き家バンクについては、利活用できる空き家の情報が少ない、バンクを利用したくてもできないというような御意見もいただいているところであります。情報の中身が少ないということでもありますので。新たな年度に当たっては、空き家の実態調査をさせていただいて、利活用できる空き家のバンクへの登録を強く働きかけるなど、その利活用を促進して今後の対策につなげていきたいというふうに思っているところであります。

空き家の適正管理の方法についてでありますけれども、御案内のとおり、個人の財産でありますので、市が直接管理していくということではできないわけでもありますけれども、現在、空き家の庭の掃除や窓あけなどの管理を請け負っている民間の事業者の方もいらっしゃると思いますので、市としては、今後、空き家バンクの登録の受け付けのときに所有者などへ適正管理を依頼する文書を配付するなどして、その啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今、市長のほうから利用できる空き家の情報が非常に少ないということで、今後、実施調査をしながら、どのくらいあるのか見きわめていきたいということでもあります。また、個人の財産でもあり、なかなか難しいということでもありますけれども、ただ、最後に空き家バンクの受け付けのときにその文書等を配付しながら情報を提供していくということもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この受け付けのときに、今度の実施調査の後になると思ひますけれども、利用活用ができる

ような空き家があるとした場合、それを宅建協会、それからシルバー人材などに協力をお願いして管理をしてもらうということもできるのかなと思ひます。やはり、管理をすることによって、他市から移って来られた方が本市に住むことに対して安心や住みやすい環境づくりになると思うわけでもありますけれども、その辺のところの見解を市長からちょっと伺いたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、空き家バンクに対する中での情報提供が少ないというようなことを申しあげましたが、現在、275棟という空き家の情報、戸数であります。管理不良と言われるものが275棟のうち、106棟というふうに把握しております。把握をしておりますが、その管理不良の度合いというものについては十分把握できておりません。ですから、実態調査を行って、その程度の度合いなどについても判定をしていくということになるかというふうに思ひます。

また逆に、管理良好の空き家などについては、その利活用について情報提供していくということで、あわせて、そういった面を具体的に情報提供できるように調査をしていくということになるかというふうに思ひます。

空き家の問題で今までネックになっておりましたのが、解体の部分について、倒壊とか、周辺環境へ著しく有害であるなどの空き家に限定をして固定資産税の6分の1軽減というものをしないことについて、さきの国会で成立をして2月26日に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法ということで定められたことでもあります。そういったことで、今後、具体的な運用指針などが国のほうから示され出てくるんだというふうに思ひますので、そういった示された段階でさまざまな対応が必要になってくるというふうに思ひているところであります。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、市長のほうから、空き家の解体についてということで、次に質問しようとするところの内容のところを話をしていただきましたけれども、現在、275棟のうち、不良が106棟、そして良好に利活用できるものもあるということでありますので、やはり利活用できることに関しては社会的な財産というふうに考えていただいて、子育て家族、それからこれから子育てをする家族などに対しても積極的に活用できるようにお願いできれば非常にありがたいと思っております。

次の空き家の解体につきましては、先ほど市長のほうからいろいろとお答えがありました。その中で、現在、空き家がふえて手入れされていない建物が目立ってきております。また建物の老朽化が進んでおり、建物や防災、衛生、景観などに深刻な影響を与えているおそれがあります。現在、空き家を放置して、周辺の住民に迷惑をかけているものの、取り壊すと土地にかかる固定資産税が最大6倍になるおそれがあり、軽減対象から外されるとして所有者が空き家を放置する原因の一つにもなっているようであります。

今回、空き家の固定資産の基準が変更されました。倒壊するおそれがあったり、また著しく汚れていたりして、市町村からの改善勧告をされますと、軽減措置の対象から外れ、評価額はそれまでの最大で6倍になるようであります。

税負担を重くして持ち主に解体を促す狙いのようなようですがけれども、高齢化社会を迎えた現在、さまざまな生活環境があると思います。解体を必要とされる建物をみずから進んで解体をした場合、条件は必要になると思いますが、固定資産税の猶予について、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげました

けれども、国の特別措置法で定められているということではありますが、具体的な運用の指針というものは今後国から示されてくるんだというふうに思います。その示された段階で、市としてもいろんな対応が必要になってくるんだらうというふうに考えております。

それにあわせて、御質問のあった解体された土地に対する固定資産税の猶予などに関しても、国の方針あるいは具体的な運用指針などが定まった段階で市としての対応を検討していくというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今後、国の方針、それから指針が決まり次第、考えていかなければならないということですので、いい方向に行きますように御期待をしているところであります。

続きまして、空き地の管理について伺います。建物は取り壊し、空き地がそのままに放置されますと、雑草が荒れ放題になり、虫や害虫のすみかとなり、近所の方に大変迷惑をかけることになるようであります。草刈りなどの管理がなされていけば何も問題ないのでありますけれども、他人の土地に勝手に除草剤をまいたり、殺虫剤をまいたりするわけにもいきません。そこで、空き地管理は自治体としてどの程度まで指導できるのか、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 空き地ということになると、市内でも相当管理されていない土地が多々あるのではないかというふうに認識をしております。御質問はそういった管理について、市として取り組む必要があるかというような御指摘でありますけれども、空き家の場合と違っているのかなというふうに思います。我々としては、まず、市が直接その空き家を管理する、そして指導するというよりも、まずは町内会、隣組などで対応を検討していただくのがまずよろしいのではないかというふうにも思っていますし、空き家

と一口に言っても、やっぱりその土地の、原野であったり、農地であったり、畑地であったり、いろんなあれが違うなどということがあるわけでありまして、ましてや個人財産でありますから、その辺のところはある程度慎重に取り組む必要があるのかなというふうに思っているところであります。

全国的に見ると、雑草等の繁茂による病害虫の発生やごみの不法投棄を未然に防止して、市民の良好な生活環境を確保するという目的で指導や助言ができる空き地の適正管理条例を制定しているという自治体も中にはあるようでありますので、今後、市内の空き地の状況などもつぶさに見ながら、そういった検討もしてまいる必要があるというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長のほうから御指摘ありましたように、やはり空き家と、それから空き地の問題では、ちょっと事が違うのかなと思いました。ただ、やっぱり空き家を壊してしまうと空き地になってしまうということがありましたので、質問させていただいたのでありますけれども、やはり、空き地のところを買って、そして転売をして、不動産屋さんが中に入っていると、立て札が立てられてきちっと管理をされているわけですが、やはり個人が買ってしまくと、なかなか見えずに、廃車を置いて、それから雑草が伸びている、だけれども、その管理者が前まではわかるんだけれども、その次はわからないので、連絡の仕方がわからないというところがちょっと相談がありましたので、そのところを質問させていただいたところであります。

現在、市長が言われるように、個人財産でありますので、勝手にその土地に入っているいろいろなことは難しいのは重々わかります。ただ、市長のほうから、現在、いろいろ状況を勘案しながら、そして条例づくり等にも検討し

ていきたいということでありましたので、よろしくお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

散 会 午後3時46分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



平成27年3月5日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番 佐藤良一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第1回定例会  
 平成27年3月5日(木) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年3月5日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
16	TPPについて	地方自治体にとって、どのような影響があると想定されているのか。また、市としてどう調査し、検討しているのか。	16番 川越孝男	市長
17	指定管理者制度について	格差解消が重要課題となっている今、公の施設の管理をめぐって同一労働で大幅な賃金格差を出しており、改善すべきではないか。		市長
18	行政の効果的執行について	横断的連携と職員研修について		市長
19	除雪計画について	市民の要望が強い間口除雪の導入について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
20	指定管理者制度について	保育所の指定管理期間の終了にともなう、新たな指定管理者を指定するにあたって、候補者を一団体として、随意契約的に行うことの制度の意義と問題点について	14番 内藤 明	市長
21	福祉政策について	寒河江市後期高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画（案）の内容について		市長
22	改正教育委員会制度について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の運用と考え方について		市長 教育委員長
23	農業生産基盤整備について	(1) 農道橋保守における市の対応について (2) 舗装農道の改修時における受益者負担の軽減について	15番 高橋 勝文	市長
24	さくらんぼ輸出試験事業について	(1) 事業展開時における課題について (2) 本年度における取り組む姿勢について (3) 輸出の具体的な見通しについて (4) 通年輸出化に向けた取り組みについて		市長
25	ふるさと納税について	新聞は「米沢市絶好調と天童市全国7位及びモンテと連携」を報じていた。週刊現代（2/28号）の「ふるさと納税」の最新版逸品では米沢市のはえぬき、天童市の蕎麦、遊佐町の清酒が紹介されていた。 (1) 本市の現況はどうか。 (2) 今後の改善策は何か。	11番 荒木 春吉	市長
26	学校統廃合について	文科省は1月に小・中校の統廃合の手引を出した。1学年1学級以下は統廃合を検討する必要があるとしている。そして決めるのは地元の市町村ともしている。 (1) 本市内対象校は何校か。 (2) 対応策について		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
27	第2次健康さがえ21の取り組みについて	(1) 計画の推進と評価対応について (2) 健康づくりを推進するための取り組みについて (3) レセプトを活用した健康づくりについて (4) がん検診の受診率の向上について (5) 健康都市を宣言することについて	17番 那 須 稔	市 長
28	防災行政無線の有効活用について	(1) 利用状況と市民の反応について (2) 緊急連絡以外にも諸情報伝達など幅広く活用することについて	12番 新 宮 征 一	市 長
29	公営駐車場の運営について	(1) 有料化後の利用状況について (2) 一部スペースを月契約または年契約にすることについて (3) 公営駐車場利用の公平性の観点から駅前広場の駐車を有料化することについて (4) ポケットパークを契約駐車場にすることについて		市 長

### 川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 質問番号16番から19番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 おはようございます。

私は、4月の選挙で若い人にたすきを引き継ぎ、立候補しないことにいたしました。1991年、平成3年に議員に当選して以来、6期24年間、社会党市民連合、社民党市民連合の一員として多くの市民の皆さんに支えられ、市政の発展と市民生活の向上を図るために平和と民主主義、そして住民自治の確立を追い求め活動してまいりました。改めて、市民の皆さんの御支援と御協力に感謝を申しあげる次第であります。

私たちは今、歴史的にも極めて重要な岐路に直面していると思います。こういうときほど歴史に学び、木も林も森も見て科学的な方法で、

かつ客観的に分析をし、判断することの大切さをこの24年間学ばせていただきました。

最後の一般質問になりますので、寒河江市の将来の課題と思われる点について、私の考えも含め質問いたしたいと思えます。

通告番号の16、T P Pについて伺います。

T P P環太平洋経済連携協定は、農業と経済問題で関税を撤廃し自由貿易を進めるもので、資源に乏しく、工業製品の輸出国としての日本にとっては必要だという声が多くあることは承知をいたしています。それは、秘密交渉のために国民にわかりにくいものとなっていることも起因していると思います。しかし、その実態は農業などの経済問題のほかに医療、介護、教育、公共事業などあらゆる24分野に及んでおり、国家主権を損なうような内容であることが徐々に明らかになってきています。

T P P交渉の問題は、秘密交渉であること、

さらにT P P発効後、4年間は秘密保持義務が課せられていることです。加えて、途中参加した日本は、その時点までにまとまっている全体の約80%については、一言の訂正も変更も追加もできないものであります。

制度内容についても寒河江市にとって直接影響が想定されるものとしては、公共調達であります。700万円以上の調達は、全て日本語と英語による電子入札が定められています。また、I S D条項、国際投資紛争仲裁条約は、ある国の規制によって外国企業や投資家が損失をこうむった場合、その国の法律や判決に関係なく、国際機関に仲裁を申し立て、相手国の政府、自治体に賠償を求めることができる取り決めであります。

ところが、賠償を求められた政府や自治体は、自国の裁判所で争えず、ニューヨークの世界銀行で3人の仲裁員のもとに秘密、非公開で行われ、しかも仲裁決定だけが言い渡され、それに至る経過についての資料も一切明らかにされないとされています。このようなI S D条項には、日本の首席交渉官が賛成と言っていることも報道されています。

さらに問題なのが、日本がT P P交渉に参加する条件として、アメリカの対日年次要望書に示されてきた、例えば農協改革、消費増税、法人減税、軽自動車区分の見直し、労働者保護ルールの緩和などT P P交渉とは別に日米2国間で並行協議を行い、T P P妥結まで解決を図ることにされていることでもあります。米国は、日本政府のT P P参加への国会決議を逆手に、対日要望を強引に押しつけてきていることでもあります。

私が現在得ている情報では、T P Pは我が国の主権をも損なうもので、反対であります。T P Pに対する平成23年12月議会や26年12月議会での佐藤市長の答弁をも踏まえた上で、公共調達とI S D条項に絞って伺いたいと思います。

寒河江市にとって、公共調達やI S D条項によってどういう影響があると想定し、どのように対応するのか。また、市が知り得ている情報を市民にどのような形で共有をするお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま川越議員から御質問ありましたが、川越議員におかれましては、今期をもって勇退されるということでもあります。6期24年の長きにわたって地域の発展、そして市政発展のために大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思います。勇退後におかれましても、健康に十分御留意していただきまして、私どもに御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申しあげる次第であります。ありがとうございました。

さて、T P Pの御質問であります。とりわけ、公共調達、I S D条項の寒河江市への影響等について御質問がありましたが、公共調達については政府及び地方政府による物品・サービスの調達に関する内国民待遇原則や入札手続等に関する規律、市場アクセスの改善について定める協定でございます。

御質問は、700万円以上の調達全てという基準に御質問がありましたが、現在も交渉中であるということで確認はできておりませんが、内容的には公共事業を含む国や地方の調達において一定基準以上の規模については、協定国内の全ての企業に開放するというものだというふう理解をしております。

日本は、既に御案内のとおり、W T Oの政府調達協定に加盟しているわけでもあります。国、県、そして政令指定都市においては、基準額以上の調達を対象に国際競争入札というものを実施しているわけでもあります。

去る2月16日に内閣官房T P P政府対策本部のほうで開催されましたT P P交渉に関する説

明会がございました。その資料によりますと、WTOの政府調達協定に加盟している4カ国、日本、アメリカ、カナダ、シンガポールでありますけれども、それ以外の国で政府調達市場が開放され、日本にとっては大きなメリットを受ける分野であるというふうに説明がなされております。

現時点では、一般の市町村への影響は余り考えられないというふうに思っておりますけれども、今後も交渉の内容を注視していかなければならないというふうに考えております。

また、ISD条項については、先ほどお話ありました、投資家と国家との紛争が生じた場合に投資家が投資の受け入れ国の司法手続によらず、国際仲裁などを通して紛争を解決する手続を定める規定であります。詳細についてまだ示されておりませんが、安倍総理は「国の主権を損なうようなISD条項には合意しない」というふうなことを明言しておりますので、これについても交渉の推移を注視していきたいというふうに思います。

市町村のTPPに対する対応、スタンスということでありましょうが、全国知事会におきましては交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに国益を守り、我が国の繁栄につながる交渉を進めるよう要望をした、「環太平洋パートナーシップ協定交渉に関する重点提言」というものを平成26年度、そして27年度と全国市長会で行っております。また、山形県におきましては開発推進協議会においても、政府の施策等に関する提案の中でTPP協定交渉参加に係る十分な情報開示と情報提供と施策の強化について、これも2カ年続けて要望をしているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、市民との情報共有についても御質問をいただきましたが、先ほど申しましたとおり、

市におきましてもTPP政府対策本部が発信している情報、あるいはマスコミで報じられている情報以外には、その具体的な情報を知り得ていないという状況であります。今後、県などとも連携を図りながら、できるだけ情報収集に努めて、市民生活に影響が出ることのないよう注意、注視しながら、必要に応じてその対策を講じていく必要があるというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から答弁あったわけありますけれども、少し理解を深めるためにお尋ねをしたいと思います。

公共調達の関係でありますけれども、WTOの中でももちろん今も定められています。金額が定まっています。今回のTPPでは、同じようになるというふうに理解をして、認識をしているのかどうなのか。もちろん、最終決定がされていないわけありますから、どうなるかというのはわからないんだと思います。

私、先ほども申しあげましたように、この協定の問題点の一つが、どういう協議がされているかをそれぞれの協議に参加している国民に知らせないという、これが一番問題だと思うんです。したがって、決まった後、国民に、日本であれば日本政府から示される。しかし、それがもうとんでもないことだというふうになった場合には、大変だというふうに思うんです。

したがって、市長は23年の12月議会でもそういう、今も申されておりますけれども、わかった範囲で情報をとりながら市民に周知をしていくことも市長としての大きな役割なんだというふうな見解を示されています。そして、今もマスコミやいろんな形で出ているその部分きり、市としても把握していないというふうなことも言われます。しかし、今、そういうふうに出ている情報をも少し整理をして、市民の皆さんに報告をしていく、市民と共有をするというのは、

まさにそういうことだと思うんです。そして、市民も一緒になってこのTPP問題を考えていくという、こういうことこそが住民自治だと思うんです。

国に任せなさい、あと市の関係は市に任せなさいという姿勢ではだめであり、そうでないということを23年の一般質問でも、あるいは昨年12月議会の一般質問でも市長はそういう答弁をされています。したがって、今、知り得ているこの情報を整理して、市民に適宜報告をしながら、市民の皆さんと一緒に、これは市長の言うとおりの農業だけでないわけですから、もちろん農業も守らなければならないわけですが、そういうふうなことについてのまず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思う。

一つ一つの問題は、後で時間があれば聞いていきますけれども、基本的な部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 TPPの問題については、前にも御答弁申しあげているとおりの、やはり基本的には情報をきちっと開示して、市民の皆さんもその情報の内容を把握して、理解をして進めていくというのがまず基本だというのは、御指摘のとおりであります。市としても、できるだけ知り得た情報については市民の皆さんに機会を捉えて提供していくということにしていきたいというふうにも思っております。

ただ、きょう、川越議員が御質問をしてお答えしたとおりの、なかなか具体的にこういうふうになるんだということについて、明確にお答えできるような内容をまだまだ持ち合わせていない。我々の情報収集不足もあるのかもしれませんが、なかなかそういうふうな情報の開示というのが進んでいないというところがあるかというふうに思います。

我々としても情報収集に努力をしながら、そ

してその情報については市民の皆さんにお伝えをして、そういった意味で市民の不利益になるような協定になっていかないようにしていかなきゃならないということで理解をしておりますので、今後ともその情報収集あるいは市民の皆さんに対する情報の提供、積極的な提供ということに努めていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、情報、もちろん今回のこのTPPの交渉自体が非公開でやるという性格で進んでいるものですから、これを今ここで言ったってどうにもならないんだというふうには私も思います。しかし、どういふものかわからない、もしかすると寒河江市にとっても市民生活にとっても、極めて悪影響のあるものが協議されて出てくるのかもしれないかもしれません。そうしたときに、後では困るんだと思います。

そこでお尋ねをしたいんですが、去年の12月議会で「私は、寒河江市の市長として、寒河江市民の農家の方も含めて寒河江市民の生活、暮らしというものを守っていかなくちゃならん立場でありますから、そういったものを阻害する、あるいは発展していくことについてなかなか邪魔をしていくような行為というのは、やっぱりなかなか理解をしがたいものがあるかというふうに思います」というふうな答弁をされているんですね。これで、「TPPは問題だから、市長は反対さんなねのんねが」という質問に対して、こういう回答なんですが、ここで私ね、私の取り越し苦労なのかどうか分かりませんが、問題が出てきて反対だと騒がれたときに、ここで言っている「阻害する」とか「邪魔をしていくような行為」というのは、反対運動を指して言っているんだとすれば、もちろんそういうことでなくて言葉足らずの部分があるのかなというふうに思いますけれども、このものを、文章を読むとそういうふうにもとられます。

それが、どういう中身かもわからない中でこういうふうなことを言うということは、極めて市民の立場に立って、市長としての任務という、役割ということを言っている中では、極めて誤解を招くのではないかというふうに思いますので、これはもちろん全世界に今や発信になっていますからね、議会答弁というのは、きちっとこの辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

私は、だめなものであるなら、問題があるのであれば、やっぱり反対をして、そのことが日本の主権、寒河江市としての自治体の主権だって守らなければならないわけですから、もちろん市民の暮らしや生活、あるいは企業活動も守らなければならないわけでありますから、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういふ発言をしたことが誤解を招くということであれば、訂正をさせていただきたいと思います。

私としては、農家の生活あるいは市民の全体の生活を守っていく必要がありますし、そういうものを農業、市民生活を阻害するような要因について、この協定が取り決められる、著しく阻害されるような協定が取り決められるというような内容については、やはり断固として反対をせざるを得ない部分が出てくるとこういうことであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 限られた時間の中での質問での質問でありますので、次の課題に入らせていただきたいと思います。

通告番号17、指定管理者制度について伺います。

指定管理者制度が導入されて10年目になりました。この間の保育所の実態を見ますというと、導入によって運営上のメリットがないわけではありませんが、人件費が大幅に削減されていま

す。このことが最大の効果だとしたら、問題だと思います。同一労働、同一賃金が叫ばれている今、市立保育所で働く保育所の賃金を合法的に削減するために、指定管理者制度を導入しているのではないかと指摘は避けられないと思うんです。まさに、官尊民卑そのものであります。

国、地方を問わず、格差解消が重要な課題になっている今、市の保育所で働く保育士の賃金が大幅に減らされているのは問題です。格差が生じれば、合法的に労使で決定されているほうに合わせ、地域賃金水準を引き上げるように努めるのが寒河江市としてとるべき当然の姿勢だと思います。ところが、そうはなっていません。

加えて、先ほど申しあげたT P P交渉の中で明らかになっている外資参入による自治体崩壊を防ぐためにも、私は今後指定管理者による管理をやめるよう見直すことを提案いたしますが、市長の見解を伺いたいと思います。

そして、昨年の12月議会でも指摘をしました問題、運用上の問題については、この後の内藤議員のほうでお尋ねをしますので、基本的な、先ほど申しあげた見直しを含めて見直しをすべきだという、このことについての見解だけお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理者制度についてでありますけれども、この制度自体は国において平成15年9月に設けられた制度であります。民間経営の発想あるいはノウハウを取り入れることによって、公の施設の設置目的を効果的に達成するという目的であります。

本市においても多様化する住民ニーズに対してサービスの質的向上を図るために、市立保育所3施設を含めた19の施設で導入されているところであります。これらの施設におきましては、効果的、効率的な運営を行うために利用者アンケートを実施させていただくなど、できるだけ

行き届いたサービスや工夫が図られているというふうに認識をしております。

御質問にもありました保育所の指定管理者のもとで働く方々の賃金についてでありますけれども、新規導入や更新の際に適正に積算するために、本市では厚生労働省が示している保育所運営費国庫負担金交付要綱の保育所職員の本俸基準額に基づき人件費を積算して、募集要項に資料として明示をさせていただいております。また、指定管理料についても国が定める保育単価に基づき提示をしております。これによって、事業者のほうにおかれましては、効果的かつ効率的な施設運営を目指して、事業計画を策定し、その業務における責任の重さや内容等に応じて、必要な職員を雇用しているというふうに認識をしているところであります。

市におきましては、募集の際に法令等の遵守について募集要項でも求めておりますし、指定管理者においても労働基準法においても労働基準法を初め労働契約法、労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律などを遵守し、施設の運営に当たっていただいているというふうに認識をしているところであります。

現在、各施設の指定管理者におかれましては、専門的な経験とノウハウを生かして効果的、そして柔軟な施設の管理運営を実施していただいております。そこで働いておられる方々についても、指定管理者の目的達成に向けた経営方針のもとに勤務されているものと認識をしているところであります。

今後におきましても、適宜検証を行いながらこの制度を活用して、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういう、もちろん今の指定管理者制度が合法的だということは、もちろん私

も承知した上でお尋ねをしているし、提案もしているんです。それは、指定管理者のノウハウを活用して市民ニーズに応えるというふうなことを言われています。それでは、逆に市直営では市民のニーズに応えられないのかという課題があります。もちろんできるんです。

もっと、先ほど申しあげましたけれども、大幅に同じ仕事をしていながら賃金に格差がある、これが国も地方も今、大きな課題として取り組んでいるときなんです。合法的です。合法的だから格差があつていいというものではないんです。格差の是正をするために、国の基準で払っている、これはそのとおりだと思います。ということでもありますので、これはその格差を是正するためには、私は見直しきりないというふうに思いますので、このことはもうお互いにすれ違いになるのかというふうに思いますけれども、私、今回だから質問で取り上げて、最後でもありますし、将来にわたって克服をしなければならぬ課題の一つだというふうなことで、これをどんどん広げていくとますます格差が広がる、格差拡大になるということはこの点では指摘をしておきたいと思います。

次に、通告番号18、行政の効率的執行について伺います。

昨年12月議会で指摘をした災害復旧事業対応の問題点や、市道山西米沢線、病院前の道路でありますけれども、この道路改修事業、第1工区の問題などを見ますというと、1つは職員の業務に対する知識についての研修が不足しているなというふうに感じました。また、問題点が係や課どまりで、トップまで、市長まで上がっていないというこういう実態も感じました。それから、他の課や他の係での事案である場合、問題点の発見をしたり指摘をする職員が寒河江市の場合、少ないなという思いもいたしました。こういう全体的なことを見ながら、事務トップの副市長を含めて管理職の責任と自覚が弱い

ではないかというふうに思われるわけでありませう。

したがって、私は行政を円滑に効率的に執行するためには、今申しあげましたような課題を克服していただいて、そして庁内の横断的な連携と職員の研修が必須の課題と思います。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 12月議会におきまして、川越議員のほうから御指摘を受け、我々もいろんな形で市民の皆さんの要望にスピーディーに応えていくというのが基本でありますから、そういうことでいろいろ検討をさせていただいているところでありますし、御指摘の点だけでなくさまざまな施策を実現したり、あるいは課題解決に当たっていく場合には、担当の職員のみならず関連するいろいろな部署の職員が情報を共有し合って、いい意味ではアイデアを出し合い、またチェックし合いという連携を深めながら仕事を進めていくというのは、これからますます大事になってくるのではないかというふうに思います。こういうつながり、有機的なつながりを持つような組織の機能というものをやっぱり充実していかなければならないというふうに思っています。

そういう意味で、特に御指摘のあった公共事業などについて横の連携、そして共有化を図っていくことをしていかなければなりませんし、そういう意味では、課長レベルというよりはその下の補佐レベルでの横の情報共有の連絡の網、網というんですかね、組織なども必要でありましょうし、またもう一つはそれぞれの事業の進行管理をチェックしていくということがやっぱり必要だというふうに思います。そういう意味で、四半期ごとに事業の執行状況を調査する、「公共事業の施行状況調」というものがあるわけでありませうけれども、現実的にはな

かなかそこが機能していない部分がありますので、そういったチェック体制というものをきちっと構築して、スピーディーに事業を展開していけるようにしていかなきゃならないというふうに思います。

それから、基本的に研修、やっぱり一番大事であります。人材の数というのは限られているわけでありませうから、そういう人材に精いっぱい頑張ってもらって、そういう能力を持った職員を育てるということが大事でありますから、いろんな県の研修とかそういったところを出して、技術それから業務上の知識の習得に努めていきたいというふうに思います。

それから、一番大事な、最後におっしゃいましたけれども、そういう職場の機運というんですかね、土壌というのが大事でありますね。職場が、そういう物の言える職場をつくっていくということが非常に大事でありますから、これはやっぱりその職場のトップに立つ人間がそういう機運をつくっていくということが必要でありますので、さまざまな機会を通して私のほうからも指導を申しあげる必要があるというふうに思っているところであります。

やっぱり職員一人一人が意識改革というものに留意しながら、仕事に取り組んでいただければなというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から見解が示されたわけでありませうけれども、今後こういうふうにしていきたいということがあったわけですけれども、私、冒頭申しあげましたように、議員を24年間させていただきましました。そして、これからどうするもそうですけれども、今どういう状況、なぜそういう問題が起きたのか、ここをしない限り、また作文だけどんどん出ていって、職員の、あるいは行政自体の血や肉にならないと思うんです。

今、現在どういう状況なの、なぜそういう問

題が起きているの、このことが必要だと思うんです。ぜひそのことを受けとめていただきたいなど。それは、管理職の皆さんだけでなく、市の職員に、市長が今言われた伸び伸びと働けるようなそういう状況をどうつくるかだと思うんです。そうしたときに、私、研修なども、いろんな県あたりで主催する研修というふうな話もありましたけれども、私、それよりも今の自治体の行政というのは物すごく多岐にわたって、もう常に変化がある。こうしたときに、職員が知らないという、市民にできなんだというふうに言ってしまうのよ。難しいんだというふうに言ってしまうのよ。やっぱり業務研究会、誰かが代表で県に行って主管課長とかが聞いてくるんだと思います。その伝達講習とか研修とか、私が前にいたところの職場などでは、業研といって常に業務研究会をやっていたけれども、そういうふうなことをしないと駄目なんだと思います。

災害復旧の、12月でしたから繰り返しませんでしたけれども、ああいう問題点、予算が補正で決まればすぐ着工できるのに、もう何カ月も、あと雪降ってから災害復旧工事、土木の関係も土をいじる工事をするなどというふうな、全くおかしな話ですよ。そういうふうなことが市役所のその担当課だけじゃなくていっぱいいらっしゃるわけですから、そこの中で「おかしなんねがや」という、誰か調査をする、言及をするというこういうことがあって、4万2,000市民のための行政が行われるんだというふうに思うんです。したがって、そういうふうなことをしていただきたいと思います。

それから、マンパワーのこともありました。今回の施政方針の中でもいっぱいつらなきゃならない方針や計画がありました。そして、これも市民の意向を聞きながら、もうこれをつくって終わりになってはだめなんですね。それに基づいて行政は動いていかなければならないわ

けでありますから、そうしたときに本当に職員、マンパワーがどうなのか。もう退職した後の、最近はまだ採用していますけれども、臨時とかパートで嘱託でというふうにやっているという、本来しなければならないことに手が回らないのではないかとというふうに思うんです。

この辺についても、ぜひ検証をしていただいて、そして要はお金をどう積めるかでなくて、市はどう市民のために行政を執行するかでありますから、常にそこに判断の基準を置いてやっていただきたいということを強く申しあげたいと思います。今のことについて、まず見解、お聞かせをいただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には、我々は御指摘のとおり市民生活の向上、市民福祉の向上というものを目指してさまざまな施策を展開させていただいているわけでありまして、そういった施策を効果的に、効率的に、計画的に行うためのさまざまな方針とかビジョンというものをつくらせていただいております。

御指摘のように、計画倒れになる、さまざまなそれぞれの分野で計画をつくらなきゃならないことになれば、もちろん計画疲れということですかね、そういうことになってはいかんでありますし、来年度もいろんな計画をつくるような年にはなっているわけでありましてけれども、その振興計画の中でそういうそれぞれの計画を検討していくということで、非常に効果的に仕事を進めていって、問題はその計画をきちんと実行していくということが重要でありますから、主眼を御指摘のやっぱり市民目線に立ちながら現在の我々の仕事を検証し、進めていくことに努力をしたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

特に、人が不足しているという、職員だけではなかなかできない、いろんなものがコンサルに委託をするという形がとられます。そうするという、コンサルから得た成果物に対しては、どうしても職員らは目いっぱい忙しいわけですから、中身の検証が不足をしているという部分が多々あるんだと思います。多々あるんだと思います。

それで、例えば12月議会でも指摘をした山西米沢線の問題、これだって大店舗法の絡みの問題ね、これはコンサルに聞いたら大丈夫だと、あれはもちろん3事業者もいいでしょうという趣旨のことがあったというふうなことで発注もしてきたんだけど、中身的にそんな簡単にいくものでないわけですよ。そういうものが、横の連絡をとることによって、建設管理課だけでなく、商工振興課などとも、あるいは政策推進課などとも連携をとってやっていたら、そういう問題というのはいないだろうと。コンサルというふうにするという、そういう落とし穴があるということをお指摘しておきたいと思えます。

そして、このおくらしていることについて関係者に便りが配付されています。これ、入札をして施工業者が出しているんですね。お知らせの部分を見ると、設計変更もしなければならぬのだという中身です。もちろん、中身はそういうことです。そういうことですが、そういうふうなことが説明責任というふうなことからすれば、市がすべき課題だというふうには私は思うんです。業者にさせるのではなくて。そして今、どういう課題で暗礁に乗り上げているのか、このことも今回の一般質問の聞き取りの中で、管理職の皆さんも一緒にいろいろお話しする機会がありましたから、どういう状態で今なっているのかというのは、知っている人がいないんですよ。建設管理課なり、あるいは副市長、市長は知っているんだと思えますけれど

も、全体になっていないというふうな問題がありますので、前段申しあげましたことと同じようにきちっとやっていただきたいし、こういうふうな場合の説明責任というものもやっぱり、市長、TPPのところでも言ったけれども、市が、市の役割ということをおっしゃっていただけますけれども、こういうふうな部分でもきちっと市の説明責任、市の役割を果たしていただきたいというふうなことを申しあげておきたいと思えます。

次、最後でありますけれども、19番の除雪計画について市民の要望が強い間口除雪の導入に絞ってお伺いをいたします。

市当局も現状や課題、市民の要望が強いことは、十分承知されていることと思えます。市民にとって、間口に降り積もった雪を除雪するのは、雪もやわらかく、格別困難なことではありません。ところが、現在の道路除雪は、道路の雪を道路の両側に寄せる方法がとられているわけがあります。

その結果、道路除雪のたびに間口にはかたい塊を含めた大量の雪が置かれ、積み上げられることになっています。これを各家庭で雪が捨てられる場所に、スノーダンプやなんかで移動をさせなければなりません。そういう場所が確保できないところでは、また道路の脇に出して置かれているという場所が多く見受けられます。また、凍結した雪の塊の処理は早朝の出勤前や老人世帯にとっては大変困難であります。

こういう課題を解消するために、道路除雪で間口に押し上げられた雪を処理する間口除雪を導入すべきと思えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今シーズンの除雪でありますけれども、大雪になったということで市民の皆さんには大変な御難儀をおかけしているわけがあります。それに伴いまして、市の雪の相談窓口のほうにも苦情というんですかね、御注文が84

件ほど今まで寄せられております。そのうち約2割、18件がこの除雪の際の間口に置かれた雪に対する苦情ということでもあります。

今、市で実施しております除雪については、除雪協力会員に対してできるだけ間口に雪を置かないよう配慮していただくということで指導しているところでもありますけれども、先ほど御指摘にもありましたが、雪押し場の確保でありますとか通勤、通学の時間帯までに除雪をしなければならんというようなことで、なかなか難しいということで、対応に苦慮しているケースもあるというふうにお聞きをしておりますし、とりわけ高齢者世帯に対して大きな雪の塊が間口に置かれたなどというときには、通報をいただきながら、連絡をいただきながら、現場を確認してなるべくそういうことが、今後置かないようにということで事業者などにも指導をさせていただいているところでもあります。

御質問のその間口除雪、新聞なんかでも取り上げられておりましたが、他の自治体でも実施をしている状況であります。仄聞でありますけれども、高齢者世帯などには大変助かっているという評判もあるわけでありましてけれども、反面、先ほども申しましたけれども、押し雪場の確保でありますとか、除雪に時間がかかってしまう、あるいは経費もかかってしまう。そして、市がやれば市道除雪になるわけでありましてけれども、県道、国道がなっていないということで、そういうところにお住まいの方とバランスが崩れてしまっているなどということもあります。

また、除雪の作業をする方も高齢化しておりますから、なかなか作業員の確保という面で大変苦労しているなどという話も聞いているところでもあります。

寒河江市におきましても、高齢者世帯というのは引き続き増加をしていくというふうに予測をしているわけでありまして、こうした具体的な課題についてどうしていくのか、どう対応

していくのか、十分調査をしながら、あるいは先進の自治体からなどもいろいろお聞きをしながら、今後その導入については十分検討をしていく課題の一つだというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 前段の質問でも申しあげましたけれども、自然に降ってきた雪を片づけるのは楽なのよ。間口が何ぼ広くても、やわらかいから。今の寒河江市の道路除雪をやっている方法、方式ですというと、うちの前に降った雪でなくて、道路除雪した結果、うちの前にかたい雪がいっぱい置かれると。こういうみんなの車が通れるだけの除雪をして、各家庭にそういうふうな雪を置いていくという、これまではそれで、それも車社会になって除雪の方法としてよかったんだと思います。しかし、今、新たな課題が、今、市長からも言われましたけれども、あるわけでありますから、今の除雪することによって市民が困っているわけよ。うちの前に置かれて。というふうなことを道路の除雪のあり方も含めて、やっぱり検討すべきだと思うの。

車道はきれいになりました。しかし、皆さんには不便を、各家庭には置いていきますなんていうのは、これはやっぱり行政で限られたお金の中でしなくてはならないという人の発想と、市民が生活をしていて困ったことをやっぱり行政で、本当は脇に寄せられなければ間口除雪の必要性だってないのよ。道路除雪をきちっと運んでいってくれば。うちの屋敷に置いていかなければ必要ないんですよ。降った雪だけ、やわらかい雪だけ片づければいいわけですから。ということが今問題なんだということを受けとめていただいて、ぜひこれは。

そうでないというと、寒河江の人口をふやそうだの何だのといっても、私らも、地域でも雪が大変だというふうな話の中で、うちに降った、積もった雪は年に1回か2回だから、今いろん

な支援もあるからいいと。間口は、毎日なんだと、除雪車が来るたびだというふうなことで困っているわけでありますので、ぜひ知恵を出していただいて、そして市民のさまざまな力をかりていただいてやっていただきたいということを再度申しあげながら、市長の見解をお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。見解だけお願いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1つの課題を克服すると、次の課題が見えてくるということにもなるんだというふうにも思いますし、我々はその課題を承知しながら放置しているというわけではありません。そういう課題については、きちっと受けとめて対応していくということが必要だろうというふうに思いますし、とりわけ町場の雪の捨て場がないところなどは、やっぱりいろんな工夫をしていかなきゃならんというふうにも思いますから、そこら辺はやっぱり来年に向けて検証させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

### 内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号20番から22番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 通告してあります通告番号20番、21番、22番について質問をさせていただきたいと思います。

なお、質問が多岐にわたりますので、前置きなしに質問に入りたいというふうに思いますが、最初に通告番号20番の指定管理者制度について伺いたいと思いますが、まず先に保育所の指定管理期間終了に伴う新たな指定管理者を指定するに当たって、候補者を1団体として随意契約的に行うことの指定管理制度の意義と問題点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

去る12月定例会で市立みなみ保育所に係る指

定管理者の指定について議案として出され、可決をされましたけれども、申請団体が1団体とした経緯とその理由についてお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、指定管理者の選定というのは、原則公募であります。保育所につきましても、新規に指定管理者制度を導入するときは、公募を行った上で選定をしているというところであります。

しかしながら、保育所については指定期間の満了に伴う更新に際しては、公募を行うことで児童や保護者に不安や動揺を与えかねないこと、それから保育所の円滑な運営のためには保育士を初めとした施設職員と児童や保護者との間で、継続的な信頼関係が不可欠であることなど、保育所には他の施設とは異なる特別な事情があるというふうに認識をしております。

寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例においても、第4条第2項第4号に「市長等が施設の性質等を考慮し、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成することができる」と認めるときは、公募によらず指定管理者の候補を選定することができる」というふうに規定されているところであります。

また、平成25年度に実施した保護者の皆さんへのアンケート調査の結果によりますと、全体的に見てみなみ保育所に関し、「満足」「やや満足」と回答した方が90.7%であります。「園外保育の内容が充実している」などの回答も得ているところであります。こうした結果から、みなみ保育所の指定管理者については、保育所を円滑に管理運営しているということが確認されたところであります。

こうしたことから、公募によらずとも施設の設置目的が効果的に達成することができる」と判断をしたところでございます。

なお、このたびは公募をいたしませんでした

が、指定管理者の候補者としての選定に際しては、公募の場合と同様に事業実施計画等の提出を求めて、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会において選定基準に基づき、各評価項目について十分審査をして、基準点を超えていることを確認した上で指定管理者の候補として選定をして、昨年12月の第4回定例市議会において御提案をし、議決をいただいて選定したところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ただいま市長から答弁をいただきましたが、答弁の中にもありましたように、公募が原則というようなことがありますが、そのほかいろいろなことがあって、理由があって、また条例にも定められていることがあって、それでそのような形に指定管理をしたというようなことだったろうというふうに思いますけれども、私はつまり大原則が一つはあって、その中で決められたというふうになっているわけですが、その大原則というのはやっぱり非常に大事だなというふうに思っているんですね。

つまり、指定管理者の期間が指定するものによってさまざま違うというふうに思いますけれども、保育所は比較的長いといいますか、5年というふうな期間を設けているのは、つまりそこで保育される子供たちの、例えば心理的な状況とか影響であるとか、そうしたものをつまり配慮したものであるというふうに私は理解をしておったところであります。

そこで、改めて指定管理者を保育所に導入したその意義と目的について、もう一度改めて伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これは、指定管理者制度そのものの目的、意義ということにもなるわけでありましてけれども、保育所の管理運営について制度を導入した意義と目的ということについては、民間経営の発想あるいはノウハウを取り入れる

ことによって、施設の効用を最大限に発揮して保育内容の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズにより効果的、そして柔軟に応え、市民ニーズの充実向上や行政コストの縮減を図ることが目的であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、目的、それから意義というようなことでお答えをいただきましたが、つまり1団体というふうなことで指定管理者を指定するというようなことになりますと、そうした意義や目的が失われるんじゃないのかなというふうに私は危惧をしているところであります。

つまり、行政効果といいますかコスト、そういうふうな面からしましても、その効果は半減するような気がするわけでありましてけれども、つまり新たな発想による例えば保育サービスの向上とか、あるいは保育サービスを充実するというふうなものが、本来そうした何段階かの公募によって、競い合って生まれるものが失われてしまって、そういうことでは、つまり市民の理解を得ることができないんじゃないかなというふうな心配をするわけでありまして。

確かに、条例的には市長の判断でできるというふうなものもあるというふうに思いますけれども、その大前提となるものがやっぱり私は重要なことじゃないのかなというふうに思いますので、そのことに対しての御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的に、みなみ保育所について申しあげますと、現在の指定管理者が管理運営を行うようになってから、1つには土曜日の保育時間が夜7時まで延長されるようになったこと、それから2つ目は指定管理者が保有するバスを活用した園外保育の充実が図られたこと、そして指定管理者が運営する幼稚園児との交流活動が実施されていること、それから職員の人事交流や合同研修会の実施による保育士の資質

の向上などが図られていることなど、当該施設の管理運営への指定管理者制度導入の主眼であります保育の充実、サービスの向上という面で、十分な効果があらわれているというふうに我々は認識をしているところであります。

それから、先ほども申しあげましたが、アンケートもさせていただいて、その結果には保育所が適切かつ良好に運営されているという結果を得ているところでありますので、そうしたことから公募をしないということについて保護者の皆様に初め市民の皆様からも理解をいただけるというふうに認識をしているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 誤解されると困りますので申しあげますが、現在の指定されている指定管理者がだめだというふうなことを言っているわけではないんです。市長言われましたとおり、今まで答弁であったように、効果は私も認めます。しかし、よりそれ以上のものをやっぱり求めていくことが必要なんじゃないのかなというふうに思います。それが、つまり市民の望むところではないのかなというふうに思いますので申しあげたところでありますけれども、原則であっても、しかしそれだけではなかなか立ち行かない。あるいは、市民の希望なんかもあるというふうなことも私もわかります。

そこで、そういうふうな例えば非公募というふうなことをするに際しても、つまり市民とのやっぱり合意形成が必要なんだなというふうに思います。ただ単に保育所内のアンケート調査や、あるいは子供たちが通っている地域といいますか、そういうふうなところだけでなくして、市民全体のやっぱり合意形成があるべきだというふうに思いますし、そこにはやっぱり十分な説明責任も果たさなければならぬというふうに思っているところでありますので、それで私はちょっと説明するには不足だなというふうに思

っておりますので、そうしたことについての、市長、十分に説明責任を果たされたというふうにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員がおっしゃる市民に対する説明責任というのは、どういうふうなことをおっしゃっているのかよくわかりませんが、我々としては何度も申しあげておりましたとおり、保育所については他の指定管理者を導入している施設とは違うという認識のもとに、そういう今回の更新に当たっては公募をしないということにさせていただいたわけでありませぬ。そういう実際の利用される保護者の皆さんの御評価などもいただいて、そういうふうにさせていただきました。

そのこと自体は、条例でそういう公募をしないというふうにすることができるといふふうにもなっておるわけでありませぬので、そういう条例に基づいてさせていただいているわけですが、そのことに関して、先ほど内藤議員、随契でとこういうお話もありましたけれども、随契でと質問の中にありましたけれども、そういう場合について、1件1件市民の皆さんに説明をしていくのかということに、どうなのかということも我々も思います。

ただ、やっぱり保育所でありますから、そういった説明責任などについても果たしていかなければならないという御指摘もあるわけでありませぬので、我々はそういったことについては去る12月議会に議案として御提案を申しあげて、その際にも御説明をして、御審議をいただいて、御可決をいただいて、今回指定管理者として指定をしているということでありませぬから、必要な御説明は申しあげているというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もう少し、やっぱり市民サイドに対しては指定管理者の、例えば先ほど申しあ

げました、随意契約的にというふうに申しあげましたけれども、そういうふうな内容に、つまり原則を覆す、失礼、覆すと言ったら失礼ですね。大原則の公募をしないで行うわけでありませうから、もう少し丁寧な説明が必要だったんじゃないのかなというふうに思っているところがあります。

そういう意味では、保育所というのは当初から指定管理などによって途中でかわることによっての弊害と申しますかが予期されたわけでありませうけれども、これについては前にも申しあげたことはありますけれども、保育所はつまり子供たちを育てるところでありますから、指定管理者がかわることによって、そうした要因によって、子供たちの精神的な影響とか、あるいはかわることによっての信頼関係とか、そういうことが失われるというようなことなども考えられますし、余り指定管理にはなじまないんじゃないのかなというふうなことを申しあげた経過がございます。

今でも私はそういうふうな気持ちは変わりませんけれども、改めてそのことについての御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立保育所に指定管理者制度を導入するということについては、先ほど来申しあげておりますから改めて申しあげないわけでありませうし、またその導入した成果というんですかね、それについても先ほど申しあげましたから、そういう効果が十分に上がっているというふうに思っているところがあります。

そういう意味で、御指摘のような指定管理がなじまないのではないかなというようなことについては、我々はそういうふうには思っておらないというふうに思いますし、ただ保育所の場合やっぱり他の施設とは性質が違うという、それは御指摘のとおりでありますから、そうした性質を十分踏まえながら対応していくということ

は必要だろうというふうに思いますし、もちろん今、指定管理を行っていただいておりますから、指定管理者とも十分今後連携を図りながら、目的は子供たちの健全な保育、サービスの向上ということが目的でありますから、そういう目的のために連携を図って努力をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 新たな保育所での住民のニーズに応えるサービスとか、そういう意味では私もそれは評価をいたしております。でありますから、全体的にこれまで申しあげたことについてやっぱりきちっと踏まえてほしいなというふうに思っているんですが、ぜひこうしたことも含めていろいろとさまざまな形から問題点などがあれば受けとめていただいて、今後の対応に生かしていただきたいなというふうに考えているところがございます。

続いて、通告番号……

○鴨田俊廣議長 内藤議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどといたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 続いて、通告番号の21、寒河江市後期高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画（案）についてお尋ねをいたします。

2000年に介護保険がスタートして以降、伸び続ける社会保障費に対し政府はさまざまな給付抑制策をとってきたところであります。介護保険制度の歴史は、介護給付の削減の歴史と言っても過言ではないというふうに思います。

先般の議員懇談会で平成27年4月から実施予定の本市の第6期介護保険事業計画の全体像が

明らかになりましたが、保険料や利用者にとっての相次ぐ負担増は保険あって介護なしということになりはしないかと私は憂慮をしています。市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御案内のとおり、内藤議員から御指摘ありましたとおり、この介護保険制度、平成12年から開始され、15年目を迎えるわけでありまして。介護を要する状態となっても、できる限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを総合的に、そして一体的に提供できるシステムということで、定着しているというふうに理解をしております。

市におきましては、これまで特別養護老人ホームを初めとする施設整備、そして在宅での暮らしを維持しながら自立した生活が継続できるよう居宅介護サービスに力を入れるとともに、生活機能の維持向上を目指す介護予防にも積極的に取り組んできたところであります。しかしながら、高齢者人口の増加とともに介護認定者数もふえております。そういったことで、介護サービスを必要とする方も増加しているわけでありまして、保険料の上昇につながっている結果となっているところであります。

国におきましては、今後とも介護保険制度の持続可能性を確保するという観点から、平成27年度から介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平性の視点から、サービスの充実の重点化、効率化を一体的に行うという内容になっております。費用の負担、公平化については、一定以上の所得がある利用者の自己負担をことしの8月から2割に引き上げるといふふうにしていただいております。

寒河江市といたしましては、国の施策を踏まえながら県とも連携を密にして、この持続可能な介護保険事業の運営に今後とも努力をしま

いたいというふうにご検討いただいております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、少し中身に入ってお尋ねをしたいというふうに思いますが、この地域支援事業の予防給付の単価設定は、全国一律ではなくて、市町村の裁量に委ねられることになってはいますが、その市町村の財政力によって差が出てくるのではないかなというふうに思います。また、サービスの面では、高齢者の尊厳の維持あるいは自立支援というふうなところを掘り下げて、あるいはそういうところに問題を寄せる自治体とそうでない自治体とでは差が出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

また、介護保険料は施設サービスなどを充実すれば充実するほど、それと比例して上がっていくわけでありまして、引き上げられるということになるわけでありまして、総合事業の単価が一律でなく、各保険者の裁量に委ねられているというようなことから、地域間の格差が生じるようになるような感じがいたしております。

ひいては、住んでいる地域によって要介護度、あるいは重度化へ移行するような、進行するような度合いが違ってくるような感じがするわけでありまして。このことは、つまり国が責任を放棄して、地方に責任を転嫁したことを意味しているんじゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして、市長の見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御指摘のとおり、この4月からこれまでの介護予防給付の訪問介護及び通所介護の事業については、市町村が行う地域支援事業に移行をして、新たな介護予防・日常生活支援総合事業として実施をされるということになっております。

具体的には、国が策定するガイドラインなどに従いながら検討し実施するという事になっていますが、各市町村が自主的に地域の実情に合わせて住民等の多様な主体が参画をし、多様なサービスを実施するという事で、地域の支え合い体制というものの構築を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にするという事を目指しているところであり

ます。  
この新制度への移行に当たっては、予防給付の訪問介護、通所サービス利用者については、総合事業の現行の介護相当サービスへ移行することとして、利用者にとっては今までと同じ場所で同じサービスを利用することができ、単価は市町村で定めるということですが、寒河江市の場合は国と同じ単価を定めることにしているところでもあります。

ガイドラインでは、地域の実情に応じてボランティア、NPOなどによって多様な生活支援サービスの提供体制を整備することにしていくわけでありますので、寒河江市では県内でも先駆けてこの総合事業に取り組むこととして、受け皿の確保に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 持続可能な介護保険制度とするためにということで、この給付保険料の水準も推計して、利用者から保険料を徴収しながらサービスを市町村に、言葉は悪いですが、丸投げするような形で、通所介護とあるいは訪問介護が29年から市町村事業に移管されるようなことになるわけでありますけれども、第6期介護保険計画の中で保険者が計画を策定し、地域支援事業の予算の範囲内で通所介護等の予算を決めていくことになって、在宅生活においてこの需要が伸び続けているものの、そこにこの制限が加えられることが予測されるわけでありますけれども、このことについて市としてどういうふ

うにお考えになるのか御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、訪問介護、通所介護については、市が個人ごとに介護予防プランを作成し、サービス提供を行っているわけであります。新たな地域支援事業に移行した後も同様に介護予防プランを作成し、サービスを提供することになりますので、サービスを利用される方にとっては前と同様だ、変化がないというふうに我々は認識をしているところでもあります。

現在、地域支援事業費は給付費の3%以内で実施をするということにされているわけでありますけれども、新たに地域支援事業へ移行する現行の訪問介護、通所介護相当サービスの事業費については、前年の訪問介護と通所介護給付費実績の10%増までを上限に加算されることになっております。これまでの給付費の伸びは、約5%増で推移をしておりますので、10%増まで加算することができるということを考えれば、サービスを制限することにはなっていないだろうというふうに想定をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この制限が加えられることはないというふうなことでありましたので、安堵しておりますけれども、ただこれから潜在的な予備軍もいるというふうに、予備軍といえますか、介護の予備軍というふうに言ったほうがいいかもしれませんけれども、そのようにあるというふうなことで把握をされているというふうに思いますけれども、これからはやっぱりその課題として重度化を防ぐためにどういう施策を実施するかということが、各市や町に問われているんだというふうに私は思います。

今後、高齢者がふえて要介護者や認知症の患者がふえるというようなことが予測されますけれども、そのためにも地域や高齢者、そして社会が求めているような地域支援事業に組み入れ

ていく必要があるというふうに考えていますけれども、この点について市長の御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の方が要介護状態に陥ることなくて、いつまでも健康で生き生きと生活をしていく。そのためには、生活習慣病などの疾病の予防はもちろんでありますけれども、転びやすくなるとか認知機能が低下するなどといった加齢とともにあらわれる生活のふぐあいを予防する、介護予防の取り組みというものが必要であります。効果的に介護予防を進めていくには、生活機能の低下に気づいていない高齢者の方に適切な情報提供を行って、介護予防事業への積極的な参加というものを促していく必要があるというふうに思っております。

新年度から、介護予防事業参加の後に地域で主体的、継続的に介護予防事業に取り組む環境を整備していくために、若い世代を含めて介護予防に興味を持って、介護予防活動を主体的に積極的に取り組みたいと考えている方々を対象に、介護予防について必要な知識を学ぶ介護予防サポーター養成講座というものを実施していきたいというふうに考えているところであります。その講座を卒業したサポーターが、地域で積極的に活躍できるように自主活動グループの立ち上げあるいはその活動を支援していきながら、地域全体で健康づくり、介護予防に取り組めるよう総合的な対策を進めてまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地域全体で総合的な対策を考えていくというようなことでありましたが、そこで次にこうしたことを行うことについての懸念といいますかがあることについて申しあげて、市長の御所見を伺いたいというふうに思いますけれども、この市町村に移管される生活支援事業の受け皿は、先ほど申されましたけれども、

この健康な高齢者を含む地域住民やNPOなどの多様な主体によるというふうにされておりますけれども、そのほか社会福祉法人やあるいは民間企業、あるいはボランティアというようなことの活用が、イメージとしては私も持っているわけでありましてけれども、中でも地域包括ケアは大きな一つの課題になるというふうに思います。

そのこと自体も問題でありますけれども、元気な高齢者などのボランティアを活用して、しかも低廉など言っちゃなんなんですが、比較的安い生活支援事業を実施しようというふうにしますと、この介護保険事業の大きな割合を占める2つの事業が、市が管轄するこの地域支援事業に置きかえられるということで、この介護の現場で働く人々の賃金が構造的に変化が起きるのではないかとというふうに思われます。このことは大変大きな問題で、構造的な社会問題になりかねないというふうに思いますけれども、市長の御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、前にも御答弁申しあげましたが、地域支援事業に移行しても現在の介護予防給付の訪問介護、通所介護利用者の方は、これまでどおり利用していただくということにしておりますので、そういった意味で内藤議員御指摘のような懸念は生じないのではないかとというふうに考えております。

また、新たなボランティア、NPOなどによるサービスというのは、既存のサービスに追加されるというふうに我々は思っております。置きかえられるということではないというふうに思っております。今後、新たにサービスを利用される方については、介護予防プランを作成する中で個人の意向を尊重しながら、多様なサービスの中からその人に合ったサービスを提供して、住みなれた地域でいつまでも暮らしていただけるように対応していく必要があるというふ

うに思っております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 置きかえることではないというふうな市長の御答弁でしたが、つまり持続可能な介護保険制度とするためにというふうな大前提があるわけでありまして、つまり給付の面でも下げていく、あるいは保険料の面でも上げていくというこういうふうなことがあって、つまり私はそういうことからしてやっぱり全体のものを抑制していくというふうなことからすれば、置きかえるんじゃないのかなというふうに思ったわけでありまして。

とすれば、かつて小泉改革の中で経験したような介護職の大量の離職といいますか、そういうことが起きかねないというふうに思いましたので、またそうなることが必至だというふうに考えておりましたので、そういうことをお尋ねしたわけでありまして、しかし今現在、介護に携わるこの働く方々がいるわけでありまして、そこでの思いはやっぱり賃金が抑制されたら困るというふうなことになるというふうに思いますし、そうしたことでこの介護で働く人々が子供を産み育てて、そしてまた労働力の再生産としての賃金総体のこの引き上げが私は必要なんだなというふうに考えているところでありまして、こういうところで議論がなされていかないとそうした介護職が、専門職が、働く人々が減っていく結果につながるというふうに思っておりますので、改めてそうしたことへの市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ボランティアあるいはNPOなどによる多様な生活支援サービスが利用可能になってくるということで、あったとしても専門的なサービスが必要な方にはこれまでどおり専門的なサービスを利用させていただくということに考えておりますので、そういった意味での介

護現場で働く人が、そのことによって減少していくということは考えておりませんし、また御案内のとおり、いわゆる今後団塊の世代が75を迎える2025年に向けて、後期高齢者が急増するというに伴い、介護サービスを利用する要介護者がふえていくことが確実だというふうに思いますから、介護人材の確保、逆に重要な課題になってくるのではないかとこのように思っているところであります。

国のほうでも、介護従事者の賃金については処遇改善が必要であるというふうな認識を持っており、介護報酬改定にあわせて介護従事者処遇改善加算などによって引き続き対策を講じることとされているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 介護現場で働く人々の処遇改善を図ることが必要だというようなことを申されましたので、それ以上申しあげませんが、ぜひ懸念されることのないように努めていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

この関係で、最後に事務的なことについてお尋ねをさせていただきますが、施設サービスの中で利用者が一番多い特別養護老人ホームは、現在要介護1から5まで利用できるというふうになっておりますし、第6期の介護事業計画では新規の入所者については、原則として要介護3以上というふうにされております。要介護1、2であっても、やむを得ない事情があるときは利用できるというふうな特例措置はありますけれども、現在の特別養護老人ホームの利用者の認定ランクといいますか、認定されている平均的なランクは幾らになっているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 直近、昨年12月の利用実績においてですが、特別養護老人ホームの利用者の要

介護度を平均いたしますと、要介護4.1が平均であります。4.1。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 4.8とすると……。〔4.1〕の声あり）4.1。大変失礼しました。私、聞き違いました、4.1というふうにしますと、今後変わってもさほど影響はないというふうに思われますけれども、それでは要介護度が現在1、2の人はどれぐらいおられるのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 特別養護老人ホーム利用者で要介護1の方は8人、要介護2の方は9名、合計17名であります。

全体の占める割合5.5%ということでありませう。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 特例措置もありますので、ぜひそうしたことをお考えの上、今後進めさせていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思いますが、この特別養護老人ホームの利用原則が変わったことで、これまではいざとなったら特養にという思いを支えに在宅介護を続けている介護者にとっては、要介護3でないと利用できないという心理的な負担は非常に大きいというふうに思われます。要介護3以上というふうになりますと、待機数は、これは見かけだけといいますか、これは減ることになりますけれども、現在入所待機者が多くなっているというふうにこの計画でも言うておられますが、その人数と待機月数はどのぐらいになっているのか具体的に教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内の特別養護老人ホーム3施設から毎月御報告をいただいている入所申し込みの状況によりますと、ことし1月末現在の入所待機者数であります。これは要介護認定を受けていない方も含めてでありますけれども、

合計で472名であります。

平均待機月数は、約28カ月となっております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、この28カ月というふうなことがありましたが、要介護3にこれをすると、それがどのように変わってくるのか伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要介護3以上の入所待機者数は260人ということになります。平均の待機月数は、約27カ月ということでありませう。

市といたしましては、この260人のうち特に緊急度の高い要介護4、5の自宅待機者79名を念頭に置いて、第6期の介護保険事業計画において特別養護老人ホームの整備を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いずれにしてもこの第6期の介護事業計画では、間違いなく利用者の利用料金あるいは保険料も増すことになるわけでありませうけれども、私は市長と見解が違うかもわかりませんが、これはつまり国の私は責任転嫁だなどというふうに思っております。

地方財政はますます厳しくなる一方でありませうけれども、本来国はこうしたところに、こうしたこの介護事業などについて財政負担を大きくやっぱりすべきなんだろうなというふうに思っております。当然、国の法律に基づく制度でありますから、それを取り除いて考えるわけにはいかないということも現実でありますから、国を恨むわけではありませんけれども、財源の厳しい自治体では大変な状況になるのではないかなどというふうに思っております。

同じ枠の中であってもよりよいものをとということで、またよりよい計画になればということで質問をさせていただいたところではありますが、提起したことについてもさまざまな形からさらに検討を加えていただきたいということをお願い

いしておきたいというふうに思います。

続いて、通告番号22番の改正される教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の文部省通知の運用について伺いたいと思います。

新教育長についての留意事項について、「教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること」というふうにあります。市長の考え方と対応について御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの教育委員会制度の改正に当たって、文部科学省からの通知に御指摘のような点が記載されているところであります。それは、承知をしているところであります。

しかしながら、寒河江市の場合、これまでも教育委員の任命について議会の同意をいただく際には、候補者の方から履歴書はもちろんであります。それに加えて教育についての考え方、どのような考えをお持ちなのか、あるいは今後教育についてどのように取り組んでいきたいかなどを教育行政についての所見として書面でまとめていただいて、議員の皆様にもごらんいただいた上で同意の御審議をいただいているという経過があるわけでありまして。

今回の新教育委員長の任命ということになる場合におきましても、候補者の履歴書、そして教育行政についての所見というものを事前にこれまで同様にごらんをいただくといった手続をとらせていただくことで、候補者の人柄、考え方などについて十分御判断いただけるのではないかと考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 せっかく文部省の通知というこ

とでされているわけでありまして、より具体的な考え方を議会等で示されるほうが、私はいのじゃないかなというふうに思っているところでありまして、ぜひこの通知にあるような形で所信表明などを行った上で、この議会の中で議論がされることを望んでおるところでありますけれども、そうしたこともぜひお考え合わせていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それで、時間も大分なくなってまいりましたので、次に教育委員会について教育委員長にお尋ねをしたいというふうに思います。

この関係で、文科省はこれまで教育委員会の課題として数点挙げられておりますけれども、この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

1つは、この中にありますとおり、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいという点についてどういうふうにお考えになっているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをしたいと思います。

ただいま、私の前、教育長の前に席札があるわけですが、確かにこれだけを見るとわかりにくいのは事実だというふうに思います。さらに、委員長は教育委員会の会議を主催し教育委員会を代表すると、教育長は事務局の事務を統括して所属の職員を指揮監督する教育長というふうに言われましても、外からはなかなかわからないというふうなのが実情であろうというふうに思います。

今回の改正によりまして、委員長と教育長を一本化して、いわゆる新教育長が教育委員会の会務を総理すると、そして教育委員会を代表するというふうに位置づけられて、第一義的な責任者であるということが明確にされましたので、

この限りにおいては端的に言えば委員長のポストがなくなるということです、わかりにくさという点では解消されたというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 時間がなくなってきておりますので先に進みますが、それで教育委員会の審議が形骸化しているということについては、どういうふうにお考えになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 これもよく言われておまして、制度上、教育長に委任できない事項というのが法定化されていますし、さらに私どもの教育委員会の規則で、これは教育委員会の専権事項ですよというふうなものを定めております。そして、この重要な委員会の専権事項については、議案等の資料の事前送付あるいはその都度、委員の間で現地視察を行うなど、それから年度当初の教育行政の一般方針などの議案については継続審議を実施するとか、あるいは教育委員会協議会の開催等を行いながら議論を深めて、丁寧かつ慎重に審議をしてきたというつもりであります。

また、法定された議案以外にも、御案内の本市のいじめ防止基本方針あるいは学力・学習状況調査の結果と取り扱いについて等、こういう案件については別途十分な審議を尽くしているということでもあります。

ただいま申しあげましたように、私どもとしては形骸化はしていない、あるいは形骸化しないよう努めているところではありますけれども、何せこれは他人の評価の問題ですので、ほかからの評価については私どもも謙虚に受けとめるつもりであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり、教育委員会としては、こうした文部省で出されている資料のあることは当たらないというようなことだろうというふ

うに理解してよろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 当たらないというふうなことではなくて、あえて申しあげれば、今度の新しい制度によりまして、新教育長の判断によって委員会への迅速な情報提供や会議の招集が実現される、それから新教育長に委任されている事務の管理執行状況を会議で報告していただく義務が生じていると。あるいは、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し公表する。こういう透明化を図るというふうなことで、審議の形骸化が防げられる、そういう意味では、今以上に審議の活性化が図られるというふうに理解しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いよいよ時間がなくなってきましたので、1つ飛ばしまして、地域住民の民意が十分反映されていないということについては、こういう指摘についてはどういうふうにお考えになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、教育委員の選任制度が必ずしも教育の専門家だけでない、一般の住民の意向を教育行政に反映する、いわゆるレイマンコントロールという考え方によって構成されておまして、このこと自体は踏襲されてきたと思っております。

また、本市の教育行政の指針を定める教育振興計画の策定におきましては、検討委員会を設置し、あるいは市民各界各層の意見を反映させております。

また、このたびの中学校給食の導入に当たりましたが、市民や関係者の意見を十分取り入れながら実施しているということもございます。

また、これは私どもの努めておるところですけれども、社会教育委員の方あるいはスポーツ推進審議会の委員の方、公民館連絡協議会の役員の方々と懇談会を開催し、広く市民の方々の

意見をお聞きするよう努めているところであり  
ます。

また、御案内のとおり私ども教育委員会の事務事業につきましては、事務事業の点検・評価ということで3名の外部の学識経験者、外部評価委員に委嘱し、点検評価をいただいております。

こんなことで、何とか十分に市民の方々の意見を広く私どもの施策に反映されるよう努力しているところでもあります。

また、今回の制度改正におきまして、地域の民意を代表します市長が総合会議を設置し、私ども教育委員会と協議調整することということになっておりますので、より民意を反映した形での教育行政が推進できるのではないかとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 確かに今、委員長申されましたとおり、最近では中学校給食の件なんかでは市民の意見を取り入れたというようなことであります。かつては、いろんな議論をしてなかなか実現しなかった、こういうふうな経過がありますので、私もそれはそのとおりだなというふうに思っております。

今、新しい仏をつくるわけでありまして、新しい魂を入れるような形で実践されることを望んで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 高橋勝文議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号23番、24番について、15番高橋勝文議員。

○高橋勝文議員 議員といたしまして最後の一般質問になります。

当面、課題に直面するであろう事項を素直に質問させていただきます。できれば一步前の答弁を期待し、新政クラブの一員として質問させ

ていただきます。

きょうの新聞でありますけれども、一般財団法人地域活性化センターが主催いたします第19回ふるさとイベント大賞の優秀賞に寒河江のみこしが選ばれ、表彰を受けられたというような記事がありました。市長を初め寒河江の八幡宮、そして青年会議所、さらには神輿会、そして関係者皆さんに、まずもって敬意と感謝を申し上げます。今後とも市民と一体となった活動を精進されることを御期待申し上げる次第であります。

それでは、本題に入ります。

まず、通告ナンバー23番です。農業生産基盤の整備につきまして、質問をさせていただきます。県とのかかわりもありますので、ダイレクトな質問にさせていただきます。

西庁舎の管内における最上川水系の一級河川は、全部で40河川です。総延長は、211キロ948メートルであります。そして、寒河江に関する河川は8つだこのように思っております。その中で一番長いのが寒河江川で、45キロ448メートルとこのように記憶をしております。そのほかに、白岩地区でありますけれども熊野川、そして実沢川、赤沢川、そして醍醐管内には田沢川、そして寒河江管内には沼川、新沼川、そして赤沼川があります。合わせて8河川であります。

四季を通じまして田畑を潤す一方でありまして、下流に行きますと排水として利活用されておるようであります。

この一級河川にかかる農道橋の前後を秋の稲の刈り取り時期につきましては、黄金色の稲穂が光って見え、NHKのテレビの日本の風土記にも出てくるような光景となります。大宗の農道橋は、築後40年から50年経過をしております。つり橋も中にはあります。一級河川にかかる農道橋でありますので、占有許可をいただき、橋の形態によりまして、10年間くらいの間隔で更

新なされているものと推察しております。

経年劣化により老朽となっている橋も見受けられます。近きところに占用許可条件書を満たすことができなく、市に相談されることが想定されます。そのような場面が生じた場合、市としてどのように対応されるのか、まずは質問をいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高橋勝文議員におかれましては、今期をもって御勇退されるというふうに伺っておるところであります。5期20年、その間第30代、そして第31代の議長ということなどを歴任されて地域の発展、そして寒河江市政の発展のために大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申し上げたいと思います。今後も健康に十分留意をしていただいて、御活躍をいただき、また我々にも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

早速、御質問にお答えをしたいというふうに思いますが、農道橋保守における市の対応はどうかということだろうというふうに思いますが、先ほど市内の一級河川8河川ということでありましたが、農道橋については33基ほどあるというふうに考えております。その管理については、地域の農道管理組合などに行っているというケースが多いわけでありますので、その改修についても地元の農道管理組合が市からの補助を受けて行う。改修についてはですね。そういう場合、例えば幸生の子ッ丁橋とか起田野の橋などがそうであります。また、県営土地改良事業で行う場合、中向二番橋、三番橋、それから市営の土地改良事業、中向の一番橋ということで実証されているわけでありますけれども、地元から受益者負担金を納めていただいている事例があるわけであります。

一般河川の農道のかかけかえについては、川幅が広くて河川部分及びその上流、下流の河川改

修も必要でありますから、費用のほうも多額になるということが想定されるわけであります。そういった場合、市のほうに相談に来られた場合はどうかということではありますが、第一義的には受益面積や改修費用が県の土地改良事業に、採択要件を満たすような場合であれば、県の事業として採択に向けて改修をしていくと。第2には、県の事業の要件を満たさないような小規模な農道橋改修については、市の担当の土地改良事業補助金によって支援をしていくというのが一般的だろうというふうに思います。

また、大がかりな改修ということになると、費用も多額でありますけれども、その農道橋について点検を行って、長寿命化のための補修あるいは小規模改修ということも費用の面から見ても一つの方法ではないのかというふうに考えているところであります。そういうことで、補修なんかができれば、少ない費用で対応できて維持管理もしやすくなるというふうに考えているところであります。

この小規模な補修、改修の費用などについては、今年度から各地区で取り組んでいただいております多面的機能支払交付金、それから中山間地域直接支払交付金などを充てることのできるようになっておりますので、そういった意味で受益者負担の軽減などにもつながっていくのではないかと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 御答弁ありがとうございます。

今、市長から答弁あった中でありますけれども、実はこの質問につきましてさほど気にはかけておらなかった次第であります。ということは、私ども中向の沼川の関係で、市の事業主体の事業と県の事業主体の事業、そして全く市単の事業ということで3つの事業にかかわった中で、中向の沼川だけの課題ではないのかなどこのように感じております。

特に、実沢川につきましては、非常なほどの本数の橋があるということであります。実態を見ますと、川を渡って、実沢川一級河川を渡って対岸に農地があります。その面積が非常に少ないということで、例えば受益者負担というようなことが出てきた場合に、費用対効果で土地の所有者、中には耕作している方もあります。その中で、費用対効果で耐えられるのかなとこのような心配をしているところであります。そのくらい実態、緊迫しているということであります。

それで、ここに県の河川管理者、山形県知事吉村美栄子さんと河川占用許可条件書、そして許可申請書、ここに書かれてもらっておりますけれども、なかなか厳しい条件になっております。参考的に申しあげます。例えば、河川占用許可条件書の第5条、許可を受けた行為を廃止したときは、その事実が生じた日から15日以内にその旨を建設部長に届け出ること。第7条、許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたとき、建設部長の指示に従い、その場所を原状に、原、元に復し、検査を受ける。2項、占用に起因して堤防、護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、みずからの責任をもって原状に復旧すること。このようになっています。

例えば、一番最初、自分の必要性で県の一級河川に橋をかけるということで、県のほうに相談に行って、こういう約束の中で許可を得るんだよということで、そういう方はわかると思います。しかし、建設されてから時の経過の中で変わっている場合が相当あるということです。中向の橋も沼川の橋も本来であればそういう契約書があるはずですが、ないんです。要するに、県のほうで沼川改修の際に機能補償で橋をかけてくれたと。それが、50年たった中で今回、改修のほうにおりたということで、契約書は県のほうでも発行していない、受益者も

もらっていないと。その中で事業展開でありました。

特に、佐藤市長からは御配慮願って、26年度で完成の運びになったわけでありますけれども、実沢川なんかは非常に厳しい環境、そして中向にもあります一級河川、沼川の3本、赤沼川には6本あるんです。合わせて9本。4河川は整備しましたけれども、今から5河川改修の時期を迎えているというようなことになる中であります。

だから、市長は33基であろうと話をした中でありますけれども、それよりあるのかなとこのように勝手に推測をしている中であります。そういう中で、例えば沼川4河川をした事業で、総額で2億2,500万円でありました。受益者負担は4,600万円です。受益面積が62町歩あったので、約10アール当たり7万円から7万5,000円ということで、平成33年までかかって返済の方向で進んでおります。

そういう中で、なかなか橋の許可、更新を受けるに厳しい環境だということを今後、河川管理者はあくまでも県でありますので、県の職員も3年に1遍くらいかわります。変わらないのは橋のかかっている県です。そして、契約書を持っている方、中には契約書を持っていない方もあると思います。そういう中でありますので、ひとつ県のほうからも実態を見てもらって、できる限り地権者のほうに負担がかからないような方策を今の段階から私はすべきであろうとこのように思っている中であります。その辺、市長の答弁を期待いたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農道橋の実態などについては、やはりなかなか県当局のほうでも、担当者もかわるということもありましようけれども、実情について、要するに受益の農家の実情などについてもなかなかそこまで理解がいていないのではないかとというようなことも御指摘にありま

したし、我々もそういったことを懸念するわけ  
であります。

1つは、農家の方も高齢化していく、あるい  
は耕作放棄地もふえていくなどということにな  
ってくると、なかなかそういう意味で、それだ  
けでも受益者負担がふえていくということにも  
つながっていくわけでありますので、我々はそ  
ういう実情などについてもやはり県の理解をい  
ただくということが必要であります。また、で  
きるだけ農道橋の現況というものを点検させ  
ていただいて、その改修などについてもできる  
だけ早目に県のほうに説明をして、状況を知っ  
ていただくということで、今後より一層情報につ  
いて県当局とも共有化をして対策をあわせて考  
えていくということに努めていきたいというふ  
うに思います。

○**鴨田俊廣議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどといたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

高橋議員。

○**高橋勝文議員** 農道橋には直接かわりのない  
部分でもありますけれども、幸生地区の熊野川、  
柴屋橋の上流にもう一つの市道の橋があると思  
っています。今回、27年度の事業では、柴屋橋  
の長寿命化に向けて対応するところになってお  
りますけれども、その上流にある橋を見ますと大  
分傷んでおるようであります。そして、上流に  
向かって左のほうにうちもあるとこのようなこ  
とで、今後いろんな部分で注視すべき橋と思っ  
ておりますので、ひとつ市の当局におかれまし  
ても関心を持ってもらって今後対応方をお願い  
したいと、このように要望だけしておきます。

先ほど農道橋の中でちょっと昼の時間に思い  
出した中でありますけれども、川柳があります。  
「離れきて 五百町歩 野に返る 親子のキツ

ネ たわむる」とこのような川柳があります  
ので、そのようなことのないようにひとつ御配  
慮方お願いしたいこう思っております。

それでは、舗装農道の改修関係での質問に入  
らせていただきます。

昭和36年の6月に農業基本法が制定されまし  
て、本法の第2条、国の施策によって農業構造  
改善事業が展開されました。各地区で展開さ  
れた中でありますけれども、水田農業に至っては  
30アールの区画整理が特に西部地区、高松から  
白岩、醍醐という部分で整備された中でありま  
す。そして、中山間地におかれましてはパイロ  
ット事業、そして農業の総合資金、10年据え置  
き、後の10年で返済するというところで、20年間  
にわたっての借り入れで山の開発等で果樹園が  
造成されました。

昭和45年ごろになりますと、今度は一転して  
減反政策に入ってまいりました。その中で、  
水田におきましては果樹園芸作物が奨励されま  
して、そして作業の効率、さらには荷傷み防止  
ということで、水田転作の促進事業、そして高  
度転換対策モデル事業、さらには樹園地農道整  
備事業、国や県の補助をもらって、そして高速  
関連事業で農道の舗装がなされました。私も  
転作とか高転とか樹園地関係で南部農協にいた  
ときに、高速関連もあわせてでありますけれど  
も、全ての事業に関与してまいりました。その  
ときは、生産団体が事業主体になっても国の  
県補助事業を受けたとこのようなことで、その  
経験がある中でありますけれども、寒河江市  
全体を見渡しますと農免農道、これを除いて、  
農免農道もあります。例えば、清水山、長峰、  
そして畑まで行く、畑の市民荘から牧場をお  
りてくる農免農道3本ほどありますけれども、  
それを除いても約60キロぐらい舗装されて  
いるのかなとこのように見ております。

それで、割かし早くしたところにつきまし  
ては、48年から53年にかけて樹園地農道  
で舗装さ

れたところがあります。アスファルトは、税法上でありますけれども、10年の耐用年数とこのように記憶しております。約40年もたっているという部分で、場所によってはクラック状とか亀裂も入っておりまして、補修しなければならないような状況になっております。

ここに農業委員会の会長もおりますけれども、例えば市長も農業委員会も、そして農協もさまざまな対応の中で農地の流動化が促進されておりました。農地の耕作放棄地解消という面ではいい方向に進んでおります。しかしながら、受益者負担という視点での農業生産基盤の整備から申しますと、かえって難儀な方向になっているとこのように私は理解しております。

そこで、近年、特に昔の標準小作料、今はそういう表記をしませんけれども、そういう賃貸借料が年々下がっておりまして、借り手が不足ということから無償貸与という一つの現状も昨今多く見られるようであります。今後、賃貸借料金の逆転現象も出てくるとこのような推測をしております。

今、ある程度の規模で舗装道路の改修を行うところになりますと樹園地型の農道整備事業、そして畑地帯の総合整備事業、これらがあります。樹園地は50ヘクタール、片方は30とか10とありますけれども、今の最高の市で考えている一つの企業の取り組みでは、受益者負担が15%だとこのように想定されます。想定。先ほど言ったように、例えば昭和50年代については78%の補助で22%が受益者負担という一つの時代がありました。それでも、どんどん整備された時代がありました。それでも、22%補助ということは、県と国、市で3%の補助。だから、市で3%かさ上げして、22%の負担ということで、それでも「すねが」というと「わかった。んだら、すんべ」ということですよ。大半、前に進んだ時代がありました。

ところが、昨今、先ほど言ったような時代の

中で非常に農家も、そして農村も疲弊し、そして脆弱になっているという中で、費用負担もなかなか耐えられないような状況になっているという中で、何とか受益者負担という部分で軽減になるような方向性をひとつ市長にお尋ねしたいということでもあります。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この御質問の土地改良事業における受益者負担の割合というものについては、御案内とは思いますが、農林水産省が示している国営及び県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針というものに基づいて設定をしているというのが、大半であろうというふうに思います。負担金というのは、受益者と非受益者の公平性を図る上で不可欠だということになっているところでもあります。

しかしながら、これまで土地所有者が負担してきた土地改良事業受益者負担金について、高橋議員御指摘のように農地集約の進展、さらには小作料の減額、そして地価の下落などによって土地所有者が負担することができない状況が見られるということで、そのことがなかなか農道の舗装等の土地基盤整備事業に取り組むことができないという話も、ケースも多くなっているということでもあります。

私どもは、農業の維持発展をしていくためには、今後ともそういった基盤をつくる、農道の舗装を初めとする土地基盤整備というのは、今後とも必要な事業だというふうに理解をしているところであります。そういう意味で、より有利な事業の選択とあわせて、御質問の受益者負担軽減については、今後大いに検討してまいらなければならないというふうに考えております。

先ほども御答弁申しあげましたが、小規模な維持補修ということでありましたら、多面的機能支払交付金あるいは中山間地域直接支払交付金などを活用するということができますので、そのことが受益者負担の軽減にもつながってい

くものというふうにも思っているところであり  
ます。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 先ほど市長からお話あった中で、  
26年度からこの多面的ということで交付金のあ  
らまし、私も持っておりますけれども、さまざ  
まな施設の長寿命化に向けての取り組みに対す  
る支援もあるようであります。私もこれを見  
ておりますけれども、例えば長寿命化にした場  
合、田んぼであれば3,000円、畑であれば、果  
樹園であれば2,000円ということで、例えば60  
町歩、例えば掛けると、年間に2,000円だと120  
万円しかないだね。10年しても1,200万円。

今、アスファルトのオーバーレーンというこ  
とができます。市道でもオーバーレーンしてい  
ますけれども、聞くところによりますと、ある  
業者から聞いた中でありますけれども、平米  
1,590円かかるとこのように言われております。  
例えば、先ほども一級河川のほうで土地名を出  
しましたけれども、中向の場合に全長で11キロ  
800メートルあるんです。11キロ800。例えば、  
幅員が3メートルとなって、3メートル掛ける  
11.8キロ掛ける1,590円を掛けますと、約5,000  
万円から6,000万円という数字が出てくるん  
です。だと、この事業ではなかなか取り組めな  
い。期間がかかればいいんですけれども、53年  
にできたアスファルトで、今現在非常に劣化し  
ているという一つの中でありますので、その辺、  
先ほど市長から前向きな答弁をもらいました。  
ひとつ、そのような場面が出てきた場合、前向  
きにひとつお願いしたいと思っております。

なお、余りいいことだけ話しなくて申しわけ  
ございませんけれども、例えば幸生にブドウ畑  
あんのよっす。昭和61年、私もそのときは農協  
におりました。地域営農生活改善契約書という  
ものをつくりました。そのときの作業チームの  
一員でありました。今も記憶していますけれど  
も、幸生にブドウ畑が昭和61年、15町歩あった

んです。寒河江市全体では186ヘクタールあり  
ました。今、何ぼだかという、農協から聞か  
れますと73町歩だそうです。半分にも、半分以上  
に減ってきたということで、特に耕作放棄地が  
出てきますと、農道も一体的に劣化が進むと。  
農道のいろんな部分でマイナスの要因が出てく  
るということでもありますので、ひとつそのよう  
なことも実態であります。

なお、市長から先ほど受益者負担という話が  
出ました。ちょっと私、これには少し疑問を感  
じていますので申し上げます。受益者負担につ  
きましては、公共財のもたらす具体的な特別な  
利益の存在を前提に、その受益の程度に応じて  
負担されるもので、公平の原則に照らして受益  
の限度内での利益を公共に返還させ、費用の一  
部に充てようとするものであるとこうあります。

しかし、例えば負担能力があればいいんです  
けれども、負担能力がなければ公共事業や補助  
事業があってもその能力のないところには実施  
できないとこのような問題も出てきますので、  
市長もよくよく今までの業績というのはわかる  
と思えますけれども、そのようなこともひとつ  
頭の中に入れていてもらいたいとこのように要  
望をしておきます。

次、通告ナンバーの24番、さくらんぼの輸出  
試験につきましてお尋ねをいたします。

T P P 協定への参加に伴う我が国の農業の悪  
影響ということで、さまざま報道されました。  
T P P の協定は高い水準の自由化を目指してお  
り、関税の即時完全撤廃を原則としておる中  
であります。政府の試算によりますと、農林水産  
品の関税撤廃によって安い外国産の輸入が入っ  
てくるということで、国内では約3兆円の農林  
水産物の生産減少が見込まれると国のほうで推  
定しておるようです。その内訳を見ますと、米  
で1兆100億円、牛と豚肉関係では8,200億円、  
その他ということで8,300、林産物は490億円、  
そして水産物が2,510億円とこんなことであり

ます。

そのような国の方向でありますけれども、今現在、円安そして東南アジアの経済発展、日本食の評価向上ということで、農林水産物の輸出も近年大きくなっているということも聞いております。国では2020年、1兆円を目標に強い農業を目指すということで、安倍首相は力説をしておるようであります。県におきましても、吉村知事を筆頭に、農林水産物の輸出につきまして取り組み強化の方針のようであります。私も農家の一員でありますので、非常に関心が深いところで、大いに期待している中であります。

そこであって、平成25年8月29日でありますけれども、農水省では農林水産物食品の国別品目別輸出戦略を公表しております。この輸出戦略は、策定に当たっては素案段階から各地で意見交換会を行って、現場の意見を反映させるというようになっておるようであります。

当市でも25年から農産物の主力でありますさくらんぼ、中でも紅秀峰の輸出試験事業に取り組んでまいった中であります。25年は、現地バイヤーや消費者への試食、そして市場調査、さらには輸送試験を実施。これは、25年の決算主要な施策の成果より申しあげております。そして、26年度、台北での百貨店での試食や試験販売、そして輸送試験を行い、平成27年からは本格的な輸出を目指すところのように26年度の施政方針で佐藤市長は申しあげたところであります。

そして、今年も取り組むところようになっておるようであります。その中で、2カ年間、25年、26年ということで、2カ年間の中でどんな事柄が課題としてあるのか、ひとつお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 紅秀峰の輸出試験事業に対する御質問でございますけれども、平成25年度から実施をしているということではありますが、御指摘のとおり25年度におきましては台北で開催さ

れました国際食品見本市フード台北2013に出展をして、日本パビリオンにブースを構えて来場者に試食をしていただきました。2,000名ぐらいの方に試食をしていただいたところでありまして、またアンケート調査も行いまして、528名の方から協力をいただいて実施をしたということでもあります。

26年度においては、具体的に今度は台北市内の百貨店、台北の中でも最高級という百貨店が3つあるわけでありましてけれども、太平洋SOGO忠孝館、それから太平洋SOGO復興館、それから微風広場の3店舗で7月の18日から3日間プロモーションを行って、試験販売をさせていただきました。台湾の方々是非常に、御案内のとおり、親日的であります。そして、日本の農産物、食品に対しては、安全・安心だということで、大変信頼感を持っていただいておりますので、そういったこともあって昨年度のアンケートあるいはプロモーションでの市民の反応については、大変よかったのではないかというふうに思います。

紅秀峰の外観については、色は非常に美しいということでありました。また、大きさについてのあちらの方の印象は、普通の大きさだということであります。それはなぜかということ、隣にアメリカンチェリーが並んで売っているということありますから、そのアメリカンチェリーと大体同じような大きさであちらの方は認識をしているということあります。問題は値段であります。値段はアメリカンチェリーの約3倍ということで、高いという印象はやはり持っていたところではありますが、実際試食していただきましたが、試食した結果は推察のとおり甘くておいしい、ぜひもう1回食べてみたいという御意見が多かったように思います。

試験販売などをさせていただいた印象としては、台湾の消費者の方はよいものにはお金を出すということあります。よいものにはお金を

出しますが、品物はしっかりと確認して購入をしていくという印象を持ちました。そういうことでありますので、輸出する紅秀峰の品質、規格などは統一して、やっぱり色や大きさのばらつきがないものを持っていく、出荷していくということが必要だというふうに思います。

それから、輸送試験ということもさせていただきましたが、やはり輸送時に傷みあるいは損失を少なくするということが課題であります。紅秀峰は、実がかたく日もちがするさくらんぼでありますけれども、損失を少なくしていく、傷みを少なくしていくということで、コストを下げ販売価格を抑えていくということが、やはり課題の一つであるというふうに認識を持っているところであります。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 25年、26年の反省を踏まえて、ことしも試食販売さらにはプロモーション、販促を展開するとこのような施政方針でありますけれども、本年度取り組む姿勢についてお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 27年度、3年目になるわけありますので、しっかりとした将来への基盤をつくっていく取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。

そのためには、1つには輸送用紅秀峰についての生産体制の確立、さらには通常の流通ルートを使った輸送に展開をしていく、そして現地消費者との来年度以降の販売戦略を策定していくなどきちんと道筋をつけていく必要がある、そういう予定にしていきたいというふうに思っております。

プロモーションにつきましては、紅秀峰の解禁日、御案内のとおり7月1日前後ということになりましようから、プロモーションは7月中旬ごろに実施をしていきたいというふうに思っておりますし、場所につきましては、これは交

渉事でありましようので具体的にはこれからということでありましようが、基本的には台北市内の高級百貨店で引き続き開催を、プロモーションをしていきたいということでありましよう。

持っていく紅秀峰については、これも26年度と同様でありますけれども、農協から出荷して東京において仲卸業者に売り渡しをして、仲卸業者から現地の商社が買い取って販売するという流れになっているところであります。現地での、台北での販促活動などについては、3年目ということもありますので、来年度までは市の職員あるいは農協の職員が協力して行っていきたいというふうに考えております。

細かい話をしますと、容器などについても、輸送はばらの箱詰めで行いますが、店頭では200グラムのフードパックなどで販売をしていくということでありましよう。現地でも品質を確認しながら詰めかえをするということになるかというふうに思います。

販売数量でありますけれども、今年度は45キロを計画したわけでありましよう。来年度、その倍を予定させていただくということを考えております。品質については、2L以上の特秀もしくは秀で規格を統一していきたいというふうに思います。

単価でありますけれども、単価は、生産者からの買い取り単価については、国内で販売しているものと同等以上というふうに考えております。現地での販売単価でありますけれども、26年度は1キログラム当たり約、日本円にして7,500円でありました。完売しておりますので、1キロ当たり7,500円で完売しておりますので、27年度につきましても同じ程度の値段であれば十分可能だというふうに考えているところであります。

さっきも申しましたけれども、28年度以降に向けて体制もやっぱりきちんとしていくということが必要でありますから、実際に輸出事業に取り組む、そういった組織を立ち上げて持続可

能な体制を構築していければというふうを考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 今、市長のほうから前向きな答弁をもらった中であります。それで、過般、寒河江支所のさくらんぼ部会の総会がありまして、その際に、大沼さんという方が部会長をしておいて、部会長挨拶の中に26年度のさくらんぼの生産量が1万9,000トンですと。県内は、山形県は、そのうち75%に相当する1万4,500トンですと。その次は、北海道の余市ですと。その次が山梨県で1,100トンですと。

山形県につきましては、東根が一番で3,800トン、天童が2,900トン、そして寒河江が2,200トンですとこのような話をされた中でありますが、「ほお、なるほどな」とここで私も「日本一さくらんぼの里寒河江」ということであったんで、そのくらい、3,800トンの東根と2,200トンの寒河江、大分差が出てきたなとこういうふうに思って少し頭が上がらなくて、頭が下がったような感じがした中であります。

そして、紅秀峰につきましては、県内で、24年で少し古い中でありますけれども383ヘクタールで、寒河江市の場合は39ヘクタールとこのような数字が出ておるようであります。今、テレビのほうで、さまざま各市町村の27年度の施政なんかも報道されております。きのうですか、おとといですか、東根の関係で、東根は輸出に六百何万円だか予算を確保したとこのような話が聞こえてきます。寒河江は、スタートはいいんだけど、後ろからスポーツカーで追いかける、一つのさくらんぼの環境も少し感じるところでありますので、ひとつ東根からは最低限負けないような一つの生産者本位に今後取り組んでもらいたいということでもあります。

なお、その中で組織化の話も出ましたけれども、27年度の販促、プロモーション関係で、できればですけども、栽培者で土田君が行っ

たということを聞いています。要するに、品物を生産する方ということで行ったと思いますけれども、ひとつさくらんぼの紅秀峰の栽培会、ルビーの会というのかな。土田彦雄君が親分になっている組織がありますけれども、そういう方からも販促のほうに連れていくことによって、「ああ、私らがやっているんだな」と、「頑張らんないな」と、そういう体験を栽培者のほうに即できるようなことが望ましいと思いますので、できればそのような体制を27年度に考えてもらいたいとこのように要望しますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 生産者の方がみずから栽培した農産物、紅秀峰について消費者、消費地でどういう反応を持っているのかということのみずから確認していくということは、その後の生産活動にも大いに役に立つというふうにも思います。そういう意味で、26年度、去年のプロモーションについて紅秀峰の生産者、土田さんにみずから栽培した紅秀峰を持って行っていただいて、そこで販促活動を一緒に協力していただいたということでもあります。

できれば、27年度、さらに量を拡大して現地で展開をするということでもありますから、生産者の方からもぜひ行っていただきたいというふうに思っているところでありますので、今後打ち合わせをさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 ありがとうございます。それでは、時間も……。

例えば、山形県でもさくらんぼは寒河江だけ栽培しているわけでないということでもあります。リンゴは、平成16年から朝日町のほうで出荷しました。その際は、14トンだったと思います。朝日町のリンゴは、26年度38トン900の実績ということで、朝日町でもリンゴの輸出です。朝

日町の栽培面積、リンゴは約500町歩ぐらいあると思います。収量2トン500に反収計算しますと、1万2,500トンくらいの生産量はあるはずで、そのうち、約40トンの輸出ということで、10年経過してその程度とこのようになります。そのくらい、産地間で競争になっていると。

特に北海道、それから九州につきましては、タグを組んでやっているというところに強みがあって、そういう一つの今の輸出環境だということで、産地間輸出の事業者間の競合という観点から、輸出の戦略実行委員会で今後さまざまな指示がされるような感じをしております。

そういう中で、今後さくらんぼだけというようには市長、考えてはいないと思います。そして、輸出先は台湾だけでも考えていないと思います。幅広く、品目もそして出荷先も幅広く考えていかなければ、輸出の生産者の希望にかなえないところだと思いますので、今後輸出の先、そしてその品目についていかが考えているのかお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農林水産省の輸出戦略、青果物の輸出戦略の資料を見ますと、富裕層に加え中間層の開拓によって輸出量が大幅にふえる可能性のある国として、台湾、香港を掲げております。また、新規市場の開拓としてタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポールなどを挙げているところであります。県のほうからは、シンガポールなどにも目を向けてほしいという要請もあるわけですが、現在は台湾のほうへのさくらんぼ輸出ということに取り組んでいるわけでありまして、もう少しグローバルな観点からさらなる輸出先として考えておりますのは、1つには香港なども可能性はあるというふうにも思いますし、また姉妹都市である安東、韓国なども、再びということになるんでしょうかね。そういうことで、さくらんぼ、紅秀峰については研究をしていきたい

というふうにも思います。

また、紅秀峰のみならず他の品目ということでもあります。台北の百貨店に行きましたら、日本の北海道ですかね、でんすけすいか、それから福島ですかね、桃など、ブドウなども並んでおりましたから、日本の各都道府県からの農産物、相当な量が行っているということでもあります。そういった意味で、寒河江のブドウあるいは桃、ラ・フランスなども可能性はあるというふうにも思いますし、またつや姫、さらには牛肉なども可能性としては高いというふうに思いますし、それから輸送のことを考えれば清酒などという加工品などについてもできるのではないかとこのように思います。

そういったことが可能性としてありますので、そういう輸出のできる環境を整えながら品目をふやしていければというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 前でありますけれども、カナダに庄内柿の出荷をした歴史があります。そして、ソビエトにもふじりんご、これも出荷した経過があります。そのときも私、担当でありましたので、どっちかという日本の輸出先につきましては、関税がありますので、低いところ、そして非関税措置も厳しくない地域ということもみんな狙うんです。当たり前だと思いますが。今後、さまざまTPP等でまた環境が変わってくると思います。ただ、円安ということも輸出環境につきまして非常にしやすい環境だと思います。これが、円高になればまた変わってくると思います。

よって、いろんな社会環境が変わっても、常に一定量輸出できるような品目、産地体制を構築する必要があるとこのように思っていますので、時間も参りましたので……、輸出するのは国でもない、市町村でもないのよ。生産者、事業者です。そういう一つの位置づけをみんなして、位置づけを忘れないでやっていくことが輸

出の拡大につながってくるとこう思っていますので、ひとつ市長、今後ともトップセールスということもありますので、よろしく願い申しあげ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号25番、26番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告25、26番の質問をします。市長と教育委員長の答弁をよろしく願います。

まず、25番のふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、応援したい都道府県と市区町村に寄附をすれば、国税の所得税と住んでいる自治体の住民税が減る制度です。08年から地方活性化推進のために始まり、7年がたっています。控除対象者は、08年の3.3万人から13年度は3倍の約10万人となり、急激な伸びを示しています。この制度の概況は、週刊現代2月29日号の197から204ページのグラビアや週刊朝日3月2日号の184ページから187ページなどの雑誌で紹介されています。

そこで、第1問の本市ふるさと納税の現況について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ふるさと納税の実績について御質問でありますので、お答えをしたいというふうに思いますが、寒河江市の場合、平成20年4月からまちづくり寄附という形で実施をさせていただきました。平成20年から25年までのまず6年間の実績、平均いたしますと、年間平均でありますけれども件数が27件、金額が年で約633万7,000円ということでありました。

そういう実績について、26年になって見直しをさせていただきました。その制度の中身について。見直しの内容については、先ほど議員か

らも御指摘にありましたけれども、返礼品について充実をさせていただいて、現在、その返礼品の品目としては35品目程度ございます。企業や事業者から申請をさせていただいて、さくらんぼ、ラ・フランス、リンゴなどの果物でありますとか、厳選つや姫、それから啓翁桜、またウイナーソーセージセットやJ A西村山管内でモチ米を与え飼育された山形牛、それから日本酒、こだわりの豆腐セット、さらには草履など、本市で生産加工されている特産品を中心に、35品目ほど準備をさせていただいております。

返礼品についての基準は、寄附金1万円以上10万円までについておおむね半額程度をお返しするというようにしております。10万円を超える寄附については一律5万円程度の返礼品を準備させていただいているということでありませう。

そういったことで、昨年10月から大幅な見直し、内容を見直しさせていただきましたが、先月、2月末までの26年度の実績では、寄附件数が907件、寄附金額が2,611万3,000円程度というふうになっております。金額で、前年度までの平均に比べ約4倍という状況になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 実質2,000円の負担で家計を助け、アベノミクスのトリクルダウンの及ばない地方活性化を促し、その上、美味でもあるふるさと納税は、現国会審議中の15年度税制改正案が可決されれば控除が2倍になり、確定申告も不要とあって、国市民の人気は過熱するとも見られています。

第2問の、現況を踏まえて、本市ふるさと納税の改善策について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 他の自治体の状況を見ますと、新聞などでも御紹介があるわけでありませうけれども、寄附件数が1万件を超えたとか寄附金額

も5億円を超えるなどということでもあります。県内でも1億円を、寄附金額を超えている自治体も複数あるというような状況であります。これについては、インターネットなどによるPRと返礼品の充実がそういう飛躍的な伸びにつながっているというふうに聞いているところであります。

本市におきましても、今後インターネットや週刊誌などを活用したPRの実施とあわせまして、返礼品をさらに差別化していくなどということで充実を図って取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

また、4月からは寄附された方が簡単に支払うのできるクレジットによる支払いを開始させていただきたいというふうに思いますし、特産品についてもさらに地域資源の発掘、あるいは地域産業振興の観点からもより一層魅力ある特産品の提供に心がけていきたいというふうに思います。また、季節ごとの目玉商品でありますとか寒河江ならではの特産品づくりもしていきたいというふうに考えているところであります。

寒河江はさくらんぼが中心になるわけでありませけれども、数量限定でありますけれども、紅秀峰の詰め合わせ、箱詰めなども返礼品に準備していきたいというふうにも思いますし、秋にはつや姫と谷沢梅をセットにして御自宅などでおにぎりとして食べていただく、あるいは新そばと日本酒のセット、さらにはつる芋と山形牛の詰め合わせによる芋煮セットなどということで準備をさせていただきたいというふうに思いますし、またブランドニットの商品などを特産品として物産の振興という面からも提供していきたいというふうに考えているところであります。

こういったことは、多くの事業者の皆さんからも御協力をさせていただいて取り組みの充実を図っていければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 2つだけちょっとお話しします。

今回、週刊朝日に珍しく寒河江のバラ風呂セットが載ってしまっていて、週刊誌で宣伝されたのは天童とか庄内町とかあと米沢、そこら辺の宣伝しなくて、最後に週刊朝日に寒河江市のバラ風呂が載ってましたので、ぜひいろんなやつをもっとふやして、納税制度にどんどんお客さんが来るようにしていただきたいなと思います。

私、2月に友達と東京で会って話をした折にふるさと納税の話が出まして、その友達は中学校は陵東中学校です。高校は盛岡、浪人時代が東京、大学時代は洛中ということで、外務省に天上がりしてハンガリーの経済支援を経験した人なんですけど、その人が言うには、寒河江はいいところだと言うんですね。私、言われてぼかんとしたんですが、寒河江のどこがいいのやという感じだったんですが、多分さくらんぼか何かだと思うんですね。このふるさと納税、天童市のさくらんぼを見ますと、佐藤錦から紅秀峰までいろいろあると思うんですが、やっているんですね。先ほど高橋議員も言いましたように、天童と東根に負けているんじゃないかという檄がありましたけど、全くそのとおりだと思います。もっと自信をもって、寒河江はいいところなんだという自信をもって、自負心を持って、いろんなやつを宣伝していただければなと思っています。

ぜひ、灯台もと暗しで寒河江のこともよくわからないんですが、ぜひおくれをとることなく頑張って宣伝していただければなと思っています。先ほど市長も言いましたように、何千万円で満足しているような時代ではないと。やっぱり億を目指して、天童の5億円とは言いませんけど、せめて億を目指すぐらいの意気構えで頑張ってもらいたいなと思っています。

私、これを一見したんですが、お客さんが見

て果たして目の中に飛び込んでくるんだろかなと思うんですね。やっぱり宣伝するには、お客さんの眼に飛び込んでいくぐらいの迫力がないと物はさばけないんじゃないかなと私は思っています。ぜひ、いろんな思案をめぐらして、知恵と戦術をもって宣伝をしていただければなと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、通告26番の学校統廃合について伺ひます。

文科省は、1月下旬に「公立小・中学校の適正規模及び配置等に関する手引～少子化に対応した活力学校づくりに向けて～」を發表しました。同書中では、1学年1学級以下は統廃合を速やかに検討する必要がある、決定権者は地元の市町村であると明記しています。そこで、第1問の本市内検討対象は何校かについて伺ひます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

ただいま御質問の手引きでございますけれども、これは本年1月27日に文部科学事務次官の通知として、その別添として公表されたものでありまして、大体このような47ページぐらいから成る冊子でございます。

お尋ねは、この手引きの中の学校規模の標準を下回る場合の対応の目安という項があるんですけれども、そこにおいて速やかに検討する必要があるとされる、小学校で言えば6学級以下、中学校では3学級以下に該当する対象校についての御質問でありました。本市の状況についてお答えを申し上げます。

これは、今後異動などがありますれば児童生徒数変動する可能性もありますけれども、現時点での平成27年度の予定学級数でお答えをいたします。まず、小学校についてでありますけれども、高松小学校、白岩小学校、三泉小学校の3校が6学級、醍醐小学校が5学級、幸生小

学校が3学級というふうになる見通しでありますので、お尋ねの校数は、小学校は5校です。

次に、中学校ですけれども、本市の場合、3学級以下という見通しの中学校はございません。したがいまして、該当する学校は小学校のみの5校ということになります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、手引き書に盛られている現時点で本市教育委員会が考慮している対応内容について伺ひます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの前段のお答えを受けての対応ということになるかと思ひますけれども、まず現状における対応と、それから将来展望に立った対応というふうに分けてお答えを申し上げたいというふうに思ひます。

まず、現在どのような対応をしているかということからお答えを申し上げたいというふうに思ひます。

御案内のとおりかと思ひますが、学校教育法施行規則におきまして小中学校ともに12学級18学級以下が標準というふうにされております。ただ、ただいまの手引きの中では次のような指摘もなされておるところでありまして、記載のとおり引用してみたいと思ひますが、このような記載になっております。「一口に標準規模未満の学校といつても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります」というふうに示されているところでありまして。

本市におきましては、標準学級数を下回る学校におきましても少人数であるメリットを生かし、逆にデメリットを緩和するさまざまな工夫された教育活動が展開されております。若干御紹介させていただきたいと思ひます。

例えば、少人数のメリットを生かす次のような教育活動の工夫が見られます。まずは、一人一人の学習状況や定着状況を的確に把握し、補充指導や個別指導を行うなどきめ細かな指導を積極的に導入している。次に、意見や感想を発表できる機会がふえるということを生かして、教育に役立てている。それから、一人一人にリーダーを務める機会を持たせるよう配慮していると、このようなメリットを生かした活動を工夫しております。

逆に、デメリットを緩和する次のような工夫もしてございます。1つは、異学年、異なる学年集団による縦割り班といいますか、その活動や合同学習などを積極的に取り込んでいる。2番目に、電子黒板を初めとするICT機器を活用したり、現在試行といいますか予定しているところでもありますけれども、幸生小と白岩小ではテレビ電話を使った交流学习活動を実施すべく準備しているところでもあります。次に、保護者や地域の方々から学校教育へ参画をしていただいて、これらの方々を通して子供たちの社会性の関与、多様な考えに触れる機会を確保できるよう努力しております。

これが現状の少人数規模の学校に対する対応でございますけれども、次に市内の各学校の実態や児童生徒数の減少傾向などを踏まえた本市、寒河江市としての今後の展望についてお答えをいたします。

今回、文部科学省が示した手引きの中では、学校規模の適正化に当たっては法令上、標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点もあわせて総合的な検討を行うことが求められるというふうにされております。

本市の場合で申し上げますと、来年度は1学年1学級以下の小学校は、さきに答弁申しあげましたように5校でありますけれども、そのうち

醍醐小については5・6年が複式学級に、幸生小では6年生が1名の単式学級、1・2年と3・4年が複式学級となる見通しであります。また、児童生徒数の今後の推移を見てみますと、これを平成30年度までをとって見ますれば、毎年度市全体の児童生徒数が2桁台、それも多くは2桁台後半のオーダーで大きな減少が予想されるなど、この児童生徒数の減少傾向は今後も続いていくものというふうに想定しております。

このような中で、教育委員会といたしましては市全体としての学校の将来を見据えた展望が必要であるというふうに考えております。一方、学校というものは、言うまでもありませんけれども、児童生徒の教育のための施設であることはもちろんであります。地域のコミュニティーの核としての性格を有し役割を担うものでありまして、地域とともにある学校づくりの視点というふうな観点からの検討を踏まえることも大切であるというふうに考えております。

次年度、27年度は現在の教育振興計画の最終年度であります。平成28年度からは、新しい教育振興計画が策定されることとなります。また、来年度からは新しい教育委員会制度のもとで総合教育会議が新設、開催され、本市教育に関する総合的な施策大綱の策定について協議されることになるかと思っております。このような中、将来を見据えた本市の小中高の適正規模、あるいは適正配置についてはどうあるべきかについて、学校はもとよりですけれども、保護者、地域の方々、教育関係者、そして何より市民の皆様の声なども伺うなどして、総合教育会議や私ども教育委員会の中で慎重かつ総合的に話し合っていく、あるいは協議していくということになるかと思っております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 随分懇切丁寧な答弁、どうもありがとうございます。私も手引き書を47ページ読んでみたんですが、頭が痛くなりまして、ま

ず私が感じたことだけ申しあげておきます。

私、統合の手引きだから、何が何でも学校を大きくするという話だったのかなと思ったら、違うんですね。ちゃんといろんなところに配慮がしてあって、3章ではもちろん統合なんですけど、4章では小さな学校も存置させるという条項がありまして、だからそこで私は安心したんですが、何が何でもかくすりゃいいというものではない。少子化だからまとめてしまえばいいということではないんだなと思って、私はほっとしているところです。やっぱり小さな学校には小さな学校のよさがあります。そのよさをやっぱり簡単になくしてしまうのはもったいないのではないかなと私も思っていますので、そこら辺の配慮はぜひお願いしたいなと思っています。

この手引きには、切磋琢磨という言葉が13回ほど出てまいります。多分、そこに配慮しているんであろうなと私は思っていますので、切磋琢磨というのは何かとちゃんと説明も書いてありまして、適正な競い合いと書いてありました。これが、多分生徒を心身ともにたくましく育てる鍵だなと私も思っていますので、ぜひいろんな選択肢を熟慮の上にも熟慮を重ねて、やる時には実行していただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

### 那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号27番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告してある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺ひいたします。

今回のこの一般質問が、7期28年間の最後の質問となります。長い間、大変にお世話になり

ました。心からお礼を申しあげます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。通告番号27番、第2次健康さがえ21への取り組みについて伺います。

健康で豊かな潤いのある生活を営むことが、人々の願いであります。人生80年時代と言われ、平均寿命も年々延びている今日において、新たな健康への考え方をつくり出されることが求められています。そういう意味で、自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向性を企画し、進めていく責任があり、健康というのを総合的に取り組む必要があるのではないかと思います。

本市においても平成15年に健康増進計画として健康さがえ21を策定し、市民が生き生きと健やかに暮らせる活力ある社会の実現を目指して進めてきました。計画では、市民の健康を守るために疾病の早期発見・早期治療の2次予防に加え、ふだんから病気にならないように1次予防に努めるという積極的な健康づくりについて取り組みを進めてきています。しかしながら、がん、循環器疾患あるいは糖尿病などの日常生活習慣に起因する生活習慣病による死亡率が依然と高く、循環器系あるいは糖尿病と生活習慣病の発症や重症化予防のために、生活習慣改善を要する方が増加の傾向にあります。

また、人口の高齢化とともに要介護者の増加も進み、改めて健康づくりを推進する体制、環境の整備や充実の必要性が問われております。これらの健康づくりを推進するために、本市においても市民が生活習慣をみずから改善し、生涯にわたる健康的な生活を営めるよう支援し、地域社会の協働による健康づくりに取り組むことができるための総合的な指針として、平成26年から平成35年までの期間において、第2次健康さがえ21を策定しております。

それで、最初の質問でありますけれども、計

画の推進と評価についてお伺いをいたします。

これまで、健康さがえ21に取り組み、そしてまた1年になりますけれども、第2次健康さがえ21を実施してきまして、特にこの第2次健康さがえ21の「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の実現」というような目標に従って取り組んできたのではないかなと思いますけれども、市民の皆さんが健康づくりを進めていくためにどのような環境整備とそれから支援というものを行っているのか、健康づくりの現状についてお伺いをいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 那須議員におかれましては、今期をもって御勇退ということをお伺いしているわけでありまして。実に7期28年の長きにわたって地域の発展、そして市政の発展に大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思います。ありがとうございます。御勇退後におかれても、ぜひ健康に御留意をいただいて、いろんな面で御指導、御鞭撻を引き続きお願いいたす所存でありますので、よろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

さて、御質問の第2次の健康さがえ21の取り組みでありますけれども、健康づくりの現状ということでございますが、先ほど御質問にもありました、昨年の3月、第2次の健康さがえ21というものを策定させていただきました。健康寿命の延伸を基本の目標として、市民一人一人がみずからの生活習慣を見詰め、ライフステージに沿った健康づくりに取り組んで、健康で健やかに暮らせる地域社会づくりを推進することを基本的な方針としているところであります。

そして、市民の皆さん主体による健康づくりの取り組みとしては、健康的な生活の実践、生活習慣病の発症予防と重症化予防の2つを掲げ、栄養と食生活、身体活動と運動、休養と心の健康、そして歯と口腔の健康、喫煙と慢性閉塞性

肺疾患、飲酒、がん、循環器疾患と糖尿病、骨粗しょう症の9つの領域ごとに健康目標、そして重点施策を設定しているところであります。

27年度からスタートした計画であります。その初年度の26年度におきましては、医師、保健師、栄養士等の専門の職、さらには食生活改善推進員による活動を中心にして、生活習慣病の1次予防としての健康教室、それから健康相談、家庭訪問事業の実施、また2次予防として疾病の早期発見・早期治療のための健康診査事業などについて鋭意取り組みの充実を図ってきたところであります。

中でも特に運動、栄養、がん、心の健康の4つを重点領域として寒河江オリジナル体操の実践と普及、そして学校保健、学校教育分野における本計画の周知活動などを行ってきたところであります。

今後についても、年度ごとに重点課題の設定をして実践、評価を行い、最終年度であります35年度までに計画の目標に達成するように市民の皆さん、地域の皆さんとともに取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 第2次健康さがえ21ということで、平成26年、ことしからスタートをしているわけでありましてけれども、特に平成15年からスタートをした健康さがえ21の反省を踏まえて、今回第2次をつくられたということでもありますけれども、その辺は、要するに健康さがえ21をつくる際にもこれは話題になったんですけれども、市民といいますか、その辺のところには主体を置きながら活動をすることが、より市民の皆様方の一人一人の健康増進につながると。

先ほど市長からもありましたけれども、2次予防、1次予防、それから生活習慣病に対する重症化予防等々、この辺を含めながら取り組んでいくということで、平成23年に向けながら1

年ごとに推進状況を確認しながらやるというようなことがありましたけれども、その辺で推進体制ということについてお伺い、推進、評価ということについてお伺いをしたいと思いますけれども、第2次健康さがえ21の場合は、たしか明記されておりますけれども、推進体制については庁内の推進委員会なりを立ち上げながら、当然恣意的に各関係課を網羅しながらどういう方向に進めていくかということで、推進ということでは進めていращるかと思っておりますけれども、その評価の部分でこれ、計画書のほうにも明記になっておりますけれども、外部の意見の方々を入れて評価をするということは明示になっているんですけれども、私は外部の方々というのは、要するに健康というのは非常に領域が広いです。ですから、保健とかあるいは医療区とか、あるいは地域の代表とか、それから教育関係者とか、当然公募も含めていろんな分野と申しますか、より大きな地域からの声を要するに集約して評価をするということが非常に必要ではないかなとこのように考えるわけでありましてけれども、その辺第2次健康さがえ21の計画の中で、外部からを含めての評価体制をつくるということで明示になっておりますけれども、その考え方についてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この第2次の健康さがえ21の策定については、御案内のとおり医療、保健、福祉、教育各部門の関係者、それから学識経験者、公募委員の合わせて14名から成る計画策定委員会というものを設けました。そのほかに、市役所の関係各課で構成する作業部会ということで、策定のための協議を重ねて、そして策定をしたということでもあります。

今後、実際の計画を有効に推進していくためには、実績などについて検証、評価をしていくということが大変重要になってくるんだろうと

いうふうに思います。そういった意味で、御質問の外部評価委員会というものを設けさせていただくことにしているわけでありまして。我々としては、その評価委員会のメンバーについては、1つにはこの計画の策定に携わった方などについて計画の趣旨、内容についても十分御理解をしていただいておりますから、そういう策定委員会の方々などにも入っていただきながら、また御指摘のような新しい方々からの意見なども交えて策定をしていくということに考えております。

新年度早々にも評価委員会をつくって、設置をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 評価委員会を設置して新年度早々にも立ち上げていくというような市長からの答弁がありましたけれども、第2次の計画をつくる際の策定委員会、それを入れながらと、考えながらという話をされておりましたが、第2次の策定委員会のメンバーをずらっと見せてもらいますと、いろんな教育関係者とかあるいは当然、保健とか医療とかそういう関係者が載っておられますけれども、私、地域の代表といえますか、要するに健康というものをより拡大して、市民サイドのほうに定着させるためには、地域が最も私は大事なのかなという思いがしているところです。ですから、専門家はいろんな専門家がおりますけれども、それはやっぱり健康というものが本当に大事だということを地域の方々に知らせて、地域でもって取り組むということで、やっぱり地域代表の方が入ってくることが、より効果的に健康というものを市民サイドに落とせるのではないかなと思っておりますけれども、その辺、今回のこの地域評価委員会のほうに地域代表についてどういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、この計画の策

定委員会のメンバーについては各界の代表の方、学識経験者もいらっしゃって、各界の代表の方が中心の策定委員会のメンバーでありました。そういう意味で、市民一人一人にこういう考え方、あるいは計画そのものが浸透していくという面では、地域の方々の代表の方なども入っていただいて、御意見を頂戴しながら実践の普及に資していくということは大変重要なことだというふうに思いますので、ぜひメンバーの編成の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、よろしく、ぜひ地域の代表の方も入れながら評価委員会の立ち上げをお願いしたいと思います。

それで、推進と評価を具体的に見るといいですか、取り組み状況を、健康状況を推し進めるためには、地域のほうでモデルケースといいですか、モデル地域を指定して、そのところのモデルに対して例えば地域でもってどういう課題があるのか、先ほど市長から出ました生活習慣病あるいはそういう中で重症化度はどのくらいあるのか、そのところを把握しながら、地域のモデルをつくって、その中でどういうふうな活動が必要なのかということを経地域のモデルを指定して、それで健康というものを見ていくといいですか、そういうふうなモデルの指定に対してはどんな考えなのかをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、地域のモデル地域の指定をして、重点的に取り組んで、その活動を全市的に普及させていくという方法は、いろんな事業展開の上で大変有効な方法の一つだというふうにも思います。

そういった意味で、健康づくりのモデル地区を設定していくということになっていった場合、基本的には継続的に地域の中で活動を展開して

いただくということになりますから、まず地域の中である程度そういう健康づくりに対しての機運の盛り上がり、あるいはできれば我々としてはその中で、地域の中で核となっているような活動を展開していく人の存在、人材の確保というのが大事なかなというふうに思っているところでもあります。

そういう意味で、できれば今すぐモデルということではなくて、まず機運の醸成に努めていって、そしてその地域の中でモデル地域を設定できるかどうかなどについて、その外部評価委員の方々の御意見も聞きながら進めていくというのが、よりスムーズな展開なのかなというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 モデル地域の指定をしまして、そのモデルにおける例えば健康情報とか、あるいは自主的な活動をするわけですから、その辺の活動状況に対しての評価もモデル地域ではできるわけがありますので、その辺のところモデル地域の指定をぜひともお願いしたいんですけども、これは先進地の事例です。

健康づくりの課題を重点的に取り組むということで、モデル地域の指定をしまして、ボランティアということで健康づくり推進員を養成しています。この健康づくり推進員が食生活とか運動とか、あるいは喫煙など、優先課題に対して設定をして取り組んでいると。モデル地域では、期間が2年なんです。1年間はその市の職員とともに公民館、自治体などで協力しながら、地域と一体となって事業を展開すると。

そして、2年目は自主事業をやったものに対してのフォローアップといいですか、評価を行って全体的にモデル地域としてどういう課題があって、どの辺まで進んで、そしてこれからの自主事業の中でどういうふうな評価があったかということを経2年にわたってモデル事業をやっているというような地域もあるわけがあります

ので、その辺を含めて市長のほうからもこの先進地事例なども含めながら、このモデル事業の指定に対して指定をしていただきたいと思いますけれども、この辺の先進事例を見ての市長の御意見などをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、お伺いをした先進事例の場合ですと、やっぱり2年間である程度の成果を出すということになっているようでありますから、その前段としてやはりある程度地域の中ではそういう機運が盛り上がっていかないと、2年間で実践して評価をしてということにはなかなかいかないのではないか。

逆に、そういう機運の盛り上がっているところがモデル地域に指定されているのではないかというふうに思いますので、我々としてはまずそういう地域での機運の盛り上げ、醸成というものをしながら、モデル地域の設定が可能かどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひともモデル地域が指定できるように御検討をしていただきたいと思います。

それから、次の質問の2番目になりますけれども、健康づくりの推進のための取り組みということでお伺いをしたいと思います。

第2次健康さがえ21の場合ですと、先ほど申しあげましたけれども、目指す姿として「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の実現」と。これを実現することによって、健康寿命の延伸というのが大きな目標になっております。そのために、基本方針として3つ挙げておられますけれども、1つは市民主体の健康づくりと。いま一つは生涯を通しての健康づくり、そして健康づくり支援のための地域づくりと3点を基本方針として挙げておられます。

当然、健康目標があって、重点施策があって、平成35年までの目標数値が決められていると。

それに対して、行政としての取り組みはどうあるべきなのかと。そしてまた、具体的な事業を進めているというような構図になっておられますけれども、この計画を実施するに当たって、計画を推し進める進捗管理と申しますか、その具体的な取り組みが求められるのではないかなと思っております。

それで、第2次健康さがえ21というのは、計画でいえば基本計画になるのではないのか。ですから、その計画の目標を達成するためには実施計画と申しますか、この実施計画というものを策定する必要があるのではないのかなどこのように思いますけれども、その辺、先を見越した実施計画の策定についてお考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御質問でもお答えを申しあげましたが、第2次の健康さがえ21においては9つの領域ごとに健康目標、それから重点施策を設けまして、また目標値と具体的な事業というものをお示しさせていただいているわけでありまして、26年度、初年度でありましたが、この単年度の具体的な活動計画というものを策定して事業実施をしております。

今後、それぞれの事業についての評価を行いながらも、また議員御指摘のように複数年度の事業、いわゆる実施計画的なものを、行動計画というものを策定して事業を進めていくということで考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今回の第2次については、10年という長きにわたってのスパンがあります。それで、それぞれ計画の中には具体的な取り組みが網羅されております。

市長のほうからも先ほどありましたけれども、それを実施するために一年一年、1年ぐらいの単位でそれぞれ計画を策定してやっているとい

う現状だと思いますけれども、私のほうでは要するに単年度よりも先を見越してすることによって、より全体的な進捗状況とかあるいは管理ができるのではないかなというお話をさせてもらったんですけれども、複数年ということで市長からもありましたけれども、私は全体的に第2次健康さがえ21の計画は、到達点がもう決まっているんですね。ですから、到達点に対して、具体的に実行計画をどういうふうな形で策定することによってその到達点が達成できるのかという、10年というのは非常に長いんですけれども、途中で社会情勢も変わるかと思いたすけれども、その辺はあらかじめやっぱり実行計画、できるのであれば10年先を見越しながら、今、何をすべきなのかと、今どういうふうにするべきなのかと。

当然、これは社会情勢なども変わってくる可能性もありますけれども、10年ぐらいですと大体先が見通せる社会情勢ではないかなと思いたすけれども、その辺は10年先を見越して実行計画というものを私は組んでいくべきではないかと思いたすけれども、その辺、市長のほうから複数年という話が出ましたけれども、何年ぐらいを想定していらっしゃるのかお聞きをしたいと思いたす。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員から10年のスパンの長期計画であれば、具体的に年度ごとの行程表的なものを決めて、その目標に向かって進むべきではないかというような御趣旨かと思いたす。そういったことは、大変、基本的に計画の実践、実行、成果を上げるという意味では大変大事なことでありますので、御指摘の点などもこれから大いに検討させていただきたいというふうにも思いたすし、実施計画的ないわゆる我々の想定では市の振興計画の実施計画的な計画を想定して、先ほど申しあげたわけでありまして。それをローリングしていくというんですかね、そう

いうことで成果を上げていきたいというふうにご考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひとも、成果を上げるということが大事でありますから、その辺は先ほど市長からもありましたが、複数年ということでそれぞれローリングをかけながら目標に向かうということで、私は目標はもう決まっているわけでありまして、その辺に向けてどういうふうに進むかということが私は実行計画ではないかなと思いたすから、その辺を含めながら御検討をしていただきたいと思います。

それで、市長の御意見を伺いたすと思いたすけれども、健康づくりということをするのは、先ほど申しあげましたが、市民主体というのが非常に大事なんだという話を申しあげました。特に、健康というのは、先ほどあったように一人一人のやっぱり取り組みなんですよね。ですから、どうしても流されてしまうとか、どうしても環境に影響される可能性がありますから、ですからそれはやっぱり地域とか市民主体に健康づくりをさせるための体制づくりというのが、非常に私は大事なのかなという思いをしているところです。

この事例は、津島市の事例、これは津島健康21ということで平成18年から平成27年までということで進められておりました。ここでは、「みんなで作ろう健康つしま」ということで健康計画はあるんですけれども、なお市民サイドのほうに健康を落とすために、21年度に「みんなで作ろう健康つしま」というものを策定して、その市民の健康的な生活あるいは福祉を守るための活動というものを市民サイドのほうに落としているといひますか、そういうふうな取り組みをしておりました。

キャッチフレーズが「みんなで作ろう健康つしま」という合い言葉をつくりまして、積極的な取り組みをしておりまして、7つのキーワ

ードがあって、保健と医療と福祉を連携しての地域医療、介護、それから福祉制度を守るというのが大きな目的になっておりました、市民の理解と行動が重要だということで啓発をしている取り組みなんですね。それで、「みんなでつくろう健康つしま」を進めるために、当然行政として各部署の横断的な連携、取り組みをしておりました。

それから、市民の健康生活を守っていくために、市民が主体的に健康を意識できるような気軽な健康づくりというものを実践するために、市民サイドのほうにいろんな活動の情報を送っている。そして、進めるために健康づくりの推進に当たっての効果というものを市を挙げて健康づくりに取り組んでいるといいますか、そのような健康づくりをしておりましたけれども、特に寒河江の第2次健康さがえ21についても計画は私も読ませてもらって見せてもらったんですけども、非常にすばらしい計画なんですけれども、市民サイドのほうでわかりやすくそれを実施しようという場合に、具体的にどういふふうなものがあるかというふうにしたらいいかないかという、これは行政のほうの今後の取り組みにかかっているわけでありましてけれども、その辺が住民主体にしたわかりやすい取り組み、これをしていくためにも私は「みんなでつくろう健康つしま」のような形で市民主体とした健康づくりの取り組み体制というものを私は取り組んでいくべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民主体の健康づくりの取り組みについての所見ということでありますが、大変これは極めて重要なテーマだというふうに思っております。来年度、新第5次振興計画を策定するというようになっていくわけですが、その中で新計画ですね、独自の計画ということをつくっていくことになろうかというふ

うに思いますけれども、そういった中で寒河江市が抱える課題、さまざまあるわけでありましてけれども、広い意味での市民の健康づくりを進めていくというのは、今まで以上に大きな柱の一つになっていくのではないかとこのように思っているところであります。

そういう意味で、この第2次健康さがえ21の取り組みと同時に、新しい振興計画づくりの中でも、さらに市民主体の健康づくりなどについてより一層普及させていく内容をやっぱり吟味していかなくやならんというふうに思っているところであります。

今のうちから余りテーマを限定して申しあげるのはいかがなものかと思っておりますけれども、大きな柱の一つになっていくことは間違いないというふうに思いますので、そういった意味で津島の先進の事例なども大いに研究させていただいて、ぜひ実りある健康づくりの運動推進に努めてまいりたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、津島の例でありますけれども、この津島市につきましては平成25年に厚生常任委員会のほうで視察をさせていただきました。これは、テーマが地域医療の充実ということで、医療と福祉と健康というちょっと大きな意味合いのテーマだったんですけども、地域のほうでは非常にテーマを設けて、要するにこの津島市の場合は糖尿病が非常に多いということで、糖尿病に特化したといいますか、それをテーマにしながら健康教室とかいろんなものの取り組みを、市民サイドのほうに情報を流しながら市民がより健康に暮らせるようにというような取り組みをしておられましたので、市長のほうからもありましたけれども、今後この辺のところを捉えさせていただいて、やはり市民が主体となった健康づくり、私は健康のほうでは最も大事な取り組みではないかなと思いますから、その辺の御検討を今後ともしていただ

きたいと思います。

それで、3番目に……

○**鴨田俊廣議長** 那須議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、14時55分にいたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時55分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須議員。

○**那須 稔議員** それでは、次に3番目になりますけれども、レセプトを活用した健康づくりについて伺いをいたします。

レセプトデータの活用については、電子化されたデータベースからデータの分析をして、その中に潜む項目間の相関関係やら、あるいはパターンなどを探し出す技術、これはデータマイニングというそうでもありますけれども、これを行うことによって紙ベースではできなかった複雑な項目の抽出とかあるいは分析が可能になるとこのように言われております。

これまでのデータについては、国保連合会から平成23年から紙ではなくデータで送られてきているという状況にもあります。電子化されたレセプトデータの分析を通して、特定健診あるいは特定保健指導、こういうものを全加入者という広いターゲットの中から、例えば過去の検診の受診歴とか、あるいは治療の未の受診とか、あるいは治療中断とか、可能性になる人の把握とか、あるいは全体的に疾病構造といいますか、そういうものから生活習慣病に対してどういふような状況にあるのかということで分析ができるという状況にもあります。それで、非常に効果的に効率的な保健事業になる可能性があるところのように言われております。

それで、本市においてもこの電子レセプトのデータベースを使って市民の健康づくりとそう

いうものに役立ててはいかなものか考えをお伺いいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このレセプトを活用した健康づくりということではありますが、現在保健事業を展開するに当たって、一部レセプトや統計資料などを活用してさまざまな健康課題の把握というものに努めているところでございます。平成25年の6月に日本再興戦略と名づけられた成長戦略が閣議決定されたのは、御案内のとおりであります。

その中で、今後全ての健康組合に対しレセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のためのデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされております。こうしたことから、レセプトデータを活用した健康事業の推進というものがさらに今後加速していくというふうに考えているところでございます。

寒河江市におきましても、KDBと言われる国保データベースが利用可能な環境にございますので、積極的にこのレセプトデータを活用して生活習慣病等の発症、それから重症化予防の取り組み、また広く市民の健康づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 今、市長からもありましたけれども、KDB、国保関係のシステムということで、平成26年からたしか導入されているのではないかなと思いますけれども、これには3つありまして、例えば国保加入者の医者にかかったときの状況のレセプトと、それから介護における医療の場合のレセプトと、それから特定健診などの情報データ、これがたしか入っていると思うんですね。

ですから、この情報を得ることによって、当然特定健診などはもう要するに受診率が低いと

思いますけれども、国保加入者が医者にかかった情報、これは非常に大きな情報があると思いますので、その辺を含めて分析をして、把握をして、それで寒河江市の市民の方々はこのふうな今の状況にあるんだということで、当然それが先ほどの健康計画にも反映されるし、そうなりますとこの部分に対してどういうふうな手当てをしたらいいのかということもわかってくるわけでありまして、その辺のレセプトを活用したデータを分析することによって、より市民の健康が進むのではないかなと思っております。

それで、今ところは全体といいますか、要するに疾病構造といいますか、全体的なものということになってくるわけでありましてけれども、将来に向けては個人的にもできるという話を聞いておりますけれども、その辺は将来に向けて例えば個々の面、個人的な面でデータ分析ができて、個人的に指導ができる体制になった場合について、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これからもそのレセプトデータの活用というものを進めていくわけでありましてけれども、御質問の個人への対応ということについては、今進めております取り組みを一層充実させながら、今後その体制づくりなども必要でありましようから、そういう体制の整備もあわせながら検討を進めていくということになるのではないかとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、ぜひ全体的な疾病構造もそうなんですけれども、やっぱり個人の要するに履歴といいますか、そういうものに対して個人的に指導されることによって、より健康状態が上がるという可能性もありますので、その辺についても今後このレセプトを活用した健康づくりのために取り組んでいただきたいなとい

うことを要望させていただきたいと思っております。

それから、次に4番目でありましてけれども、がん検診の受診率の向上ということでお伺いをしたいと思います。

私のほうからは、具体的ながん検診の受診率の向上のための取り組みということで提案をしたいと思いますけれども、これは胃がん検診における早期発見・早期治療のための胃がんのリスクABC検診の導入ということについてお伺いをしたいと思います。

現在、胃がんではがん全体の大体17から18%の人が毎年亡くなっております。それで、最近になってその胃がんの原因の95%はピロリ菌によるものだということが判明しました。つまり、胃がんとはピロリ菌の感染が原因で起こることになっているようであります。

それで、胃がんのリスク検診の検査方法でありますけれども、採血による血液検査方法でありまして、胃がんそのものを診断するのではなくて、胃がんになりやすいかどうかを診断して、そして胃がんの発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌やそれから定期的な精密検査を進めるのがこの検査の狙いなんですよね。

それで、この菌の感染は生まれてから大体10歳ぐらいまでに感染をして、現在の感染率は10代で約10%だそうです。50代で50%、60代では80%の人が感染するとこのように言われております。

それで、この検査方法を見ますと、従来ですとバリウムを飲んでレントゲン検査をしているわけでありましてけれども、それに比べまして一つは食事の制限がないということですね。わずかな血液をとるだけで診断が可能になると、そして早期がんの発見率が高いと、それから一つは検査が受けやすいと、そして複数の検診が可能だと、検査費用が安いとこのように特徴があります。

そして、この状況を見ますと、検査の結果、

胃の萎縮がなくピロリ菌にも感染していない人をAタイプというふうに分けまして、萎縮はないがピロリ菌の感染が判明した人をBタイプと。そして、萎縮があってピロリ菌にも感染している人、これをCタイプということで、ABCに分けている検査なんですね。それで、胃がんなどの発症についてはAタイプの方は発症率が低いと。Bタイプの方もピロリ菌の除菌で低くなると。要は、Cタイプ。要するに、Cタイプの方が非常に胃がんの発症の率が高いということで、このピロリ菌の除去や定期的な内視鏡検査を受けることによって、胃がんなどを多く減らすことができる可能性があるところのように言われているのが、この胃がんのリスクABC検査ということでもありますけれども、その辺は、胃がん対策といえますか、この一つの方法として胃がんリスクABC検診の導入についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 胃がん検診についての御質問ですが、現在胃がん検診については健康増進法による健康増進事業として位置づけられているわけでありまして。厚生労働省においては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を定めて、市町村による科学的根拠に基づくがん検診というものを推進しているということになっているわけでありまして。

この指針を受けて、寒河江市の胃がん検診については30歳以上の方を対象にして年1回、問診及び胃部エックス線検査を実施しているのは御案内のとおりであります。

御質問のいわゆるABC検診については、胃がんの原因であるピロリ菌の感染と胃粘膜の萎縮状況から胃がんのリスクを評価するということでもあります。したがって、検診でがんを見つけるということとはできない、あくまでもリスク判定ということで、ただいま御質問のとおりであります。そういったことのために、科学的根

拠に基づく胃のがん検診とは位置づけておらないというようなところでありまして、国においても研究を重ねている段階というふうに承知しているところであります。

そういった状況の中でありまして、市といたしましてもこのABC検診の導入については、国の動向などを十分踏まえながら、希望する方に対しては当面自己負担になりますけれども、オプション検診として導入を検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 このリスクのABC検査、当然、今市長からありましたけれども、国のほうでも研究課題になっているということで、しかしながら先ほど言ったようにこのリスク検査、非常に検査が受けやすいということと、それから費用が安価だということで、非常にこれ、先ほど市長からあったように選択ということでされた場合に、非常に希望者が多くなる検査ではないかなと思っております。

これは、ある70代の御老人の御意見なんですけれども、健康診断の際に胃の検査をした場合に、バリウムを飲んで機械の上に上がって回転するんですね。そうしますと、70代ぐらいになりますと、押さえてぐるぐる回りますから非常に大変だと。その御老人は、もう二度と健康診断には行かないと言われたということもありまして、非常に胃の検査のために健康診断そのものに行かないんでは大変だなということで、その御老人の奥さんのほうから話があったんですけれども、やっぱりそういう方にも中にはいらっしゃるのではないかなと思いますから、検査が受けやすい体制というものをつくっていく必要があるのかなと。

ですから、先ほど市長からあったように、選択制ということもありますけれども、将来に向けては、費用は要するに個人負担ですけれども、将来に向けては健康診断の中に入れていただい

て、このリスク検査を実施するように、早期にお願いしたいなとこのように思っているところです。

それから、次に5番目になりますけれども、健康都市宣言をすることについてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

第2次健康さがえ21の先ほど来、基本目標とかあるいは健康寿命の延伸ということでお話を申しあげさせてもらっておりますけれども、特に市長のほうでも毎年施政方針の中に、心と体の健康づくりというものを挙げながら、市民の一人一人の健康というものを推し進めておられます。それで、市民みずから健康でいられるように努力する、あるいは地域で互いにもって支え合うとか、あるいは行政とともに連携して支援をしてもらうとか、私は健康というのは自助、公助、共助という考え、これにつながっていくのではないかなと思っております。

そういう意味では、健康宣言をすることによって目標に向かって動き出すといえますか、当然市民の皆さん方も健康意識の高まりというものを持つと。また、市民、地域、行政、そしてまた民間が一体となって行動することによって、健康づくりというものに大きく可能性が出てくるのではないかなと思っております。

そういう意味で、その結果として健康寿命が延びていくということでもありますから、その健康都市宣言をすることによって健康づくりのビジョンというものを示すと、これが健康寿命を延ばす大きな私は要因ではないかなとこのように思いますので、その辺、健康都市宣言についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の健康に対する意識の高揚を図るという意味で、健康都市宣言を行うことについては、大変意義があることだなというふうに認識をしております。県内でも多くの自治体でその宣言をしているというふうにも聞いて

いるところでもあります。

先ほどから議員も申されておりますとおり、市民主体の健康づくりと。市民の皆さん、それから各団体、関係機関と連携した運動を展開していくということが大事だというふうにも思いますし、そういう意味で共通した理解が必要であるというふうにも思います。そういったことの機運が盛り上がった段階で宣言というの、名実ともに生きてくるのではないかなというふうにも思っているところでもあります。

そういう意味で、先ほどモデル地区の設定ということでの御質問にもお答えをしましたが、健康づくりの取り組みというものをさらに進めて、機運の醸成を図って、その上で健康都市の宣言ということについても今後検討していく取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 健康づくりについては、機運が高まったところということで市長から今、答弁がありましたけれども、この健康都市宣言とともに私のほうでもう1点提案したいのは、健康の日の制定です。

これは、当然日常生活の中で毎日毎日健康に心がけて過ごす、これは大事なところでもあります。ですから、自分の健康は自分で守るといった基本的な一人一人の確認が大事なのではないのかなと。それと、そのような取り組みの中で自分の体調をチェックしながら、健康状態によって一層の注意を払っていくということで、運動とか栄養とか休養とかそんなものに心を配りながら市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るということで、私は健康の日の制定、これはしていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたが、やはり市民一人一人が健康に対する

意識をさらに強く持って、みずからの健康はみずからが守るという取り組みを進めていただくということは大変これからも重要になってくるというふうにも認識をしているところでもあります。そういう意味で、健康の都市宣言、あわせて健康の日の制定ということについて、我々も時期を失しないよう取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 都市宣言をするというのは非常に大事なところで、たしか市制施行60周年のときに子育て宣言をしたということでありました。ですから、この宣言をする、先ほど市長からありましたけれども時期といいますか、そういうものを見ながら宣言されたという話をされておられますけれども、まさか10年後の70周年にするのではないかなという思いがありますけれども、それでは遅いのではないかなと思います。その辺、時期を見る、要するにどういふような時期を考えていらっしゃるのか。今の時点でなかなか難しいと思いますけれども、まさか10年後ではないかと思えますけれども、その辺を含めながら、私は早期に都市宣言と健康の日を制定して、先ほど市長からあったように市民サイドのほうで自分自身の健康は自分で守ることね。その辺のところを明確にやっぱり訴えるという、その辺のところでの健康宣言、健康の日の制定がまさに大事なかなと思えますので、その辺を含めて市長の考えをお聞きして、私の最後の質問とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さがえっこすくすく宣言を市制施行60周年に合わせてさせていただきましたが、これは60周年だからそういう宣言をしたということではないのでありまして、そういう時期が、いろんな子育て支援の取り組みを進めてきた中でそういう機運が高まってきたのではないかと、ということで去年はさせていただいたということ

でありますから、御質問の健康の宣言、それから健康の日の制定などについても10年後ということではなくて、機運が醸成していった時点で検討をしていくということになるかというふうに思います。

## 新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号28番、29番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 本定例会の一般質問12人のうち、いよいよ最後の質問となりました。大変お疲れだとは思いますが、もうしばしの間御辛抱いただきたいとお願いをしておきます。

なお、私ごとになりますが、平成7年に初めてこの議場に送っていただいて5期20年、皆様方のお支えによりまして務めさせていただきました。この20年という一つの節目をもって、この春の市議会議員の選挙には立候補せずに勇退することを決意したところであります。これまでお支えいただいた多くの市民の皆様方、そして同僚議員の皆様方、執行部の皆様方に心から感謝を申しあげる次第でございます。本当にありがとうございました。

これまで20年の間、いろいろと問題を、課題を提起させていただきながら、またあるときには提言、提案を申しあげさせていただきました。ちょうどこの3月定例会の冒頭に市長の施政方針演説があったわけですが、その中にNHKのど自慢がことし収録されるところということでありました。私の今回の質問には一切関係ございませんけれども、このNHKの放送媒体というのは非常に効果のあるものだということをお大分前からいろんな場所で提言を申しあげてきた記憶がございます。特に、観光協会の総会などでは、もう毎年のようにこの問題を取り上げて、いわゆる視聴率の高いこれを持っていくことによって全国に寒河江のまちをPRでき

るんだということを何回も申しあげてきた経過がございます。それがようやくここにきて実現されるということは、提案を申しあげてきた者にとっては大変うれしく思っているところでございます。5月の末に行われるというようなお話でございますけれども、この成功を祈りたいと思います。

早速質問に入らせていただきますが、今回の質問はまず通告28番、防災行政無線の有効活用についてということを通告しております。この表現の中に、「有効」という2文字を入れたところが今回の私の質問のポイントでありますので、その辺を御理解の上、御答弁を願いたいと思います。

この防災行政無線につきましても、平成24年の12月議会で私が一般質問で取り上げさせていただきました。その当時は、御案内のように東日本大震災を受けて、その後の国県の対応としてさまざまな制度を準備しながらこの推進に向けて取り組んでおられた時代でありました。その当時、私も御質問させていただいた中で、市長のほうからは寒河江市の場合、約2億7,000万円の事業費が見込まれるとこういう御答弁をいただいたところでありましたけれども、そのとき私が申しあげたのは、いわゆる国県のほうで用意しておりますところの例えば緊急防災・減災事業債、こういったものを活用すれば、当時の私の計算では事業費の約23%でもってこれは整備されるんだというような数字的なものなども申しあげながら、市長にこの整備について訴えてきたところでございました。

そんなことで、昨年12月、約2年間をもってこの防災行政無線が運用を開始されたわけでありまして、まだ運用から3カ月という非常に短い時間でありまして、今ここで見直しあるいはその検証をするというには多少時間的には短いのかなと、無理なのかなというふうには私も理解しておりますけれども、これまでマニ

ュアルによって説明された、町会に説明された内容あるいは議会に示された内容などをもとに、緊急に改善すべき点は改善すべきでないかということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、約3カ月でありますけれども、運用を開始されて、この間の利用実態といいますか状況、それからもし市民からの御意見や何か反応がありましたら、それらについてまず伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員におかれましては、先ほどお話がありましたが、今期をもって御勇退されるということでもあります。5期20年、その間、第28代議長、そして副議長等の要職を歴任され、また地域の発展のため、そして市政発展のために大変な御尽力をいただいたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいというふうに思っております。ぜひ、今後も健康にも十分御留意をいただき、さらに御活躍、そしてまた我々のために御指導、御鞭撻のほどを心からお願いを申しあげる次第であります。

さて、防災行政無線の有効利用ということで御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

この防災行政無線、災害時における情報伝達機能の強化を目的として緊急情報、それから災害情報などを迅速に伝達するため、昨年12月20日から運用を開始させていただきました。

これまでの利用状況についてでありますけれども、1つには、毎日放送しておりますけれども、防災行政無線の作動状況の点検も含めて毎日夕方5時にミュージックチャイムを定時放送しているところでございます。また、毎月1日と15日の午前7時に防火意識の向上のためにハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局からサイレン吹鳴を、サイレンを鳴らしているということでもあります。

緊急あるいは臨時放送については、この冬、大変大雪でありましたので、車庫の倒壊が連続して発生した際に建物の安全管理と雪による事故防止を呼びかける放送もさせていただいたところでもあります。

地域での放送ということでは、田代地区において道路法面からの雪崩が発生したときに注意喚起の放送を行っております。また、防災行政無線の運用開始前になりますけれども、雲河原、それから上河原地区の防災訓練において試験を兼ねながら放送を行っているということでもあります。

これからも市民の安全・安心を守るため、適切に運用をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

それから、市民の皆さんから運用開始をしての御意見ということでもあります。市民の皆さんからは、毎日のミュージックチャイムの音が大きいので音量を小さくできないか、あるいは家の中にいると聞き取れない、また音が重なって聞こえるために聞きにくい、聞きづらいというような意見も寄せられております。また、逆に定時のミュージックチャイムであります。午後5時に鳴らしておりますので、外にいるときには時間がわかってよいなどという御意見も寄せられているところでもあります。

この防災行政無線、御案内のとおり住んでいる地域の地理的条件やまた気象条件、建物の状況などによっては聞き取りにくい場所もあるというふうにも思っているところでもあります。我々としては、そうした声が寄せられた場合、その地区においては速やかに音響状態の調査を行わせていただいて、改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 3月という非常に短い時間ではありますけれども、今市長から御答弁いただきましたように、音がうるさいのではないかと

うことなどは運用する前から一応懸念されておった内容でもあるわけですが、あるいは窓を閉めていると聞こえない、これは両面があってどちらをとるかというものが、これは非常に大事な部分だとは思いますが、いわゆる定時放送の場合は、ある程度これはボリュームを下げて、チャイムや時報なんかはそれほど支障はないのかなと思っておりますけれども、緊急の場合にはこれはもう最高にボリュームを上げて、これをうるさいというんであればもうどうしようもないわけですから、そういった使い方はできると思いますので、今答弁にもありましたようにそれぞれの実態を直接把握しながら、改善すべき点は改善していただきたいということを申しあげておきます。

大きくこの放送内容を見ますというと、3つに分けられるわけなんです。先ほどもありましたように、1つには定時、定期放送ということで、夕方の夏分には5時ですか、今の冬期が5時ですね。夏期になりますと6時でメロディーを流すという、これは時報を兼ねているわけで、これは非常に好評だというようなお話がありました。それから、2つ目がいわゆる緊急臨時放送、それから3つ目が地域による放送ですね。

この3つに大別されるわけでもありますけれども、まずこの定時放送に関して先ほどありました夕方、今流しているものと同時に、例えばこのマニュアルにありますように、いろいろ書いてあります。無線システムの点検を兼ねて今はやっているということなんです。この定時放送に関しては今申しあげたように、状況に応じてこれを改善していただきたいということで、これはそれ以上、私のほうでとやかく申しあげるものはございません。

2番目のいわゆる緊急臨時放送、これについて多少問題点を、問題点といいますか、これまで運用が開始されて、先ほども申しあげました

ようにこのマニュアルで、これでもって町会長にも説明がありました。それから我々議会にも説明がありました。それで、さまざまな場所でどういうふうな使い方をするんだ、夕方の時報だけなのかといった単純な質問などもありまして、この運用についていろいろ説明している状況なんですけれども、例えばこの緊急臨時放送で災害関係ではいわゆる避難勧告とか、あるいは避難指示、あるいは断水関係などそういったものを情報伝達する一つの目的を持っているわけですね。

その②、市長、これ、マニュアルをお持ちなのかどうかなんです、消防関係というところで火災が発生した場合、ハートフルセンターと駅前2カ所の拡声器からサイレン吹鳴をして、それを拡声を使って火災の発生を知らせるとこういうことなんです。それは、これまでは消防署のサイレンを使っておったわけなんですけれども、それをなくして、今度はこの防災行政無線を使って火災の告知をするということは、非常にまちの中、かなりの広範にわたって聞こえるわけですからすばらしいものだというふうに思います。

ただ、その後が問題なんです。サイレンで火災発生しましたよということは知らせる。ところが、場所がどこなのかというのはわからないんですよ、場所が。これまでも消防署のサイレンが鳴っても、それを聞いた人ははてどこなんだらうということで電話を消防署にするんですね、問い合わせの。なかなか消防署の電話が繋がらない。もう殺到してですね。そういう実態がこれまであったわけです。したがって、私はこの2カ所のサイレンでもって火災の発生を告知したならば、このスピーカーを使って場所がどこなのか、これをぜひ知らせていただきたい。これは、多くの市民から多くの意見がございまして、そういった要望がございまして。

なぜならば、これまでも、昔は2回サイレン

が鳴ると、これは旧市内じゃなくてちょっと遠くのほうだ、3回鳴ると旧市内だという認識でおったんですよ。今もそういうふうに思っている人がかなりおります。しかし、これは大分前の話で、現在は火災が発生すればもう全て3回サイレンを吹鳴する、こういうふうに変っているんだそうです。これは、私も初めて最近知ったことなんですけれども、まずそれはそれでいいんです。ただ、場所がどこなのか、消防署に連絡しても「六供町1丁目の新宮征一宅で今、火災発生しております」、こういうふうには言わないんですね。消防署のほうのこのコールも。「六供町公民館付近で火災発生、消防隊が出動中です」とこういうコールが入ってくるんです。これは、私なりに解釈していることなんですけれども、個人情報保護の問題などあって、固有名詞を出して知らせるといのはちょっと問題があるからその何々付近という表現をしているのかなと思いますけれども、例えばどこかのまちの中の店で買い物をしておって、サイレンが鳴った、さあ火事だ、さてうちを留守にしてきた、ガス消してきたんだらうか、非常に不安がるんですね、市民は。そのために、場所はどこか特定まではできないにしても、今消防署でやっているようなある程度の場所を特定した周知、これをぜひお願いしたいと思いますが、御見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員から御指摘のとおり、火災が発生したときには消防本部からの火災信号を受けて、自動的にハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局よりサイレン吹鳴によりお知らせするシステムになっております。また、火災発生地域では地元の消防団がサイレン吹鳴を行い、火災発生をお知らせしているという状況であります。

ハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局から発生場所をお知らせするように放送で

きないのかということですが、先ほど申しましたけれども、現在の防災行政無線には自動的に火災発生場所を放送する機能というのはありませんので、場所を放送するということになると市役所の指令局から手動でということですか、人手で放送を行うということになっていくんだろうというふうに思います。そういう意味で、24時間ということになると果たして可能かどうかということもありますし、そのほかにどのような方法が可能かどうかなどについて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 現在のこのマニュアルからいけば、今市長から答弁あったとおりでというふうに思います。ただ、発生した場合も自動的に2カ所のスピーカーからサイレンが吹鳴されるというのは、これはわかるんですね。しかし、市役所から例えば、先ほどもありましたけれども、先月の雪の多い時期に、いわゆる雪害対策に対して喚起を促す放送をされましたよね。ああいったことで、何でできないのかなと非常に私はその辺が疑問なんですよ。

今、市長から検討してみたいという答弁でありますので、これはすぐやれとかそういうようなことではないんですけれども、まずマニュアルどおりにやるということはもうごく当たり前のことなんですけれども、まだ3カ月でマニュアルの検証あるいはその見直しをどうのこうの申しあげるつもりは全くありませんけれども、やっぱりそういったものというのは非常に市民が一番知りたいところなんですよ。だったら逆に、これは極論になりますけれども、だったら火災発生したことも知らせなくてもいいんじゃないかと。逆の理屈でいくとそうなるんですよ。火災発生したということだけ知らせておいて、そしてどこだか教ええない。これはちょっとせつかくの……。

したがって、防災行政無線という性格からいけば、さまざまな角度から問題はあると思うんですけれども、これね、マニュアルを見直して、今後はある程度の期間、半年あるいは1年経過したときには、このマニュアルの見直しもかけられるであろうというふうに思います。担当課でもそのような話をしておりましたけれども、いわゆる見直すまで、いわゆるこういった問題が現在出ているわけですので、中身的に。したがって、このマニュアルの中で緊急臨時放送の1から8までありますけれども、いわゆる最後のこの8番目のその他、市長が特に必要と認めたもの、この条項を活用すれば、これは十分対応できるのではないかなというふうな気がします。

これは、条例やなんかにはほとんどこういった柔軟性を持った対応ができるように、今のようなこの条項がほとんど最後のほうに入っているのが一般的にそうになっているんですけれども、これらを活用すれば、今市民から「いや、何で場所を教えられないんだ」と非常に疑問の声が我々に聞こえてくるんですね。したがって、そういった内容もこのマニュアルによってやっているというのは、このマニュアルをつくる段階で例えば先進地のマニュアルを一つのたたき台にして、あるいはさまざまな角度から検討をして寒河江市に合ったマニュアルをつくられたとは思いうんですけれども、このマニュアルをつくるに当たってどういった経過をたどってこのマニュアルが作成されたのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この防災行政無線、機械でありますから整備をすればでき上がるということになるわけですね。問題はその運用をどういうふうにしていくのか、どういうふうに利活用するのかということが事前の段階でも大変我々としても整備後の利活用をどうしていくのかという

ことに意を用いてきたつもりであります。そういった中で、防災行政無線設置に向けた町会の皆さんへの説明会の中で、放送の音が大きくなるさいのではないかと、どういった放送を行うのか、緊急性のないものは放送しないしてほしいなどという、説明会の中でそういう御意見もありましたから、我々としてはこれらの意見を集約、調整するために、町会の代表の方、それから自主防災会の代表の方から成る検討会議を開催して、防災行政無線の放送の利活用について検討を行っていただきました。

その検討会議の中でまとまったのが、1つは緊急性のないものは余り放送を行ってほしいということで、災害関係とか消防関係、気象情報、公害情報、それから有害鳥獣情報、それから行方不明者情報などの緊急情報、そして全国火災予防週間に関する情報などに限定して放送をしていくべきだというのが検討会議の内容で、まとまったところでもありますので、そういった検討結果に基づいて運用マニュアルというものを作成し、現在それに基づいて放送を行っているというのが実態でございます。

それは、整備前の段階での検討結果でありますから、御指摘のとおり3カ月近く運用しているところでもありますので、実際に運用してみると当初予想した状況とも違った状況も見られますので、御指摘の点などもありますので、新年度早々にでも改めて検討会議というものを開催させていただいて、改めてその放送内容についてさらに検討をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ありがとうございます。

そういうふうな方向で前向きに検討していただくということでありますけれども、先ほどこれはこの検討会議ですね。これなんか町会長の代表とか、あるいは防災関係の代表などよっての検討会議で意見を聞いた上でこれをつく

られたということでありましてけれども、これができるようになって町会長に説明の終わった後、議会にも説明があったんですね。私は、これは逆だと思っておりますよ。逆だと思っておりますよ。我々議会の代表、例えば総務委員長とかそういったものがこの会議には入っていないんですね。その検討会議には。我々議員も、これは市民の代表なんです。完璧な市民の代表なんです。したがって、議会の意向というのはどうなのか、こういったものをぜひ聞いてほしかったというのが私の今の気持ちです。それは、今さら申しあげてもどうにもなりませんので、今後の検証に当たっては、ぜひ議会のほうからの代表なども入れていただいて、多くの市民の声を反映させて、見直しをかけていただきたい、検討をしていただきたいということを強く申しあげておきます。

それと、もう1点なんですが、先ほど市長から今の答弁でもありましたように、これは当然定時放送、普通の、通常の放送はやっぱり余り頻繁にやらなくても私はいいと思っております。やっぱり緊急性を持ったものだけはかなりのインパクトをもって放送をしていただきたいということを申しあげておきますが、これも例えば寒河江市の主催でのさまざまな行事、イベントなどですね。こういったものは、できないんでしょうかね。これは緊急ではないわけですけども、臨時という言葉を用いるれば、これはあってもいいのかなというような気がするんです。なぜかという、例えばさがえちえり〜マルシェですか、これなんかは前もってこういった市報で告知するんですね。しかし、忘れておりますよ。ほとんどとは言いませんけれども、かなりの確率で忘れている人が多いんですね。当日の朝になって、花火が上がった。よく寒河江は花火が好きだと言われますけれども、当日の朝になって花火が上がった。はて、今の花火、何だろう。全くわからない。こういったものも市民に対して知らせることによって、いわゆるその

イベントそのものも盛り上がり、それがいわゆるまちの活性化にもつながるだろうというように私は思っているところです。

それから、ちょっと防災意識のほうでも申しあげたかったんですが、いわゆる先ほどやった春季・秋季における全国火災予防に関する放送とかそういったものは、一般的なものはありますけれども、寒河江市独自で例えば1月、正月明けの消防出初め式、それから4月の末に行われます春季消防演習、これなどはいわゆる中央通りに交通規制がかかって通行どめなどもなされるわけですから、これなども当然市民に知らせていただければ、ああ行ってみたかった。ましてや今消防団が非常に少なくて困っているという状況なども聞いておりますけれども、いわゆるそういったもので消防団はこういう活動をしているんだというものを市民にお知らせすることもある意味では防災意識の喚起になるのではないかなと思いますけれども、その辺に関してちょっと市長の御見解を承っておきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件に関しては、現在の運用のマニュアルというのは、先ほど申しあげましたけれども、事前の検討会議の中でいろいろ御議論をいただいて、まとめていただいた内容をもとにして現在そのマニュアルで運用をしているという状況であります。

御指摘の出初め式でありますとか春季消防演習、さらにはいろいろなイベントなどの情報について、できれば防災行政無線を活用して広報できないのかということでもありますけれども、これも先ほど御答弁申しあげましたけれども、実際の運用実績、あるいは3カ月経過をしての状況を見た上で、新年度早々にでもさらにまた検討会議を開催させていただきますので、そういった中で議員御指摘の御提案なども十分議論して検討していただくということになるという

ふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 新年度早々ということはもう間もなくですので、それに期待をしたいというふうに思います。

ただ、これ地域の放送で町会長の範疇で、地域全体の行事等の連絡は町会長の判断でもってできるということになっているんですね。これは、地域のものですよ。であれば、寒河江市の行事であれば、これは市長の権限でもって、先ほど申しあげました市長が特別必要と認めたもの、この現在のマニュアルでもこの条項を適用すれば即座に私は解決するんだろうというふうに思いますので、その辺を十分検討していただきたいということを申しあげておきます

次に、通告29番、公営駐車場の運営について申しあげます。

このことについても、昨年の3月議会で私が一般質問で質問をさせていただきました。25年の11月から有料化になったわけですがけれども、昨年のちょうど1年前の3月議会でこの質問になったところなんですけれども、そのときのやっぱり状況について説明を求めましたところ、市長からは非常に長時間の駐車もなくなったし、非常にスムーズに所期の目的に沿った利用がなされていると。それから、市民からも苦情やトラブルなども全くないと、非常に良好な状況であるということを答弁いただいております。

それは、当然その時点での答弁でありましたけれども、これは3月2日の同僚國井議員の質問とも多少重複する部分がありますけれども、そのときの御答弁の中にはいわゆる財政的な、財政的なといいますか、運営上のいわゆる採算的なものも市長のほうから伺っております。これは、非常に最終的にはわずか年間100万円程度の持ち出しで、収入と支出のバランスがとれた中でやられていると。これはやっぱり目的に沿った一つの運営がなされているということで、

わずか100万円の年間持ち出しというのは、もうごく当たり前だと、非常に良好な運営がなされているなというように感じたところでありました。

そのときに、これは重複しますので、2日にお聞きしていますので重ねて答弁は求めなくてもいいのかなと思いますけれども、いわゆる時間帯によってどのような利用状況になっているか、その辺を含めて御答弁をいただきたい。よろしくをお願いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前と本町駐車場の利用状況については、國井議員の御質問にもお答えをいたしましたのでその点は割愛させていただきますが、時間帯による利用状況ということでお答えをしたいと思います。

駅前駐車場については、1日平均95台ということであります。日中の利用は、朝8時から夕方5時までは平均10台が駐車している状況であります。夕方6時ごろからの利用が多くて、特に午後8時から午後10時までの時間帯の利用は平均30台を超えている状況であります。また、駐車時間も1時間以内が全体の41.6%、次に多いのが3時間以内というのが18.0%、2時間以内が14.6%と続いておまして、3時間を超える有料の駐車も25.8%となっております。駅前の駐車場であります。

それから、本町駐車場については1日平均、前回もお答えしましたが、875台であります。午前10時から午後8時までの時間帯の利用が多く、特に午前11時と午後2時から4時までの間は75台を超える台数が駐車しているという状況であります。また、夕方から、6時ぐらいから午後9時ぐらいまでの間は、平均で60台駐車しております。夜間についても10台程度の利用があるということになります。駐車時間は、1時間以内が全体の70.5%です。1時間以内が、2時間までが14.0%、3時間までが12.8%となっ

ております。ほとんどが、無料の3時間以内の利用というふうになっているところでもあります。

ちなみに、曜日別にも見てみますと、駅前駐車場は金曜日と土曜日、祝日の前日の利用が多いという状況になっております。本町駐車場は、フローラの休館日を除いて曜日による特徴的な傾向は見られないという状況になっています。以上であります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大変、ある意味では所期の目的に沿って利用されているという状況を伺いました。

今回、私はこの本町駐車場はほとんどが買い物のお客さんが利用する、もちろん駅前もそうだと思うんですが、これまでの形態を見ますと、単なる商店街での買い物だけでない利用もあつたように見えます。そこで、今回は駅前駐車場とそれから駅前のポケットパークですね、これちょっと訂正させていただきますが、通告のほうではポケットパークということで(4)で表現しておりましたけれども、これは正式にはポケット駐車場ということになりますので、ここでまず訂正をさせていただきます。

この駅前駐車場に関しては、今言ったように良好な利用状況でありますけれども、駅前の駐車場は全体で60台ですか、所有できる台数は。ああ、61台ですね。これで、今の数字を見ますというと、日中は平均で10台、夜間は8時以降は平均で30台ということになりますので、必ずしも平均値をもってとやかく言える問題ではないと思います。ただし、平均値で見ますと、いわゆる駅前の場合50%、平均で見ますとですよ。こういう数字を見ますと、多少の余裕はあるのかなという感じもしないでもありません。

というのは、昨年11月に私ども建設経済常任委員会と駅前まちづくり推進委員会との意見交換会、懇談会がありました。そのときに、そのまちづくり推進委員会のほうから出てきた御意

見も踏まえて今申しあげるんですが、いわゆる駅前駐車場は日中見ると非常にあいている。さっきの数字にもありましたように、平均で10台ということでもありますので、あるいは多いときには20台や30台もあるんだらうと思いますが、二、三台きりとまっていなくて、私なんかは余り夜は出て歩きませんので、昼間を見ますという非常にスペースがあいている。こういうふうなのが目についておったところに、その駅前のまちづくり推進委員会の皆さんのほうからも、一部のスペースを有料の契約をして、そして使わせてもらうことができないのかという御意見などもありましたんですが、確かに目的というところから判断した場合にはいかがなものかなとは思いますが、その辺に関して市長の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前の駐車場については、先ほど新宮議員からもお話にありましたけれども、機械管理を導入させていただいてからは、目的外利用と思われるような長時間の駐車が見られなくなったというふうに思っております。日中は、平均して10台程度の駐車ということで、あきも多いという状況になっているところであります。

しかしながら、先ほども御答弁申しあげましたが、夕方からの利用が多いということであります。これは、ここ3カ月の金曜、土曜の夕方から夜間にかけて3カ月間を見ますと、26日間あるんでありますが、26日間のうち22日間で満車が発生しているという状況であります。ずっと満車というわけではありませんが、満車が発生している状況であります。

こうしたことから、駐車場の本来の目的から見ますと、またこの満車が26日間のうち22日間も発生している状況から見ますと、御提案の一部を月決めの駐車場に契約で、専用でお貸しす

るということは、大変難しいのではないかと、うふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 状況からいって難しいだろうと。私もそういうふうなことかなと。本当に、あいている時間帯というのはあいているんだけど、もうフルタイムでいった場合には満車の時間がかなりあるという状況の今の説明でありましたので、これは厳しいのかなという感じはしております。ただいまの件に関しては、了解しました。理解できます。

次に、駅前広場についてちょっと申しあげておきたいんですが、申しあげておきたいというよりもお伺いしたいわけなんですが、これも昨年3月の私の一般質問に対する答弁の中で、いわゆるあそこの広場には、あそこは25台でしたかな。たしか収容できるスペースというのは、ところが、あそこの広場には融雪するためのいわゆる地下埋設部分があって、その改修あるいは周りに柵をつくるその工事のために、かなりの多額の費用がかかるんだと。したがって、昨年の時点ではなかなか厳しい。したがって、ただそのときも再検討したいという御答弁をいただいております。

また、駐車指導員の増強なども図って対応していきたいという御答弁でありましたけれども、いわゆる公営駐車場という性質からいって、ほかのところは有料で、3時間までは当然これは無料なわけですが、有料で、そして駅前の広場は、これもちょっと状況を見ますと、何台かは朝行ってみても屋根に雪をかぶったままですね。かなりの長時間、長いものはもう2日間もあそこに、これはJRを利用される方だとは思いますが、そういうような状況も見られるんですね。

したがって、公平性、公正性という角度からいった場合には、先ほど申しあげましたように、昨年の御答弁ではいわゆる費用対効果という観

点からなかなか厳しいという御答弁をいただいたんですけれども、これは公正・公平性を保つためには、費用対効果だけから、その角度からだけ考えるということは、私はいささか平等性に欠けるのではないかなという気がします。

たとえ多少の、どのぐらい費用がかかるのかちょっと、1,000万円……。去年ちょっと聞いた話ですが、一千二、三百万円かかろうかなという話もありましたけれども、いわゆる公平性、特定の人が使っているというのは公平性から欠けるわけですね。したがって、多少の、一千二、三百万円の経費がかかるにしても、永久的に将来を見通して見た場合には、市民に対する、市民の税金を公平に使うとそういう角度からいった場合には、当然これは多少の経費をかけても私は有料にすべきだということふうに思いますけれども、市長の御見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この駅前広場の駐車場についてでありますけれども、ここの駐車場についても駅前駐車場、それから本町駐車場とあわせて機械管理についても検討させていただいたのは、前回の御質問でもお答えしたかというふうに思いますが、その際にもお答え申しあげましたけれども、駅前広場については地下埋設の融雪装置がある。それを改修する必要がある。さらには、周囲に可動式の柵などの設置も必要だということで、全体で1,300万円程度の経費がかかるというような想定をしたところでありまして、25台の駐車スペースからすると、その費用対効果からすると、なかなかすぐには取り組めないということでお答えをしたところであります。改めて検討させていただくということで前回もお答えを申しあげましたが、今回本町駐車場、それから駅前駐車場の実施の状況、そしてその効果などもおおむねわかってまいりましたので、そういった実績も含めて、来年度の早い時期にこの駅前広場の駐車場管理のあり方、方策につ

いて検討して対策を講じていくということを考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今も再検討していただくという御答弁でありましたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、先ほども申しあげましたように、いわゆる費用対効果からいけば25台のスペースに1,300万円の費用をかけて機械化するというのは、果たしてどうかとこれは誰しも同じ考えなので、そこは私も十分理解できるんです。先ほども申しあげました、いわゆる平等、公平性という立場からいけば、これは行政の仕事なわけですから、採算を目的としてやるものではないわけですから、その辺も含めてぜひ御検討をいただきたいと思えます。

次に、最後になりますが、先ほどちょっと表現について訂正させていただきましたが、駅前第1ポケット駐車場、第2ポケット駐車場ですか、これも同じことを昨年も申しあげました。特に第1ポケット駐車場のほうは、ほとんどが固定した車がとまっているんですね。これは、もう何回、何十回と私、確認しています。正直言って、何台かはナンバーもわかります。ただし、この場でそれを申しあげるつもりは全くありません。しかし、全く固定された一部の人がそれを占有している状況なんですよ。であれば、これは当然市でつくっている駐車場なわけですから、ちょっと目的外の使用だというのは誰が見てもわかるんですね。であれば、要するに月契約あるいは年契約で、それこそ先ほど駅前駐車場に関してはやっぱり利用の状況からいって無理だというのはわかるんですが、このポケット駐車場に関してはぜひそうあるべきだ、契約駐車場にして少しでも収入を上げることも一つの方策ではないかなというふうに考えますので、これについての市長の御見解を承ります。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前のポケット駐車場、第1、第2につきましても、中心市街地の利用者の皆さんのための駐車場であるわけでありますので、商店街の皆さんとも連携をしながらでありますけれども、公平性の確保のためにも目的外の使用が生じないようにしていく必要があるというふうに思っているところであります。

月決めなどの契約の駐車場として活用できないかというそういう御提案でありますけれども、我々としては今後その使用状況など少し期間などを設けて調査をさせていただいて、駐車場の利活用については必要性なども含めて、どうしていくか検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 時間も迫ってまいりましたので、ただいまの件に関しましても市長のほうではまずいろいろ調査をしてみたいと、考えてみたいという御答弁でありましたので、これ以上くどくどと申しあげるつもりはございませんが、現実がいわゆる目的外駐車なんですね。当初の目的は、駅前に買い物に行った人が車をちょっととめて、ちょっと買い物をしてすぐそれる。ところが、入れられない状況なんですね。そういう利用ができないというのが、現実なんです。したがって、これはもうかなり前向きに検討していただきたいということを申しあげておきます。

最後になります。本当に私の最後の最後の質問でありまして、市長からもある意味では前向きな御答弁をいただきましたので、今後の再検討されるという部分に関して、大きな大きな期待を持ちながら質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

散 会 午後4時13分

平成27年3月6日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第4号 第1回定例会  
平成27年3月6日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第7号))
- 〃 2 議第2号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
- 〃 3 議第3号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 4 議第4号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第5号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第6号 平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 7 質疑
- 〃 8 予算特別委員会設置
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

といたします。

再開 午前9時30分

質疑

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第7号))から日程第6、議第6号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)までの6案件を一括議題

○鴨田俊廣議長 日程第7、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第7号))に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)に対する質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 それでは、2点御質問させていただきます。

まず1つは、第7款商工費の4観光費のところ当たるところだと思えますけれども、今回観光誘客推進事業ということで近県及び庄内地域からの誘客対策というなお話でございました。これまで観光対策をいろいろやってきたんですが、庄内地方のほうにも力を入れるというのは、今回私初めて見たように感じますので、なぜこのように庄内のほうからの誘客を強化しようと思ったのかというところが1点でございます。

そして、もう1点。第10款教育費の学校給食事業のところです。こちらの内容といたしましては、中学校給食で生徒たちが給食を通して地域の産業や農業について学習する機会を設定するというところでございました。私、12月の定例会の中でもぜひ子供さんに本物の味を知っていただいて、そして地域のよさを知っていただいて、どんどん地域の魅力を感じてほしいということを一一般質問で申しあげたので、非常にこれはいい取り組みだと思うのですが、なかなかただ給食を食べていただいただけではそこまでは難しいと思います。

今は、グルメは舌で味わうものではなくて、頭で味わう人が多いと言われておりますので、ぜひ中学生たちにどうやってその地元の、地域の産業や農業について学習する機会を設定するのかということ、2点についてお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 原田さくらんぼ観光課長。

○**原田真司さくらんぼ観光課長** それでは、御質問の観光キャンペーンの庄内地方での展開につきまして御説明させていただきます。

さくらんぼ観光を初めとします各種イベント等の広告宣伝につきましては、これまで隣県ということで宮城県、福島県について行ってきたところでございます。特に、宮城県につきましては国道48号を利用しての来客というようなことがありまして、そうしますとどうしても窓口、

入り口が、東根市、天童市が入り口になってしまうようなことがございます。

これまでの宮城県、福島県の広告宣伝につきましては、今後とも充実する予定でございますけれども、新たに庄内地方と新潟県を新たなターゲットということで考えたところでございます。これにつきましては、観光の状況あたりを加味しまして、非常に伸びしろのある地方であるというようなことで、庄内地方のほうから寒河江に訪れる際には、寒河江がまず入り口になるというようなこともございます。

27年度の事業としましては、当面イオンモール三川においてさくらんぼの種吹きとぼしキャンペーンのほうを実施して、PRに努めていきたいということで考えております。

○**鴨田俊廣議長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** 10款教育費3項中学校費2目学校保健費、学校給食事業について御質問をいただきましたので御説明いたします。

これは、中学校給食について寒河江産食材の使用を拡大することにより、生徒が地域で培われた食文化のよさや地域農業について理解をより深める食育の取り組みを推進するとともに、寒河江産農産物の地産地消の拡大にもつなげていくという趣旨で実施するものでございます。

具体的には、現在も毎月19日をさがえ食育の日として、例えば4月は「よくかんで食べよう」、5月は「カルシウムの働きについて」、6月は「食べ物の旬について」など、栄養教諭等が中心となって月ごとにテーマを決めて食育の推進を図っております。

この事業とも連動させるような形で、寒河江産の食材を多く使用した給食を提供するさがえ食育の日推進事業を実施しようとしているものでございます。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号平成26年度寒河江市介護保険

特別会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第4号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第5号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第6号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

○**鴨田俊廣議長** 日程第8、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

### 委員会付託

○**鴨田俊廣議長** 日程第9、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所

管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	承認第1号
厚生常任委員会	議第3号、議第4号、議第5号、議第6号
予算特別委員会	議第2号

散 会 午前9時38分

○**鴨田俊廣議長** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年3月9日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号 第1回定例会  
平成27年3月9日(月) 予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第2号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)  
" 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 3 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正  
予算(第7号))  
" 5 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 6 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第7 議第3号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
" 8 議第4号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
" 9 議第5号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
" 10 議第6号 平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)  
" 11 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 12 質疑・討論・採決

- 日程第13 議第7号 平成27年度寒河江市一般会計予算  
" 14 議第8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
" 15 議第9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
" 16 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
" 17 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 18 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 19 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 20 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 21 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 22 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 23 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算  
" 24 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について  
" 25 議第19号 寒河江市行政手続条例の一部改正について  
" 26 議第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第 2 7 議第 2 1 号 寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定  
について
- 〃 2 8 議第 2 2 号 寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 〃 2 9 議第 2 3 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 4 号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 2 5 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 6 号 寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定  
について
- 〃 3 3 議第 2 7 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 3 4 議第 2 8 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 3 5 議第 2 9 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援  
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の  
一部改正について
- 〃 3 6 議第 3 0 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について
- 〃 3 7 議第 3 1 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び  
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 8 議第 3 2 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 3 9 議第 3 3 号 土地の取得について
- 〃 4 0 議第 3 4 号 土地の処分について
- 〃 4 1 議第 3 5 号 市道路線の認定について
- 〃 4 2 議第 3 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 4 3 請願第 1 号 消費税増税の中止を求める請願
- 〃 4 4 質疑
- 〃 4 5 予算特別委員会設置
- 〃 4 6 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前9時55分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第1、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

#### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
予算特別委員長報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

- 國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）であります。

3月6日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第2号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告があり

ました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第2号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 鴨田俊廣議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

### 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第4、承認第1号専決処分承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

## 総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第5、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号））であります。

初めに、承認第1号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市街地で除雪すると、掃く際にもうしても雪を空き地や畑に押し出すようになる。ある人は畑にロープを張るなどの行為も見られるが、今回の補正には消雪の措置に対する経費はあるのか」の問いがあり、当局より「今回の専決に関しては除雪に関する経費ですので、その部分に関しては出ていないと理解しています」との答弁がありました。

委員より「事故が一番怖いので、中学生の登校、通学の除雪が同じ時間帯になる路線がないよう契約の仕方も今後気にしてもらいたい」との要望がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第6、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、承認であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

### 議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第7、議第3号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）から日程第10、議第6号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）までの4案件を一括議題といたします。

## 厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第11、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会にお

ける審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月6日、委員6名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第3号から議第6号までの4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第3号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護保険の補正の内容で、通所介護等の利用量がふえたということだが、第5期の事業計画と比べてどのくらい伸びているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「平成26年度の計画時の給付額になりますけれども、30億2,694万8,000円の計画をしておりますが、それに対しまして33億1,684万円となり、対計画比は109.6%となっております」との答弁がありました。

委員より「委託料の41万1,000円ですが、システム改修費に追加されているが、どんな理由で追加されているのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「介護保険のシステム改修ですが、前は介護保険の本体の改修でしたが、今回の改修は認定調査するときに使う調査票のマークシート読み込みに使うソフトが変更になるための改修費に41万1,000円必要になるということですので」との答弁がありました。

委員より「26年度に新たにデイサービスやショートサービスを提供する事業所は何カ所ぐらいふえたのか。また、やめた事業所はあるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「26年度にふえたのは1カ所ですが、25年度は5カ所ふえております。やめたところはありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「審査会の中止の理由と、寒河江市の認定申請状況を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「審査会の中止は1回です。中止になった理由につきましては、審査会は17件以上でないと開かれませんので17件以下であったということです。審査をする件数は総体的に多いのですが、波があるためにその回は中止になったと承知しております。また、寒河江市の認定申請状況については、25年度は2,148件であります」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査会を開催する基準というか、開催に係るルールについて教えていただきたい」との問いがあり、当局より「介護認定審査会のスケジュールにつきましては、前年度のうちに各市町から月ごとに何人が更新の申請に来るか、新規の申請がどれくらいあるのかを見込んで出してもらいます。それに基づいて審査会1回当たり25件とし開催回数が決まっていますが、寒河江市が一番多く毎週水木の月8回の審査会となります。予定見込みより件数がふえたときは他町の審査会に最大29件までふやしてもらい、合同で審査会を開催するなどいろいろな工夫をしながらスムーズに運営を図るようにしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成26年度寒河江市立病院事

業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「入院、外来とも患者数がピークと比べて半分以下に減っているが、一般病床、療養病床の利用率はどうなのか。またこれに対するの対策について伺いたい」との問いがあり、当局より「病棟の利用率につきましては1月の数字によりますと一般病床は62%、療養病床は73%となっております。また、患者減少の対策につきましては昨年10月に地域包括ケア病床を10床新設いたしました。最近満床になり3月から2床増床しております。さまざまな入院形態を模索しながら、患者数の増に向けて取り組んでいきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「療養病床が100%にならない理由に相部屋だから男女一緒にできないなどの理由があると聞いている。また、地域包括ケア病床が満床になり、増床したことなどその状況を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「療養病床が100%にならない理由としては、御指摘のあったとおりの理由や療養病床に入る方が認知症の方とかおしめをしている方もおり、相部屋だとさまざまな問題等が生じることもあることから、100%埋められないものであります。また、地域包括ケア病床を増床した理由につきましては10床が満床になりましたので、2床増床して様子を見るという段階です。ことし4月から河北病院で40床の地域包括ケア病床ができますので、その後市立病院の地域包括ケア病床の利用率がどうなるのか経過を見ながら考えているところです」との答弁がありました。

委員より「地域の方が寒河江市立病院で乳がんの手術を行いました。大変すばらしい手術をしていただいたと大変感謝をされた方がおられます。今後とも市立病院頑張ってくださいとの要望がありました」との意見がありまし

た。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第4号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）、議第5号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第6号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号から議第6号までの4案件は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第13、議第7号平成27年度

寒河江市一般会計予算から日程第43、請願第1号消費税増税の中止を求める請願までの31案件を一括議題といたします。

## 質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第44、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員** 議第18号についてお尋ねしたいと思います。

というのは、課制条例の一部を改正する条例の理由が、新第5次振興計画の具現化及び第6次振興計画の策定と推進を図るためというふうなことでありますけれども、先般本会議の中でも一般質問でも申しあげましたけれども、今の寒河江市の現状の課題と申しますか、中でどうも横断的な連携が不足しているのではないかと申すことを指摘させていただきました。今回の課制条例で課を分けたりにだけでは、この課題を克服できないのかなという思いもします。

したがって、この課制条例の変更、だめだというわけではありませんけれども、この間指摘しているそういう問題を克服するために課の変更はしても行政執行上どういふふうな部分について配慮をしようとしているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 奥山総務課長。

○**奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** それでは、課制を新しく、課を新しくつくったが、その調整というんですか、市の全体の調整をどうするのかということですが、基本的には政策企画課とまち未来創造課と2つに分割するわけですが、失礼しました、

さがえ未来創成課、2つに分割するわけですが、政策企画課につきましては寒河江市の司令塔的な役割を担っていただくような調整業務について頑張ってくださいといたしますか、充実していただくということで事務分担の中についても明記しますし、課をこういうふうにつくった趣旨もそういうところにあるということで御理解をお願いします。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 これまでも課の中でも企画調整機能を果たす係も存在しておったわけでありませけれども、その部分が仕組みを変えただけでどうなのかなという、私自身疑問もあります。したがって、そういう部署の業務が非常に多くなっているのだとすれば、課の改正前のそのポジションにいた職員の数と今回改正してその職員の数などが変更あるのかどうなのか。あるいは、具体的に連携をとるために名前は役割は分掌事項はあるにしても、どういうふうな部分に配慮して機能を発揮されるのかということをお尋ねをしたんです。その辺がありましたら教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 まず、今の政策推進課につきましては、この前も申しあげましたとおり企画部門と現場部門が両方あってかなり企画部門が充実していないということもありましたものですから、企画部門と現場部門を分けるような形で2つの課を分けたところでございます。

職員数につきましては、現状の政策推進課の人数よりはふえるかと思えます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 これは法改正に基づいてそれに

対応する改正なわけでありませけれども、この条例に基づく申し出というのは寒河江市で受け入れたことがあるのかどうかだけ教えていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 これまではなかったと聞いております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 この関係については、先般の一般質問の中でも内藤議員取り上げておったわけですし、前に教育委員会から議会の懇談会に説明もありました。

私自身、現在の教育委員会の責任の明確化をするためにという考え方については私も可とします。必要だというふうに思えます。ところが、教育委員会が形骸化しているという、これも今回改正する理由の一つだというふうに言われているわけでありませけれども、したがって機構するのを変えるだけでなく実質的に教育委員会のさまざまな協議も形骸化させない、中身のある運営をすることが極めて重要だと思うわけでありませけれども、それらについての考え方をまずお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、極めて重要だなというふうに思っていますのは、教育委員会の中立性、これを確保するということが歴史的に見ても極めて重要なポイントだと思います、私は。したがって、委員会審査に、これから委員会付託になって委員会審査に入るわけでありませけれども、その際、文科省通知などを尊重するということが懇談会の中でも市教委からは表明されているわけでありませけれども、正式な議会での議案の審査の際にこの点を確認をしていただきたいし、当局か

らも市教委からもきちっとその辺については見解を明らかにしていただきたい。

もちろん、これは条例でありますので、市当局として、この前は市教委からいろんな見解をお聞かせいただきました、懇談会の中では。きょうは議案として条例を審議するわけでありまして、委員会に際して当局から再度その辺についての考え方を具体的に言えば、文科省の通知をきちっと尊重するんだということを明らかにしていただきたい。委員会審査でも十分その辺を確認をしていただきたいということをお願いをしたりお尋ねをします。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 ただいま川越議員からは教育委員会としての形骸化、中立性に関することについての発言がありましたけれども、形骸化ということについては先ほど委員長がお答えした内容にも当然絡んでくるわけでありましてけれども、私たち寒河江市教育委員会としては形骸化をしているというふうな認識はないというところであります。

つまり、委員長の答弁にもありましたように、審議に当たっては事前に前もって委員の方にその議案については提示をしていただいてしっかり考えてきていただいて議論に参加していただく。それから懸案のいろんな事項については、委員会の中でも1回の審議でなくて継続的に審議をして最終的に委員の合意を得ながら結論を出す。また、大きな問題については、協議会の中で内容の理解も含めて議論しながら、最終的には教育委員会の会議の中で方針なりその決定をしていくことをやっているわけでありまして。

具体的に委員長の話になりましたけれども、教育指導の一般方針というのを毎年出しているわけでありましてけれども、これについても2回ないし3回の議論を経ながら最終的に決定している。

それから、この前9月に内藤議員からも質問がありましたけれども、学力テストの結果の公表につきましては、これまたお互いに意見を持っているわけでありまして、それを真剣に出し合いながら2回、3回の議論を経てああいう議会の答弁した内容に私たち教育委員会としては落ちついたというところであります。

それから、今回制度改正になる中で議事録の公開というものもあります。そういったことがあればあるほど、私たちはなお一層今よりも形骸化と言われぬような議論をしていかなければいけないのかなというふうに思っているところであります。

2点目の中立性につきましては、当然私たちが公平、中立性ということは安定性ということとは当然教育委員会として、していかなくてはならない教育の本質だと思っておりますので、法律の趣旨を踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回の法改正が、国で法律改正する中の理由に、教育委員会の審議が形骸化しているということとか、あるいは教育委員長と教育長という二本立てになっているために責任の明確化が求められたとかということが法改正の1つの要因になっているので、寒河江市がそうだという前にそのことを私は申しあげたんです。

したがって、そういうふうなことを踏まえてやっていただきたいということでもあります。

それから、中立性の部分ではもちろん不偏不党で新教育長はやっていくというのは、教育委員会はやっていくというのはもちろんです。しかし、今回は首長との絡まりも出てきますので、その辺は市当局としてもきちっと踏まえた上でやってほしいという趣旨があったので、先ほど当局も提案していたからということで市の執行部に対してもお尋ねをしたところです。見解があったらお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中立性ということについては、従来から教育委員会のほうではそういう視点は十分保ちながら進めてきたわけでありますので、そういうこれまでの教育委員会制度の趣旨を十分踏まえながら尊重していくということにしているところであります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 この改正で新たに地球温暖化対策協議会委員、防災対策専門員、自立相談支援員、認知症地域支援推進員、子ども・子育て支援専門員というのが新たに今回の改正の中で出てくるわけでありますけれども、それぞれ何人でどういう部署に配置をされどういう任務なのか教えていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 順次御説明させていただきます。

寒河江市地球温暖化対策協議会委員につきましては、一応要綱では10名以内ということになっております。所掌事務としましては省エネルギー活動の推進に関することの協議、また再生可能エネルギーの普及拡大に関する協議、低酸素型地域づくりの推進に関することについての協議を行うようになっているようでございます。

次に、防災対策推進員でございますが、これ

につきましては人数は1人でございます。これについては、昨今防災についてのさまざまな事故とか災害とか起きていますものですから、それについて現在危機管理室にいらっしゃる方を名称を変えて、そういうことで防災対策員ということで防災対策についてノウハウはかなりある方なので、その辺をもっと手伝っていただくということでございます。

この次が自立相談支援員につきましては、健康福祉課におきまして人員は1名でございます。職務につきましては、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれがある者の相談に応じたり、生活困難者からの同意のもと支援計画などを策定するような業務を行う方でございます。

認知症地域支援推進員でございますが、これも健康福祉課に置かれる方でございます。業務につきましては、認知症等に対する適切な支援の検討、また関係機関との連携調整などの業務に当たること、また認知症を支える社会資源の情報収集などに当たるような業務の方でございます。

子ども・子育て支援専門員につきましては、これも1名の方でございます。業務につきましては、子育て家庭の個別にニーズや家庭状況を把握し相談に応じるという業務に当たるようでございます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第26号寒河江市子どものための教

育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 市民浴場の条例に関する改正の件ですけれども、あさってで東日本大震災から4年目を迎えようとしております。そういった状況の中で我々もどうしても災害に対する意識が風化しつつある状況だとは思いますが、ちょうどこれは4月新年度から1年間延長しようというものであります。まだ、現段階では26年度の見込みという表現になるかと思っておりますけれども、26年度末で寒河江市に被災者が何世帯何人ぐらいおられるのか。そして25年度と26年度を比較した場合の変動などがどのようになっておられるのかまずお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 寒河江市に現在避難している方については約190名ほどおります。4月より大体25人ほど減少しているようでございます。

失礼しました。25年度につきましては399名ほどいらっしゃったようでございます。今年度3月5日現在ですと190名でございます。

25年度につきましては、399名ほどいらっしゃいました。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ということは399名から190名ですから、約200名減っているというように理解してよろしいんですか。

○鴨田俊廣議長 奥山課長。

○奥山健一総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 そのように理解してもらって結構です。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大分減っているという状況が今わかりましたけれども、本市としてもこういっ

た支援が少しでもお役に立てるのであればこれは今後も、条例としては1年ごとの改正で結構だと思いますが、ほとんどいなくなるまでずっとこういった支援の輪というものを寒河江市の一つの特徴ある市民浴場の利用料、これなんかはゼロになるまでぜひ続けていただきたいと思います。これについての御見解などありましたらお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今190名の方が寒河江市内に避難しておられるわけですが、震災発災時から寒河江市としていろんな形で御支援してきたところでありまして、その中の一環として市民浴場の開放ということで取り組んできたところでありまして。実際避難している方も大変その我々の取り組みに対して理解をいただいで大変喜んでいただいていることでもありますので、避難者がいらっしゃる限りそういう支援を続けてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 1つだけここで尋ねしておきたいと思っております。あと中身のなやつは委員会に付託なりますのでやりますけれども、というのは、理由が第6期介護保険事業計画における平成27年度から29年度までの保険料率の設定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うんだという理由になってはいますけれども、そこで介護保険、市が主体になっている制度でありますけれども、これはやはり継続しないということからすれば保険料何ぼだと負担できるのかという形の中で、そっちから計画策定されているのではないかという思いが私なんです。ところが、保険の制度そのものからすれば法に基づいてこうやるん

だと、実際そうなった場合にどれくらいかかるのかということを検討する過程の中で、そういう資料も出して審議をしてもらったのか。

もう制度を存続させるために山形県内の保険料これぐらい、寒河江市でもこれぐらいだと何とかなるんでないかいということで、そこからはじき出して全体の計画量を必要量を割り出してされているのか。この辺が本当に国のほうさも求めたりなんかをしていくためには法の精神に基づいて実際介護保険を市民に、もちろん事前に要求も要望もとるわけですから、ある程度、応えるためにした場合には寒河江市では総額これだけかかるんだということをはじき出してそのことも提起をしてみんなで判断するというのも必要なのではないかと、私思います。したがって、実際どういう形でやられたのかだけお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 介護保険料につきましては3カ年の介護サービス給付費の見込みを出します。いろんなサービスがありますけれども、その人数あとは回数を出しまして、それに単価を掛けまして3年間の総体の必要額を出します。そこから国県市の負担がありますので、それを差し引いた残りについて保険料で賄うという仕組みになりますので、そのようにして3カ年の平均ということで必要な額を出しまして基準額を出して、そこから段階別に割り振っていったという状況でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 私言ったのは、そういうやり方してたと思うのよ。してたと思うの。今までもやってきたし。しかし、アンケートとって3年間の総量がもっと必要。例えば、待機の問題だつてすればそういう施設だつて必要だつてなつてくればもっと金額うがいなんねかという思いがあるんです。したがって、その部分、実際、あとはいいです、委員会ですみますから。状況は

わかりました。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第33号土地の取得についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号土地の処分についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 議第34号土地の処分についてお尋ねをいたします。

処分後の土地の利活用計画について1つは事業内容と規模、2つ目は着工及び事業の完成をして事業展開をする開始の時期。3つ目が、新たな雇用という部分では、ただ異動するだけなのか、そうでなくて新たな雇用というのがどれくらい生まれるのか、民間活力の活用ということでやりますので。

それから、一般財団になっているわけであり  
ますけれども、私わからないから教えてほしい  
んですが、公益法人と一般財団に前から変わっ  
てきているんですけれども、課税内容などはど  
ういうふうに変更など出てくるのかどうか教え  
ていただきたいと思います。

- 鴨田俊廣議長 秋場商工振興課長。
- 秋場礼子商工振興課長 土地の処分についてで  
ございますけれども、このたび寒河江市西村山  
郡医師会に処分するというので仮契約を締結  
したところでございます。12月議会でも補正予  
算を上程した際に御説明しているとおりでござ  
いますけれども、今回資料を持ち合わせがない  
ので、今後の建物の面積等とかそのことにつ  
いては今お答えできないんですけれども、まだ今  
から基本計画、実施計画を策定してのことだと  
伺っておりますので、その後建設が始まりまし  
て30年までには新築移転をすると伺っている  
ところでございます。

新たな雇用についてなんですけれども、移転  
する際のさまざまな提案がございましたので、  
まずは今の業務を新築したところで行うとい  
うことはございますけれども、その他新たな提案  
に対しましての雇用も今後の課題となるかと思  
いますので、その辺の具体的な数字としては伺  
っていないところであります。以上です。

- 鴨田俊廣議長 松田税務課長。
- 松田幸彦税務課長 先ほどの公益財団法人、一  
般財団法人についての課税状況はどうかとい  
うお話でしたけれども、公益財団法人については  
非課税扱いになります。一般財団法人について  
は課税扱いという形になります。よろしいでし  
ょうか。
- 鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第35号市道路線の認定についてに対  
する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第36号辺地に対する公共的施設の総  
合整備計画の一部変更についてに対する質疑は  
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める  
請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

- 鴨田俊廣議長 日程第45、予算特別委員会の設  
置についてお諮りいたします。

議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から  
議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予  
算までの11案件については、議長を除く17人を  
委員に選任して構成する予算特別委員会を設  
置し、これに付託の上、審査することにいたし  
たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号平成27年度寒河江市一般  
会計予算から議第17号平成27年度寒河江市水  
道事業会計予算までの11案件については、議長  
を除く17人を委員に選任して構成する予算特  
別委員会を設置し、これに付託の上、審査する  
ことに決しました。

## 委員会付託

- 鴨田俊廣議長 日程第46、委員会付託であり  
ます。

このことにつきましては、お手元に配付して  
おります委員会付託案件表のとおり、それぞれ  
所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第18号、議第19号、 議第20号、議第21号、 議第22号、議第23号、 議第24号、議第25号、 議第36号、請願第1号
厚生常任委員会	議第26号、議第27号、 議第28号、議第29号、 議第30号、議第31号
建設経済常任委員会	議第32号、議第33号、 議第34号、議第35号
予算特別委員会	議第 7号、議第 8号、 議第 9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号、議第16号、 議第17号

散 会 午前10時56分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



平成27年3月17日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主幹
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成27年3月17日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第37号 寒河江市教育委員会教育長の任命について  
// 2 議案説明  
// 3 委員会付託  
// 4 質疑・討論・採決  
// 5 議第38号 寒河江市教育委員会委員の任命について  
// 6 議案説明  
// 7 委員会付託  
// 8 質疑・討論・採決  
// 9 議第39号 寒河江市教育委員会委員の任命について  
// 10 議案説明  
// 11 委員会付託  
// 12 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第13 議第7号 平成27年度寒河江市一般会計予算  
// 14 議第8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
// 15 議第9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
// 16 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
// 17 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
// 18 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
// 19 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算  
// 20 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
// 21 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
// 22 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算  
// 23 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算  
// 24 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 25 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について  
// 27 議第19号 寒河江市行政手続条例の一部改正について  
// 28 議第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
// 29 議第21号 寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

について

- 日程第30 議第22号 寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 〃 31 議第23号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第24号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 33 議第25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 34 議第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 35 請願第1号 消費税増税の中止を求める請願
- 〃 36 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 37 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第38 議第26号 寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定について
- 〃 39 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 40 議第28号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 41 議第29号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 42 議第30号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 43 議第31号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 44 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 45 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第46 議第32号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 47 議第33号 土地の取得について
- 〃 48 議第34号 土地の処分について
- 〃 49 議第35号 市道路線の認定について
- 〃 50 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 51 質疑・討論・採決

- 日程第52 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 53 議案説明
- 〃 54 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前10時45分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 発言訂正の申し出

- 鴨田俊廣議長 この際、16番川越孝男議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可いたします。
- 川越孝男議員 3月5日に行った私の一般質問の中で、公共調達に関して発言した700万円以上の全ての部分を公共工事は設計と本体工事が分離され、設計については700万円以上と訂正させていただきたくお願いをいたします。
- 鴨田俊廣議長 ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

- 内藤 明議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議運営については、昨日3月16日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。  
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。  
追加案件は、議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第38号寒河江市教育委

員会委員の任命について、議第39号寒河江市教育委員会委員の任命について及び議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更になりますが、変更内容は議第37、38、39号につきましては日程第1から日程第12まで追加となり、議会案第1号については日程第52から日程第54まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第1で議第37号を議題とし、日程第2で議案説明、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑・討論・採決と進めてまいります。次に、日程第5で議第38号を議題とし、日程第6で議案説明、日程第7で委員会付託、日程第8で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、日程第9で議第39号を議題とし、日程第10で議案説明、日程第11で委員会付託、日程第12で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、議会案であります、日程第52で議会案第1号を議題とし、日程第53で議案説明、日程第54で質疑・討論・採決と進めてまいります。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告いたします。

- 鴨田俊廣議長 お諮りいたします。  
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報

告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議案上程

- 鴨田俊廣議長 日程第1、議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

## 議案説明

- 鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 おはようございます。議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申しあげます。現教育長の荒木利見氏が平成27年3月31日をもって辞職されることに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年4月1日から寒河江市教育委員会教育長として草苺和男氏を任命いたしたく御提案するものであります。御同意くださいますようよろしく願いを申しあげます。

## 委員会付託

- 鴨田俊廣議長 日程第3、委員会付託であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しま

した。

## 質疑・討論・採決

- 鴨田俊廣議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。議第37号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。これより議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを起立または挙手により採決いたします。議第37号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。〔賛成議員 起立または挙手〕起立または挙手は全員であります。よって、議第37号はこれに同意することに決しました。

## 議案上程

- 鴨田俊廣議長 日程第5、議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議案説明

- 鴨田俊廣議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。〔佐藤洋樹市長 登壇〕○佐藤洋樹市長 おはようございます。議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申しあげます。教育委員会委員のうち、草苺節子委員が平成

27年3月31日をもって辞職されることに伴い、補欠委員として松田彌生子氏を任命いたしたく提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第38号について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり

討論を終結いたします。

これより議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを起立または挙手により採決いたします。

議第38号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手は全員であります。

よって、議第38号はこれに同意することに決しました。

## 議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第9、議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第10、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち渡邊満夫委員が平成27年3月31日をもって辞職されることに伴い、補欠委員として鈴木淳一氏を任命いたしたく提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第39号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第39号について質疑はありませんか。新宮

議員。

○**新宮征一議員** 39号についてであります、同意できないという前提ではございませんので誤解のないようにお願いしたいと思います。

まず、選任の方法なんでございますけれども、今提案理由の説明の中で渡邊満夫教育委員長の辞職に伴ってという説明でありました。

これまでも教育委員会の委員というのは5名で構成されているわけですね。その中に、子供を持つ親が1人入っていないなければならないということであったと私は理解をしているんですね。前任者ということは要するに、子供の親としての立場で教育委員に選任された方のかわりでなくて、教育委員長の辞職に伴ってという説明なんですけれども、選任される段階で親としての立場で教育委員の委員会の委員になって、ある程度子供が成長した段階で保護責任がなくなって親の立場でなくなった、そういう方がそのまま立場が違っても教育委員会の委員として残ると理解できるわけですが、その辺ちょっと確認しておきたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 教育委員、現在5名いらっしゃるわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年にできた法律でありますけれども、その中で委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとはなっているんです。ただ、その運用の規定の中では、今回の改正法施行の際に今委員のうち保護者である者が含まれていないことあるいは保護者であった委員が任期途中で保護者でなくなり委員のうち保護者である者が含まれなくなったことなどが想定された場合であっても直ちに違法となるものではないという運用の規定があるわけがあります。

今5名いらっしゃる委員のうち、お一人の方が保護者という形で委員になっていただいておりますが、その方、保護者である期間というの

は子供さんが成長しますからいつまでもということではなくなるわけでありまして。今年中ぐらいに保護者であるという資格はなくなってしまうわけでありまして、そういったことで任期途中で保護者でなくなるということがあらかじめ想定されていたところでありまして、我々としては今回鈴木氏に保護者の代表として委員になっていただいて、その保護者である委員の声を引き続き委員会の中で代表として継続的に御意見を頂戴していくということを考えているところであります。そういった意味で、今回鈴木氏にはそういうことで教育委員に参加をしていただきたいということで御提案をするものでありますので御理解いただきたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ただいまの説明でわかりました。わかりましたというよりも、教育委員会の中に、いわゆる保護者の立場の人が必ずしも1人でなければならないというものでもないんですね。これは2人おっても3人おっても、5人全てがそういう立場でも決して違法ではないと理解できるわけなんですけれども、私が疑問というか感じたのは、先ほど市長の答弁にもありましたように、任期途中で保護者の立場でなくなる可能性があるためにそれらを充当するために今回の提案だと、これは十分理解できるんですけれども、保護者の立場でなくなった人も今後ずっと教育委員として残ることが可能なのかという部分が気になるんですよ。

ということは、保護者の立場という1つの条件のもとに教育委員会の委員として任命されて、その人がその立場でなくなったけれども、教育委員の1人であるということで委員会に存在できる、存続できるとなったときに、保護者の立場で教育委員になられるというのは比較的若い年齢の人であって、特に教育分野での経験は全くなくとも保護者の立場ということで教育委員

会に入れるわけですね。それがその立場でなくなってもそのまま教育委員会に残るということになれば、今後そのサイクルでいった場合に、5人の教育委員会の中にそういう立場で選ばれた人が2人あるいは3人もしくは4人ということになった場合に、経験上の問題なんかも含めて、委員会の構成がそれで本当にいいのかという部分が私懸念されるんです。その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、保護者であるということが委員に選ばれる1つの条件であった委員の方もいらっしゃるわけですね。当然のことながら。そういった方についてもやはり子供さんの成長があって任期途中で保護者であるという条件がなくなる場合もあります。当然のことながらあるわけでありますが、そういったときは次の委員を任命する際にやはりそういうところは検討していくとなっているんであります。

今回はそういった空白期間をできるだけなくしていきたいということでお願いを申しあげているんでありますが、そういった保護者である委員が少なくとも1人はいる、空白期間を置かないで保護者である委員がいるという条件は今回の御提案で充足をすると考えておりますが、保護者でなくなった委員の方は、そういう条件がなくなったのであれば委員である必要がないのではないかという御趣旨なのかなと思いますけれども、そこが保護者である委員の条件はなくなりますけれども、教育委員として教育行政全般にわたって識見を発揮していただいて教育委員の1人として任期中いろいろ御指導していただきたい、御提案をしていただきたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今回の提案は冒頭の説明の中にもありましたように、要するに任期途中でその保護者の立場の人がその条件が失われる、した

がって今回充足しておくんだという部分はわかるんです。それは十分理解できます。

ただし、任期途中でなくて任期まで、保護者の立場でなくなっても任期まで務めて任期が来たためにそこで退任するという場合に、その場合の扱いのことをお聞きしておきたいんです。

要するに、任期が終わって、その時点で保護者の立場でない人はやめなければならない、あるいはやめてもらうと、これが本人からの意思がなければその立場がなくなったからやめるとは言えないのかなという気がするんです。そうした場合に、先ほど申しあげましたように、その保護者の条件の立場で選任された委員が任期来てもさらに普通のというか、保護者の立場でなくとも委員会に残れるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

そうした場合に、任期来てもまた委員に残れるとなった場合に新たにまた今回の鈴木さんが保護者の立場でそこに残るわけですからそれは別に問題ないんですけれども、保護者の立場で選任された委員がその立場でなくなって、任期途中は別ですよ、今市長の説明でもあったように任期途中全くそれで問題ないですけれども、任期の終わった段階のその後の扱いについてもどういうふうな対応をなされるのか。やはり教育委員会というのは本当に人間形成の上で非常に大事なポジションだと思うんです。教育行政というのは。そこに教育分野での全く経験がない人が5人委員のうち2人、3人となった場合、教育委員会の構成上問題ないのかということをお聞きしたいんです。したがって、任期が来た段階でもそれが継続して委員に残ることが可能なかあるいはその時点でだめだということになるのか、その辺だけでも一度お聞きをしておきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 任期を満了して再任用するかどうかということになるろうかと思いますが、当然

のことながら保護者の代表ではなくなるという可能性はあるわけですね。そういう場合を再任用するかどうかということになりますが、その時点になって該当する方が教育委員としてふさわしい識見を持っていただけるかという、他の委員と同じようなふさわしい人物であるかということをもた判断をさせていただいて、そこは再任用するか否かということを決めていくということになるだろうと、今の時点では思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを起立または挙手により採決いたします。

議第39号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手は全員であります。

よって、議第39号はこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第13、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から日程第23、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第24、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

最初に、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号、議第11号、議第12号及び議第13号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第7号、議第11号、議第12号及び議第13号の4案件を除く、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計

予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第26、議第第18号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第35、請願第1号消費税増税の中止を求める請願までの10案件を一括議題といたします。

### 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第36、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

- 沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第36号及び請願第1号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「中央から人を呼ぶということですが、どこに配属なるのか」との問いがあり、当局より「まち・ひと・しごとづくり総合戦略のため、シティーマネジャーということで国のほうに要望しております。来ていただけたらなればさがえ未来創成課の課長にお願いしたいということ考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正で本当にこの改革は実効性あるのか。今までの体制では教育長、教育委員長、そして市長という部分でうまくバランスがとれていたが、今回の改正では偏差というか偏ってくると思っています。その辺についての考えは」との問いがあり、当局より「私たち寒河江市の教育に携わっている教育委員長、事務局の責任者はやはり教育委員会の趣旨が生きるようなあり方を常に考えてきたと思います。ですから、市長とも意見交換を常にさせていただきました。しかし、国は全国を見たときにそういったところだけでないという捉え方なんだろうなという思いがあってこういう動きになってきたのかなと思います。やはり、あくまでも市長部局と行政委員会の教育委員会と今までと同じ運びをする、ここに意見交換の場を総合教育会議ということで、特に予算とか条例に係るものはここで取り上げていきたいと思いますので、きちっと位置づけられたのだと思います。今までのよさ、公平、中立、継続性という観点は大事にしながら今までのよさも生きる、新しい制度の狙いもきちっと達成できるようにこれからの教育委員会としての仕事になると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「認知症地域支援推進員の仕事として今までの認知症サポーターとか、そういう方との連携についてどのような立場で仕事になるのか」との問いがあり、当局より「認知症地域支援推進員の業務としましては、認知症等の支援する社会資源等の情報収集等及び提供という業務とか認知症等への支援を行う関係者に対する研修会とか交流会の実施に関することとか市民に対する認知症に対する正しい知識や普及啓蒙とか、そういうもろもろの業務を担当するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑

もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「2014年4月1日から消費税8%の増税に伴い、私たちの暮らしがますます疲弊し大変な家計負担増になっています。商業者の方も消費税を転嫁するということで大変な負担を強いられ、廃業に追い込まれる方もかなり聞いています。それが2017年4月には10%に引き上げられればますます消費は落ち込みます。私たちの財布が温まらない。ますます財布のひもがかたくなるし、地域経済も大打撃だということで、私はぜひこの消費税増税の中止を求める意見書を採択したいと思います」との意見がありました。

委員より「さまざまな報道によりますと日本の国債残高が1,000兆円だという報道がまたに流れており、現実的にそのような事態になっていると国民みんなが理解していると思います。政治というのは次代にスムーズに委ねられているように、それが政治のやりようだと思います。私たちは単なる市議会議員でありますけれども、次代を担う方々が喜んで日本に住みついて日本の国も豊かにし、さらに次の時代に結びつけるようなことが日本国民としての役割であると、このような視点から消費税8%、そして2017年4月1日から10%についての消費税については妥当であると判断するところであ

ります。今回の請願については願意妥当でないと思うところであります」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第37、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員。賛成ですか。反対討論ですか。済みません、議第何号についての討論ですか。(「請願第1号の賛成討論です」の声あり) そのほかに討論ありませんか。國井議員。(「請願第1号の反対の立場の討論です」の声あり) 川越議員。(「請願第1号の賛成の立場の討論です」の声あり)

初めに、賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は請願第1号消費税増税の中止を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

2014年4月1日からの消費税率8%への増税によって、私たちの生活はよくなったでしょうか。私は毎日の買い物の中でおかずをかごに入れレジに行くと表示される数字にびっくりすることがふえました。食品の前に表記されているのは消費税を入れない数字が多いからです。庶民の財布の口はかたくなり、日本の経済そのものが深刻な増税不況になっています。政治は

生活そのものです。

2017年4月1日から消費税率が10%に引き上げられればその生活はどうなるでしょう。財布の口はますますかたくなり、地域経済は大打撃であります。税収はふえるどころか国の財政をさらなる危機に追い込みます。実際、2014年4月からの増税は、税率を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税、年金削減など社会保障などの負担増、給付減を合わせれば10兆円もの赤字どおり史上空前の負担増となっています。

政府は経済再生と財政再建の両立を図ると言っておりますが、消費税増税がさらに10%に引き上げられれば、国民の暮らしにはかり知れない深刻な打撃をもたらす、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることは明らかであります。

消費税増税による地方自治及び地方行政への影響もはかり知れないものがあり、寒河江市でも本年度予算の市民税は、個人税、法人税合わせて約6,500万円の減収を見込んでおります。地方消費税交付金は前年比で約2億5,000万円の増額で、地方交付税は前年比で約1億5,000万円の減額です。これは一見相対的には収入がふえているように見えます。しかし、市が購入する物件費や発注する公共事業費などに消費税増税分を転嫁しなければならないことを考えると支出は大幅にふえます。

国は、地方財政計画でも示しているように、地方交付税は年々段階的に減額する方向であります。ましてや、10%になれば市の財政を大きく圧迫するのは必至であります。どのような世論調査でも消費税増税には国民大多数の反対の声が上がっており、ごり押しすることは許されるものではありません。

さらに、社会保障のためと言いながら、実際には医療、介護、年金の改悪を進める一方、大企業には優遇税制により大減税をする。これでは、私たち庶民は浮かばれません。

皆さん、この3月議会に同じく提出された消

費税増税の中止を求める請願は鮭川村で全会一致で採択されました。また、小国町でも採択されています。どうか、皆さん、任期満了となるこの議会で住民の目線に立った判断をしていただき、この請願の採択に協力していただくことを心からお願い申しあげ、私の賛成討論といたします。

○**鴨田俊廣議長** 次に、反対討論について國井議員の発言を許します。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○**國井輝明議員** ただいま議題となっております請願第1号消費税増税の中止を求める請願について、反対の立場から討論させていただきます。

政府では、経済再生と財政健全化を両立するため、2017年4月に消費税率を10%へ引き上げることとしております。

これに関係し、軽減税率制度については関係事業者を含む国民の理解を得た上で税率10%時に導入することとしており、現在、2017年度からの導入を目指して対象品目、区分経理、安定財源等について具体的な検討を進めているところです。経済再生と財政再建の両立を目指す具体的な政策として、1つは、デフレからの脱却を確実なものにするため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる三本の矢を強力に推進し、経済再生と財政再建を両立させながら雇用や所得の増加を伴う経済好循環のさらなる拡大を目指すこと。2つ目に、物価安定目標2%の早期達成に向け大胆な金融政策を引き続き推進すること。3つ目に、国地方の基礎的財政収支について2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDPを半減、2020年度までに黒字化。そのうちの債務残高対GDP比の安定的な値下げを目指すこと。4つ目には、2022年度の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を来年夏までに策定すること。そして5つ目に、消費税については全額社会保障の財源とし、国民に還元することとしておりま

す。

国、地方、国民にとって経済財政等厳しい状況下にあります。それよりも社会保障、原発問題、災害復興に対応を進めてもらうためにも消費税率アップもやむを得ないという思いをしております。

以上のことから、消費税増税の中止を求める請願について反対の討論とさせていただきます。

○**鴨田俊廣議長** 次に、賛成討論について川越議員の発言を許します。川越議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** ただいま議題となっております請願第1号について、賛成の立場から討論をいたします。

請願第1号の内容は、昨年4月より消費税が8%に引き上げられたことにより日本経済は深刻な増税不況に陥り、国民の生活は一段と厳しさを増しています。ところが、今賛成討論にもありましたように、安倍首相は景気の動向に関係なく2017年4月1日より税率を10%に確実に引き上げると公言しています。それでは、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受け、税収はふえどころか国の財政をさらなる危機に追い込むことになる心配から、国に対して2017年に予定されている消費税増税の中止を求める意見書を出してほしいとの願意であり、その請願は極めて妥当だと思います。

私が消費税増税に反対する理由は、財政再建のためには税収の確保と歳出の抑制が必要だと思います。しかし、消費税が導入された1989年から私の今の手元の数字ですと2013年までの24年間の消費税収入額が282兆円あったそうあります。ところが、この間に法人税は4回にわたって税率14.5%削減され、255兆円の法人税減税が行われているのであります。

結果として、消費税収入の90%が法人税で消えているということでもあります。さらに、今年度から2カ年で3.29%の法人減税がされるなど、

庶民増税大企業優遇税制で国民の暮らしはさらに格差がつくもの、これは火を見るより明らかであります。

また、歳出面でも、社会保障のためと言いながら、医療、介護、年金の改悪を進める一方、防衛費が拡大されています。しかし、国民にとって防衛費の増大は負の支出だと思います。それは武力では平和は守れないことを日本は70年前に経験済みだからであります。平和は、人の心の中に恨みや憎しみを持たず違いを認め合う中で信頼と連帯意識をつくる以外にないことも、これまた今日の世界中で起きている全ての争いの中からも明らかであります。

また、消費税導入時から指摘されていた逆進性についても極めて不十分であります。これから軽減税率について検討するというお話はされているわけでありすけれども、過去にも何回も政府はこういう約束をしてきているわけあります。

そのようなことから、ぜひ同僚議員の皆さんにも寒河江市民の暮らしや状況をお考えをいただきたいと思うのであります。そして、皆さんが研修する中で、議員は主権者である住民を代表して政治をしているのであります。皆さんの主張を支持した住民、異なる主張を支持した住民、地域内にはいろいろな方がいることを、いろんな考えを持っている住民がいるのであります。多数派だからといって十分な議論なしで採決を急いではだめなのであります。少数派の背後にもそれぞれ異なる主張を持った住民がいることを忘れてはならないのであります。その総数は多数派の背後にいる住民よりも多いかもしれません。そのため、議会ではお互いに相手の主張に十分耳を傾けできるだけ多くの議員の考えを融合できないかということん議論してほしい。譲歩、妥協、調和を目指して熟議に熟議を重ねて結論を出してくださいという、このことが政務調査費で研修をする中で大変参考になった、

これからの議員活動に大いに生かしてまいりたいという報告がなされています。極めて有意義な研修をされていると思います。

そこで、ぜひ今請願の審議、そして採決に生かしてほしいと思います。私はこの請願が委員会では不採択になったことから、原案に対して賛成の立場で討論をいたしています。このお互いの討論を通じて、全議員の任期はこの4月まであるわけでありす。この4月まで。そうしたときに、もし皆さんの御理解をいただけるのであれば最初は皆さんに賛成に御同意をいただきたいわけでありすけれども、もしもう少し審査をしなければならないというのであれば、継続審査をしてそして誤りのない結論を出す用意があることを私どもは用意をしています。ぜひ、同僚議員の皆さんの御賛同と市民の皆さんの御理解をお願いをいたしまして賛成討論をいたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く、議第18号寒河江市課制条例の一部改正について、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正について、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び議第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部

変更についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号及び議第36号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第38、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてから日程第43、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの6案件を一括議題といたします。

## 厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第44、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

[阿部 清厚生常任委員長 登壇]

○阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第26号から議第31号までの6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保育の保育料は所得、階層区分ごとに定めておりましたが、今回の新制度に伴ってどのように規則で定めるのか。また、保育料の額はどうなるのか」との問いがあり、当局より「現在検討しておりますのは大きく分けて2つの区分で1つは幼稚園、もう一つは保育所ということで検討しております。保育所の利用者負担額に係る所得の階層区分につきましては従来と同じ区分の数ということで考えております。利用者負担額につきましても、ほぼ現状どおりという形で検討しております。なお、幼稚園の利用者負担額については、平成27年度は市外の新制度に移行する施設を利用する場合に適用さ

れます」との答弁がありました。

委員より「保育料は変わらないということだが、市の負担額はどうなっていくのか」との問いがあり、当局より「新制度における給付の考え方ですけれども、国で施設の規模ですとか入所する子供の年齢、施設の種類、所在する地域とか積雪、寒冷地等の区分ごとに係る経費というものを定めることとなります。法定価格と言われますが、その法定価格から市が定めた利用者負担額を差し引いた残りが基本的に給付額となります。その負担割合につきましては国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1が市の負担となります。国ではほぼ現在と同じぐらいの水準で定めるということですので、市の負担額につきましては同じような水準になるものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在も190名ぐらい避難されている方が寒河江市におられるとのことだが、市民浴場を利用された方は何名ぐらいおられたのか伺いたい」との問いがあり、当局より「平成26年4月から27年1月末までですが、避難されている方の利用延べ人数は4,953人でありました。昨年同期は4,037人でありましたので、900人ほど伸びているような状況です」との答弁がありました。

委員より「避難されている方がまだ190名おられるとのことなので、今後も避難されている方がゼロになるまで継続してほしい」との意見がありました。

委員より「避難されている方へのさまざまな支援の中には後々求償権を発動することもあるようだが、この市民浴場の制度はサービスだと

の理解でいいのか」との問いがあり、当局より「避難されている方に無償でゆつくりと温泉につかっただきながら市民の方と交流も図っていただけるという考え方です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第5期と比べると第6期の保険料基準額が高くなっている。介護を受ける方が多くなっていることもあると思うが、どう捉えているのか」との問いがあり、当局より「前回は保険料基準額が4,370円、今回は5,620円ということで1,250円ほど上がっております。この要因は、介護認定者がふえていること、またデイサービスやショートステイ施設などの利用者がふえていることに伴うものです」との答弁がありました。

委員より「介護に該当する方がふえている状況から財政的にも限界に来ているのではないかと思います。市でも6月に重要事業の要望として県を通じて厚生労働省にも要望しておりますが、制度的に国に対してもっと強く財政援助の要望をして出していく必要があると思いますが」との問いがあり、当局より「介護保険は財政の半分が公費で、残りの半分のうち高齢者が22%、現役世代の人が28%の介護保険料により運営されております。少子高齢化により高齢者も今回1%ふえてきていることから保険料も上がっている状況です。制度上、公費部分がふえないと保険料が上がっていく状況ですので、事あるごとに要望はしています」との答弁がありました。

委員より「介護保険制度を考えたとき保険料を検討する際に、被保険者の要求を満たすとす

ればどれくらいの費用がかかるのか試算はしているのか」との問いがあり、当局より「最初に保険料があるということではなく、計画をつくる前に施設系については建設計画、整備の計画があればそれを踏まえてサービス量を把握し、どれくらいサービスが実現提供されるかというところから総費用を算出して、そこから保険料を算出することになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ケアマネジャーがケアプランをつくり、サービス事業者がそのケアプランに従って個別プランをつくる。その個別プランが反映されているか課題となっているが、寒河江市ではどういう実態になっているか」との問いがあり、当局より「要支援1、2の認定者が居宅サービスを使う場合ですと、本人宅に訪問し、本人の心身の状況を把握しながらどういったサービスを希望されるのか、本人が自立した生活を送るにはどういったサービスを使えばいいのか検討し、それぞれの事業者によってサービス計画を作成してサービス提供を行っております。これまでは、計画書はつくっておりましたが提出義務はなく、今回の改正で提出することとなりましたので、4月からはサービス資料提供表を示しながら本人がよりよい生活が送れるケアプランに反映できるような形でつくっていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第45、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第28号を除く、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定について、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例の一部改正について、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号及び議第31号の5案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第46、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてから日程第49、議第35号市道路線の認定についてまでの4案件を一括議題といたします。

### 建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第50、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

- 杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第32号、議第33号、議第34号及び議第35号の4案件であります。

一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

審査に入る前に、審査の都合上、議第32号の審査後に議第35号を審査し、その後に議第33号、議第34号の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号土地の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「開発公社で長年持っていたのに購入時と同じ価格での買い入れはどうか」の問いがあり、当局より「借入れ利子や維持管理費もかかっておりませんので、当時の価格での購

入となったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地の移転に伴う登記料や諸経費などを上乗せした価格にできなかったのか」の問いがあり、当局より「市で囑託登記をするため経費はかからないということで買入れ価格と同じ価格となったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第33号土地の取得について、議第34号土地の処分について及び議第35号市道路線の認定についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第32号、議第33号、議第34号及び議第35号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第52、議案第1号寒河江市議会委員条例の一部改正についてを議題いたします。

### 議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第53、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第54、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 発言の申し出

○**鴨田俊廣議長** この際、新宮征一議員、高橋勝文議員、川越孝男議員、那須 稔議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

新宮征一議員。

〔新宮征一議員 登壇〕

○**新宮征一議員** このたび、私は市議会議員を退任することといたしました。ただいま発言の許可をいただきましたので、この場をおかりして一言御挨拶を申し上げます。

私は平成7年の市議会議員選挙において初当選をさせていただき、自来5期20年間、議員として大過なく過ごすことができました。これもひとえに多くの市民の皆様方、そして同僚議員の皆様、執行部の皆様の温かい御支援と御協力のたまものであり深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この間、私は常任委員会副委員長、委員長、そして副議長、議長を歴任させていただき、充実した議会活動を送ることができました。特に、近年は議会基本条例策定委員会の委員長、議会改革検討委員会委員長を務めさせていただきまして、その目的が達成されたことに大きな満足感に浸っているところでございます。

今後におきましては、一市民としてこれまでの経験を生かしながら、市政発展のために微力ながらも努めてまいりたい。このように思っているところでございます。

最後になりますが、寒河江市、そして寒河江市議会の限らない御隆盛、御発展を願い、市民皆様方のお幸せを心から、心から御祈念を申しあげ退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 高橋勝文議員。

〔高橋勝文議員 登壇〕

○**高橋勝文議員** 一言、御礼を申し上げます。

平成7年、市議会議員として豊かで潤いのあるまちづくりをスローガンに当選させていただきました。議員の初心は、風のように雨のように全てに優しく、そして天網恢々疎にして漏らさず、この精神で20年間議員をやらせていただきました。

スローガンは4回目の選挙で変わらせてもらっております。雨にも負けず、風にも負けず、時代元気。これがスローガンでありました。

議員各位の御厚情でいろんなポストをやらせていただきました。身に余る光栄でありました。

今、国の借財も1,000兆円、そして寒河江市内で国民年金、厚生年金、受給金額が155億円です。平成13年度は107億円でありました。後期高齢につきましても19万人対象者で、1,500兆円の予算規模であります。さまざま今後課題が大きくなる、そういう心配をしております。

市長におかれましては、集和必勝、この精神で頑張ってもらいたい。そして議員の皆さんも、先ほど新宮議員、委員長が言いましたように議会の基本条例も制定された中でありまして。さらなる議会改革に努めて市民の目線で市民の幸せを探求してもらいたいと、このように思っております。

皆さんの御厚情に心身から深く感謝を申しあげて御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** 発言の機会をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

私は先日の一般質問でも申しあげましたけれども、4月の市議会議員の選挙には若い人にたすきを引き継ぎ立候補しないことにいたしました。1991年に市議会議員に初当選以来、6期24年間、

社民党市民連合の一員として多くの市民の皆さんに支えられ、市政の発展と市民生活の向上を図るため、とりわけ平和と民主主義、それに住民自治の確立を追い続けて24年間まいりました。

改めて、市民の皆さんや当局、そして職員の皆さん、同僚議員の皆さんと先輩議員の皆さんに御指導、御協力、御理解をいただきましたことに重ねて感謝御礼を申しあげたいと思います。本当にお世話になりました。

やはり、24年間を振り返ってみますというと、残念な思いをすることもあります。24年間、毎議会一般質問をいたしてきたつもりであります。ところが、平成22年に水稻の発芽不良問題が大発生をいたしました。そのことから、一般質問で取り上げようとしたところ、担当課のほうより、主要農産物種子法によれば、県政の課題であって市議会での市長への一般質問はなじまないのではないかと言われました。しかし、私自身、いや、市長に対しても質問する視点、ポイントがあるなという思いから、市長と、実は4階に行って協議をしていました。その結果、締め切り時間をオーバーしまして一般質問ができなかったことが悔やまれるわけであります。私の24年間の議員活動の中の一つの反省点であります。佐藤市長と緊張関係を持っていたつもりでありますけれども、私自身緩んだのかなという思いを今、しています。

しかし、一般質問はできませんでしたがけれども、市長より早朝から現場に来て被害状況の把握と農家の生の声を聞いていただく中で、JAの指導や助言を初め、市としての対応策をとっていただき、被害を最小限に食い止めることができ、関係者が感謝していた場面を今思い起こしているところであります。

さらに、思い出に残る場面は多々あったわけでありますけれども、1991年、議員に初当選しての初仕事とも言うべき大規模土地開発指導要綱の策定でありました。まさに、委員みんなが

闊達な意見を出し合いながらあの要綱をつくり上げたあの感激を今思い起こしています。また、1997年、縁故債の借入れ問題、指定金融機関の特別扱いがされておったこの状況を指摘をし、調査する中で指摘をし、是正できたことでありました。また、1998年には市長の交際費、これが予算上は350万円であるにもかかわらず、予備費や食糧費から991万円支出されているという、こういう実態を調査をし、指摘をし是正をさせることができたことも思い出の一つであります。

このような情報公開、調査なくして問題点の指摘や改善はないということを強く強く感じたものでありました。そういう中で1998年、情報公開手数料問題をめぐって1つの事件が起こった。職員の方にも御迷惑をかけたという場面も忘れることのできない一場面でありました。しかし、その指摘によって制度が改正されたのであります。また、2007年、この、今は市庁舎耐震の免震工事が終わったわけでありすけれども、極めて心配なこの庁舎耐震問題、ずっと取り組みましたけれども、なかなか落ちが明かない。2007年に今は亡き黒川紀章、前のこの庁舎の設計者でありますけれども、直接お手紙を差し上げる中で耐震診断、無料でしていただくことができました。そしてその後、皆さん御承知のとおり免震工事が実現をしたわけでありす。

こういう思い出は限りなくあるわけでありすけれども、24年間議員として心がけてきたことは、議会に付される議案、これには全て目を通す、これが議員としてのイロハのイだという思いを持ちながら24年間やってまいりました。そしてまた、自分で調査すること、情報公開の必要性を痛感をしてきました。

また、今日私たち議会や市政をめぐる状況は極めて憂慮すべき事態になっていると思います。1つは集団的自衛権を含めた憲法の問題であり

ます。また、TPPなど日本の将来を左右する重大な時期にあると思います。このようなときこそ、市議会は地方自治や先ほどもありましたように市議会がみずから制定をした議会基本条例に基づき市議会議員の皆さんの賢明な判断を期待をいたしたいと思います。

そして、今後でありますけれども、私は議員をやめ、そして主権者の一人として、市民としてあるいは国民の一人として憲法25条で定められている全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、この実現をするために多くの市民の皆さんと参加分権の自治を求め続ける生き方をし続けられたらばなど思っているところであります。

最後に、寒河江市議会のさらなる充実発展と寒河江市民の皆さんの御多幸と御繁栄を心から御祈念を申しあげ、さらにお世話になった執行部の皆さんや職員の皆さん、同僚議員の皆さんのますますの御活躍を御期待を申しあげまして御礼の御挨拶にしたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 那須 稔議員。

〔那須 稔議員 登壇〕

○**那須 稔議員** 貴重な時間をいただきまして、御挨拶をさせていただく機会を得ましたこと、心より厚く御礼申しあげます。今期で議員を退任するに当たり、一言御挨拶を申しあげます。

昭和62年の当選以来、7期28年間の長きにわたり寒河江市議会議員として務めさせていただきました。市長を初め、当局の皆さん、そして同僚議員の皆さんには大変にお世話になりました。心から感謝とお礼を申しあげます。

振り返ってみますと、36歳で初当選し、私のこれまでの人生の約半分の年月を市会議員として過ごさせていただきました。その当時の方々はこの議場にはもうおられません。いつの間にか一番古い議員になってしまいました。これまでの議会活動においてさまざまな御提案を申し

あげさせていただいたことが大変思い出深い議員活動でありました。

28年前の昭和62年は、新第3次振興計画がスタートした年であり、寒河江市にとって市民福祉のまちの幕あけでもありました。その後、第4次振興計画、そして第5次振興計画、新第5次振興計画が実施をされ、各計画において寒河江市が大きく飛躍しながら発展をしてきました。

そんな中で他市に先駆けて福祉と保健と医療が一体となった施設、ハートフルセンターの建設や日本一のさくらんぼの里を全国に発信し、花と緑とせせらぎで彩る潤いのあるまちづくりにこだわりながら全国都市緑化山形花咲かフェアの開催、冬期間でも屋外スポーツが楽しめ、健康増進のための施設屋外多目的運動場のオープン、それに子供医療費の無料化の拡大などの福祉の充実など、これまで寒河江市が市民に寄り添いながら事業展開し、目覚ましい発展を遂げられ、美しいまち、豊かなまちに誇りを持ちながら市民と一体のまちづくりに取り組んでまいりました。このようなまちづくりの中で議員活動ができましたこと、感動と喜びを覚えているところでございます。

いよいよ、第6次振興計画が平成28年から力強く歩み始めるわけですが、足元を見据えながら着実に飛躍発展され、中核都市としての役割を果たされることを期待いたします。私も一市民として熱意を持ってまちづくりに参加をしていきたいと思っているところであります。

終わりに当たり、寒河江市の輝かしい発展と多くの市民の皆様方、当局の方々、議員の皆さんの御健康を御祈念を申しあげまして退任に当たっての感謝とお礼の挨拶といたします。

まことに長い間ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** この際、市長からも発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 平成27年第1回定例会の閉会に

当たり、また議員の皆様にとりまして現在の任期における最後の定例会ということになりますので、お時間をいただいて一言御挨拶を申しあげる次第であります。

去る2月26日から開会されました本議会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会などを通じ長時間にわたり慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

おかげをもちまして、本日をもって平成27年度予算案並びに各議案を原案のとおりそれぞれ御承認、御可決、そして御同意を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、多くの足跡を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。皆様とともに議論を重ねたこの4年間の寒河江市政を振り返ってみますと、私にとりまして大変感慨深いものがあるわけであります。

この4年間は、何と申しましても平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災から始まり、全国各地で豪雨や台風による風水害、噴火災害など自然災害が多発した4年間でもあったのかと思っております。東日本大震災では、本市は人的な被害はございませんでしたが、建物の一部破損や停電、灯油やガソリン不足、流通の停滞による物資不足、さらには放射性物質の影響による風評被害など市民生活に大きな不安と影響を与えたところであります。

さらに、平成25年7月の記憶にも新しい記録的な豪雨では、土砂災害や水道の断水により大きな被害が発生をいたしました。これら災害などの教訓を踏まえて災害に強いまちづくりに万全を尽くす決意をさらに深めているところでございます。

また、昨年は市制施行60周年という大きな節目を迎えたところでございます。議員各位には記念式典を初めさまざまな行事に御出席を賜り

ましてまことにありがとうございます。また、新たなまちづくりの象徴となる市のシンボル、都市宣言の制定を行うことができました。10月には念願でありました慈恩寺旧境内が国史跡指定にされたところであります。ことしに入りまして、市民の祭り神輿の祭典が第19回ふるさとイベント大賞の優秀賞に輝きました。そしてまた今般、山形の米日本一推進運動食味コンクールつや姫の部で寒河江産つや姫が3年連続山形県知事賞を受賞することができました。まことにうれしい限りであります。今後はこうした寒河江の財産、魅力をこれまで以上に内外に発信をして観光や地域振興につなげてまいりたいと考えているところであります。

話が長くなりましたが、ただいま新宮征一議員、高橋勝文議員、川越孝男議員、那須 稔議員の皆様より大変含蓄のある御挨拶をいただきました。また、鴨田俊廣議長におかれましても、御勇退なさるといふようなことを伺っているところであります。5名の皆様には本当に長い間にわたって市政の発展、そして市民の福祉の増進に注がれました御努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。

ぜひ、皆様には今後とも健康に十分留意をしていただいて在任中と変わることなく寒河江市の明るい未来づくりに御指導、お力添えを賜りますよう心からお願いを申しあげる次第であります。改めまして、これまでの御厚情に衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、引き続き御出馬になる皆様におかれましては来る市議会議員選挙において御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう心から御祈念申しあげる次第であります。

最後になりますけれども、本定例会冒頭でも申しあげましたが、今全国的に少子高齢化が急激に進む中であって人口問題の克服、地方創生が喫緊の課題になっているわけであります。地

方自治体には地方の実情に応じた地方の責任と創意による実効性ある対策を講じることが求められております。今後とも、私どもは市民生活を充実向上のため、より一層全力で取り組んでまいり所存でありますので、引き続き皆様方の御指導、お力添えを賜りますようお願いを申しあげ、一言御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○鴨田俊廣議長 この際、私からも発言をお願いいたします。

私も議員を退くということで御挨拶をさせていただきます。非常に高いところから恐縮でございますけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。そして、貴重なお時間をいただきまして、本当に感謝を申しあげる次第でございます。

私、平成15年に初当選をいたしまして、自来3期12年、馬力で頑張りますということで地域の発展のために、そういうことで尽力してまいったということでございます。

その3期12年の間にそちらの常任委員長なり、監査委員、副議長、議長とさまざまな役職を経験させていただいたところでございます。経験不足も否めないでございましてけれども、どうかその職務を全うできたということは全て皆様のおかげということでございまして、そしてただいま御退任の御挨拶をいただいた4名の諸先輩方のおかげということで本当に改めて感謝を申しあげる次第でございます。

議会基本条例が執行されてから3年ほどになったわけでございます。この間、これをもとにして議会は議会報告会や各種団体との意見交換会などを通してよりわかりやすい議会、より親しみやすい議会を目指して活動してまいったところでございます。その結果、議会や議員活動につきまして市民の皆様にはこれまで以上に御理解をいただけたものというふうに、私はひそかに思いをいたしているところでございます。

議長として本当にありがたく感謝を申しあげたいと思っております。そして、議員各位の皆様には本当にこれまでの御尽力に改めまして敬意を表する次第であります。

「あらうれし議員は活気議論は熱気寒河江の議会にかかるもやなし」

字余りでございますけれども、私の今の議会に対する率直な気持ちでございます。寒河江市議会は、これまで以上にわかりやすくすっきりとしたすばらしい議会になるものと確信をしているところでございます。

さて、私ごとで恐縮でございますけれども、私は今後については農業に戻り、よりよいさくらんぼづくりなどを精進していきたいと思っております。私はそういうことで半端にしてきたさくらんぼの畑なんかは何となく精彩を欠いてきたと反省をしているところです。「帰りなんいざ田園まさに荒れなんとす何ぞ帰らざる」の心境でもございます。

今の農業者の平均年齢は66歳と伺っております。私の年齢はまだ65歳でございます平均年齢にはまだ達してないということで、もう少し頑張っていけるかなと思っているところでもございます。農業を通してわずかでも地域の発展、寒河江市の発展に協力できればと考えているところでございます。

「野に帰り寒河江のあしたを切り開く緑の道の続く限りに」

議員の皆様、そして市長を初めとする執行部の皆様の御活動の根が地域に、そしてこの寒河江の地に春風が吹くがごとく心地よく広がっていくことを期待申しあげる次第であります。

最後になりますが、市民の皆様、この議場にいらっしゃる議員の皆様、そして市長を初めとする執行部の皆様の今後の御健勝、御多幸、そして寒河江市議会と寒河江市のますますの御発展を御祈念申しあげ、私の議会に対するお別れの挨拶とさせていただきます。本当に長い間あ

りがとうございました。

閉 会 午後2時00分

- 鴨田俊廣議長 これにて平成27年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦勞さまでした。

平成27年3月6日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会  
平成27年3月6日(金) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第 2号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○**國井輝明委員長** おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

### 質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第2号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 2款について2点お尋ねをいたします。

2の1の6、13節のイメージアップ推進事業の委託料500万円計上されているわけでありまして、内容についてお尋ねをしたいと思います。

います。

それから、同じく10目13節の市民交通対策事業委託料450万円、これもこの内容についてお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 月光政策推進課長。

○**月光龍弘政策推進長** お答えいたします。

2点御質問をいただきまして、初めに6目企画費のイメージアップ推進事業の委託費の内訳ということでございます。これにつきましては、寒河江市のPRのためにシティープロモーション戦略を行っていくための経費でございます。内容といたしましては、寒河江ブランドの推進事業、あとはインターネットなどをフル活用した効果的な情報発信手段を推進していくということです。

詳細を申しあげますと、寒河江ブランドということで寒河江ブランドをPRしていくためのロゴマークとか、あとはメッセージですね、標語等の制作、あとはウェブサイトやSNSの最新ネットワークの活用を行っていききたいと。

これにつきましては、新年度予算に寒河江市のホームページのリニューアル予算を計上しておりますが、それに連動した形で新しいホームページの中にプロモーションサイト、動画ですけれども、そちらのほうを開設していきたいと考えております。

あとは、最新機器ということでフェイスブック等の活用を連動していければと考えております。あとは、そのほかにメールマガジンの発行、加えて首都圏における寒河江応援サポーターをネットワークで構築していきたいと考えております。そちらを参集していただき、寒河江ミーティングを行って寒河江の情報発信のきっかけにしていきたいと考えているところです。

そういったものをひっくるめまして、委託費としまして500万円、あとはそのほか旅費といたしまして54万9,000円、合わせて554万9,000円を計上させていただいております。以上でご

ざいます。

済みません。あとは、市民公共交通対策費についてでございます。これにつきましては、前回議員懇談会の折にも御説明させていただいておりますが、今回、寒河江市の生活交通ネットワーク計画を現在策定中でありまして、間もなくできるところでございます。それに伴いまして、一番要望が多かったというか市民循環バス、この実証運行をまず中心とした計画の実施計画を策定するための委託経費でございます。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 何か首都圏でのミーティングとかあるいはホームページとかさまざまやつがあつたわけですけれども、そうするというところの委託料の500万円というのはいろんなところに委託をするというふうなことだというふう理解をしたわけですけれども、どれぐらいの数でどういうふうなところに委託するのかということをちょっと教えていただきたいというふうに思いました。

それから、市民交通対策事業の委託料の関係ですけれども、これも計画が間もなくできると。実施に向けてまた委託をしていくと。実施するためのプロセスというか、そういうふうなものもコンサルに委託をするんだというふうに思いますけれども、私、市の行政のあり方として、皆計画あるいはさまざまやるためにコンサル依存というのは、コンサルを利用しなければならないのはわかります。わかりますけれども、そこに依存していくというと、非常にずれた問題が出てくるということを感じているんです。

実は、きのう一般質問でもありましたように、防災無線とそれから消防も皆デジタル化になって、これは法律で27年からされなくなったわけだから、しかし有効に使うために市の防災無線での確かな情報を出すためには手動でしなければいけないと。しかし、職員は夜いないわけです

から、24時間体制はとれない。そうしたときに、消防のほうにはちゃんとあるわけですね。そことのリンクはできないのだかというようなことで、きのうも本会議が終わってから担当課に行っているいろいろお話を聞きました。もちろん消防署を退職した人もあそこに市の嘱託職員としていて、連携とれる体制をとっておるんですけども、物すごい金がかかるんだと。システムがね。物すごい金をかけて双方で導入しているながら、そのリンクするようなことを事前に協議をしながらそれぞれの施設整備をしておかないという、後々に物すごい金がかかるという、こういうふうな問題があるんですね。どちらもコンサルをかけながらやってきておるんですけども、そういうふうなことでコンサル任せというのは、私さまざま後々に弊害が出るんだと思います。

もちろん、コンサルを利用しなきゃだめです。したがって、そういう問題を市のほうからどうい問題があるのだかということを引き出していながらしていかないと、だめだというふうな思いをしているもんですからお尋ねをしているんです。特に、市の職員らはもう忙しい、忙しい、人も足りないという中では、コンサルに依存せざるを得ないというようなことだとしたらちょっと問題なので、この辺の関係について再度お聞かせをいただきたいと思います。この市民交通対策事業の委託料の関係もね。

そこら辺の関係、私そういうことを心配しているからなんです。だめじゃないんです。そこら辺の関係をどのように配慮して対応しようとしているのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 月光課長。

○**月光龍弘政策推進長** お答えいたします。

ただいま御指摘ありましたコンサルに委託しつ放しということは、毛頭考えてございません。特に、最初のほうのシティープロモーション関

係でございますが、これは今まで情報発信についていろいろうちのほうでも努力はしてまいりましたが、今回少し首都圏の実情に強いPR力のあるコンサルなんかをちょっと探しているところでございますが、できれば個別にではなくて一体として委託をかけていければと今探しているところでございます。

あと、2点目の公共交通の委託の関係でございますが、これにつきましても今回計画ができるわけでございますが、それを実施するための計画ということで、特にバスの運行ルートとかどの辺の公共施設を入れるとかかその辺もひっくるめて、特に市主導でコンサルを動かすような形で打ち合わせを持ちながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 今の説明で、さらに私の頭の中に心配が出てきたんですけども、考え方として全体的に一括して委託するというのは非常に効率的でいいんだと思います。ところが、前にも観光の部分で全部ひっくるめてというか、いろんな事業をひっくるめてJT Bに委託をして、非常に問題があったことを御承知ですね。非常に問題があったことね。そういうふうなことなども寒河江市としては苦い経験をしているので、そういうふうなことは絶対にないようにしていただきたいということを申しあげておきます。

このことについての見解だけ、お聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 月光課長。

○**月光龍弘政策推進長** きちっと方向性を持って、市のほうで主導的な打ち合わせを行いながら業務を進めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 民生費の関係でちょっとお尋ね

しますが、よろしいですか。2款でしたか。大変失礼しました。

○**國井輝明委員長** よろしいですか。ほかにござ  
いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質  
疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 大変失礼しました。

3款の関係ですが、民生費の中で児童福祉費  
の障がい児支援事業というふうなことがござい  
まして、扶助費というふうになっていますが、  
これは具体的にどういうふうなものなのか教え  
ていただきたいというふうに思います。

もう一つは、それからその目で多子世帯保育  
支援事業の中で賃金というふうなものがあるん  
ですが、これは何の賃金なのか教えていただき  
たいと思います。

○**國井輝明委員長** 阿部子育て推進課長。

○**阿部藤彦子育て推進課長** お答えを申しあげま  
す。

2点御質問があったわけですが、初め  
に障がい児支援事業ということでございますけ  
れども、この事業につきましては、心身に障が  
いを有する児童の基本的な動作の指導あるいは  
集団生活への適応訓練、生活能力向上などを図  
るための個々の状況に応じた適切な指導訓練を  
行う施設があるわけですが、その施設への  
通所を支援する事業というものでございます。

現在、市内あるいは近隣含めて19カ所の施設  
に1月平均56名ほどの児童が通っているとい  
うことございまして、人数の増に伴いましてそ  
の給付費に不足が見込まれるということで、こ  
のたび扶助費に355万円を追加しようとするも  
のであります。

それから、もう1点ございまして、多子世  
帯保育支援事業、これの賃金ということでござ  
います。この事業につきましては、このたびの  
国の交付金、地域住民生活等緊急支援のための

交付金、これを活用しまして、いわゆる第3子  
保育料無償化の事業ですけれども、今現在、小  
学校3年生以下の兄弟から数えて3人以上いる  
世帯の第3子以降の保育料、これを無償化して  
いるわけですが、先ほど申しあげた交付  
金を活用して、これを小学校6年生から数えて  
第3子以降の保育料を無償化しようと、いわゆ  
る4年生から6年生までの拡大部分、これに交  
付金を充当しようというものでございますけれ  
ども、その保育所運営費の主な経費である賃金  
のほうにその交付金相当額を充当しようとい  
うものでございます。そのために賃金を1,080万  
円、これを計上したというようなことござい  
ます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新宮委員。

○**新宮征一委員** 同じく3款民生費でありますけ  
れども、15ページですか、3の3の2扶助費の  
3,000万円の減額補正の理由ですね。どうい  
ったことでこの3,000万円が減額されるのか、そ  
の理由を教えてください。

○**國井輝明委員長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 最も大きな理由が、生  
活保護扶助費のうちの特に医療扶助費が大幅に  
減額になる見込みであります。ここにつきまし  
ては、平成24年度に増額補正を行ったという経  
過がございまして、25年度にも大幅に予算を見  
たんですけれども、昨年度も減額補正を行った  
という状況があります。

26年度につきましても、25年度よりもちよ  
つと額は少なかったんですが、少し多目に見て  
いたと、通常よりも多目に見ていたんですが、  
やはり今年度も医療扶助のほうが多目に見  
ていたということからなかつたということで大幅な不用額が  
出る見込みになりましたので、減額補正をさせて  
いただくということにしたところでございます。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 多目に予算をとっておったので

という、端的に言えばそういった内容だというふうには思いますけれども、これまでの例えば25年、26年度、そういった傾向があったというのは、これは今の説明でわかりましたけれども、これらを踏まえて27年度の新年度予算にはその辺を考慮されて予算計上をされる考えなのかどうかだけお聞きしておきます。

○**國井輝明委員長** 菅野課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 一定程度は考慮しております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第5款から歳出第9款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 幾つかあるんで、どうしたらいいかな。何回かに分けてお尋ねをしたいと思います。

1つは、17、18ページの関係で2点お尋ねをします。

5の1の1、13節で男女共同参画計画に係る職場環境の整備促進を図る雇用対策事業費として委託料80万円が計上されているわけでありましてけれども、この中身を教えてくださいたいと思います。

それから、2点目が6の1の3、19節でありますけれども、紅秀峰の里確立事業補助金に125万円計上されています。これも同じように内容を教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明委員長** 秋場商工振興課長。

○**秋場礼子商工振興課長** ただいま御質問のありました5款労働費の第1項労働諸費第1目の労働諸費の中の雇用対策事業に対する御質問ですけれども、これにつきましては、寒河江市男女共同参画に向けて仕事と生活が両立できる職場環境づくりに関し、企業等へ浸透を図るため女性が輝く職場づくりセミナー、これは仮称なんですけれども、これなどを、セミナーを開催する経費を計上したものでございます。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

紅秀峰の里確立事業費補助金についてのお尋ねでございます。

この補助金につきましては、さくらんぼの低労力栽培モデル園地を整備するというところで計画しておりますが、この事業費に充てるものでございまして、このモデル園地に植栽するさくらんぼの管理費1本当たり1万円、これを補助するというところでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 最初は5款の関係ですけれども、セミナーなどを開くというふうなことはわかりました。それで、委託料というふうなことになっているので、ちょっと私聞き漏らしたのかもわかりませんが、どういうふうなところに委託をするのか、この辺ちょっと教えていただきたいと思います。

それから6款の関係でもう一つお尋ねしたいのは、6の1の3の関係ですけれども、水稻生産緊急支援事業費補助金の関係です。これは、急激な米価の低落でそれに対する支援だと、種もみというふうな説明もありました。それで、具体的にこの金額で、421万1,000円で生産農家に対してどれぐらいの支援になるのか、その中身を教えてくださいたいと思います。

この2つ、お願いをします。

○**國井輝明委員長** 秋場課長。

○**秋場礼子商工振興課長** セミナーの委託先についてですけれども、現在考えておりますのは公益財団法人21世紀職業財団などの専門分野の組織等に委託することを考えているところであります。

○**國井輝明委員長** 犬飼課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

水稻生産緊急支援事業費補助金についてでございます。ただいま川越委員からもありましたとおり、水稻の種子購入費に対して支援するも

のでございまして、支援する内容につきましては  
は水稻の種子購入費の3分の1以内、1アール  
当たり500円を限度に交付することを予定して  
います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** じゃあ、種もみのほうからで  
すけれども、3分の1を市で補助。新聞報道など  
だというと、県でも4分の1補助するというふ  
うなことになった場合、トンネルに寒河江に入  
ってきて出るのか、そうでなくて生産団体や生  
産者のほうに県からと市からとそれぞれ行く  
というふうに理解をしていいのかどうなのか、こ  
の辺教えていただきたいと思います。

それから、女性が輝くセミナーの関係であり  
ますけれども、やっぱりこういうふうなものも、  
市の労働行政の中でそれぞれの民間の企業に対  
してもいろんな形でかかわっていく必要がある  
んだと思います。いろんな財団に銭やって、そ  
っちでそういうふうな指導をしてけるというふ  
うなことじゃなくて、市の行政と市内の民間団体、  
市民ともっともっと近づいた形の中で、やっぱ  
り市もやっているなという、こういうものが双  
方に確認できるような行政のあり方ということ  
を私は期待をしていますので、この辺十分配慮  
してやっていただきたいということを申し上げ  
ておきます。

見解ありましたら、お聞かせをいただきたい  
と思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

それではお答えいたします。

この水稻種子に対する補助につきましては、  
委員御案内のとおり県のほうでも制度化してい  
ます。県のほうの分につきましては、市を介さ  
ずに直接生産団体のほうに交付になります。

○**國井輝明委員長** 秋場課長。

○**秋場礼子商工振興課長** セミナーの内容につ  
きましてはこれからになりますけれども、講演、

パネルディスカッション、グループ討議など  
を含めて、より身近なセミナーにするようにして  
いきたいと考えておるところです。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
川越委員。

○**川越孝男委員** 19、20ページの関係、7款の関  
係、7の1の4の関係でありますけれども、1  
つは、四季のまつり実行委員会に対する負担金  
として1,500万円が補正で出されているわけ  
でありますけれども、補正になった理由をお聞  
かせいただきたいと思います。

それから、2つ目が観光物産消費喚起事業、  
委託料としてこれまた460万円計上されている  
わけでありまして、この内容についてお聞  
かせをいただきたいと思います。

それから、3点目でありますけれども、観光  
キャンペーン推進協議会負担金として802万  
5,000円計上されているわけでありまして、  
この協議会の構成団体、どういうものがある  
のか。そして、協議会の負担金でありますの  
で、それぞれの団体の負担金というのはい  
かのようになっているのか教えていただきたい  
と思います。

それから、4点目でありますけれども、7の  
1の6の関係です。19節で、企業誘致推進事  
業費として981万5,000円減額になっていま  
す。この減額の理由を教えてくださいと思い  
ます。

○**國井輝明委員長** 原田さくらんぼ観光課長。

○**原田真司さくらんぼ観光課長** 御質問のほう  
にお答えしたいと思います。

御質問にございます7款第1項第4目の観光  
費の補正につきましては、事業としましては3  
つ事業があります。祭り振興事業としまして  
四季のまつり実行委員会への負担金、あと  
次の観光物産消費喚起事業、また観光誘客  
推進事業、この3つにつきましては地域住  
民生活等緊急支交代付金、国からの交付金  
による事業でございます。

まず、最初の四季のまつり実行委員会の負担金につきましては、この交付金の中の地方創生先行型事業の大規模イベントということで行うものでございます。内容としましては、さくらんぼ祭りのリニューアルということで、まだ仮称でございますけれども「さくらんぼの祭典」ということで開催する経費でございます。

次に、観光物産消費喚起事業の内容についてお答えしたいと思います。

大きく分けまして、2次交通対策とあとは特産品対策の2つでございます。2次交通対策としまして、タクシーと観光さくらんぼ園の入場料、または慈恩寺拝観料をセットにしまして割引商品の販売を行うものでございます。また、特産品対策としましては、特産品の通信販売サイトの構築とプレミアム付の通信販売のほうを行っていくものでございます。

次に、観光誘客推進事業の中のキャンペーン推進協議会の負担金でございます。これの構成団体としましては、観光に関係します農協、商工会、その他チェリーランドですとか民間の企業あたりも含めての構成になっております。それぞれの負担金の額については、ちょっと今現在、資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

- 国井輝明委員長** 秋場商工振興課長。
- 秋場礼子商工振興課長** 企業立地促進補助金の減額について申しあげます。

J Aさがえ西村山の広域農機センターなどの予定用地でございますが、平成26年度中に操業開始予定で当初予算に計上しておりましたが、J Aの計画変更により操業開始が先送りとなったことから、このたび減額しようとするものがあります。

- 国井輝明委員長** 川越委員。
- 川越孝男委員** 逆に企業誘致のほうの関係からお尋ねしますけれども、これも非常に工業団地、あそこをJ Aで買っていただいて、交差点のと

ころね。そして、さまざま地下の調査やなんかもして、26年度から動き出すというふうに思っておったんです。ところが、先送りになったというふうなことで、この先送りはいつころまでとかなんかというのが示されているのかどうか、教えていただきたいというのがまず1つです。

それから、観光キャンペーン推進協議会の負担金の関係でありますけれども、今手元に資料がないということでありますので、後で議員のほうに出していただきたいと思います。

でなかったらば、資料の提出だから、動議だからというのであれば、休憩をとって資料を持ってきていただきたいと思います。そんなことしないで、今手元にないから答えられないのだというふうに私理解します。もちろんこの中身は、情報公開の観点からいっても秘密のもので何でもないというふうに理解をしますので、後ほど出していただきたいというふうに思います。それで違うんだとしたらば、それなりの見解をここで教えていただきたいと思います。

それから、観光物産消費喚起事業の関係でありますけれども、タクシー会社などと委託契約をして、慈恩寺の拝観料やなんかとタクシー代とセットのやつというようなことのようにですけども、具体的にどのようなことをイメージしているのかね。あるいは、もっと本決まりになっているんだとしたらば、その内容を教えていただきたいと思います。

- 国井輝明委員長** 原田課長。
- 原田真司さくらんぼ観光課長** 観光キャンペーンの構成団体の負担金の資料については、後ほど提出させていただきます。

あと、タクシーとのセットのやつについては、今現在制度のほうを作成しているところでございますので、まだ今の段階では決まっておりません。イメージとしましては、タクシーと入場料等をセットにしまして、1人1,000円ほどの割引をしていければいいなというようなことで

考えております。

○**國井輝明委員長** 秋場課長。

○**秋場礼子商工振興課長** JAさがえの計画の変更についてですけれども、ことしの2月に変更計画が提出されたところであります。それによりますと、着工が27年5月、竣工が27年11月で創業ということで伺っておるところでございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 19、20ページの関係で、8の1の1の関係。県単の道路改良負担金330万5,000円、これはどこでどういう内容なのかを教えてくださいたいと思います。

それから、21、22ページ、8の5の1、住宅地開発指導事業の委託料の400万円、この内容についても教えてくださいたいと思います。

それから、21、22ページ、10の3の2の関係……（「9款までです」の声あり）ああ、9款までか。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 8の1の1の県単独道路改良事業の負担金の関係でございますけれども、県道の田代白岩線につきまして増額になったということでの負担金の増になっております。ちょっと内容等については、申しわけありませんけれども、詳しく聞いていないところであります。

あと、8款5項の住環境整備費、宅地開発指導事業の400万円につきましてですけれども、こちらにつきましては空き家の実態調査のための費用でございます。

○**國井輝明委員長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 21、22ページ、10の3の2の関係ですけれども、前段、後藤委員からも食育の

関係で質問があったわけでありますけれども、ここでは地産地消、さがえ食育の日推進事業で賄い材料費として248万6,000円、補正で追加になっているわけでありますけれども、この理由と内容について教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** お答えいたします。

先ほど後藤議員の御質問にもお答えさせていただいたということですが、中学校、現在、先ほど申しましたように毎月19日にさがえ食育の日としてそれぞれテーマを持って子供に指導をするということはやっておるわけですが、小学校はそういうほかにも教科の授業であるとか総合的な学習の時間、学級指導など授業等でも食育にかかわることをやったり、親子給食等を取り入れたり、そういう発達段階に合わせて食育の教育が多様に展開されております。

それに対して、中学校のほうはなかなか小学校と同じような学習内容ではないものですから、同じような取り組みは難しいと。逆に言えば、中学校では給食こそが食育の大切な学習の場というふうな位置づけになっているかと思えます。そこで、中学校の生徒にも地産地消のさらなるよさの推進ということも図りながら、さがえ食育の日推進事業を取り入れていくということでございます。

補正に入れているというのは、国の補正予算との関係で先行ということもあつての位置づけということでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** これ、補正ですので、財政当局からもちょっと事前にどういう内容かお尋ねをしたんですが、今課長からあつたように、26年度で国のほうから出るので補正を組んで、そして27年度に具体的に事業で執行していくんだと。もちろん市長からの提案の際も27年度の新年度予算と、国のほうから来る地方創生の関係の交

付金などを有効に使いながら、26年度で補正を組んでそれと一体のものとしていくんだというから、これは十分理解をしているんです。大変有効に使えていいなというふうに思うんですが、やっぱり2回分の、2カ月に1回の6回分というふうなことなんですね。そして、これが中学校での食育の極めて重要な部分というかな、あと月1回は小中学校で19日の日をしているんだというふうなこととの関係などからすれば、これは新年度の事業だから新年度予算で聞くようにしますですか。

これは、まず後で、当初予算のほうでお尋ねをしたいと思います。まず、わかりました。

○**國井輝明委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第2号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第2号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第2号第1表中歳出第3款、歳出第4款

建設経済分科会	議第2号第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款
---------	---------------------------------

散 会 午前10時31分

○**國井輝明委員長** 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年3月9日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安孫子和広	病院事務長	荒木利見	教育長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
安達晃一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会  
平成27年3月9日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第2号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

### 総務文教分科会委員長報告

再開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

- 國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。  
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

- 沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月6日、委員全員出席し開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、歳出第10款、第2表及び第3表であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第2号第1表中歳出第9款の審査終了後に第2表及び第3表の審査を行い、その後、議第2号第1表中歳出第10款の審査を行うことについて

お諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中向東地区農道整備事業分担金の割合について」の問いがあり、当局より「15%の分担金です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「政策推進事業で開催する女性会議の具体的な内容について」の問いがあり、当局より「20代から30代の女性の減少に対応するため、女性市民会議を予定しております。この会議で、1つは講演会の開催で、中央の女性関係の講師招聘のため報奨金費80万円を計上させていただきます。また、この講演会とあわせてワールドカフェ意見交換会ということで、四、五人のグループに分けて意見交換会をすることを考えております。そのほかに、100名程度の女性を集めて、そのための臨時託児所を開設し、その保育士の賃金に3万9,000円を計上しております」との答弁がありました。

委員より「毎年いろいろな企画がなされております。国からの予算がなくても、自治体の中で継続的な事業の展開ができるような方向で事業されるよう期待します」との要望がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2号第2表を議題とし、当局の説明

を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学校給食事業の賄い材料ですが、市内のどのようなところと提携を組んでいるのか」との問いがあり、当局より「寒河江産の材料を使用するに当たり、市と農協と生産組織の協定を結んで、安定供給に努めております。今回のこの事業につきましては、主に生産組織から食材の提供ということを想定しています」との答弁がありました。

委員より「できる限りその日のメニューは寒河江産の食材を使用するよう要望します」との要望がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

[阿部 清厚生分科会委員長 登壇]

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月6日、委員6名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第2号第1表

中歳出第3款及び歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「多子世帯保育支援事業の第3子からの保育料無料化の対象が、小学校3年生以下の子供が3人以上いる世帯から小学校6年生以下の子供が3人以上いる世帯までに拡大しますが、その対象人数と周知の方法、また繰り越す理由について伺いたい」との問いがあり、当局より「対象者数は、保育所が50名、幼稚園が47名を見込んでいます。また、周知方法については、できるだけ早い時期に第3子確認書類等の提出を求めるなど、必要な措置を行いたいと考えております。また、繰り越す理由については、実りある事業とするためにも全額繰り越して、27年度の事業として実施しようとするものです」との答弁がありました。

委員より「次世代育成支援対策事業で、子育ての各種サービスなどを1冊の本にまとめガイドブックにするということだが、寒河江の内容だけで独自につくるという理解でいいのか」との問いがあり、当局より「オリジナルでつくりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「生活保護扶助等事業の扶助費が昨年も2,000万円減額、ことしも3,000万円減額しています。医療費が当初見込みより減ったという話だが、集団的インフルエンザ等がないためなのか状況を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「個別の状況はわからないところではありますが、平成24年度は入院した方が多かったようでふえたということであり、その危険性を見て25年度、26年度と増額することのないようにしたのですが、2年続けてそういうことになったということから減額になったということです。インフルエンザの爆発的な流行など

がなく通常であれば、例年並みで間に合うかと思えます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病院費で1億5,000万円ふえますと、6億5,000万円を超える繰り出しがなされます。総務省の繰り出し基準からしてどうなのか。また、寒河江市立病院の状況からして、どのくらいの繰り出し基準になっているのかを教えてください」との問いがあり、当局より「今回、設計費を含みますと6億5,129万6,000円になりますが、総務省の基準内繰出金としては3億1,100万円と示されております。基準外の繰出金としては、3億3,900万円という構成になっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月6日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第2号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款であります。

審査に入る前に、審査の都合上、歳出第5款の審査終了後、歳出第7款の審査を行い、その後、歳出第6款、歳出第8款の順で審査することを諮り、了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「女性が輝く職場づくり推進セミナーの委託はどこにするのか」との問いがあり、当局より「専門分野の組織とか女性が輝く職場づくりに先駆的に取り組んでいる企業の経営者、またはそのような活動を活発にしている著名人などを考えているところであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「去年はゆめタネ@さがえの会場の中に飲食関係のお店が少なく、非常にながかりしたという話がお客様からあった。先ほどイベントについて説明があったが、それは会場の中に設けるのか」との問いがあり、当局より「冷たいラーメン祭りや焼き鳥Barのミニ版のようなイベント、それから露店市を計画していますが、場所は昨年ブレイブジャンプという大型のスリル系アトラクションのあった広場で、6月13、14の2日間行う予定です」との答弁がありました。

委員より「地域消費喚起推進事業補助金5,800万円計上されているが、その経済効果の見込みはどれくらいか」との問いがあり、当局より「プレミアム付商品券で発行総額3億円、プレミアム率は一般向け20%、子育て応援向け30%を予定しております。経済効果については、発行総額の3億円以上と考えております」との

答弁がありました。

委員より「プレミアム付商品券の発行予定はいつごろか」との問いがあり、当局より「発行予定日は4月18日と考えております。4月18日から20日までの3日間については、3カ所に特設会場を設けて販売を予定しています」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼの種吹きとばし大会が今年30回を迎えるようだが、これを記念してギネスに載せるとか寒河江が一番だとPRすべきと思うが、考え方はどうか」との問いがあり、当局より「ことし、ギネスに挑戦したいということで、ギネス側と連絡をとり合っているところです」との答弁がありました。

委員より「観光誘致推進事業で新潟と庄内を新たなターゲットにするということだが、その内容はどのようなものか」との問いがあり、当局より「庄内はイオンモール三川でさくらんぼの種吹きとばしキャンペーンを行うとともに、新聞折り込み等で展開し、新潟はさくらんぼ観光についてテレビコマーシャルを考えております。この効果を検証しながら、将来的には庄内でのキャンペーンをふやし、いずれは新潟でもキャンペーンを行わなければと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「青年就農給付金該当者は何名か」との問いがあり、当局より「今回の補正予算で対応する方は、個人が12名、夫婦1組で14名となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「住環境整備の空き家の実態調査の委託先は」との問いがあり、当局より「専門知識を有する建築関係の事業者を想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時49分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明

平成27年3月9日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安孫子和広	病院事務長	荒木利見	教 育 長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
安達晃一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
山田良一	総務 主 査	渡邊拓也	総務 係 長

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会  
平成27年3月9日(月) 午前11時10分開議

開 会

- 日程第 1 議第 7号 平成27年度寒河江市一般会計予算  
" 2 議第 8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
" 3 議第 9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
" 4 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
" 5 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 6 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 7 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 8 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 9 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 10 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 11 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算  
" 12 議案説明  
" 13 質疑  
" 14 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前11時00分

号平成27年度寒河江市水道事業会計予算までの  
11案件を一括議題といたします。

○**國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第17

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

## 質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

なお、質疑の際はページを示していただきますようよろしくお願いいたします。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第7号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ページでいうと32ページ、16款寄附金にお伺いしたいと思います。

これまで、前年度ですと予算が100万円というところだったんですが、今回この寄附金の項目については1億円と10万円という非常に金額のほうが上がっております。こちらは、多分ふるさと納税のほうでこれぐらいを見込んでこの金額の設定だと思んですが、さきの一般質問でもお話をお伺いしたところ、徐々に上がってきているから今年度は、26年度は今のところ二千数百万円だということだったんですが、今回この1億円というふうに大台、非常に大きな金額になったんですが、これについてどのような対策でこれぐらいの金額の御寄付をいただこうと思っているのかお聞かせください。

○**國井輝明委員長** 宮川財政課長。

○**宮川 徹財政課長** それではお答えをいたします。

先般の一般質問でも若干説明をさせていただいておりますけれども、まず他自治体の例を見ましてもアップの契機となっているというのが、いわゆるPRの徹底と特産品、返礼品の見直し

というふうなこの2つのポイントが大きいというふうに我々も理解しております。

そのために、全国的には一番見られておりますポータルサイトが、ふるさとチョイスというポータルサイトがございますので、そこから基本的には申し込みができるようなシステムの構築というのがまずは一番増額をするための方策というふうに考えております。そのために、4月からはクレジット払いによります公金払いというか、それが可能なようにまずはしていきたいということでもあります。

考えてみますと、私どものホームページ、ふるさと納税で申し込んでいるこれまでの状況等を見ますと、やまがたe申請を利用した利用者が約6割、それからファクスやその他メールで申し込まれる方というのが残りの4割というふうなことでありますので、いわゆる寒河江市のホームページにアクセスをして申し込まれるというのがほとんどでございますので、そういう意味で先ほど申しあげましたふるさとチョイスの画面で、寒河江市のホームページにまずは今はアクセスをしていただく形になりますが、そうしたときに直接そのふるさとチョイスの画面で寒河江市のほうに寄附が申し込めるという状況をつくり出すことによって、まずは相当程度ふえるというふうに見込んでおります。

なおかつ、クレジット払いによって決済もすぐできるというふうな状況にできるだけ早い時期にやりたいというふうに思っております。その部分は若干時間差がございますが、そういった手法でまずはクレジット払いが4月から可能となるということで、相当額程度の件数、それから金額のアップを見込んでおります。

なお、せんだっての一般質問でもお答えしましたけれども、返礼品につきましても大幅な見直しが必要だということでもありますので、今それに向けて各事業者等々とお話をさせていただいておりますので、返礼品の見直しの部分も4

月以降アップできるのではないかということで増額を見ているというようなことでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。私もやっぱり勉強のためにふるさとチョイスであったり、そのほかいろいろポータルサイトありますけれども見せていただいたり、あとはふるさと納税の何がもらえるかという返礼品が一覧になった雑誌なんかも今販売されておりますので、そういったものを見させていただいております。

やはりふるさとチョイスから直接、そしてカードで支払いができるとなると、金額のほうは確かにアップはすると思うんですけども、あのサイトとかを見ていると、一番思うのが、正直ふるさと納税というよりも産直をお取り寄せする気分でやっぱり皆さんも申し込んでいただいているという方がほとんどで、例えばで言ってしまうと、こちらの自治体にふるさと納税するとお米が10キロもらえると。じゃあ、それでいいなと思った人が、今度は別な市が同じ1万円の寄附で20キロもらえると。そっちになってしまうんじゃないかというそういう返礼品の合戦もやっぱりあの中でありまして、それがならないように国からは指導が今回入ったようですけれども、ぜひふるさと納税の一番の基本の部分であるふるさとを支援しようとか応援しようというその気持ちがぜひあるように、例えばいただいたらやっぱりこういうところに使っているとかということでもうまくやはり寒河江をPRして、そして今後も寒河江を応援していただけるような返礼の仕方なんかも考えていただければと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 歳入関係で、ちょっとずっとこの分科会で審査する上で、課題というか思っていることがあるんです。というのは、1つは歳入で来ている国庫支出金なり県支出金の関係、

これそれぞれ例えば民生費だのの農林だのと皆分かれるわけなんだけれども、これらが委員会は総務分科会に付託になるのね。予算特別委員会からだから。それは、私いいと思うのよ。歳入部分を総務分科会で審査するというのはいいんだけど、歳出だけ3つの常任委員会です。私は厚生に所属しているんだけど、厚生の中のさまざま歳出で予算の関係をやっていくとその財源の部分も歳出の部分に出てくるんだけど、その中身を聞かれてから一回一回説明するよりも、歳入の中で県支出金なり国庫支出金の中で民生何々とずっと皆項目あるんだけど、これはこういうふうなことだというふうに説明を受けた上で、事業元の歳出の部分の説明を受けると理解しやすいというか、いいなというふうに思うことが1つです。

したがって、付託は付託で歳入は総務分科会でいいんだけど、当局がそれぞれの委員会の中で歳出予算の説明の際に、先にその歳入の部分のやつも説明をしてくれた後で歳出の部分をしてもらいたいということが1つ。これは、当局の説明の仕方の部分で十分できるんだと思います。今も、聞かれると皆ずっとするのよ。これは何分の1が国から、県から何分の1とかというふうになるんだけど。ということが1つ。

それからもう一つは、例えば国保なり高齢者なりの特別会計の関係にいった場合、もちろん分科会で歳入も歳出もするわけです。審議ね。そうしたときに、税の滞納状況とか収納状況、これらは税務課なのね。税務課の人が、例えば私はなどは厚生だけれども、厚生で審議するとき税務課長とか税務課の人が来ていないという問題などもあるのね。したがって、そこら辺などは連合審査という、議会のルール上はそういうふうな方法もあるんだけど、何か今後、今回はまずできないにしても、そういうふうなことをしていかないというとだめなのかなとい

うふうな思いがありますので、ぜひ予算特別委員長には、あとは議運あたりでも今後の課題として検討していただきたいというふうに思いますが、その辺についてまず見解をお聞かせいただきたいと思いますが、現行のままで、2つ私は今お尋ねしたんです。

○**國井輝明委員長** まずは、川越委員からの発言は御意見としてお受けしまして、各分科会ではそういったところを御配慮いただいて説明いただくようお願いしたいと思えます。

ほかに質疑はございませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 14ページ。市税の関係なんですけど、2.1%減ということを見込んでいたというふうなことでございますが、ここにも説明にもありますとおり、営業や農業所得の動向でというふうなことでございました。

実は、私も非常に心配をしているんですけど、今それぞれ市民との対話といいますかをする機会が多くなってきて、この農業所得が非常に下がっているというふうな実態がやっぱり明らかになってきて、そういうふうな話を伺っております。予算をつくる際は、国の動向あるいは国とのやりとりなんかがあって、一定の目安といいますか基準等も勘案してこういうふうなものになったというふうに思いますが、私はもう少し下がってくるというふうな心配があるのではないかとこのように思っていますけれども、そういう心配はないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 松田税務課長。

○**松田幸彦税務課長** 今年度の予算上においても米の米価の下落とかいろいろありましたので、農業所得につきましては約4%ほど減という形で計上させております。今後とも、やっぱりそういう旨が危惧されていくんじゃないかなというふうに予測はしております。よろしいでしょうか。

○**國井輝明委員長** 内藤委員。

○**内藤 明委員** 農業所得は4%何がしというふうなことでありますが、そのほかではそんなに下がらないというふうに見込んで、こういうふうな数字になっているというふうに理解してよろしいんですか。

○**國井輝明委員長** 松田課長。

○**松田幸彦税務課長** いろいろと総所得という形でいろいろ調べた結果なんですけれども、県の調査あたりよりも市内の所得関係がかなり下回っておりまして、県の調査よりもやっぱり約0.9%ほど減、あとそれ以外に増加したものとやっぱり消費税増額に伴う部分がありまして、その部分が少し、若干、増で、6%ほど増加というふうに見込んでおります。あと、営業等譲渡所得関係が、これが少し多くなりまして75%の増額というふうに見込んでおります。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑ありませんか。新宮委員。

○**新宮征一委員** ページ数では、20ページ、21ページ。12款の使用料及び手数料の1項使用料3目のこの土木使用料についてであります。土木関係は歳出のほうで私ども建設経済分科会のほうに付託になるわけですけれども、3番の市営住宅の使用料、今回約92万8,000円前年度よりも比較して減になってはいますが、この3,363万8,000円、これの新年度、いわゆる27年度に新たに使用料として徴収できる金額と、それから繰り越されている前年度までのこれらの収入との分類を教えてください。

滞納されている分で、27年度に入ってくるものと、新年度、27年度に新たにできるものとの区分です。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** お答えします。

過年度の滞納収納額といたしまして229万4,700円でございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** ということは、残りが要するに

27年度に新たに発生するものというふうな理解でよろしいんですね。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** そのとおりでございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 2点お伺いさせていただきます。

まず第1点、2款1項の2目になりますね。45ページ、広報広聴事業に関してであります。こちら、金額を見ますとほぼ昨年と同様ですので、多分昨年と同様のことを行うのとは思うんですが、基本的にこちらのほうの市報は昨年同様の企画で発行をされるのかという点です。

あともう1点が、53ページになります。2の1の7になりますが、ホームページ運営事業であります。こちらのほう、昨年度から見ると約150万円ほどアップしているようなんですけども、こちらについて多分上がった費用で要はホームページのほうをリニューアルされるというふうに思うんですが、リニューアルについてなんですけれども、スマートフォン対応にするのかどうかとその2点についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 月光政策推進課長。

○**月光龍弘政策推進長** 2点御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

初めに、市報のほうのあり方ということだと思いますけれども、先般うちのほうで広報委員会なるものを開催しておりまして、いろいろ意見等をいただいております。その中で、5日号、20日号のボリュームの割合を変えたらどうかと

いう意見とか、あとは毎回表紙をカラーにしてほしいとか、そういった御意見等々をいただいておりますので、ちょっと予算のこともございますが、いろいろ工夫しながらそういったことに対してできる限り対応してまいりたいと考えております。市報に関しては以上でございます。

もう1点は、ホームページのリニューアルの件で御質問をいただきました。ホームページのリニューアルにつきましては、若干準備期間が半年ぐらい必要でありますので、10月を予定しているところでございますが、その内容につきましてはこれまで議員さん方からいろいろ御指摘いただいたフェイスブックなどとの、SNSとの情報共有、あとは特に見やすさですね。今、御指摘のスマートフォンの対応画面、現在ちょっとスマートフォン対応になっておりませんので、そのままうちのホームページをスマートフォンに落とした場合に全体がぐしゅっと圧縮された形で、非常に見づらい形になります。その辺を見やすくできるよう対応してまいりたいと考えております。

あとは、更新作業のスピード化なども含めながら、いろいろ使いやすいホームページにしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。

それでは、まず1つ、広報広聴のほうなんですけれども、私もやっぱり市民の方から御意見をいただいております。5日号、20号出るわけなんですけど、やっぱり表紙はせめてカラーにしてほしいと。そして、できればやっぱり全ページカラーのほうがもっと見る人がふえるのではないかということでした。もちろんそれは予算がかかることではありますけど、それによって見る人がふえるのであればやっぱり費用対効果というものはあると思いますので、例えばボリュームを変えてというところもあると思います

が、できるだけとっていただけるような形にしていただきたいと思います。

そして、27年度から、例えば近いところでは村山市では1月にこれ、情報が出ていたんですけども、時代に合った情報誌感覚を持つ誌面デザインにしたいということで、プロポーザル方式での公募を行っておりました。こちらのほうは、詳しくはちょっとまだわからないんですが、質問等を見ておきますとデザインをする会社と印刷する会社を分けてでもこういったことをとって、できるだけ市民の方から親しみやすい誌面をつくるような努力をなさっているようですので、こういったものもぜひ今後検討していただければと思います。

そして、53ページのホームページ運営のほうに関してですが、先ほどスマートフォン対応について伺ったところなんですけれども、こちら私が若いからどうかとかそういうことではなくて、グーグルのほうで4月21日よりスマートフォン対応のホームページかどうかによって表示するランキングを変えるというふうに言っております。これは、非常に検索結果、基本的に何をなさるにも今はパソコン等で検索して動きを決めるというのが大きいんですけれども、その検索結果に非常に大きい影響を与えますので、スマートフォン対応かどうかというのは今から、特に自治体のホームページというのはいちとおくれがちだと言われるんですが、こういったところもやっていただいて、例えばの話、「さくらんぼ」と打ったときに寒河江市がどこに出てくるかというのは、こういうのが非常に重要になりますので、こういったところも意識していただいてスマートフォン対応にしていいただければと思います。

そして、今回SNSとの共有ということもありました。私、情報は出すのに意味があることじゃなくて、人に伝わることにやっぱり意味があると思いますので、どうやったら伝わるかと

いうところだと思います。その後、情報の内容も私は必要ではないかと思うんですが、例えば今、市のホームページですとやっぱり市のオフィシャルな情報、例えばこういうことを今後行いますよとか何かそういったものを基本的には情報発信するのが市のホームページの一番の役割ではありますが、例えば前回一般質問のときに高橋議員もおっしゃいましたが、「第19回ふるさとイベント対象で寒河江の御輿の祭典が優秀賞をとりました」なんていうのは、これは山形県のホームページには載っているんですが、残念ながら寒河江のホームページには現在のところ載っておりませんし、例えば山形の米日本一推進運動食味コンクールでこの間、寒河江のつや姫が最優秀賞の山形県知事賞を受賞して、これでこのコンクール3連覇になったんですけども、「寒河江のつや姫が3連覇しました」なんていう情報は非常に寒河江のつや姫の付加価値を上げる情報でもありますし、販売促進、そして寒河江の魅力向上にもなると思うんですが、ただこれは市が例えばやっているわけじゃないので、厳密に言うとじゃあ市のホームページで出せるかどうかとかというのはあるとは思いますが、やはりこういったものはホームページやSNSを使って発信していくことによって、寒河江のつや姫が売れることになったり、もしくは寒河江に来ていただく方がふえることになると思いますし、出すことによって寒河江市民自体が「ああ、そうだよ。おれらのまち、こういうところいいよ、いいことあるよね」ということで例えばどんどんシェアして、ホームページを見ている方以外にも情報が伝わっていくということがあると思いますので、そのシステム的なものだけではなくて、伝える中身、発信する中身というのもぜひ今後御検討いただければと思います。

○**國井輝明委員長** ほかにありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 2款1項9目、59ページの防犯対策事業であります。

最近の事件で、事件解決の方法として広く使用されているのが防犯カメラであります。ここに2,800万円、そして工事費が2,750万円というふうに記載しているわけですが、寒河江市内に防犯カメラの設置は現在何台ぐらいあるのか。今後、設置の予定などをお聞きしたいと思います。現在の台数。

○國井輝明委員長 小林市民生活課長。

○小林友子市民生活課長 防犯カメラの設置台数ということでございますけれども、26年9月末でございますが、トータルで7台ほどの防犯カメラが設置されているようでございます。

そして、今年度ですが、この事業ではございませんけれども、市民浴場のほうに設置する予定でございます。以上です。

済みません。27年度に市民浴場のほうに設置する予定でございます。

○國井輝明委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 市内で、現在までで7台、今度は市民浴場で、トータル8台。

先日の事件の、中学生が殺害された事件ですが、河原のほうに行くにも、あるいは公園の中にも防犯カメラが設置されていたということで、非常にそういう事件の抑止効果にもなるんじゃないかと思うんです。したがって、1台どれくらいかかるのかわかりませんが、この工事請負費2,750万円なんていうと、これに使うのかどんなかちょっとわかりませんが、もっと多くすべきではないかなというふうには思うんですが、そしてまた市でできないところを各地区でするとするならば、そういうところの助成措置などはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○國井輝明委員長 小林課長。

○小林友子市民生活課長 防犯カメラの件でございますけれども、こちらの工事費については防

犯カメラの工事費ではございませんで、LEDの設置工事の費用でございます。

防犯カメラについては、非常に犯罪の抑止力があるというようなことも言われているわけですが、それぞれの施設の中でとか、あと民間のほうでもそれぞれ犯罪の抑止ということをつけていらっしゃる場所もあると思いますので、公共施設だけではなく、市民と一体となってやっぱり整備していく必要もあるかとは思いますが、その補助については今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○國井輝明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 42ページ、3ページあたりかなというふうに思いますが、研修の関係です。これも、研修というのは県あたりでするやつの方だけを見られているのかわかりませんが、この前一般質問でも申しあげましたけれども、業務研究会的な業務の研修、研究なども必要だというふうには私は思うんです。

私、26年度に情報公開条例に基づいて2回、資料を見せてもらってコピーをいただきました。しかし、2回とも間違っているのね。手続がよ。だって、その都度、「これだめだよ、この次から直して」というふうに言っても、同じ間違いが出ています。したがって、職員全ての課に共通しているんだけど、そういう業務が一人一人の、課長がもちろん決裁するんだけど、そこら辺に徹底がなっていないのかなと思います。

したがって、ぜひこの予算でできるのかどうかかわかりませんが、そういうものをきちんと予算化して、予算がなくてもできるんだらばやっていただいて、お願いをしたいと思います。

それから、この前も一般質問で申しあげましたけれども、TPPの問題、これらについても

きちっと情報をとって職員も勉強会をするということが必要だと思うんです。そうしたときに、市民も一緒になって、市民の暮らし、生活に影響がないようにと市長が言われるとおりに、私も全くだと思います。そうしたときに、議員なども一緒にそういうふうな研修会ができるようにしていただきたいというふうに思いますけれども、そこら辺の関係、今の2つを含めて研修という問題についてどのように。そこでない、別な部分で予算をとっているのかもわかりませんが、教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 奥山総務課長。

○**奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局** 長 それでは、研修についてお答えを申し上げます。

研修につきましては、行政的な研修につきましては、山形県の研修所のほうである研修にうちのほうでも積極的に参加はさせていただいてるところでございます。毎年、200名近くの職員が参加して研修はさせていただいているところですが、議員がおっしゃられるようにそういうふうな認識違いとか間違いというのは職員個々の問題であるし、また上司のほうもよく見なきゃいけないという上司の管理義務もあるわけでございますので、その辺については徹底してまいりたいと思います。

また、あと議員さんを交えての研修ということですが、それについては少し勉強させていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 例えば、今動いている情報公開なんていうのは、市民と行政との信頼関係をつくる上で極めて重要なことなのよ。重要なこと。全ての課に共通すること。それが、職員にやり方やなんか徹底になっていないところを、今、「今後そういうことのないようにやります」だけれども、そういう実態。1年の中に2回だけ。指摘をしてだけ。次回間違いのないよ

うになというふうに丁寧に教えたんだぜ。また同じ間違いだけ。不服申し立てされれば、これまたおかしいことになるやつよ。

だから、常に業務について研修してほしいということなの。これは、改めて予算をとってどこかに行ってというのではなくて、それができないような人員配置になっているんだかなというふうな心配すら私あるんです。そういうことの余裕がなくなっているのかどうか、その辺も含めて教えてほしいんです。どういうふうに対応するのか、そういう間違いがずっと起きるということに対して。なくするなんていうのは当たり前よ。

○**國井輝明委員長** 奥山課長。

○**奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局** 長 当然にして、その事務担当者については責任を持って事務に当たらなきゃならないことは当然のことでございます。そういうふうな心がけで職員全員は当たっていると思いますが、やっぱりそういうふうな今議員からあったような事例が立て続けにあったというようなことでは、大変申しわけないと思いますが、やはりそういうふうなことで、この前の一般質問でも申しあげましたが、課長にも言うなり、また職員の内部の研修もあるわけですから、そういうところでは徹底させていきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 誤解ないように言いたいんだけど、私こういうのを問題にするとか何かじゃないのよ。わからなくてみんな、知ってらんなね業務についての研修、常に不足しているんじゃないかなというふうに、たまたま私などだから、議員という立場もあったし、ここのところ間違っているよというこういうふうな対応をしていますけれども、市民から申請があった場合、同じ間違いをしたら大変なことだというふうには私は思うのよ。だから、そういうふうなことが、やります、やりますと言ったって、具体

的にどういうふうにするかということがない  
改善にならないんだと思います。ぜひ、やっ  
ていただきたいというふうに思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

次に、歳出第3款について質疑はありません  
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありません  
か。沖津委員。

○**沖津一博委員** 人間ドックと通称言われている  
健康診断についてお伺いしたいと思います。

(「ページ数をお願いします」の声あり) ペー  
ジ数と言われてもちょっと、107ページぐらい。

がん検診のほうですけれども、地域ごとに人  
間ドックに毎年、島地区は4月の何日とあるわ  
けですね。それに男の方と女性の方と一緒に検  
診を受けるわけなんですけれども、そのときに  
乳がん検診と一緒にできないということがあり  
まして、ですから女性の乳がん検診を受けたい  
方は、乳がん検診を受ける日に1日の人間ドッ  
クをしていただきたいという要望がありまして、  
二度手間になるといいですか、またしなくちゃ  
いけないので、乳がん検診とドックを一緒にで  
きないかということの要望が大変多いので、そ  
の意見に関してどのように考えているのかお聞  
かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 宿泊ドック健康診査に  
つきましては、成人病検査センターのほうに委  
託をしているという状況にありまして、市だけ  
では決められないということもありますが、御  
要望があることにつきましては成人病検査セン  
ターのほうと十分話をして一緒に考えていき  
たいというふうに思っております。

○**國井輝明委員長** 沖津委員。

○**沖津一博委員** よろしくお伺いしたいと思います。  
やはり二度手間にならないように、乳がん  
検診を受けられる日に女性の方のドックも一緒

にやっただけならばというふうに思います  
ので、よろしくお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありません  
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありません  
か。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ページが119になります。6  
の1の3ですね。ブランド野菜振興事業費補助  
金について伺いたと思います。

こちら、金額が、新しいところでもないんで  
すけれども、この中身としては伝統野菜の振興  
と生産ということでありました。私思うんです  
が、この伝統野菜はどうしても生産性の問題と  
かがあってなかなか、廃れていったというのが  
今まで歴史としてあるわけなんです、今付加  
価値としてこういったものが見直されていると  
ころであります。

しかしながら、つくるほう、今回は多分この  
つくるものに対しての補助だとは思いますが、  
今やっぱり大事なのは売り先をどうするか、そ  
して売れる仕組みをどうやって、例えば農家さ  
んが付加価値をつけられるか。情動的付加価値  
になると思うんですけれども、どうかという  
ところになると思うんですが、そういったところ  
に関しては何か対策とか施策のほうは検討され  
ているのか伺いたと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長(併)農業委員会事務局長**

ブランド野菜の振興事業についての御質問で  
ございます。本市においてブランド野菜とい  
いますと通常、子姫芋、もって菊、谷沢梅、この  
振興を27年度について実施してまいりたいとい  
うことで予定しているところでございます。

それぞれ、もって菊、谷沢梅につきましては、  
26年度から加工品について付加価値を高める中

できないかということの試行錯誤を今は取り組んでいます。今年度、ある程度商品化を目指しながら今、後藤委員からお話にありました販売方法についても一緒に検討していければなどというふうに思っているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 何点かお尋ねをします。

1つは……。 (「ページ数からお願いします」の声あり) はい。148、149ページ。

住宅建築推進事業の関係でありますけれども、これは利用しやすく見直しをして、27年度実施をしたいというふうな説明があったわけですが、見直しの内容をどういうふうに検討されているのか教えていただきたいと思います。一つずつ聞いていきます。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 住宅建築の見直しの点でございます。

まず、リフォームにつきまして、これまでは一度利用された方は利用できないというふうになっておりましたけれども、新年度は一度利用した方もまた利用できるというふうに考えているところです。

あと、子育て定住支援事業でありますけれども、これまで市外の方の要件というのは、市内に3年以上おられた方が寒河江市に新たに新築される場合ということで想定しておりましたけれども、やっぱり人口の定住化を図るために1年以上ということで期間を短縮して新年度から実施したいということで見直しをしているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 次、140ページ、41、42、43あたりかなというふうに思うんですが、土地利用計画マスタープランの関係、これはどういう状況になっているのか、いつころできるのかも含めて教えていただきたいんですが。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 都市計画マスタープランの状況でございます。平成26年の8月にコンサルタントに発注しておりまして、現在都市計画マスタープランにおける現状分析とブロックごとの現況調査を実施しているところでございます。

昨年12月には市民アンケートを実施いたしまして、無作為抽出ということで高等学校の1、2年生、あと市内の中学校1、2年生、合計4,483件に対するアンケートの実施と、中央工業団地の経営者等の有識者等に対する聞き取り調査を実施したところでございます。その結果、2,343件の回答をいただき、現在アンケートの集計と分析を行っているところでございます。回答率といたしまして、52.3%というふうになっているところです。

これまでの進捗状況は、このアンケート、27年度からの新振興計画の策定を見据えた内容とするための検討や、都市計画マスタープランの理解を深めていただくためのリーフレット作成などに時間を要したため、当初の予定よりもおくれが生じているところでございます。

今後、この結果をもとにしてワークショップ等を開催いたしまして、各地域の現状と課題の整理を行うとともに各地域の要望の集約を進める予定としておりまして、年度内の策定に向け取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 今のやつで、進捗状況というのはわかりました。ただ、今度まとめて、そして

さらに審議会にかけて、都計審なりにね、かけてやってくるのかなというふうに思うんでありますけれども、これは議会などでも次の土地利用計画の見直しの際にこうしてほしいというさまざまな注文を出されてきているわけでありまして、そういうものがこの素案の中に入っているのかどうなのか。

新たにアンケートをとったから、それで組み立てているというものなのかね。議会に出されているものなどというのがその中に入っているのか。そして、そういうものもコンサルにお願いをしてというふうな話でありますけれども、審議会にかけるときには原案諮問になるのか、白紙諮問的なものになるのかね。当然にして、原案諮問というふうな形になるんだと思いますけれども、そうしたときには市民代表の議会あたりで出されてきているもの、蓄積されているものなどは、当然にして盛り込んで検討すべきだというふうに思うんでありますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまは、まだアンケートの調査段階ということで、当然これから審議会、あと議員の方々、あと市民各位の意見を十分に聞きまして進めていくところでございます。よろしく申し上げます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** したがって、これから原案つくる……。原案で諮問するんだべ、白紙でなくて。そうしたときに、議会に出された意見などというようなものも当然その原案をつくる際に、これは市当局として原案をつくるんでしょうから、生かしてもらえる、そこは十分判断されるというふうな理解でいいわけですね。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** そのとおりでございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

川越委員。

○**川越孝男委員** 次、145ページの関係で、山西米沢線の進捗状況です。おけている原因は、具体的にどういうことなのかお聞きをしたいと思います。

この前も本会議で、一般質問でも申しあげましたけれども、おけているんで、施工業者から地域の人に対して工事だよりというのが発行されています。私もこれを当局からというか、建設管理課からいただきました。しかし、私も去年の議会報告会でも市民の方から質問が出ました。あそこ、おけているんでないか。いや、私どもの班では「順調に進んでいます」というふうに市民に報告してんのよ。当初予算もちゃんと、26年度の当初予算も3月で異議なしで通っていますし、それから工事についての入札も7月に行われて発注もしていたもんだから、順調に進んでいると思っていました。ところが、そうでないんですね。

したがって、今はどういう状況になっているのだから。そして、こういう状況を施工業者が住民にお知らせするというんじゃなくて、寒河江市として、市の事業としてやっているわけですから、おけている状況などを私ども議員に対しても、順調に進んでいたと思っていたんです。その後のこういう事情でこうなっていますなんていうのは、説明は正式に受けていません。したがって、その辺の状況がどうなっているのか、今後の見通しも含めてきちっと教えていただきたい。そのことは、市としての説明責任だと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** お答えします。

確かに、12月に川越委員から一般質問等ありまして、大店法、大店立地法関係で、当初進める時点では6月に契約もして一緒に工事もできるであろうということで進めたところでございますけれども、その後、大店法、大店立地法関

係で確かに進まないというふうな状況でおくれが生じていたところでございます。

それ以降、商工振興課とも当然連絡をとりまして、1月の20日には県の担当課のほうにも出向きまして相談をしたところでございます。その結果、未契約の商業施設等につきましては近日中に、遅くなりましたけれども、近日中に契約を予定いたしまして、その後、工事に着手する予定でございます。工事につきましては、できるだけ早く年内に完成するように努力していきたいというふうに思っているところであります。

また、山西米沢線の道路改良工事の工事だよりにつきましては、請負業者さんのほうとも十分打ち合わせを行いながら、寒河江市発注の工事だということをきちっと書いていただいて、打ち合わせをした結果こういう便りにしたところでございます。

今後とも、交通量が1万台もあるところでございますので、通学路関係の歩行者の安全対策には十分注意をいたしまして、一日も早い完成を目指していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第9款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 150、151ページ、消防費の関係ですけれども、寒河江市内にも10階建てという高層の建物があります。しかし、西村山広域消防の中にははしご車がないから、山形市や天童市のほうから協力応援もらうような体制をつく

っているわけです。

しかし、はしご車というのは建物にぴたっと、ぴたっとというのではないけれども、接近しないという仕事にならないんですね。はしごを伸ばして、上まで助けたりなんかをするのに。そうしたときに、10階建ての建物に通ずる道路などが、狭隘な道路があるわけですね。地元の消防がぼっとそこに張りついて、消火体制をとるといって、後ではしご車が来ても入れないという問題がある。したがって、もし万が一そこで火災があった場合には、道路としてこういうふうに確保をしておくとかというふうな図上作戦が極めて重要だと思うんです。

そうしたときに、西村山の広域の中ではそういうふうなことをいろいろ図上作戦のやつをつくっているそうですけれども、実際寒河江なら寒河江市の消防団とそういう関係がきちっとなっていないという、今消火活動をしているときに、おまえたち邪魔になるから出ていけだのなんだのとやらなきやならないような状態ではまずいわけですね。

したがって、その辺の関係が今現在、市の消防団とそういう広域のそういう作戦などという絡みの中でなっているか、実態を教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明委員長** 奥山総務課長。

○**奥山健一総務課長(併)選挙管理委員会事務局長** 消防団につきましては、消防団の研修会とかさまざまやっているわけですね。そのときに、西村山の広域の消防署のほうからも職員の方も来て、講師とかさまざましていただいておりますので、その辺についてはお話しにはなっているかと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 話になっているかではなくて、広域にも聞いたんです。そういうのがないということで、広域の全協の中でも話を聞いているものですから、市の消防団などと話にな

っていない。

もし、万が一なつたときには、ちゃんと非常線を張って、水利はどこを利用して、どこにポンプ車が張りついてとかというようなことをしていないという、一般的な火災のときはいいですけども、そしてまた何ぼ高い建物があつても、周りから、はしご車が接近できるような場所はないと思います。しかし、そうでない箇所もあるのよ。現実には寒河江の中に。そうしたときに、そこが、あつてはならないんだけど、火災だという場合にはそういう作戦で、現地本部を設けるわけだから、消防の。火災のときよ。そういうふうなときには、できる作戦のやつをつくっておいて対応するようにしておいていただきたいというような、もううまくないんだというふうに私思っていたもんだから、ぜひそこら辺、遺漏なきように対応しておいてほしいというふうにお願いをしておきます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 156、157の関係です。地域に密着した高校づくり支援補助金という、この補助金の中身を教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** お答えいたします。

地域に密着した高校づくり支援補助金といいますのは、寒河江高校、寒河江工業高校、2校が行う事業に対する補助ということで、1事業30万円を限度に事業を展開しているということです。

地域の課題を解決する活動や地域に貢献する活動に対して補助を行っているということでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 寒河江高校の未来を考える会な

どが、今後の寒河江市の高等学校のあり方というふうなことで組織が立ち上がっているわけにありますけれども、それに対して寒河江だけでなく西郡全体でやるべきだと、産業高校の開校に向けてはね、申しあげてきておるんですが、そういうふうなことも含めたから、地域に密着した高校というふうな表現を使ったのかなというふうな思いもしたんですけども、そういうことではないというふうに、それぞれの学校でやっている活動というふうなことなんでしょうか。そうでなくて、そういうものも一緒になった形でというふうに理解していいんでしょうか。

○**國井輝明委員長** 山田課長。

○**山田健二学校教育課長** お答えいたします。

それぞれの高校でやっている事業に乗り合わせるというだけではなくて、そういうことではなくて、例えば本年度でいいますと、寒河江工業高校の機械科の生徒が寒河江中部小学校の5年生を対象に、プラスチックのペットボトルを使ったぼんぼん船とかそういうものを一緒にものづくりをする。子供たちが「ああ、あの高校はこういうことができるんだな」、また高校生の子供たちにとっては、自分たちの地元の子供たちに何か自分たちは貢献できるんだなとそういうことをお互いに学び合うといえますか、そういう事業として展開しております。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** そうしますという、今現在ある寒河江の高校の未来を考える会、これらの活動というのは金がなくてもやれるんだというふうなことなのか、あるいはそういうふうな活動の部分は予算的にどういうふうになるのかと、それから寒河江だけでなく西郡全体でというふうなことも何回か問題提起をしておるんですが、それらについての考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田課長。

○**山田健二学校教育課長** 高校の未来を考える会

という会があって、それでこれからのことを考えていることはもちろんございますけれども、その中にこの事業が参考になるというかそういうことはあるかと思っておりますけれども、その未来を考える会のためにこれがあるということではないと思っております。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** わかりました。

それで、未来を考える会というのは今年度も動いているわけでありましてけれども、それをもっと実効あるものにするためには、寒河江だけでなく広くというふうなことを、西郡全体でというような問題提起もさせてもらっているんですが、27年度に向けてはその辺はどのように考えているんでしょうか。

○**國井輝明委員長** 荒木教育長。

○**荒木利見教育長** 私もその会の設立にかかわってきた関係でありますけれども、そもそも高校の再編に絡んでこの組織が出てきた経過があります。つまり、寒河江の中に普通高校、そして産業高校といいますか、いわゆる工業、農業も含めてそういうふうな教育を受ける場がなくなってしまうという強い思いがあって、これから先どうなっていくかわからない、県の方針がどうなっていくかわからない、高松の果樹園芸課が左沢高校に統合したということもあるわけでありましてけれども、寒河江の思いをやっぱりずっと県のほうに伝えていくという、ひいては西村山からなくしてはいけないということなわけでありましてけれども、やっぱり寒河江工業というあそこの価値に一致したものも含めて、あとあそこの果樹園芸課の実習地もあるわけでありまして、そういった意味でこれから長い期間ずっとやっぱり県のほうにも訴えていく、それからそういうこれからの情報をお互いに学び合っていく、それから県との情報交換もしていく、そういう場にしていきたいということで、この会が何か一つの事業をやるとかとい

う今のところは計画はないわけでありましてけれども、それは毎年その思いを伝えながら県の情報も聞いて、地域の人々の意見も聞きながら長い見通しを持って一つの運動として組織を存続していこうというそういう思いがその中にあるわけでありまして、そのために、何か事業をするためにその会に予算をつけるということは、今のところ考えていないというところです。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 予算の部分は、山田課長の話だということ、そこら辺だっただけあり得るんだというふうに認識をしました。絶対使って悪いとかないかなくてね。

そして、あとは寒河江だけでなく、やっぱり高校再編は、県教委から示されたやつは1ラウンド終わったんです。1ラウンド終わったの。仕切り直ししているわけよ。次の展望を持ってね。それが、この寒河江の未来の高校を考える会というような形で、そこの中では産業高校をつくらうというふうな、実現をしようというふうな目標を持っているわけよ。そうしたときに、寒河江市だけでやっただけ、その実現の可能性は弱いと。もっと実現の可能性を高めるためには、西郡一緒になってすべきでないかというふうなことをその会をもっと大きくしろ、すべきだというふうなことを提起してきているんです。そのことについては、ぜひ27年度にそのものを追求していただきたい。市教委としてもね。その事務局を担っている市教委としても、ぜひそういうふうな方向で頑張ってもらいたいというふうに思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか。

○**國井輝明委員長** 荒木教育長。

○**荒木利見教育長** 私たちの思いは寒河江だけに限らないわけでありまして、西村山全体ということ視野に入れているわけでありまして、今委員の言われたようなことも、来年すぐ実現できるかどうかはわかりませんが、そう

いう方向性は持ちながら活動をしていきたいと思っています。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 167ページになります。

10款3項1目学校管理費についてです。今回、陵西中学校でボイラー施設の整備ということで上がっているようなんですけれども、基本的には多分学校の今ある配管等を使うので難しいとは思いますが、このボイラー等で再生可能エネルギー等を検討されたのかどうか伺いたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** お答えいたします。

再生可能エネルギーの設備として、具体的にはペレットボイラーを設置できるかどうかということで検討をいたしました。さまざまな資料等での分析はもちろんですけれども、実際に現在、教育施設としてペレットボイラーを導入しているのが村山産業高校、こちらのほうにも視察に行かせていただきました。ただ、こちらのほうは新設のときからの導入ですので、温水型のペレットボイラーということです。

現在、陵西中学校のほうは蒸気式ですので、ちょっと設備的には違います。また、蒸気式を取り扱っている業者というのは、全国にも余り数はないんですけれども、その業者との連携もとりまして、具体的には広島の方からその業者の担当者呼びまして、陵西中学校の現地調査も行いました。

そのほか、さまざまな資料の収集と分析を行いましたけれども、結果的には温水式にするとすればもう配管から何から全部交換しなくちゃならない、じゃあ蒸気式でそのままやろうとすると既存のボイラー室にはおさまらないとか、あとボイラーだけではなくて重油だきのボイラーと併用する必要があるとか、そういうことも含めると大規模な改修が必要になるというこ

とがわかりまして、費用的な面だけでなく運用管理やスペース的なものも総合的に勘案しまして導入は難しいと判断せざるを得なかったということでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** そこまで非常に検討していただいて、大変ありがたいと思います。やっぱり、この間も1つ導入していただいたんですけれども、なかなか各御家庭で例えばペレットボイラーとかを普及しても、そこまで数がやっぱり使わないので、ペレット自体の値段が余りやっぱり、すごく安いというわけでもないということもありますので、やはりたくさん使える公共施設等でできるだけこういったペレット等を使うものを整備していただければ、たくさん使うようになれば単価自体も落ちますし、また外国にお金を払うのではなくて、地元の森林のほうにお金を落とせるということもあると思いますので、今後もこういったところは御検討していただければと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 188、189ページ。

農林と公共土木、それぞれ単独の災害復旧の関係がありますけれども、それぞれ当初予算で計上されているわけです。そこで、場所と工事の着工及び完成時期、それぞれ教えてください。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

まず、農林災害の関係についてお答えいたします。

このたび予算を計上しておりますのは、具体的どの場所ではなく、実際災害が出た際にすぐに対応できるよう、測量等を行うための費用を計上しているところでございます。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 今、農林課長がお答えしましたけれども、公共土木施設災害復旧事業につきましても全く同じ理由で計上しているものでございます。

○國井輝明委員長 ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）、

次に、第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 848、849ページ。800でない。248よ。248、249ページでした。大変失礼しました。

それで、排水管の埋設状況について計画に対する進捗状況を教えていただきたいと思います。26年度末のメーターで、延長で、計画に対して何%整備される見込みなのか。予算ベースで何%になる見通しなのか。

それから、27年度の計画は埋設延長で何%ぐらいまで達成するのかと、あと予算規模で何%になるのかというふうなことを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ。今現在、埋設計画ずっとありますけれども、その後もまた変更になるかもしれませんけれども、今現在の計画、これの

完成めどは何年度に埋設が完了するというふうな計画になっているのか。

大きく分けてこの3つお願いします。

○國井輝明委員長 森谷下水道課長。

○森谷孝義下水道課長 浄化槽に係ります排水管の平成26年度の計画延長の排水管の延長費のほうになりますけれども、目標2万2,488メートルに対しまして7,378メートルということで、進捗率が72.8%。あと、事業費になりますけれども、計画総額が8億3,000万円に対しまして、平成26年度末の見込み額としまして3億8,123万6,000円で、進捗率は45.93%となるようでございます。

ちょっと27年度につきましては、計算をしていないところであります。

完成めどとしましてという御質問なんですけれども、計画延長が2万2,000、計画総額が8億3,000万円ということですので、今の計画を年間1億円ずつ工事を進めていくという形になりますと、あと5年ぐらいはかかるのかなというふうに考えているところです。

○國井輝明委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はあ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

建設経済分科会	議第7号第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第8号、議第9号、議第10号、議第17号
---------	--

散 会 午後1時21分

○**國井輝明委員長** 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

### 分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第15号
厚生分科会	議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第16号

平成27年3月17日（火曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安孫子和広	病院事務長	荒木利見	教育長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安達晃一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会  
平成27年3月17日(火) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 7号 平成27年度寒河江市一般会計予算  
〃 2 議第 8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
〃 3 議第 9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
〃 4 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
〃 5 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
〃 6 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
〃 7 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算  
〃 8 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
〃 9 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
〃 10 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算  
〃 11 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算  
〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
    (1) 総務文教分科会委員長報告  
    (2) 厚生分科会委員長報告  
    (3) 建設経済分科会委員長報告  
〃 13 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長 日程第1、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務文教分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。

〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日及び10日、委員4名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表及び議第15号であります。

3月9日の審査に入る前に、審査の進行について、議第7号第1表中歳出第9款の審査終了後に歳出第12款、歳出第13款第2表、第3表及び議第15号の審査を行い、その後、議第7号第1表中歳出第10款の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市営住宅の滞納分の件数とその徴収の手だてについて」の問いがあり、当局より「平成26年度の見込みということで滞納者数は28名、滞納額は314万2,400円となる見込みです」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税について、ふるさとチョイスに申し込み可能とするとのことですが、そのめどと返礼品の見直しについて」の問いがあり、当局より「件数の見込みを1億円とし、寄附1万円以上で1万件を想定しています。返

礼品は現在35種類を準備しており、いろいろな組み合わせとプレミアもつけた構成も考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「地域いきいき元気づくり事業についての詳しい内容について」の問いがあり、当局より「地域の団体等で地域の元気を醸し出すような事業に対し、補助金を出して支援する事業です。この事業は、テーマ事業とフリー事業があり、テーマ事業は事業費の5分の4までの補助で限度額100万円、フリー事業は3分の2までの補助で上限が50万円です。平成25年度の実績では、テーマ事業が9件、フリー事業が13件で、合計22件となっております」との答弁がありました。

委員より「選挙啓発事業ですが、投票率が6割を切っている昨今、選挙でこのたび県議会議員、市議会議員の選挙があって、どのような投票率向上策を予算計上されたのか」の問いがあり、当局より「このたびの選挙から市報とかホームページで立会人について公募の方を募集しました。結局、10人ぐらいの応募があったところです。それから、明るい選挙推進協議会の会員もふやしながら足元を固めて啓発していきたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「避難者は全体で190人とありますが、被災者支援専門員が減になったのは避難者の人数が減ったからか」との問いがあり、当局より「人数が減ったということで、通常業務で対応できるということ。あと、社会福祉協議会に生活相談員がおり、こちらと連携して行うということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「自主防災組織育成事業補助金ですが、この300万円という金額で十分なのか」との問いがあり、当局より「以前はこの事業を使って備品購入を行っていましたが、近年備品購入費が減ってきています。自主防災組織の考え方として、自分の地域は自分で守るという意識で災害時の要支援者やお年寄りが地域で助け合う方向になっています。防災意識を高めながら、減災ということで自分たちのところから災害を出さない、災害が出たときにはお互いに助け合うということで、備品購入ではなく、地域の中の災害に対する意識の高揚という組織が多くなりました。昨年9月に中央地区にも設置になりましたが、そこも補助金を使っていません。宝地区も使っていないなど、今回300万円の予算で大丈夫と判断しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「償還金で一番高い利子と一番古い年度について」の問いがあり、当局より「平成3年に農林漁業金融公庫から借り入れたもので5.5%というのがあります。それは残額が少な

くなっており、平成27年度に償還見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学力診断事業ですが、知能検査をした後の対応について」の問いがあり、当局より「知能検査は小学校2、4、6年及び中学校1年生で実施しております。検査を済ますと、検査をした会社のほうから結果が返ってきますので、それを担任が中心となって子供たちの様子を見ます。そして知能と学力の関連も見ます。知能と学力が両方高ければもちろんいいわけがありますが、さまざまな状況がある中で個々の手だてを図るための資料として活用しております」との答弁がありました。

委員より「給食アレルギー対策の食事の数と

その内容について」の問いがあり、当局より「中学校での食物アレルギーの対応ですが、給食センターで対応しているものは卵アレルギーが2名、その他そばアレルギーについては製造時点で同じラインで製造された麺を使わないということで対応しており、そばアレルギーは4名です。アレルギー対応の仕方は、牛乳アレルギーでは牛乳を使わないということで、除去食ということでみんなが食べられます。そのほかに、その食材を使わないでアレルギーの子供だけ別なものを与える代替食というやり方の2つがあります。除去をする場合はみんなと同じものが食べられますが、除去をしない場合は代替でアレルギーの子供には別メニューで出すということで対応をしております」との答弁がありました。

委員より「史跡慈恩寺旧境内総合調査事業の賃金と報酬の内容について」の問いがあり、当局より「賃金につきましては史跡指定になった以外のところ、将来的に追加指定も視野に入れるところですが、それを拡大するための現地調査の賃金です。報奨金につきましては、保存管理計画の策定委員会を立ち上げますので、そのうち委員が8名程度、5回程度を開催するということで20万円、その他さまざまな慈恩寺の文化財の調査、謝金関係、慈恩寺講演会の講師の謝金等を合わせた内容です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月9日、10日及び11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第16号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、最初に議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第3款の一部の審査を行い、その後、歳出第2款の一部、次に歳出第4款の審査を行い、次に議第11号、議第16号の審査終了後に、議第12号、議第13号、議第14号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号第1表中歳入第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「冒険ファンタジーランド整備事業の整備している遊具等は、ゆめタネ@さがえの開催時期に合わせて完成できるのか」との問いがあり、当局より「冒険ファンタジーランドの遊具の完成時期については、工期的に見ますとゆめタネ@さがえの開催時期と重なることから、現時点では秋の完成と考えております」との答弁がありました。

委員より「これまで学童、放課後児童クラブの対象は、小学校3年までという国の考えだったが、今回の法改正によりどう変わったのか伺いたい」との問いがあり、当局より「ことしの4月からは児童福祉法の改正により対象が小学6年生まで拡大されますので、本市でもそのように実施してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「学童保育施設整備事業補助金の中で、エアコンの整備についての説明があったが、全体的にするのか、限定的にするのか伺いたい」との問いがあり、当局より「現在、10カ所学童保育クラブがありますが、まだエアコンが設置されていないクラブは西根のねっこクラブ、柴橋のやまびこクラブ、白岩のさくらっこクラブの3カ所ですが、そちらに設置をするということですので」との答弁がありました。

委員より「病後児保育が市内に1カ所開設しますが、どういう体制で実施するのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「4月から開所いたします寒河江さくらんぼこども園という施設の新設工事を進めておりますが、そこに専用の施設を併設いたします。スペース的には、1階の事務所脇に2部屋設ける予定でおります。感染性の場合には分ける必要がありますので、2部屋を設ける計画です。また、定員は3名と考えております」との答弁がありました。

委員より「母子、父子及び寡婦福祉事業で、寒河江市の場合、生活が大変だったりして子供の面倒を見られない世帯はないのでしょうか。その辺の実態や把握の仕方等も含めて教えていただきたい」との問いがあり、当局より「母子世帯につきましては母子自立支援員なども配置しながら、離婚問題から生活問題などさまざまな相談などを受け付けているところです。その中で、母子、寡婦福祉事業としましては就労支援、児童扶養手当等の支給なども行っていますし、生活資金あるいは就学就労のための資金貸し付け等を行っているところです。また、生活が困難だという家庭については、自立支援施設もございます。昨年度までは1世帯入所措置もしてございました。また、子供を見られないという場合は、十分その世帯の調査をした上でですが、児童養護施設への児童の保護ということも行っております。そういった措置をとりながら、子供の健全育成ができるように努めて

おります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防犯対策事業におけるLEDの設置計画と今後の取り組みについて伺いたい」との問いがあり、当局より「平成25年から30年までの計画を28年度まで前倒しをして実施するわけですが、市内の3,500基をLED化する計画をしており、26年までに1,459基のLED化が完了しております。27年度は1,100基、28年度も1,100基、計画どおり進みますと3,500基全てLED化されると見えています。今後の取り組みについてですが、LEDの設置についてはそれぞれの地区に同じパーセントでLED化が進むように取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「LED設置についてどのような形で業者へ発注しているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「LED発注の仕方ですが、各町内会から電灯のある場所の報告を受けており、更新するものを地図に落とし、業者に依頼しております。また、27年度は設置箇所も多くありますので、工事期間中に1社だけで交換できる業務量なのかも判断しながら検討していくこととしております」との答弁がありました。

委員より「戸籍住民基本台帳事務事業の個人番号カード交付事業が28年1月からスタートしますが、そのスケジュールとメリットについて伺いたい」との問いがあり、当局より「マイナンバーカード交付事業のスケジュールですが、平成27年10月に市民の皆様へマイナンバーの通知カードを発送します。それに基づいて、個人番号カードが必要な方については申請をさせていただいて交付するという流れになります。また、メリットにつきましては、この制度が社会保障

関係等に活用できるよう導入されますので、この制度が始まることにより例えば所得証明をとる必要がなくなるなど、市民の利便性向上や行政の効率化が図られるものと考えています」との答弁がありました。

委員より「消費者行政推進事業の委託料517万1,000円の中身について伺いたい」との問いがあり、当局より「放射性物質の簡易検査に係る委託料です。内容的には、学校給食の食材の放射能検査、町内会が行う側溝の泥上げ実施前の放射能検査委託料となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民浴場管理運営事業で、今回防犯カメラを設置すると伺ったときに、脱衣所荒らしがある中で中に設置するものと思いましたが、駐車場荒らし等や通学路の監視と伺った。これまで駐車場荒らしの報告や脱衣所荒らしなど被害の報告があったのか伺いたい」との問いがあり、当局より「被害の状況ですが、車上荒らしや脱衣所荒らしについて、私どものほうに報告がありました。今回、防犯カメラを設定するに当たって、警察などから犯罪の状況もお聞きして、中に設置するか外に設置するかの検討を行いました。脱衣所荒らしも玄関などの外側に設置しておけばその人を特定できるとの判断から、外に2台設置させていただくことになりました」との答弁がありました。

委員より「フッ素塗布事業について、現在行っている対応を変えるのかどうか伺いたい」との問いがあり、当局より「フッ素塗布のチラシの件につきましては、歯科医師会の先生と連絡をとりまして、新たなチラシとして今月から配っているところですよ」との答弁がありました。

委員より「未熟児医療給付事業についてですが、2,000グラム未満の新生児に対しての補助が行われているが、その成果について伺いたい」との問いがあり、当局より「給付した新生児については亡くなられたという情報は聞いておりませんので、順調に発育しているものと理解しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保運営協議会のメンバーと選出枠、それから国保運営協議会の運営について教えていただきたい」との問いがあり、当局より「国保運営協議会のメンバーは全部で9名、選出団体は3つに区分されております。1つは医師、歯科医、薬剤師、2つ目は被保険者代表3名として農業者代表1名、商業者代表1名、年金受給者代表1名、3つ目が広域代表として町会長連合会長1名、防犯協会会長1名などで9名のうち4名が女性となっております。また、国保運営協議会は4年間税率の改正をしておりますので、開催しておりません。仮に、税率を上げるという状況になれば、協議会を開いて、詳細な資料で協議をしていただくこととなります」との答弁がありました。

委員より「保健衛生普及事業で、医療費通知とジェネリック医薬品の医療費の差額通知委託料ですが、件数的にどれくらいあるのか。また、ジェネリック医薬品の使用頻度について伺いたい」との問いがあり、当局より「医療費の通知の作成については、1回当たり4,800件で年6回です。3万件弱になります。ジェネリック差額通知については、1回2,000件で年2回と見込んでいます。また、ジェネリック医薬品の使用頻度については、24年度31.77%、25年度

34.54%と年々伸びております」との答弁がありました。

委員より「保険税全体で9%上積みした総額が提案されているが、低所得者に対する救済というような部分が検討されているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「低所得者の対策については仕組みとして所得に応じて軽減がありますので、そちらを使うということになります。今回、制度改正によりまして上限が少し上がりましたが、軽減のほうも拡大になっております。それらも入れ込みながらシミュレーションすることになっております」との答弁がありました。

委員より「国保税について、一般会計から繰り入れて国保税の負担を軽減する必要があると思うが、そういう考えはあるのか」との問いがあり、当局より「一般財源からの繰り入れで保険税の軽減ということは福祉医療分しかしておりませんので、それを踏まえて今回も予算上は見えておりません。一般財源を入れて税率を下げるということは、今のところ予定はしておりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「直近の患者数と見比べると、年間の患者数ですが1.2倍しないと予算にある患者数にならないが、どのようにしてこの1.2倍に上げるのか。上げるためのプラス要素を検討されているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「予算の数字は基本的には目標数値という部分があります。企業会計上、マイナス予算を組む場合は、次年度以降で合理的な理由でプラス・マイナス・ゼロになる見通しが見つからない場合は、マイナス予算を組めないという事情があ

ります。また、28年度に向けましては、経営形態の見直しとあわせて経営努力的に特色のある外来とか地道な経営努力を重ねて、目標に届くように頑張っていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「病院の経営形態の見直しを想定した予算計上をしているのか。それから、これまで進めてきたアクションプランはどういうふうに変わっていくのか伺いたい」との問いがあり、当局より「経営形態の見直しについては、27年度からの実施ではないことから予算については特に計上していないということで御理解をいただきたいと思います。なお、経営形態を変えれば即経営改善につながるものではありませんが、その経営を健全化するための土壌づくりといいますか、環境づくりをするという意味では、経営形態を変えることも一つのきっかけになるのではないかと考えているところであります。なお、アクションプランにおいて経営形態の部分については、言及されていないということもありますので、直接そこに対して影響はないというふうに考えております」との答弁がありました。

委員より「地域の医療機関との連携は大事なところですが、医療機関からの紹介件数はどれくらいあるのか。また、逆紹介はあるのか」との問いがあり、当局より「外来に関しては、昨年度は1,080件です。今年度は1月末までで868件になっており、推計しますと今年度は20件ほどふえる見込みになっています。また、逆紹介につきましては、紹介された患者さんは紹介元の開業医の先生に戻すようにしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます

委員より「健康診査等事業の委託料の内容について教えていただきたい」との問いがあり、当局より「健康診査を広域連合から委託を受けて、それを市のほうで成人病センターのほうに再委託をするという委託料です」との答弁がありました。

委員より「成人病センターに委託をするということだが、その支払いは実情に合わせて支払いをするということなのか」との問いがあり、当局より「実績に応じて支払いをすることになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます

委員より「第6期介護計画がスタートする初年度の予算で、大事な予算だと思います。介護保険計画事業計画を実効あるものにするために、どのように進行管理について考えているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度予算ですけれども、介護保険事業計画で示しております施設整備事業につきましては、29年度開設のものでありますので直接来年度予算には関係してきません。また、介護保険法の改正によりまして、新たに地域支援事業で取り組む事業として在宅医療介護連携推進事業ですとか認知症対策などの事業について、この事業の中で取り入れて計上しております」との答弁がありました。

委員より「本市で介護支援を受けているお年寄りの人数、それから介護従事者について伺いたい」との問いがあり、当局より「介護サービスを受けている方の内訳ですが、サービス受給者数は25年度で1,742名います。居宅サービスを受けている方が、1,343名です。あと、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームに入所して

いる方が291名です。そして、介護老人保健施設やすらぎの里に99名、介護療養型医療施設の厚生病院などに9名です。それから、介護従事者につきましては、寒河江市民の方が寒河江の事業所を利用するとは限りませんので、人数は把握しておりませんが、介護従事者に関する調査というのは国独自に調査をしており、県が一括して各事業所のほうに従事者数や専門の資格を有している方など細かい調査を行っております」との答弁がありました。

委員より「介護予防事業で要介護、要支援にしないために、どのような予防事業を展開されるのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「今まで行ってきたのは、1次予防としてふれあいサロン、生きがいデイサービス事業、さわやか健康教室などですが、2次予防では口腔ケアや運動機能向上事業などになります。今まで取り組んできたものを継続し、それ以外にも検討し実施してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日、10日、委員全員出席し開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第8号、議第9号、議第10号及び議第17号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については歳出第5款の審査後に歳出第7款の審査を行い、その後に、歳出第6款、歳出第11款第1項、歳出第8款、歳出第11款第2項の順に審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「雇用対策事業で雇用創出の目標人数はあるのか」との問いがあり、当局より「予定として35人を目標としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「東京事務所に職員を派遣しているが、新しい進展はあったのか」との問いがあり、当局より「平成23年度より4年目となりますが、今年度は2月末現在で120社ほど訪問しているが、企業誘致までは結びついていないというのが現状です」との答弁がありました。

委員より「技能オリンピックの選手育成助成金は、市内にある事業所か」との問いがあり、当局より「平成28年度に技能五輪大会を本県で開催することになっており、技能五輪に出場する選手を育成する市内の企業を対象と考えてお

ります」との答弁がありました。

委員より「昨年、フローラの地下につくったさんで～すて～じの利用度はどうか」との問いがあり、「フローラの地下につくりました文化交流広場については、12月末でさんで～すて～じが30回2,347人、一般利用が51回1,237人、合計3,584名となっております」との答弁がありました。

委員より「みこし製作の補助金について、ことし新たにみこしをつくりたいという申し込みはあるのか」との問いがあり、当局より「現在のところ話は聞いておりません」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえの予算は、昨年と比べてどうなのか」との質問があり、当局より「昨年より減っております。スリル系の大型遊具などを削減し、さくらんぼの祭典や花あかり月うたげ、ののの市といった事業と花花壇を充実したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで一旦散会し、翌3月10日午前9時30分より会議を再開しました。

初めに、議第7号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「農事実行組合活動負担金で、組合数は幾つあるのか。負担金は幾らか」との問いがあり、当局より「実行組合数は159組合、支払金額は1組合当たり710円です」との答弁がありました。

委員より「新規就農者推進事業の海外研修は、具体的にはどうなのか」との問いがあり、当局より「海外研修は以前から行っておりましたが、9.11テロ後、中断していました。また、27年度から再開しようということで計画するもので、青年農業者または女性農業者を中心に2名を考

えております。時期は秋から冬にかけて、場所は基本的にオセアニアを考えております」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業補助金について、高所作業台は1戸当たり幾らの補助で何戸くらい予想しているのか」との問いがあり、当局より「3分の1の補助で30万円を限度に10軒分を予定しております」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業補助金は、60歳以上を基準の中に設けているが、経営移譲などで60歳以下の人が経営者となり、家族経営でみんな協力して60歳を過ぎた方が主体となって作業をしているのが実態で、高所作業台を必要としている。経営者が60歳未満だから該当しないというのはおかしいのではないか」との問いがあり、当局より「今後、改善策について検討させていただきたい」との答弁がありました。

委員より「葉山高原牧場は原状復帰して返さなければならないということがあったと思うが、国に返せるのはいつごろを目標にしているのか」との問いがあり、当局より「葉山高原牧場は、現在休牧中ですが、葉山一帯と田代地区の地域づくり計画の中で決まってくるものと思います」との答弁がありました。

委員より「県産認証材やまがたの木普及利用促進事業補助金の県産認証材の確認は、どの過程で行うのか」との問いがあり、当局より「申請受け付け時及びその後の現地調査で確認します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民から出された要望について、優先順位が低いと順番がなかなか回ってこないもので、一定の年数が来たものには少し点数を加算するなどして優先順位を上げる方法はないのか」との問いがあり、当局より「市民から出された要望についての優先順位は、県内で初めて導入したもので、静岡県浜松市を参考にしながら審査会を行っておりますが、寒河江に合った点数のつけ方とかこれからまだまだ改良していかなければと思っております」との答弁がありました。

委員より「交通安全施設整備事業でガードレールは今回どのくらい整備を予定しているのか」との問いがあり、当局より「防護柵と合わせて100万円の予定です」との答弁がありました。

委員より「カーブミラーはどこからか寄附をもらっていたのではなかったか」との問いがあり、当局より「市民生活課が窓口で、農協さんよりもらっているものです」との答弁がありました。

委員より「カーブミラーは、平成27年度に何カ所予定しているのか」との問いがあり、当局より「寄附の数にもよるので明言できませんが、予算上100万円を予定しております」との答弁がありました。

委員より「グラウンドワークで交換している側溝のふたの申し込みはいつからで、終わるのはいつころか」との問いがあり、当局より「5月ごろに各町会長さんに通知を出しまして、例年ですと終了するのはおおよそ秋ごろとなっております」との答弁がありました。

委員より「公園整備事業の公有財産購入費は、チェリーランド前のバイパス沿いにある開発公社の土地を市で買うということか」との問いが

あり、当局より「チェリーランド駐車場内にある国有地と、国道112号沿いにある寒河江市土地開発公社所有の土地を国土交通省と等価交換し、寒河江市土地開発公社より市が購入するものです」との答弁がありました。

委員より「山西米沢線の整備事業、工事がおくれているが、施工業者より工事だよりが出されているようだが、所管の委員会にも出すべきではないか」との問いがあり、当局より「早急に出させていただきます」との答弁がありました。

委員より「街路樹の根上がりにより歩道の舗装面が盛り上がり、歩行者に危ないという苦情がある。チップを敷いて改良されたところが見受けられたが、全部やるのか」との問いがあり、当局より「植樹ますのところで歩行者の安全性確保のため、植樹帯としてチップを敷いたものです。今年度は市道石川西洲崎線を予定しておりますが、継続的にやっていきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道供用開始区域において、下水道をつながないで使わない理由は何か」との問いがあり、当局より「今年度、どういう理由でつながないのかダイレクトメールとアンケート調査を実施しまして、1,155件に出して200件から回答をいただきました。現在、集計途中ですが、つながない理由は高齢世帯で工事費が高いということと、浄化槽を設置してまだ使

えるということが多かったようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ことしで3年目だが、進みぐあいはどうか」との問いがあり、当局より「平成24年から平成26年までの3カ年で合計151基となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「工事請負費の施設整備は、何をするのか」との問いがあり、当局より「データ通信のバッテリー交換の予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水道管の老朽化による交換工事をやっているが、工事をする場所の順番はあるのか」との問いがあり、当局より「順序としては、石綿管など非常に危ないところから先に行いました。今は塩ビ管の中でも接続部が外れやすいものが残っており、そういうところの工事をしています。メインになるところは、ほぼ終わりつつあります」との答弁がありました。

委員より「メイン管の更新が100%近いということは、今度は枝管、支管ということだが、

完成予想は何年ころか」との問いがあり、当局より「埋めたものが必ず寿命が参りますので、毎年相当数の距離はずっと更新していくことが必要になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決に入ります。

初めに、議第7号、議第11号、議第12号、議第13号の4案件を除く議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算の7案件を一括して採決い

たします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は各分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決すること

に賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時29分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明